

豊橋市地域防災計画  
豊橋市水防計画  
資料編

(令和5年2月修正)

豊橋市防災会議

豊橋市



# 目次

I	豊橋市の自然条件	
1.	地形・地質	(防災危機管理課) 1
2.	気候	(通信指令課) 2
(1)	月気温	2
(2)	月湿度	2
(3)	月降水量	2
(4)	最多風向	3
(5)	月平均風速	3
(6)	月別日最大降水量の記録	3
(7)	日最大降水量の順位	3
II	豊橋市の社会的・経済的条件	(防災危機管理課) 4
III	災害	
1.	気象災害	5
(1)	風害	(防災危機管理課) 5
(2)	水害	(防災危機管理課) 5
(3)	高潮	(防災危機管理課) 6
(4)	過去の主な風水害	(防災危機管理課) 7
(5)	台風の大きさと強さの階級分け	(防災危機管理課) 9
(6)	土石流	(河川課) 9
(7)	山崩れ・がけ崩れ	(河川課) 9
(8)	塩害	(中部電力パワーグリッド(株)、農業支援課) 9
2.	火災	(消防救急課) 10
IV	防災上注意すべき自然的・社会的条件	
1.	河川の状況	11
(1)	国土交通省管理河川(一級河川)	(国土交通省豊橋河川事務所、河川課) 11
(2)	愛知県管理河川(一級河川・二級河川)	(県東三河建設事務所、県三河港務所、河川課) 11
(3)	豊橋市管理河川(準用河川・普通河川)	(河川課) 12
2.	河川等注意箇所(重要水防箇所)等	14
(1)	河川注意箇所(重要水防箇所)	(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、 河川課、消防本部総務課、中・南消防署) 14
(2)	ため池注意箇所(重要水防箇所)	(農地整備課、消防本部総務課、中・南消防署) 19
(3)	防災重点農業用ため池	(農地整備課) 20

(4) 海岸注意箇所	（県東三河建設事務所、県三河港務所、農地整備課、 消防本部総務課、中・南消防署）	21
3. 大雨浸水対策事業及び大雨浸水注意箇所		22
(1) 大雨浸水対策事業	（河川課）	22
(2) 大雨浸水注意箇所	（河川課、下水道整備課）	22
(3) 低地域分布状況	（河川課、消防本部総務課）	23
4. 津波危険地域	（防災危機管理課）	24
5. 事前避難対象地域	（防災危機管理課）	25
6. 土砂災害（特別）警戒区域等		26
(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	（河川課）	26
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	（河川課）	33
7. 山地災害危険箇所	（農業支援課）	34
8. 土砂・山地災害区域内の避難行動要配慮者関連施設	（農業支援課、河川課）	35
9. 砂防指定箇所	（河川課）	35
10. 道路注意箇所	（道路維持課）	35
11. 貯木場	（県三河港務所）	35
12. 危険物（石油類等）大量保有事業所	（予防課）	36
13. 毒物・劇物大量保有事業所、製造所	（愛知県）	36
14. 煙火製造所	（予防課）	36
15. 高圧ガス等大量保有事業所	（予防課）	36
16. 放射性物質保有事業所	（予防課）	37
17. ガス施設	（サーラエナジー㈱）	37
18. 火災注意箇所	（消防救急課、中・南消防署）	38
19. 中高層建築物	（予防課）	38
20. 地下建築物等		39
(1) 地下通路（横断地下道路）	（土木管理課、道路維持課）	39
(2) 地下建築物	（予防課）	39
21. 都市計画における地域の指定		40
(1) 用途地域	（都市計画課）	40
(2) 防火地域及び準防火地域	（都市計画課）	40
(3) 土地区画整理事業施行箇所	（区画整理課）	40
(4) 公園緑地	（公園緑地課）	41
22. 港湾施設		41
(1) 航路	（みなと振興課、県三河港務所）	41
(2) 泊地	（みなと振興課、県三河港務所）	41
(3) けい留施設	（みなと振興課、県三河港務所）	41
23. 要配慮者利用施設（避難促進施設）		42
(1) 洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域	（長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、	

子育て支援課、保育課、健康政策課、住宅課、学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)	42
(2) 土砂災害警戒区域……………(長寿介護課、障害福祉課、保育課、健康政策課、 学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)	52
(3) 津波災害警戒区域……………(長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、保育課、健康政策課、 住宅課、学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)	52
24. 浸水想定区域内に立地し、申出のあった大規模工場等……………(防災危機管理課)	55

## V 防災上必要な施設・設備等

1. 気象等観測施設、設備等……………	56
(1) 雨量観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、通信指令課)	56
(2) 水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)	56
(3) 潮位・水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所)	56
(4) 風向、風速観測所……………(通信指令課)	57
(5) 気象観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	57
(6) 地震観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	57
2. 消防施設・設備等……………	57
(1) 消防庁舎、消防機械配置……………(消防本部総務課、消防救急課)	57
(2) 消防団人員・機械器具……………(消防本部総務課)	58
(3) 化学消火剤(消火原液)の備蓄……………(消防本部総務課、予防課)	58
(4) 流出油防除資器材……………(環境保全課、予防課)	59
(5) 消防水利……………(消防本部総務課)	59
3. 通信施設・設備等……………	60
(1) 市主要災害通信施設……………(防災危機管理課、通信指令課)	60
(2) 放送施設……………(日本放送協会名古屋放送局豊橋支局、広報広聴課)	64
(3) その他の通信施設……………(防災危機管理課)	64
4. 水防施設・設備及び水防区域等……………	65
(1) 水防倉庫及び水防資器材……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、 防災危機管理課)	65
(2) 水防屯所(消防団詰所)……………(消防本部総務課)	68
(3) 水防用救助器具……………(消防救急課、中・南消防署)	69
(4) 移動用応急排水ポンプ……………(防災危機管理課、道路維持課)	69
(5) 水防用発電機・投光機……………(消防救急課、中・南消防署)	70
(6) 排水ポンプ場等……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河農林水産事務所、 県三河港務所、河川課)	71
(7) 巡視及び警戒分担区域……………(河川課、農地整備課、公園緑地課、中・南消防署)	80
5. 救助救護施設・設備等……………	92
(1) 救助機械器具……………(消防救急課、中・南消防署)	92
(2) 救護班連絡体制……………(健康政策課)	94

(3) 産業基地応急救護所 .....	(防災危機管理課、健康政策課)	94
(4) 応急救護所 .....	(防災危機管理課、健康政策課)	94
(5) 災害拠点病院 .....	(防災危機管理課)	94
(6) 災害拠点精神科病院 .....	(健康政策課)	94
(7) 救出用資器材等備蓄 .....	(防災危機管理課)	95
6. 避難所・避難場所等 .....		96
(1) 指定避難所 .....	(防災危機管理課、「文化のまち」づくり課、市民協働推進課、長寿介護課、福祉政策課、障害福祉課、教育政策課、生涯学習課)	96
(2) 避難場所等 .....	(防災危機管理課、情報企画課、「文化のまち」づくり課、市民協働推進課、こども未来館、住宅課、公園緑地課、上下水道局、消防本部総務課、教育政策課、生涯学習課、図書館、市民病院管理課、県東三河総局)	102
(3) 指定緊急避難場所 .....	(防災危機管理課)	113
7. 清掃用施設・設備 .....		127
(1) ごみ関係 .....	(廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター、埋立処理課、下水道施設課)	127
(2) し尿関係 .....	(廃棄物対策課、収集業務課、下水道施設課、防災危機管理課、公園緑地課、教育政策課、国土交通省)	128
8. 水道施設・設備等 .....		130
(1) 上水道施設 .....	(浄水課)	130
(2) 給水用資器材 .....	(防災危機管理課、公園緑地課、営業課、浄水課、水道管路課)	132
(3) 下水処理場及びポンプ場 .....	(下水道施設課、下水道整備課)	133
9. 給食施設 .....	(保健給食課)	140
10. 防災活動拠点 .....		140
(1) 広域防災活動拠点 .....	(公園緑地課)	140
(2) 地域防災活動拠点 .....	(公園緑地課)	140
(3) 地区防災活動拠点 .....	(公園緑地課、農業企画課)	140
(4) 市街地防災活動拠点 .....	(公園緑地課)	141
(5) 臨海防災活動拠点 .....	(県三河港務所)	141
(6) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧 .....	(防災危機管理課)	142
11. 救援物資の受入基地 .....	(「文化のまち」づくり課、商工業振興課、「スポーツのまち」づくり課)	148

## VI 必要物資の備蓄・調達

1. 備蓄場所(防災備蓄倉庫) .....	(防災危機管理課)	149
2. 備蓄品 .....		149
(1) 食料備蓄品 .....	(防災危機管理課)	149
(2) 生活備蓄品 .....	(防災危機管理課)	150
(3) 乳児用備蓄品 .....	(防災危機管理課、こども保険課)	150
3. 調達品 .....		151
(1) 食品調達 .....	(防災危機管理課、安全生活課、農業支援課)	151

(2) 日用品調達 .....	(防災危機管理課)	151
4. 薬品衛生材料備蓄 .....		152
(1) 備蓄医薬品等 .....	(防災危機管理課、健康政策課)	152
(2) 包帯材料備蓄 .....	(防災危機管理課)	154
(3) 医薬品等調達 .....	(防災危機管理課、健康政策課)	154
5. 避難所等備蓄品等 .....	(防災危機管理課)	155
(1) 第一指定避難所 .....		155
(2) 第二指定避難所 .....		156
(3) 福祉避難所 .....		156
(4) 津波防災センター .....		156
(5) 津波の浸水区域避難所 .....		156
(6) 避難支援場所防災倉庫 .....		156
(7) 帰宅困難者等支援施設 .....		156
(8) 帰宅困難者等一時支援施設 .....		156
VII 建設機械（道路復旧、障害物除去、火災等に使用するもの）の保有・調達		
1. 建設機械の保有数 .....	(ゼロカーボンシティ推進課、道路維持課)	157
2. 建設機械等の調達 .....		157
(1) 掘削機械等 .....	(土木管理課)	157
(2) クレーン車 .....	(防災危機管理課、消防救急課)	157
VIII 輸送用車両等の状況		
1. 車両可動予定数 .....		158
(1) 市有車両 .....	(資産経営課)	158
(2) 営業用車両 .....	(豊橋陸運協会)	158
2. 災害時におけるバス利用に関する協定締結先 .....	(防災危機管理課)	158
3. ヘリコプター発着可能場所 .....		159
(1) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場 .....	(消防救急課)	159
(2) 緊急時ヘリコプター離発着可能場所 .....	(防災危機管理課)	159
IX 災害時相互応援及び物資供給協力等協定		
1. 消防相互応援協定 .....	(消防救急課)	160
2. 災害時相互応援協定 .....	(防災危機管理課)	160
3. 水道応援協定等 .....	(上下水道局総務課、営業課、浄水課、水道管路課、 下水道施設課、下水道整備課)	160
4. 廃棄物災害時相互応援協定 .....	(ゼロカーボンシティ推進課、廃棄物対策課、資源化センター)	161
5. 輸送協定 .....	(防災危機管理課、商工業振興課)	162
6. 災害復旧協定等 .....	(防災危機管理課、土木管理課、建築課、公園緑地課、消防救急課)	162

7. 医療応援協定等	（防災危機管理課、健康政策課、市民病院、生活衛生課）	163
8. 物資協定等	（防災危機管理課、農業支援課）	164
9. その他の協定等	（防災危機管理課、情報企画課、市民税課、政策企画課、広報広聴課、市民課、市民協働推進課、安全生活課、多文化共生・国際課、福祉政策課、健康政策課、環境保全課、商工業振興課、産業政策課、農地整備課、河川課、住宅課、会計課、消防救急課、長寿介護課、土木管理課、教育政策課、保健給食課）	165

## X 防災関係機関災害対策活動組織

1. 中部地方整備局豊橋河川事務所（風水害対策支部運営要領・地震災害対策支部運営要領）	172
2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部（東三河方面本部等実施要領）	190
3. 愛知県豊橋警察署（警備本部の組織及び所掌事務）	202
4. 西日本電信電話株式会社東海支店（災害対策本部体制）	203
5. サーラエナジー（株）（東三河支社、豊橋事業所、豊橋供給センター）、サーラ E&L 東三河（株）（緊急出動体制表）	204
6. 中部電力パワーグリッド株式会社豊橋営業所（防災本部の構成）	205
7. 豊橋鉄道株（災害対策本部組織図）	205

## XI 関係法・条例等

1. 豊橋市防災会議	206
(1) 豊橋市防災会議条例	206
(2) 豊橋市防災会議委員名簿	208
(3) 豊橋市防災会議運営要綱	209
(4) 豊橋市災害対策本部条例	212
(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例	213
2. 災害対策基本法（抄）	214
3. 気象業務法（抄）	235
4. 大規模地震対策特別措置法	238
5. 原子力災害対策特別措置法（抄）	249
6. 水防法	254
7. 豊橋市自主防災組織	269
(1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱	269
(2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱	272
8. 災害救助法施行細則	273
9. 避難指示等の判断基準	292
(1) 三類型の避難指示等一覧	292
(2) 水害	292
(3) 高潮災害	295
(4) 土砂災害	296



## XII 関係資料

1. 地震関係	297
(1) 地震現象	297
(2) 日本における主な被害地震	303
2. 通信関係	311
3. 通報連絡先	312
(1) 防災関係機関 (防災危機管理課)	312
(2) 市関係部局 (市役所・消防署所等)	313
(3) 農業協同組合等 (農業支援課、農業企画課、農地整備課)	313
(4) 県及び消防庁への連絡先 (防災危機管理課)	314
(5) 遠州灘沿岸地区の津波伝達系統図及び三河湾沿岸、河川地区の津波伝達系統 (防災危機管理課、消防本部総務課、通信指令課、中・南消防署、広報広聴課、 農業企画課、農業支援課、農業整備課、河川課、みなと振興課、下水道施設課)	316
4. 地域防災計画付図	
(1) 緊急輸送道路図	図 1
(2) 愛知県の活断層の分布状況	図 2
(3) 防災関係位置図 (市北部)	図 3
(4) 防災関係位置図 (市南部)	図 4



# I 豊橋市の自然条件

## 1. 地形・地質

(防災危機管理課)

本市は、本州のほぼ中心に位置し、その市域は渥美湾の東縁に臨み、渥美半島の基部を占め、豊川河口付近における下流部の西岸から南部へ大きく広がって、その南辺は遠州灘に及ぶ。

市域の地形の概要は、平地、台地、丘陵地及び山地に区分される。これを概観すれば、渥美湾沿岸から豊川及び梅田川に沿って概ね2.5～4kmの幅をもつ帯状の広大な平地を形成している。なお豊川より北方においては階段状に台地を呈し、次第に高度を増して北東部及び北部では海拔20mに及んでいる。

豊川以南では、東部から市の中心市街地を経て牟呂用水が柳生川に注ぐ牟呂町付近へ延びて半島状に海拔数mの低い台地を形成し南側の柳生川に沿う部分は一旦低くなって平地をなすが、これより南方の梅田川との間においては、次第に高度を増して概ね海拔30m以下の台地を形成し、さらにこの台地面は梅田川下流部以南の植田町南西部一帯の地域にわたり、ここでも概ね海拔30m以下の台地となって、渥美湾岸にせまっている。梅田川以南から遠州灘海岸に及ぶ丘陵地は、その南部では海拔70mに及び断ち切られたように海岸へ急斜面を向けている。なお、市域の東部にある二川町付近のJR東海道線以北の地域は、それらとは地形の様相を一変して山嶺の高さが海拔百数十mないし三百数十mに及び山地を形成して、静岡県との県境に至る。

本市域の地盤を構成する岩層は、古生層（秩父古生層）と第四紀層の洪積層及び沖積層である。このうち洪積層（礫層、砂礫層、砂層、シルト層）が市域の大部分を占めて最も広く分布し、主に台地及び丘陵地を構成しており、沖積層（砂礫、砂、シルト）は、主にそれらの間の低地や谷間を埋めて平地をなして分布する。古生層（砂岩、真岩、チャート、石灰岩、輝緑凝灰岩）は、東部の山地を構成し、さらに、市域の大部分を占めて分布する上記の洪積層の基盤をなして地下全般に広く分布し、なお、渥美半島のところどころに、地表高く盛り上がり古生層の山体を形成し、露出しているが、これらは、東部の山地を構成する古生層とは、地下において連続しているものである。

## 2. 気候

(通信指令課)

豊橋市は、南方を太平洋の黒潮が流れ、東、北の二方を山脈に囲まれ温暖な気候である。年間降水量(平年)は1,700mm程度、平均気温(平年)は17℃前後で比較的過ごしやすい。

特徴としては冬季に西北西の季節風が吹き寒さを感じるが、雪は時々ちらつく程度である。

### (1)月気温(単位 ℃)

令和4年

位置 \ 月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		豊橋	最高	13.8	15.0	22.3	27.1
最低	-1.5		0.0	1.1	6.1	8.7	15.0
平均	5.0		5.3	11.5	16.5	19.2	23.5

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
35.4	37.7	33.2	29.1	23.4	16.5	
22.2	23.1	18.5	8.6	5.7	-0.9	
27.1	28.5	26.1	18.9	15.5	7.7	17.1

### (2)月湿度(単位 %)

令和4年

位置 \ 月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		豊橋	最高	96.9	96.1	98.0	98.0
最低	27.7		28.6	22.7	14.4	21.9	41.9
平均	58.0		59.6	60.7	73.3	70.2	79.6

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
98.3	98.0	98.6	97.7	97.7	96.3	
44.7	42.7	42.5	27.5	23.0	28.6	
84.3	81.7	80.0	70.9	68.7	61.6	70.7

### (3)月降水量(単位 mm)

令和4年

位置 \ 月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		豊橋	27.5	39.5	89.0	166.0	240.0

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
361.5	195.0	283.5	44.5	89.5	23.0	1638.0

## (4) 最多風向

令和4年

位置 \ 月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
豊橋	西北西	西	西北西	西北西	北北東	西南西
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	南南東	西南西	東北東	北	西北西	西北西

## (5) 月平均風速 (単位 m/s)

令和4年

位置 \ 月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
豊橋	3.6	3.6	3.2	2.6	2.5	2.4	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
	1.8	2.1	2.3	2.1	2.5	3.6	2.7

## (6) 月別日最大降水量の記録 (単位 mm)

位置 \ 月別	1月	2月	3月	4月
豊橋	89.0	88.0	96.5	104.0
	昭和37年1月1日	昭和54年2月23日	令和3年3月28日	昭和60年4月4日
	5月	6月	7月	8月
	178.0	133.0	229.5	371.0
	昭和48年5月2日	平成29年6月21日	昭和49年7月7日	昭和58年8月17日
	9月	10月	11月	12月
	204.0	215.5	185.0	89.7
	平成3年9月19日	昭和41年10月12日	昭和54年11月4日	昭和37年12月29日

## (7) 日最大降水量の順位 (単位 mm)

位置 \ 順位	1	2	3	4
豊橋	371.0	253.0	229.5	227.0
	昭和58年8月17日	昭和46年8月30日	昭和49年7月7日	昭和20年8月28日
	5	6	7	8
	218.2	215.5	210.5	204.5
	昭和37年7月27日	昭和41年10月12日	平成20年8月28日	令和元年10月12日

## II 豊橋市の社会的・経済的条件

(防災危機管理課)

本市は、わが国のほぼ中央部、愛知県の東南に位置し、東は赤石連山で静岡県に境を接し、南面及び西面はそれぞれ海岸に臨み、市域の北西部を貫流する水量豊かな豊川流域は沖積層に覆われた肥沃な低地をかたちづくり、温暖な気候とあいまって、豊橋の風土を象徴しているかのようである。

東三河の中核となっている本市は、江戸時代に城下町、宿場町としてその集落の基礎が形成され、やがて明治39年8月1日市制を施行し、当時は面積約20km<sup>2</sup>、人口約3万8千人であったが、昭和7年に隣接1町4か村を吸収して以来、生糸の町、軍都として一途に発展した。

しかし、戦禍によって市街地の9割余りが焦土と化した終戦直後は人口約10万人に一時的に減少をみせた。この痛手も不屈ともいえるべき市民の努力と画期的な都市復興区画整理事業の完成により、戦前をしのぐ都市づくりに成功し、昭和30年には石巻、二川、高豊、老津、前芝、杉山、賀茂の1町4村2大字と合併し、市域も広まり全国有数の都市となった。令和2年の国勢調査の人口は、371,920人で平成27年のそれと比較し、2,845人、約0.8%減となっている。

本市は、昭和38年7月東三河が「工業整備特別地域」に、昭和39年4月には三河湾が「重要港湾」に指定され、昭和47年5月には待望の「豊橋港」が開港し、臨海部の用地造成も昭和48年5月大崎地区明海町の誕生以来着々と進んでおりその他道路網、運輸通信施設の整備、工業用水の確保等工業基盤が整備促進され、都市化工業化に向かって急速に進展している。

一方、快適な市民生活ができるよう、上下水道、緑地等生活環境施設、公害対策等を完備充実するとともに土地改良事業、豊川用水事業等農業基盤の整備、中小企業振興対策等農工商の調和のとれた発展を図り、諸々の事業とあいまって豊かで明るく住みよい「豊橋」をめざしている。

平成11年4月1日には中核市に移行し、地方分権の推進、そして地域の中核として力強く前進している。

また、平成18年には市制施行100周年を迎えた。「とよはし100祭」と名づけられた記念事業は、平成17年8月の「太陽の開幕祭」で始まり、平成18年12月の閉幕式「+ネクスト100」まで、1年5か月にわたって展開され、多くの市民が参加した。

そして、平成28年には市制施行110周年を迎えた。記念事業が行われるとともに東三河8市町村で「海フェスタ東三河」を開催、また「あいちトリエンナーレ2016」の会場の一つとして豊橋市で初めて国際芸術祭が開催された。新たな魅力や活動を生み出すきっかけの年として、次の10年に向けこれまで以上にいきいきと輝く一歩を踏み出した。

# Ⅲ 災害

## 1. 気象災害

### (1) 風害

(防災危機管理課)

風が強くなると、その風圧によって建物や施設を破壊し、樹木を倒伏させる災害や海水塩分を内陸へ運んで潮風害を起したりする災害が現れる。また、風の吹き寄せによって湾奥の海岸に高潮を起こすこともある。

風の破壊力は、一般に構造物の形状によって非常に違ってくるが、風圧は風速の2乗に比例して増大するので、風速が2倍になれば破壊力は4倍になる。昭和34年の伊勢湾台風、昭和28年台風第13号などについて最大風速と電柱破壊率との関係を調べた結果によると、この比例関係が明らかに認められる。風速が20%をこえると建物に多少の損害が、25%以上になると建物にかなりの損害を与える。さらに30%をこえるような風は広範囲に家屋の全半壊を生ずる大損害を与える。

風害は台風によるものが圧倒的に多いが、このほか発達した低気圧や前線に伴う強風、局地的に発生する旋風によっても起こる。

#### ア. 台風

愛知県地方に大きな風水害をもたらした台風のうち、とくに伊勢湾台風は記録的な暴風と高潮を伴い、日本の台風史上最大の被害を与えた。

愛知県地方に大きい風害(水害、高潮害を含めて)を与える台風は、当地方の気象状況から見て、9月に上陸の危険性が最も大きく、また、勢力の強いものが多い。

台風の通過経過による当地方への影響の違いについて見ると、台風が豊橋の西側を北上する場合と東側を北上する場合とでは、災害の様相が全く異なる。台風域内の風向は、中心の東側では南寄り、西側では北寄り、北側では東から北東の風が吹き、南側では西ないし南西風が吹き、風速は中心近くほど急激に増している。また、台風は一般に北上することから、台風を運ぶ一般流を考えると、進行方向の右半円では両者が加わって風は強まり、左半円では相殺されて風速は減ずる。

したがって台風が豊橋の西側を通るときは、右半円に入るので風は東→南東→南→西へと変わり、南ないし南東の風は非常に強くなる。一方台風が東側を通るようなときは、左半円に入り風は東→北→北西→西と変わり、西ないし北西の風は強めとなる。しかし、この北寄りの風は一般流との相殺によって弱められている上、陸上を渡ってくるために、地形、建物の摩擦でさらに弱まり、台風が西方を通過する場合の南寄りの風に比べて風速はかなり小さい。

#### イ. 温帯低気圧と前線

温帯低気圧が当地方を通過したり、低気圧が日本海で急速に発達したりする場合、海上では風速が20%に達することがある。陸上ではほとんど被害はないが、海上の小型船舶の遭難がしばしば起こる。また、活発な前線が通過する際の突風は、陸上でも家屋に多少の被害を与えることがあり、海上では漁船の海難の原因となっている。

### (2) 水害

(防災危機管理課)

#### ア. 台風

南方海上に台風が現れると、暖湿気流が南方から大量に送られてくるため、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。さらに台風が接近すると前線は北方に押し上げられ前線の南側では台風の風系に入るので、台風自体のもつ収れん気流による、しゅう雨性の雨がときど

き強く降るようになる。このようなとき愛知県の山岳地方では山の斜面に沿う強制上昇気流による地形性降雨が顕著に現れ、雨量は平地に比べてずっと多くなる。

台風が愛知県の西方を通過するときは、愛知県全体は右半円に入り、南寄りの暖湿気流が強く、山岳地方の地形性降雨はとくに著しい。例として伊勢湾台風を見てみると、台風の直接及び間接の影響による昭和34年9月25・26日の合計雨量の分布は、三河湾沿岸地方で70～100mm、その他の平地や山沿いの地方では100～200mm、三河山間地方では220～320mmとなっており、地形の相違が降雨量の差となって現れている。また、台風が南方から東方へ抜けるような場合は、前線の活発化により県下全般にわたって豪雨に見舞われることがあるが、平地と山岳との差は前記の場合に比べて一般に少ない。この例として、台風が南海上から東方に抜けた昭和11年10月2～3日の場合は、台風が四国沖から熊野灘、遠州灘を経て関東沖に進んだが、2日から3日にかけての雨量は、山間地方で、150～200mm、平野や山沿いでも150～200mmの降雨があり、局地的には300mmに達したところもあった。

#### イ. 梅雨前線

梅雨期の大雨による水害は、台風に伴う大雨による水害とほぼ同様の頻度で発生している。

梅雨前線による大雨は、梅雨明け直前に起こることが多く、梅雨末期の豪雨と呼ぶことがある。梅雨期に雨天が多く河川の水位がかなり上昇しているため、流域に大雨が降るとたちまちはん濫注意水位を超え、堤防の決壊を招きやすい。

愛知県地方での記録的な大雨は、台風を除くとほとんどが梅雨前線によって降っている。梅雨前線の雨は、台風に伴う雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、とくに湿潤暖気が舌状に進入する小範囲の区域に驚異的な豪雨を降らせることがある。

このほか夏季において北太平洋高気圧がやや後退し、寒冷前線が南下してくるような場合に、前線上に発生する前線性熱雷は勢力が強く、局地的に豪雨を降らせ一時的な小河川の氾濫や洪水を起こすことがまれにある。

#### ウ. 集中豪雨

集中豪雨は、狭い範囲に大量の雨の降る現象であり、夕立の時のような激しい雨が、何時間も続くことにより、急な河川の増水やはん濫、家屋の浸水や道路の冠水、土砂災害等の被害の恐れがある。前線の停滞や台風の接近、大気的不安定な状態が続き次々と雷雲が発生しているときなど、大雨を降らせている雨雲に、多量の水蒸気が持続的に運び込まれるときに発生しやすい。

### (3) 高潮

(防災危機管理課)

伊勢湾、三河湾の沿岸では台風が湾の西方を通過するときに高潮が起こっている。高潮は、台風の中心近くの気圧低下で海面がふくれ上がることによる水位の高まりに、強風で海水が岸に吹き寄せられて起こる水位の上昇が加わった現象である。水位は気圧1hPaの低下に対して1cmの上昇、風の吹き寄せ効果では風速の2乗に比例し、伊勢湾では南南東の風の場合に最も大きくなる。

伊勢湾台風は、日本における高潮の最高を記録したが、愛知県は過去にもこのような高潮にたびたび見舞われており、大型台風はいずれも顕著な高潮を伴っている。

台風が接近すると、強風によって海面には風浪が発達する。風浪は岸に近づくと水深が浅くなるため波頭が砕けて磯波となり、堤防や岸壁に衝突すると打ち上がり、強風によって堤防や岸壁を越えて内側へ大量に流れこむ。この海水は堤防の裏側の土砂を洗い流して基盤を弱める作用をするので高潮の水位が堤防の天端より1～2m下方にあっても、打ち上げ波のために堤防の決壊を裏側から早めるこ



とになる。伊勢湾台風の際、最高水位よりも高い海岸堤防が各所で破堤したのは、波浪と打ち上げ波によって大量に海水が越堤したためと見られている。

いったん堤防が破られると、なだれこんだ海水による破壊力は強く、瞬時に家屋を押し流してしまう。しかし、堤防背後の地形や建物の影響は案外大きく、地盤が低く水田や畑が開けている平坦地では、高潮の破壊力は遠方まで及び、反対に地盤が高くなっていたり建物や起伏が多かったりする地帯では、海岸の近傍で破壊力が急速に減衰し、それより遠くでは浸水による被害だけにとどまる。このことは、伊勢湾台風の際に明らかに認められた。

(4)過去の主な風水害

(防災危機管理課)

年月日	種別 (名称)	豊橋市の被害概要
明 31. 6. 5	暴風雨	三河湾方面被害甚大 豊川氾濫
〃 31. 9. 6	〃	東三河地方被害甚大 豊川破堤
大 15. 9. 4	〃	全市に被害大 津田小学校倒壊 児童死亡 19 重軽傷者 153
昭 16.11.28	竜巻	死亡 12 家屋倒壊 44
〃 28. 9.25	暴風雨(台風第 13 号)	高潮被害沿岸部に甚大 (三河湾海岸破堤)
〃 34. 9.26	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	死傷者 130 家屋倒壊 2,135 床上浸水 157 床下浸水 288
〃 37. 7. 2	集中豪雨	死者 1 家屋損壊 4 床下浸水 556
〃 41.10.12	界雷豪雨	死者、行方不明 9 家屋損壊 13 床下浸水 1,940
〃 44. 6. 3	長雨	農畜物の被害甚大
〃 44. 7. 5	(連続雨量 449.3mm)	
〃 44. 8. 4	台風第 7 号	重傷者 1 床上浸水 87 床下浸水 311
〃 44. 8.22	台風第 9 号	床下浸水 7
〃 44.12. 7	竜巻	死傷者 70 家屋の被害 124
〃 45. 6.26	大雨	床上浸水 3 床下浸水 41
〃 45. 8.18	〃	床上浸水 48 床下浸水 1,046
〃 46. 8.30	台風第 23 号	家屋半壊 3 床上浸水 86 床下浸水 1,790
〃 47. 9. 9	大雨	床上浸水 3 床下浸水 244
〃 47. 9.16	台風第 20 号	家屋全壊 2 家屋半壊 18 床上浸水 136 床下浸水 1,650
〃 49. 7. 7	集中豪雨	死者 1 家屋半壊 24 床上浸水 832 床下浸水 4,450
〃 51. 9. 8~13	台風第 17 号	家屋損壊 3 床下浸水 26 堤防破壊 3 道路崩壊 1
〃 52. 5.15	大雨	床下浸水 75
〃 52. 7.27~28	〃	床上浸水 20 床下浸水 330
〃 54.10.18~19	台風第 20 号	床上浸水 4 床下浸水 62
〃 55. 9. 8	大雨	床上浸水 2 床下浸水 20
〃 56. 8.22~23	台風第 15 号	床上浸水 1 床下浸水 24
〃 57. 8. 3	大雨	床上浸水 67 床下浸水 455
〃 57. 9.11~12	台風第 18 号	死者 1 床上浸水 2 床下浸水 53 がけ崩れ 7
〃 58. 8.16~17	台風第 5 号	家屋全壊 1 家屋損壊 1 床上浸水 31 床下浸水 277
平 2. 9.30	台風第 20 号	床上浸水 31 床下浸水 203
〃 2.11.30	台風第 28 号	トラック横転 2
〃 3. 9.19	台風第 18 号	床上浸水 1 床下浸水 9
〃 4. 9.29	大雨	床上浸水 1 床下浸水 9

年月日	種別 (名称)	豊橋市の被害概要
平 5. 9. 8	台風第 14 号	床上浸水 1 床下浸水 18
〃 6. 7. 9	大雨	床下浸水 12
〃 6. 9. 17	大雨	床上浸水 10 床下浸水 106
〃 6. 9. 29	大雨・竜巻	軽傷 19 家屋全壊 6 家屋半壊 84 一部損壊 223
〃 11. 9. 24	竜巻	重傷 15 軽傷 400 家屋全壊 52 家屋半壊 333 家屋一部損壊 2,150
〃 12. 6. 25	大雨	床下浸水 12
〃 14. 1. 21	竜巻	家屋半壊 1 家屋一部損壊 31
〃 14. 10. 1	台風第 21 号	床上浸水 1 床下浸水 1
〃 16. 9. 29	台風第 21 号・竜巻	軽傷 3 家屋全壊 2 家屋半壊 10 家屋一部損壊 150 公共建物一部損壊 3
〃 16. 10. 5	大雨	崖崩れ等 3 避難勧告 3 地区
〃 16. 10. 8	台風第 22 号	河川護岸崩壊 2 河川堤防崩壊 1 土砂崩れ 2 避難勧告 2 地区
〃 16. 10. 20	台風第 23 号	軽傷 1 床下浸水 2 避難勧告 3 地区
〃 19. 7. 14	台風第 4 号	重傷 1 道路損壊 6 道路冠水 10 避難準備情報 1 地区 (賀茂校区)
〃 20. 8. 28	大雨 (平成 20 年 8 月末豪雨)	軽傷 1 半壊 1 床上浸水 126 床下浸水 214 道路冠水 193 避難勧告 2 地区 (磯辺校区、前田南一丁目、鍵田町)、避難準備情報 1 地区 (梅田川流域) [被害は平成 20 年 10 月 9 日現在]
〃 21. 10. 7~8	台風第 18 号	軽傷 2 家屋全壊 1 家屋半壊 24 家屋一部破損 711 床上浸水 15 床下浸水 12 道路冠水 8 避難勧告 2 地区 その他高潮による河川越水 2、強風による倒木 723
〃 23. 9. 21	台風第 15 号	家屋一部破損 48 床上浸水 5 床下浸水 24 道路損壊 1 道路冠水 8 強風による倒木 191 避難勧告 (佐奈川沿いの各町、賀茂霞、下条霞、牛川霞) 避難指示 (賀茂霞、下条霞、牛川霞)
〃 24. 6. 19~20	台風第 4 号	軽傷 4 家屋一部破損 2 道路冠水 4
〃 24. 9. 30~10. 1	台風第 17 号	重傷 1 軽傷 1 家屋一部破損 25
〃 25. 9. 15~16	台風第 18 号	家屋全壊 1 家屋半壊 1 家屋一部破損 61
〃 25. 10. 15~16	台風第 26 号	軽傷 1 家屋一部破損 4
〃 26. 7. 19	大雨	床上浸水 8 道路損壊 1 道路冠水 16
〃 26. 8. 10	台風第 11 号	道路冠水 3 倒木 1
〃 26. 10. 5~6	台風第 18 号	重症 1 軽傷 1 家屋一部損壊 12 床下浸水 1 通行止め 11 道路冠水 31 停電約 2,300
〃 26. 10. 13~14	台風第 19 号	家屋一部損壊 3 通行止め 2 道路冠水 1
〃 27. 8. 30	大雨	床下浸水 1 道路損壊 2 道路冠水 8
〃 27. 9. 8~9	台風第 18 号	重傷 1 道路損壊 10 道路冠水 3 避難勧告 (浜道町新百々池、駒形町退松・山崎、一色町西内張)
〃 28. 9. 20	台風第 16 号	軽傷 1 倒木 1 公共建物一部破損 1 避難準備情報 (柳生川、梅田川沿いの各町)
〃 29. 8. 7	台風第 5 号	竜巻発生:軽傷 3 家屋全壊 3 家屋半壊 6 家屋一部破損 52 停電約 5,400

年月日	種別 (名称)	豊橋市の被害概要
平 30. 9. 4	台風第 21 号	軽傷 1 公共建物一部破損 1
〃 30. 9. 30	台風第 24 号	軽傷 2 道路損壊 1 建物損壊 5 避難勧告 (前芝地区、牟呂地区、吉田方地区、磯辺地区、大崎地区、老津地区、杉山地区、明海地区) 避難準備・高齢者等避難開始 (賀茂町、下条東町、下条西町、牛川町) 停電約 104,400 戸
令 1. 1. 27	暴風・波浪警報	軽傷 4 屋根の損傷、防水シート捲れ等 (うち雨漏り 7 件)、倒木 1、照明灯破損 1

(5) 台風の大きさと強さの階級分け

(防災危機管理課)

平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	大きさ	域内の最大風速 (m/s)	強さ
500km 未満	表現しない	33 未満	表現しない
500～800km 未満	大型 (大きい)	33～44 未満	強い
800km 以上	超大型 (非常に大きい)	44～54 未満	非常に強い
		54 以上	猛烈な

(6) 土石流

(河川課)

豪雨時などに崩壊土砂が溪流を堰止め、これが一時に決壊したり、山崩れの破壊土砂が多量の水分を含み急傾斜を下降したりして、溪岸を侵食しながら流下するもの。水の流れというよりはむしろ流水が樹木岩塊、礫を混入し、あたかもかゆ状になって混流する土石の流れであって、その破壊力は非常に大きく、溪流河川を荒廃させ、沿岸の人家、田畑、公共施設等を埋没させ人命を奪う。

(7) 山崩れ・がけ崩れ

(河川課)

台風や地震等による大規模な山津波から局部的ながけ崩れまでである。これらは、いずれも雨水が主因であり、この原因は傾斜面の土砂が「粘着力」「摩擦力」「滑り力」の関係に、降雨ならびに地下水等が加わって均衡がくずれたときに起こるものである。

愛知県では大きな被害の発生は見えていないが、とくに最近住宅建設の促進に伴う急激な宅地造成等によるところの被害が予想される。

(8) 塩害

(中部電力パワーグリッド株、農業支援課)

塩害は、冬季の季節風によって蓄積された塩分、又は雨の少ない台風 (台風通過直後小雨になってからの強風) によって運ばれた塩分が、小雨又は濃霧などによって流れ出して発生し、しばしば広範囲にわたり、農作物及び電力設備に多大の被害を与える。

電力設備に対する塩害は、早春の小雨とか、台風通過後 1 時間程度経過してからの小雨など、一般の市民が予期しない時に長時間、広範囲の停電をもたらし、また、各所で漏電流による小さな火花が発生し、時によっては、電柱、電線などの焼損事故が発生する。本市は塩害の発生しやすい地形のため電力設備は、耐塩構造となっているが、なお多大な時間と、労力を要する水洗が必要である。

## 2. 火災

(消防救急課)

過去において、特別記録に残るような火災は発生していないが、戦後、高度成長に伴い火災の発生も増加、毎年100から200件余の火災が発生し、建物火災が全体の約50%を占め、また時折工場等大規模建築物が焼失している。豊橋港を中心とした臨海部に建設された工場等産業関係施設、または市街地における高層建築物、木造建築物密集地域等からいったん出火すれば重大な被災が予想される。

### 火災発生状況

区分 年別	火災の種類 (件)						被害					
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	棟数	世帯数	建物焼損 面積(m <sup>2</sup> )	林野焼損 面積(a)	死者	負傷者
平成元	103	15	14	1	105	238	149	151	3,841	888	5	23
" 2	131	10	16		74	231	182	100	6,840	63	14	31
" 3	106	8	22	1	58	195	140	78	5,058	13	2	19
" 4	139	7	18	1	77	242	159	97	3,819	19	4	21
" 5	105	8	26	1	68	208	150	68	8,863	44	4	20
" 6	125	8	16		85	234	182	125	4,689	9	4	23
" 7	95	10	22	1	89	217	136	72	7,599	35	2	25
" 8	92	9	24	1	84	210	120	72	4,251	715	5	23
" 9	140	9	29		77	255	189	122	4,493	141	6	18
" 10	94	3	34		42	173	125	69	6,377	8	2	28
" 11	113	6	20		35	174	151	67	6,306	17	2	18
" 12	96	4	29		68	197	121	84	3,603	44	9	21
" 13	97	5	39		69	210	140	82	4,807	78	6	23
" 14	84	8	20		49	161	118	83	2,042	87	9	15
" 15	88	2	35		41	166	129	99	5,015	23	9	16
" 16	123	4	18		58	203	184	143	6,865	116	4	39
" 17	83	1	22		47	153	95	54	1,690		1	16
" 18	101	3	18	1	54	177	136	88	4,993	1	10	22
" 19	90	7	18	1	65	181	104	61	1,830	21	3	19
" 20	67	3	15		58	143	90	55	2,503	19		12
" 21	92	3	17		51	163	139	76	4,417	7	6	19
" 22	57	5	20		47	129	72	38	1,170	17	2	11
" 23	53	2	20		41	116	67	38	3,203	19	5	19
" 24	74	4	14	1	42	135	106	85	2,982	59	9	10
" 25	71	8	27	1	58	165	98	61	2,847	79	6	16
" 26	64	2	16		49	131	95	59	3,206	1	4	27
" 27	58	5	13	2	31	109	79	50	3,482	4	2	13
" 28	53		7	1	30	91	70	30	1,743			12
" 29	39	5	5		58	107	43	27	2,056	68	3	6
" 30	66	4	12		30	112	77	45	1,722	7	6	9
令和元	56		11		37	104	66	30	1,750		2	3
" 2	49	2	13		37	101	58	36	870	13	2	15
" 3	39	1	13		47	100	46	41	1,484		4	9

## IV 防災上注意すべき自然的・社会的条件

### 1. 河川の状況

(1) 国土交通省管理河川（一級河川）

（国土交通省豊橋河川事務所、河川課）

水系名	河川名	市内延長(m)	備考
とよ 豊川	とよ 豊川	19,600	
	とよがわほうすい 豊川放水路	6,600	豊川からの分派点から海まで
	あいだ 間川	※2,700 (国管理区間延長)	左岸：賀茂町字犬養治 53 番の 1 地先 右岸：賀茂町字新田下 26 番の 2 地先 から豊川への合流点まで
計	3 河川	28,900	

(2) 愛知県管理河川（一級河川・二級河川）

（県東三河建設事務所、県三河港務所、河川課）

水系名	河川名	市内延長(m)	備考
とよ 豊川	あいだ 間川	※6,135 (県管理区間延長。 豊川市内延長含)	左岸：石巻萩平町字釜石 1 番の 7 地先 右岸：石巻萩平町字猫藪 103 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	やす 安川	4,550	左岸：石巻中山町字神子浦 2 番の 1 地先 右岸：石巻中山町字白イ 11 番地先 から間川への合流点まで
	まごし 馬越川	3,000 (県管理区間延長。 豊川市内延長含)	左岸：石巻本町字本郷 18 番の 3 地先 右岸：石巻本町字本郷 18 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	かんだ 神田川	6,907	長彦川の合流点から豊川への合流点まで
	うせ 嵩山川	2,000	左岸：嵩山町字公護 86 番地先 右岸：嵩山町字公護 87 番の 2 地先 から神田川への合流点まで
	みわ 三輪川	※1,700	左岸：石巻町字寺前 16 番の 1 地先 右岸：石巻町字荒木 5 番地先 から神田川への合流点まで
	あさくら 朝倉川	※6,420	左岸：多米町字口田 1 番地先 右岸：多米町字寺町 13 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	うちやま 内山川	※760	左岸：岩崎町字森下 37 番地先 右岸：多米町字川添 8 番地先 から朝倉川への合流点まで
え 江川	2,000	左岸：横須賀町字玄宗 25 番地先 右岸：下五井町字甚太郎 27 番地先 から豊川放水路への合流点まで	
うめだ 梅田川	うめだ 梅田川	14,032	左岸：雲谷町字アラタ 右岸：中原町字東山 静岡県境から海まで
	うちげり 内張川	4,120	曙町字宮前 1 番地先 市道弥生町・畑ヶ田町 49 号線 豊栄橋下流端から梅田川への合流点まで
	にし 西ノ川	※4,185	左岸：野依町字八重八敷 右岸：野依町字井ノ下 旧高豊村界から梅田川への合流点まで
	はまだ 浜田川	4,236	左岸：東七根町字稲場 192 番の 3 地先 右岸：東七根町字宝地道 109 番地先 から梅田川への合流点まで
	つぼぐち 坪口川	1,700	天伯町字東沢 109 番の 1 地先 市道橋下流端から梅田川への合流点まで
	おちあい 落合川	※4,853	細谷町字坂東掘 88 番の 1 地先 県道橋下流端から梅田川への合流点まで
	しょうじん 精進川	※1,700	東細谷町字西籠田 33 番の 1 地先 市道橋下流端から梅田川への合流点まで
	さかい 境川	4,700	左岸：細谷町字深田 67 番地先 右岸：静岡県湖西市字宿南 2593 番地先 から梅田川への合流点まで
やぎゅう 柳生川	はんじり 半尻川	1,400	左岸：雲谷町字ナベ山 10 番地先 右岸：雲谷町字山ミチ 17 番地先 から静岡県境まで
	やぎゅう 柳生川	5,307	左岸：佐藤町字平子 右岸：向山町字水車 山中川合流点から海まで
	やまなか 山中川	※700	左岸：飯村町字西山 6 番の 9 地先 右岸：三ノ輪町 3 丁目 9 番地先 から柳生川への合流点まで
とのた 殿田川	3,260	左岸：飯村町字高山 10 番の 12 地先 右岸：飯村町字高山 10 番の 101 地先 から柳生川への合流点まで	
かみだ 紙田川	かみだ 紙田川	3,908	左岸：東赤沢町字神田 右岸：東赤沢町字原山 庄兵衛川合流点から海まで
さかい 境川	さかい 境川	1,900	老津町字新池 209 番の 1 地先 山田池放水口下流端から海まで
さな 佐奈川	さな 佐奈川	1,000	
計	24 河川	90,473	

## (3) 豊橋市管理河川 (準用河川・普通河川)

(河川課)

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
とよ 豊川	割 <sup>わり</sup> 田 <sup>た</sup> 川	2,190	準用 1,190m・普通 1,000m (砂防 1,000m)
	吉 <sup>き</sup> 祥 <sup>しょう</sup> 川	1,930	準用
	郷 <sup>ごう</sup> 道 <sup>どう</sup> 川	3,150	準用
	日 <sup>ひ</sup> 名 <sup>な</sup> 倉 <sup>くら</sup> 川	1,120	準用
	大 <sup>おお</sup> 江 <sup>え</sup> 川	3,400	準用
	矢 <sup>や</sup> 田 <sup>だ</sup> 川	1,870	準用 190m・普通 1,680m (砂防 1,680m)
	内 <sup>うち</sup> 山 <sup>やま</sup> 川	※1,250	準用
	宮 <sup>みや</sup> 井 <sup>い</sup> 戸 <sup>ど</sup> 川	1,850	準用
	栗 <sup>くり</sup> 八 <sup>や</sup> 名 <sup>な</sup> 川	2,150	準用
	沖 <sup>おき</sup> 野 <sup>の</sup> 川	1,260	準用
	間 <sup>あいだ</sup> 川 <sup>がわ</sup>	※100	普通
	二 <sup>に</sup> の <sup>さわ</sup> 沢 <sup>川</sup>	880	普通
	一 <sup>いち</sup> の <sup>さわ</sup> 沢 <sup>川</sup>	1,740	普通
	北 <sup>きた</sup> の <sup>たに</sup> 谷 <sup>川</sup>	1,400	普通
	松 <sup>まつ</sup> 田 <sup>だ</sup> 川	740	普通
	狭 <sup>せ</sup> 石 <sup>いし</sup> 川	410	普通 (砂防 410m)
	オソヨ川	800	普通 (砂防 260m)
	長 <sup>なが</sup> 彦 <sup>ひこ</sup> 川	1,600	普通 (砂防 500m)
	天 <sup>てん</sup> 神 <sup>じん</sup> 川	1,000	普通
	三 <sup>み</sup> 輪 <sup>わ</sup> 川	※1,700	普通 (砂防 1,700m)
	眼 <sup>め</sup> 鏡 <sup>がね</sup> 川	1,230	普通
	朝 <sup>あさ</sup> 倉 <sup>くら</sup> 川	※1,720	普通 (砂防 1,720m)
	江 <sup>え</sup> 川	※2,140	普通
南 <sup>みなみ</sup> 江 <sup>え</sup> 川	680	普通	
赤 <sup>あか</sup> 岩 <sup>いわ</sup> 川	830	普通	
うめだ 梅田川	精 <sup>しょう</sup> 進 <sup>じん</sup> 川	※2,110	準用 1,090m・普通 1,020m
	沢 <sup>さわ</sup> 渡 <sup>たり</sup> 川	2,370	準用 370m・普通 2,000m
	権 <sup>ごん</sup> 茂 <sup>も</sup> 川	1,670	準用
	八 <sup>や</sup> 田 <sup>た</sup> 平 <sup>ひら</sup> 川	2,290	準用 1,200m・普通 1,090m
	西 <sup>にし</sup> ノ <sup>の</sup> 川	※1,460	準用
	山 <sup>やま</sup> 崎 <sup>ざき</sup> 川	2,380	準用
	火 <sup>ひ</sup> 打 <sup>うち</sup> 坂 <sup>ざか</sup> 川	680	準用 (砂防 470m)
	新 <sup>しん</sup> 橋 <sup>ぼし</sup> 川	1,740	準用 280m・普通 1,460m (砂防 1,140m)
	中 <sup>なか</sup> 原 <sup>はら</sup> 川	2,200	普通
	景 <sup>け</sup> 色 <sup>しき</sup> 川	1,000	普通
	阿 <sup>あ</sup> 羅 <sup>ら</sup> 田 <sup>た</sup> 川	1,450	普通
	墨 <sup>すみ</sup> 焼 <sup>やき</sup> 川	1,500	普通 (砂防 650m)

水系名	河川名	市内延長(m)	備考
うめだ 梅田川	みや 宮川	1,600	普通(砂防 1,274m)
	ひがしごうない 東郷内川	160	普通(砂防 160m)
	ひがしたかだ 東高田川	2,100	普通
	ふじなみ 藤並川	420	普通(砂防 420m)
	どど 百々川	630	普通(砂防 630m)
	たのう 田濃川	1,120	普通
	ひるも 比留茂川	2,930	普通(砂防 1,360m)
	ざるがや 猿ヶ谷川	1,630	普通(砂防 1,210m)
	ぜいた 銭田川	2,160	普通(砂防 2,160m)
	おおやま 大山川	1,020	普通(砂防 1,020m)
	にのさわ 二ノ沢川	2,930	普通(砂防 2,260m)
	たかつか 高塚川	3,570	普通(砂防 3,570m)
	ぶつしょう 仏餉川	820	普通
	おおなわて 大縄手川	1,320	普通(砂防 1,320m)
	おちあい 落合川	※1,520	普通(砂防 1,520m)
	ふじがや 藤ヶ谷川	300	普通(砂防 300m)
みずなし 水無川	1,130	普通	
やぎゅう 柳生川	じぞう 地藏川	560	準用
	みなみとのだ 南殿田川	340	準用
	ちようさん 長三川	870	準用
	うちやま 内山川	1,460	普通
	やまなか 山中川	※1,420	普通(砂防 1,420m)
	きたとのだ 北殿田川	900	普通
	やまだ 山田川	1,410	普通
	とみた 富田川	2,000	普通
かみだ 紙田川	はしづめ 橋詰川	2,370	準用
	しみず 清水川	2,360	準用 1,300m・普通 1,060m
	ほそだ 細田川	1,200	普通
	しょうべえ 庄兵衛川	1,230	普通(砂防 1,230m)
	じんで 神出川	600	普通
まるやま 丸山川	1,600	普通	
さかい 境川	さかいまつ 境松川	1,050	準用
単独	ごけん 五間川	1,800	普通
	はっけん 八間川	1,500	普通
	じゅっけん 十間川	950	普通
	にじゅっけん 二十間川	1,750	普通
	きりはた 切畑川	2,650	普通
	となみ 豊南川	330	普通(砂防 330m)

水系名	河川名	市内延長(m)	備考
単独	味噌川	650	普通
	西方部川	1,400	普通
	茶ノ木川	950	普通
	荒谷川	660	普通
	浜辺川	1,000	普通
	観音川	350	普通
	小判田川	1,750	普通(砂防 350m)
計	82河川	118,460	

※印は管理が複数の団体にまたがっている河川

## 2. 河川等注意箇所(重要水防箇所)等

### (1) 河川注意箇所(重要水防箇所)

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、河川課、消防本部総務課、中・南消防署)

(注) 表中、重要度欄のAは、水防上最も重要な区間をいう。

Bは、国土交通省直轄区間においては、水防上重要な区間をいい、  
県及び市町村管理区間においては、Aの次に重要な区間をいう。

Cは、やや危険な区間をいう。

要は、要注意をいう。

[ ]書きは、重複箇所及びその延長を表す。

位置欄の数値は、河口からの距離を表し、7.8K+86mは7,886mのことである。

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名			
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫				
1	豊 川	一 級	豊 川	19,600	吉前町 左(0.2K~0.4K)	200	B 越水		渡津	第七 吉田方			
2					高洲町 渡津橋 左(2.4K+80m)	渡津橋	要 工作物						
3					三ツ相町~野田町 左(4K~4.2K)	220	B 堤体漏水						
4					牛川町 左(6.6K~7.8K)	910							
5					牛川町 左(6.6K~7.8K)	[910]					B 基礎地盤 漏水	下地 下条	第二 牛川
6					牛川町 左(7.4K~7.6K)	[210]					B 越水		



図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名	延長 (左右岸 (m))	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名		
				位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫			
7	豊 川	一 級 豊 川	19,600	牛川町 左 (8.8K~56m~9.2K)	700	B 堤体漏水		下地 下条	第二 牛川		
8				牛川町 左 (8.6K~8.8K+213m)	410	B 基礎地盤 漏水					
9				牛川町(牛川霞開口部) 左 (6.2K+160m~6.6K+130m)	670	A 越水					
10				牛川町(下条霞開口部) 左 (9.4K~10.2K+30m)	810						
11				前芝町 右 (0.8K~1.2K)	360	B 基礎地盤 漏水				渡津	第八 前芝
12				下地町 右 (6.4K~7.2K)	920	B 堤体漏水				下地	第八 下地
13				大村町 右 (7.4K~7.6K)	160	B 越水					
14				大村町 右 (7.4K~8.6K)	[1,100]	B 堤体漏水					
15				大村町 右 (8.8K~9.4K)	310						
16				大村町 右 (9.6K~9.8K)	280	B 基礎地盤 漏水					
17				大村町 右 (9.8K~10.6K)	780	B 堤体漏水					
18				牛川町 左 (10K~10.2K)	200						
19				牛川町~下条西町 左 (10.2K~10.4K)	200	B 越水		下地 下条	第二 下条 牛川		
20				下条西町~石巻本町 左 (10.6K~14.6K)	4,070	B 堤体漏水		下条	第一 玉川 第二 下条		
21				下条西町 左 (10.8K~11K)	230	B 越水					
22				下条西町 左 (11.4K~12.4K)	[1,020]						
23				下条西町~下条東町 左 (12.6K~13K)	360						

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名	延長 (左右岸 (m))	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名				
				位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫					
24	豊 川	一 級	19,600	石巻本町 左 (13.2K~13.6K)	430	B 越水		下条	第一 玉川				
25				石巻本町~ (豊川市三上町) 左 (13.8K~15.4K)	[1,550]								
26				牛川町(下条霞開口部) 左 (9.2K+14m~9.2K+77m)	60			下地 下条	第二 牛川				
27				石巻本町 当古橋 左 (13.2K+156m)	当古橋	B 工作物		下条	第一 玉川				
28				賀茂町 左 (18.6K~18.8K)	220	B 堤体漏水							
29				賀茂町 左 (19.2K~19.4K)	[200]								
30				賀茂町(金沢霞開口部) 左 (19.2K+100m~20K)	730	A 越水							
31				賀茂町 左 (16.6K~17.8K)	1,200	B 堤体漏水							
32				豊 川 放 水 路	一 級	6,600		前芝町 右 (0.0K+2m)	前芝第 10 陸閘	要 工作物		渡津	第八 前芝
33								前芝町 右 (0.0K+100m)	前芝第 9 陸閘				
34								前芝町 右 (0.0K+157m)	前芝第 8 陸閘				
35								前芝町 右 (0.2K+20m)	青木船 溜樋門	A 工作物			
36								前芝町 右 (0.2K+55m)	前芝第 7 陸閘	要 工作物			
37								前芝町 右 (0.2K+89m)	前芝第 6 陸閘				
38	前芝町 右 (0.2K+153m)	前芝第 5 陸閘											
39	前芝町 右 (0.2K+197m)	前芝第 4 陸閘											
40	前芝町 右 (0.4K+42m)	前芝第 3 陸閘											

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名	延長 (左右岸 (m))	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名				
				位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫					
41	豊 川	一 級	6,600	前芝町 右 (0.4K+69m)	前芝第 2陸閘	要 工作物	月の輪工	渡津	第八 前芝				
42				前芝町 右 (0.4K+131m)	前芝第 1陸閘								
43				前芝町 左 (0.4K+24m~0.4K+102m)	80	B 基礎地盤 漏水							
44				清須町 左 (1.4K~2.2K)	790	B 堤体漏水							
45				清須町 左 (1.6K~1.8K)	[200]	B 基礎地盤 漏水			第八 津田				
46				清須町~川崎町 左 (2.4K~2.8K)	420	B 堤体漏水							
47				川崎町~下五井町 左 (2.8K~4.4K)	1,600	B 基礎地盤 漏水							
48				下五井町~大村町 左 (4.4K~6.2K)	1,820	B 堤体漏水			渡津 下地	第八 津田 大村			
49				前芝町 左 (0.8K+94m)	前芝大 橋	B 工作物			渡津	第八 津田			
50				日色野町 右 (0.8K+94m)									
51				清須町 左 (1.0K)	前芝船 溜樋門	A 工作物			第八 津田				
52				江 川	3,000	横須賀町 左右 (1.50K~1.73K)				230	A 堤防強度	護岸工	
53				間 川	8,835	石巻西川町 左右 (6.08K~6.3k)			220	B 堤防強度	根打機土の工	下条	第一 西郷
54						石巻西川町 左右 (5.94K~6.0K)			60	B 洗掘	護岸工		
55	石巻西川町 左右 (4.48K~4.50K)	20	根固工										
56	(豊川市三上町)~石巻小野田町 左 (0.2K~1.4K)	1,220	B 堤体漏水										
57	(豊川市三上町)~賀茂町 右 (0.2K~1.4K)	1,170	B 基礎地盤 漏水			第一 賀茂							

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸 (m))	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名	
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫		
58	豊 川	一 級	間 川	8,835	(豊川市三上町)～賀茂町 右 (0.4K～1.4K)	[980]	B 堤体漏水		下条	第一 賀茂	
59			安 川	4,550	石巻平野町 左右 (1.42K～1.43K)	10	B 洗掘	舗ブロック工		第一 西郷	
60			神 田 川	6,907	石巻本町 左 (3.0K～3.02K)	20	B 水衝	捨て石工	下地 下条	第一 玉川	
61					牛川町(豊川合流点から上流へ) 左 (0.0K～1.1K)	1,100				第二 下条	
62					牛川町(豊川合流点から上流へ) 右 (0.0K～1.1K)						
63	梅 田 川	二 級	梅 田 川	14,032	浜道町 左右 (5.4K～6.89K)	1,490	B 堤防高	積土のう工	花中 野依	第六 高師 天伯	
64					大岩町 右 (9.38K)	5	B 堤防強度	護岸工		第四 二川 二川南	
65					大岩町 右 (9.3K～9.31K)	10	B 洗掘				
66					二川町 左 (10.1K～10.3K)	200					
67					二川町 左 (10.62K～10.64K)	20					
68			境 川	4,700	中原町、原町(梅田川合流点から 上流へ) 左 (0.035K～0.5K)	465	C 堤防高	積土のう工	第四 谷川		
69					東細谷町 左 (3.35K～3.36K)	10	B 洗掘	護岸補修工	第四 細谷		
70			半 尻 川	1,400	雲谷町(県境上流 300m から上流 へ) 右 (1.465K～1.72K)	255	B 堤防強度	砕打積土のう工	第四 谷川		
71			西 ノ 川	4,185	植田町、野依町(西ノ川橋まで) 左右 (0.0K～1.64K)	1,640	B 洗掘	護岸工	野依	第六 野依 植田	
72					野依町 右 (2.2K～2.25K)	50	B 水衝			第六 野依	
73			普 通	高 塚 川	3,570	野依町(浜田川合流点上流 280m から上流へ) 左右	100	A 工作物老朽	積土のう工	第六 野依	
74			二 級	落 合 川	4,853	二川町 右 (0.0K～0.02K)	20	B 水衝	ブロック積工	花中 野依	第四 二川 二川南

面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延 長 (左 右 岸 (m))	重要水防箇所					担 当 方 面 隊 分 団 名		
					位 置	延 長 (m)	重 要 度	水 防 工 法	出 材 水 防 倉 庫			
75	梅 田 川	二 級	浜 田 川	4,236	西七根町 左右 (3.35K~3.37K)	25	B 洗掘	護岸工・護根工	花中 野依	第五 高根		
76					西七根町 左 (3.63K~3.66K)			30			護岸工	
77	柳 生 川	二 級	柳 生 川	5,307	南松山町 (JR 東海道本線交点から上流へ) 左 (4.9K~5.121K)	321	B 水衝	捨て石工	花中	第六 福岡		
78					南松山町 (JR 東海道本線交点から上流へ) 右 (4.8K~5.12K)						320	A 堤防高
79					向山町 右 (6.4K~6.42K)	20	A 堤防強度	護岸工		第三 向山		
80					向山町 右 (6.77K~6.78K)						10	
81	紙 田 川	二 級	紙 田 川	3,908	老津町、杉山町(境橋上流 120m から上流へ) 左 (0.61K~0.64K)	30	B 堤防高	積土のう工	花中 野依 牟呂	第五 老津 杉山		
82					老津町、杉山町(境橋上流 120m から上流へ) 右 (0.61K~0.64K)							
83		準 用	清 水 川	1,300	老津町(紙田川合流点上流 760m から上流へ) 左	50			B 堤防高	積土のう工	花中 野依 牟呂	第五 老津
84					老津町(紙田川合流点上流 760m から上流へ) 右							

[対照図面：図 3, 4]

(2)ため池注意箇所 (重要水防箇所)

(農地整備課、消防本部総務課、中・南消防署)

図 面 対 象 番 号	た め 池 名	重要水防箇所					管 理 責 任 者	担 当 方 面 隊 分 団 名	
		位 置	延 長 (m)	理 由	重 要 度	水 防 工 法		方 面 隊	分 団 名
1	嵩山池	老津町字嵩山	122.0	堤防強度	B	杭打 積土の う工	豊橋市	第五	老津
2	ひょうたん池	豊清町字比舎古	58.0		B			第四	二川南
3	三太郎池	岩田町字影岩	150.0		B			第二	多米

[対照図面：図 3, 4]

## (3)防災重点農業用ため池

(農地整備課)

ため池名	所在地	堤高 [m]	堤長 [m]	貯水量 [m <sup>3</sup> ]
北ノ池	豊橋市石巻小野田町字滝沢	4	55	7,600
(馬越)大池	豊橋市石巻本町字本郷	10	70	28,000
上池	豊橋市嵩山町字山桂士	7	90	13,500
追間池	豊橋市嵩山町字公護	8	87	16,600
宮前池	豊橋市岩崎町字宮前	4	297	6,000
利兵池	豊橋市岩田町字曾銀	5	445	39,400
影岩池	豊橋市岩田町字影岩	5	427	56,000
三太郎池	豊橋市岩田町字影岩	7	150	9,400
上庄池	豊橋市岩田町字上庄	5	430	39,400
柱大池	豊橋市柱七番町	2	247	3,700
中浜池	豊橋市中浜町	4	170	7,000
昭和池	豊橋市草間町字東山	5	175	77,800
蓮池	豊橋市大崎町字南出口	4	32	2,000
植田大池	豊橋市植田町字大池	5	135	100,000
精進池	豊橋市植田町字蛤沢	4	87	15,000
待池	豊橋市植田町字上海津田	6	69	7,000
中池	豊橋市植田町字中池	6	93	20,000
嵩山池	豊橋市老津町字嵩山	8	122	111,800
権ノ木下池	豊橋市畑ヶ田町字芦川	3	47	1,000
天皇池	豊橋市藤並町字藤並	3	77	3,100
深山池	豊橋市雲谷町字上ノ山	8	114	10,000
頭谷池	豊橋市雲谷町字上ノ山	7	141	26,200
影色池	豊橋市雲谷町字外ノ谷	5	150	20,000
深田池	豊橋市雲谷町字外ノ谷	2	98	6,000
西池(下)	豊橋市中原町字東荒神	4	140	9,100
ひょうたん池	豊橋市豊清町字比舎古	2	58	2,000
平山池	豊橋市中原町字平山	5	146	60,000
大口池(1)	豊橋市三弥町字大口	4	194	15,000
大口池(2)	豊橋市三弥町字大口	4	100	2,000
反茂池	豊橋市大岩町字反茂	5	269	70,000
馬込池	豊橋市雲谷町字上ノ山	5	80	5,400
南ノ池	豊橋市石巻小野田町字中ノ入	3	77	1,700
鳴沢池	豊橋市石巻小野田町字向山	5	40	2,700
摺鉢池	豊橋市中原町字西荒神	2	100	4,000
上ノ池(飯村)	豊橋市飯村町字浜道上	4	110	10,000
唐池	豊橋市二川町字東向山	4	83	4,000

ため池名	所在地	堤高 [m]	堤長 [m]	貯水量 [m <sup>3</sup> ]
空池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下	2	90	5,000
小屋池	豊橋市高師本郷町字山腰	8	67	500
新池(植田)	豊橋市植田町字新池	2	35	3,000
長池	豊橋市高師本郷町字山腰	4	151	4,500
東池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下	3	60	1,700
三弥池	豊橋市三弥町字三ツ家	2	56	6,000
無名池(久保田)	豊橋市大岩町字久保田	3	10	500
銭亀池	豊橋市牛川町字池下	3	107	4,600
沢渡池	豊橋市大岩町字沢渡	3	168	23,200
七股池	豊橋市杉山町字七股池	7	164	40,000
三ツ池(大岩)	豊橋市大岩町字火打坂	7	77	29,000
高当池	豊橋市賀茂町字高当池	5	54	3,000
山神池	豊橋市飯村町字寺前	2	69	7,000

(4) 海岸注意箇所 (県東三河建設事務所、県三河港務所、農地整備課、消防本部総務課、中・南消防署)

図面 対照 番号	海岸名	想定 決壊箇所	被災関係地域			担当方面隊 分団名	
			町名	総面積(ha)	耕地面積(ha)	方面隊	分団
1	御津・豊橋海岸 下佐脇新田・梅菽 地区海岸	梅菽西町 新西浜町	梅菽町	91	81	第八	前芝
			梅菽西町				
			新西浜町	68	—		
2	豊橋海岸 梅菽・前芝 地区海岸	前芝町 浜新田	前芝町	140	86	第八	前芝
			西浜町				
			日色野町	52	41		
3	豊橋海岸 吉前・神野新田 地区海岸	神野新田町 5号堤防	神野新田町 五号	150	113	第七	吉田方
4	豊橋海岸 神野新田 地区海岸	神野新田町 3号堤防	神野新田町 三郷	535	515	第七	牟呂
5	三河港海岸 豊橋地区海岸	神野新田町 二回	牟呂町 松島	230	205	第七	汐田
			神野新田町 二回			第六	磯辺
6	三河港海岸 大崎地区海岸	船渡町	船渡町	85	42	第六	大崎
7	明海海岸	明海町	明海町	576	—	第六 第五	大崎 老津

図面 対照 番号	海岸名	想定 決壊箇所	被災関係地域			担当方面隊 分団名	
			町名	総面積(ha)	耕地面積(ha)	方面隊	分団
8	三河港海岸 老津地区海岸	老津町 森崎	老津町 波入江 中尾 中北 森崎 多聞田 新田	73	53	第五	老津
9	豊橋海岸 杉山地区海岸	天津新田	杉山町天津	79	65	第五	杉山
10	高豊漁港海岸	高豊漁港海岸	東赤沢町	11	-	第五	豊南
			伊古部町	17	-		
			高塚町	12	-		高根
11	二川漁港海岸	二川漁港海岸	寺沢町	8	-	第四	小沢
			小松原町	7	-		
			小島町	14	-		
			細谷町	16	-	第四	細谷
			東細谷町	9	-		

[対照図面：図 3, 4]

### 3. 大雨浸水対策事業及び大雨浸水注意箇所

#### (1) 大雨浸水対策事業

(河川課)

(令和4年度計画)

重点地区名	排水工事(m)
梅田川下流地区	170
川北地区	327

#### (2) 大雨浸水注意箇所

(河川課、下水道整備課)

区域名	地名
豊川流域	玉川校区(石巻本町、石巻西川町)、賀茂校区(賀茂町)、牛川校区(牛川町、牛川薬師町)、下地校区、大村校区、津田校区、前芝校区、吉田方校区、松葉校区(北島町、船町、湊町、南島町、絹田町、大橋通、関屋町)、下条校区、牟呂校区(牟呂町、神野新田町)、花田校区(花田町)、八町校区(今橋町、飽海町)、西郷校区(石巻小野田町)
佐奈川流域	前芝校区(日色野町、前芝町、西浜町、新西浜町、梅藪町、梅藪西町)、大村校区(大村町)



柳生川流域	新川校区（小畷町、前田中町）、松山校区（前田南町、南松山町、東松山町、西松山町、中松山町）、福岡校区（鍵田町、東小池町、堂浦町、柳生町、西小池町、入船町、松村町、西橋良町、東橋良町、有楽町、中橋良町、堂坂町、柱三番町、柱四番町、柱五番町、柱六番町、柱二番町、鴨田町、橋良町）、羽根井校区（花田町、花中町、中郷町、羽根井町、羽根井西町、入船町）、汐田校区、牟呂校区（牟呂市場町、牟呂中村町、牟呂公文町、神野新田町）、中野校区（藤沢町、潮崎町、神ノ輪町）、磯辺校区（神野新田町、王ヶ崎町）、豊校区（三ノ輪町）、つつじが丘校区（つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、佐藤一丁目、佐藤二丁目、三ノ輪町）、飯村校区（飯村町、飯村北一丁目、飯村北二丁目、飯村南二丁目）
梅田川流域	芦原校区（芦原町、城山町、高師町、松井町、西高師町）、磯辺校区（磯辺下地町、一色町、内張町、大山町、草間町、駒形町、城山町、神野新田町）、栄校区（南栄町、弥生町）、植田校区（植田町）、大崎校区（船渡町）、汐田校区（神野新田町、牟呂町）、高師校区（高師町、高師本郷町、西高師町、畑ヶ田町、浜道町）、谷川校区（雲谷町、中原町、原町）、天伯校区（天伯町）、野依校区（野依町）、二川校区（雲谷町、大岩町、二川町）二川南校区（大岩町、二川町、細谷町、三弥町、豊清町）、細谷校区（細谷町）幸校区（藤並町、高田町）高根校区（東七根町）
紙田川流域	老津校区、杉山校区
音羽川流域	前芝校区（梅藪町、梅藪西町）
その他市街地	松山校区（駅前大通）、新川校区（舟原町）、豊校区（大井町、伝馬町、仲ノ町、春日町）、高師校区（三本木町）、岩西校区、二川校区、旭校区（東新町）

(3) 低地域分布状況

(河川課、消防本部総務課)

海拔 1m 以下の低地の分布状況

地名	0m 以下 (km <sup>2</sup> )	0m～1m (km <sup>2</sup> )	計 (km <sup>2</sup> )	担当方面隊分団名	
杉山町 (福住新田、新々田、天津)	0.4	0.6	1.0	第五	杉山
神野新田町 (二回)	1.0	0.8	1.8	第六	磯辺
神野新田町 (三郷、五号)	7.6	0.9	8.5	第七	牟呂・吉田方
前芝町 (加藤新田)、清須町	0.2	1.1	1.3	第八	津田・前芝
前芝町、日色野町	0.1	1.3	1.4	第八	前芝
梅藪町	0.1	0.4	0.5	第八	前芝

#### 4. 津波危険地域

(防災危機管理課)

豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果(平成26年8月28日公表)の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布図等を基に、浸水被害が生じるおそれがある地域

青竹町(字青竹・字石洲・字八間西・字浜道)、飽海町、明海町、芦原町(字芦原・字嵩山地・字中・字東)、東田町、伊古部町(字大塚・字下リ・字枇杷ヶ谷・字本郷・字南椎ノ木谷)、石巻本町(字大渡・字北久古・字木戸口・字茶屋)、磯辺下地町(字古新田・字小葭谷・字下地・字島東・字下沢・字東坪・字南山崎・字葭谷・字葭山)、市場一丁目、今橋町、入船町、植田町(字入免・字大原・字古津田・字清水・字新津田・字新田・字砂坊・字天王尻・字西阿原中・字東阿原中、字法事堂、字森下)、牛川町(字洗島・字川口・字川田・字川垂・字下モ田・字下野・字城下・字水神前・字瀬ノ上・字中島、字長池、字長畑、字西河原・字西側・字八分取・字松下・字道上・字道下・字宮脇・字森下)、梅藪町(字老松・字折地・字上屋敷・字西神・字浜田・字深田・字平田・字元屋敷・字屋敷)、梅藪西町、瓜郷町(西寄道・前川・寄道)、老津町(字後田・字大津下・字沖田・字新田・字多門田・字中北・字波入江・字西中尾・字東原・字前田・字丸山・字森崎)、大崎町(字開円寺・字笠松・字笠松新田・字平嶋・字南辻火当・字安平・字谷洞)、大村町(字上古川・字川原・字北川原・字下古川・字水川瀬・字外神明・字高山・字仲川原・字東沖・字東川原)、大山町(字上青尻・字五分取・字塩浜・字下青尻・字太七坪・字道目記・字中坪・字西井場・字西大山・字西坪・字東大山・字松荒)、王ヶ崎町(字王郷・字北欠下・字汐崎・字宮脇)、鍵田町、川崎町、北島町(字北島・字外川原・字高田・字中川原・字青木前・字口戸)、絹田町、清須町(字葭谷・字宇治橋・字北天水・字小笹・字外河原・字高見・字高見西・字地形・字地形裏・字天神・字堂西・字中天水・字林・字兵庫・字二ツ塚・字榎屋・字万高地・字宮西)、下条西町(字池端・字上西川原・字北・字向月・字砂畑・字外畑・字勿木・字柳原)、小島町(字小判田・字寂円・字神田・字砂田・字東浜・字抱ノ木・字前田・字宮ノ谷)、小浜町、駒形町(字海中・字上沢・字駒郷・字下田・字中欠下・字退松・字広島・字道南・字南欠下・字山崎)、小松原町(字柄沢谷・字西川・字浜)、小向町(字内田・字北小向・字下野・字西小向・字蜂ヶ尻)、菰口町、菰口町一丁目、菰口町二丁目、菰口町三丁目、菰口町四丁目、菰口町五丁目、菰口町六丁目、下五井町(青木・川田・小前・小馬場・笹見原・白川・城屋敷・甚太前・寺前・天王・西屋敷・東店・平井前・南田・南屋敷・宮後・孫八・中島)、下地町(字北村・字見取・字重森・字城向・字外畑、字出梓・字豊岸・字吐出・字東・字東前・字元神・字四ッ屋)、下地町三丁目、下地町五丁目、城下町(字恵下・字築地ノ内・字味噌川・字南方部)、新栄町(字一本木・字大溝・字汐焼・字新田中・字鳥啜・字東小向・字南小向・字牟呂下)、新西浜町、神野新田町(字イノ割・字ロノ割・字ハノ割・字ニノ割・字ホノ割・字ヘノ割・字トノ割・字チノ割・字リノ割・字ヌノ割・字ルノ割・字ヲノ割・字ワノ割・字カノ割・字ヨノ割・字タノ割・字レノ割・字ソノ割・字ツノ割・字子ノ割・字ナノ割・字ラノ割・字ムノ割・字ウノ割・字キノ割・字ノノ割・字オノ割・字クノ割・字ヤノ割・字マノ割・字ケノ割・字フノ割・字コノ割・字エノ割・字テノ割・字アノ割・字サノ割・字キノ割・字ユノ割・字メノ割・字ミノ割・字シノ割・字エノ割・字ヒノ割・字モノ割・字セノ割・字スノ割・字京ノ割・字江縁・字沖ノ島・字会所前・字品井潟・字水神下・字中島・字中洲・字中道東・字宮前)、神野ふ頭町、杉山町(字天津・字天津前・字岡下・字神吉下・字久古下・字久美・字新々田・字外張・字谷下・字太郎・字中藻・字西ヶ坪・字福住・字向山下)、関屋町、高師本郷町字太田、高洲町(字大江・字鳥塚・字小島・字小水尾・字高洲・字長弦・字西屋敷・字向島・字森下)、高塚町(字荒谷・字名操)、寺沢町(字西ノ谷・字向坂ヶ谷)、問屋町、堂浦町、堂坂町、中郷町、西赤沢町(字東浦・字堀尻)、西小池町、西高師町(字大坪・字緑・字柚木)、西七根町(字谷合・字松前谷・字南浜辺)、西橋良町、野田町字野田、野依町(字落合・字鎌田・字米野・字五反田・字下阿原・字松割)、柱三番町、柱四番町、柱五番町、畑ヶ田町(字落合・字亀井・字雉山・字新落合)、花田町(字荒木・字絹田・字越水・字中ノ坪)、花中町、羽根井町、東赤沢町(字観音堂・字西方部・字浜屋敷)、東小池町、東七根町字暗り谷、東橋良町、東細谷町(字十ヶ谷・字根木谷・字広谷)、東脇二丁目、東脇三丁目、東脇四丁目、日色野町(字角田・字新切・字西畑・字八王子・字菱形・字藤井・字本当・字前田)、富久縞町(字梅村・字茅野・字北ノ坪・字中ノ坪・字西ノ坪・字東ノ坪・字平塚・字富久縞)、藤沢町、船渡町(字荒田・字稲新田・字内新田・字尾山下・字皆住下・字城戸中・字小鰯新田・字塩谷・字高打場・字鶴ヶ崎・字伝六・字富ノ前・字船渡・字前田・字松ノ内・字向山・字向山下・字山崎下・字勇助)、船町、細谷町(字新坂・字滝ノ谷・字大定前・字天神前・字広谷・字臍ノ谷・字馬道口)、前芝町(字青木・字稲場・字宇塚・字加藤・字茅場・字北堤・字草山・字塩田・字塩見・字外浜・字建野・字堤上・字堤下・字

西・字西青・字西塩・字西堤・字西鶴・字浜新田・字東・字東塩・字東堤・字東鶴・字山内)、松井町(字赤根・字仲沖)、松村町、馬見塚町、三ツ相町字西外川原、湊町、南島町一丁目、南島町二丁目、牟呂町(字内田・字扇田・字大塚・字奥山・字奥山新田・字北汐田・字古田・字古幡焼・字境松・字水神・字大師孝・字築根・字中西・字西明治塚添・字西明治沖坪・字西明治川東・字西明治源助堀・字西明治新右前・字西明治大道下・字東里・字東明治塚裏・字東明治沖坪・字東明治川添・字東明治郷下・字東明治橋下・字百間・字松崎・字松島・字松島東・字松東・字南汐田)、柳生町、有楽町、横須賀町(秋麦・植松・後口・玄宗・三月田・重森・土場・野田・浜井場・林・稗田・東前・宮西・宮前・宮元・宗正・元屋敷・山下・横須賀)、吉川町、吉前町(字西吉前新田・字東吉前新田)、神野西町一丁目、西浜町、前田南町二丁目、牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂中村町

## 5. 事前避難対象地域

明海町、川崎町(字中ノ森・字明治換・字藪ノ塚・字小班・字郷前・字一ツ松)、清須町(字葎谷・字宇治橋・字北天水・字小笹・字外河原・字高見・字高見西・字地形・字地形裏・字天神・字堂西・字中天水・字林・字兵庫・字二ツ塚・字榊屋・字万高地・字宮西)、小松原町字浜、下五井町(笹見原・白川・天王・平井前・中島)、神野新田町(字ハノ割・字ニノ割・字ホノ割・字ヘノ割・字トノ割・字チノ割・字リノ割・字ヌノ割・字ルノ割・字ヲノ割・字ナノ割・字ラノ割・字ムノ割・字ウノ割・字キノ割・字ノノ割・字オノ割・字クノ割・字ヤノ割・字マノ割・字ケノ割・字フノ割・字テノ割・字アノ割・字サノ割・字キノ割・字ユノ割・字メノ割・字ミノ割・字シノ割・字エノ割・字ヒノ割・字モノ割・字セノ割・字スノ割・字京ノ割・字江縁・字沖ノ島・字会所前・字水神下・字中島・字中洲)、神野ふ頭町、杉山町(字新々田・字中藻・字中藻・字福住)、高洲町(字大江・字小水尾)、問屋町、富久縞町(字梅村・字茅野・字北ノ坪・字中ノ坪・字西ノ坪・字東ノ坪・字富久縞)、前芝町(字茅場・字草山・字外浜・字建野・字西・字加藤)、三ツ相町字西外川原、横須賀町(土場・浜井場・稗田・宮西・宮元・元屋敷・山下)、吉前町(字西吉前新田・字東吉前新田)、神野西町一丁目、梅藪西町

6. 土砂災害（特別）警戒区域等

(河川課)

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
201-K-001	急傾斜地の崩壊	沢向-1	西高師町字沢向	○	○	1	0	0	0
201-K-002		蟬川-2	多米町字蟬川	○	○	0	0	1	1
201-K-003		大門-1	多米町字大門	○	○	1	1	0	0
201-K-004		大門-2	〃	○	○	1	0	1	0
201-K-005		大門-3	〃	○	○	1	1	1	1
201-K-006		蟬川-1	多米町字蟬川	○	○	0	0	0	0
201-D-001	土石流	乗小路沢-1	牛川町字乗小路	○	○	39	0	0	0
201-D-002		乗小路沢-2	〃	○	○	39	0	0	0
201-K-008	急傾斜地の崩壊	地下-1	大崎町字地下	○	○	0	0	0	0
201-K-009		地下-2	〃 浪入	○	○	4	1	0	0
201-K-010		地下-3	〃 浪入	○	○	4	1	0	0
201-K-011		岩本	嵩山町字南山	○	○	2	0	1	1
201-D-003	土石流	亀井川	嵩山町字岩本	○	○	8	0	0	0
201-D-004		火打坂洞	大岩町字火打坂	○		47	0	1	0
201-K-012	急傾斜地の崩壊	寺門-1	多米町滝ノ谷	○	○	0	0	1	0
201-K-013		滝ノ谷-1	多米町滝ノ谷	○	○	3	3	0	0
201-K-014		滝ノ谷-2	多米町滝ノ谷	○	○	3	0	0	0
201-D-005	土石流	多米東沢	多米東町2丁目	○	○	11	0	0	0
201-K-015	急傾斜地の崩壊	石巻萩平町城山-1	石巻萩平町字城山	○	○	0	0	1	1
201-K-016		城山	石巻萩平町字城山	○	○	0	0	1	0
201-K-017		大門-1	石巻中山町字太陽寺跡	○		2	0	0	0
201-K-018		大門-2	石巻中山町字大門	○	○	1	1	0	0
201-K-019		太陽寺跡-1	石巻中山町字太陽寺跡	○	○	1	1	0	0
201-K-020	急傾斜地の崩壊	石巻中山町向イ-1	石巻中山町字向イ	○	○	4	4	0	0
201-K-021		五本松-1	石巻中山町字五本松	○	○	1	1	0	0
201-K-022		五本松-2	石巻中山町字五本松	○	○	1	0	0	0
201-K-023		大山-2	石巻中山町字稗林	○	○	1	1	0	0
201-K-024		大山-1	石巻中山町字大山	○	○	0	0	1	0
201-K-025		奥谷-1A	石巻中山町字奥屋	○	○	1	1	0	0
201-K-026		奥谷-1B	石巻中山町字稗林	○	○	0	0	0	0
201-D-006	土石流	安川	石巻中山町字矢ノ沢	○	○	3	0	0	0
201-D-007		大沢沢	石巻中山町字大沢	○		2	0	0	0
201-D-008		真伽田沢	石巻中山町字古見道	○	○	3	2	0	0
201-D-009		大山沢	石巻中山町字諏訪山	○	○	0	0	0	0
201-K-027	急傾斜地の崩壊	北欠	王ヶ崎町字北欠	○	○	6	5	1	1
201-K-028		乗小路-3	牛川町字乗小路	○	○	1	0	0	0
201-K-029		乗小路-4	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-K-030		大崎海道-1	西七根町字西石塚	○	○	0	0	0	0
201-K-031		西石塚-1	西七根町字西石塚	○	○	1	0	0	0
201-K-032		西浜辺-1	西七根町字西浜辺	○	○	1	0	0	0
201-K-033		北浜辺-1	西七根町字北浜辺	○	○	0	0	0	0
201-K-034		北浜辺-2	西七根町字北浜辺	○	○	2	2	0	0

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数		
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	
201-K-035	急傾斜地の崩壊	北浜辺-3	西七根町字北浜辺	○	○	2	1	0	0	
201-K-036		南浜辺-1	西七根町字南浜辺	○	○	1	1	0	0	
201-K-037		東浜辺-1	西七根町字東浜辺	○	○	1	1	0	0	
201-K-038		向山 A	向山町字一本松	○		8	0	0	0	
201-K-039		向山 B	向山町字一本松	○		5	0	1	0	
201-K-040		七面 A	前田南町二丁目	○		5	0	1	0	
201-K-041		七面 B	前田南町二丁目	○	○	4	1	2	0	
201-K-042		乗小路-1	牛川町字乗小路	○	○	3	1	0	0	
201-K-043		乗小路-2A	牛川町字乗小路	○	○	0	0	1	1	
201-K-044		乗小路-2B	牛川町字乗小路	○	○	0	0	1	0	
201-D-010		土石流	銭亀沢	牛川町字乗小路	○	○	5	0	1	0
201-K-045	急傾斜地の崩壊	下角庵-1	嵩山町字下角庵	○	○	34	8	0	0	
201-K-046		下角庵-2	嵩山町字下角庵	○	○	20	0	1	0	
201-K-047		上角庵-1A	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	0	0	
201-K-048		上角庵-1B	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	1	0	
201-K-049		上角庵-2	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	1	1	
201-K-050		北貝津-1	嵩山町字北貝津	○	○	1	0	0	0	
201-K-051		嵩山町井原-1	嵩山町字井原	○	○	1	1	0	0	
201-K-052		嵩山町井原-2	嵩山町字井原	○	○	2	1	0	0	
201-K-053		山軍馬-1	嵩山町字山軍馬	○	○	0	0	0	0	
201-K-054		大亀-1A	石巻町字大亀	○	○	0	0	0	0	
201-K-055		大亀-1B	石巻町字大亀	○	○	0	0	0	0	
201-K-056		丸山 A	駒形町字丸山	○	○	11	1	0	0	
201-K-057		丸山 B	駒形町字丸山	○	○	1	1	0	0	
201-K-058		丸山-1	駒形町字丸山	○	○	3	0	1	0	
201-K-059		一色郷 A	一色町字一色郷	○	○	5	1	0	0	
201-K-060		一色郷 B	一色町字一色郷	○		4	0	0	0	
201-K-061		一色郷 C	一色町字一色郷	○	○	11	4	0	0	
201-K-062		松井(I)	松井町字松井	○	○	11	1	0	0	
201-K-063		松井(II)	松井町字松井	○		8	0	0	0	
201-K-064		芦原 A	芦原町字芦原	○	○	54	14	1	0	
201-K-065		芦原 B	芦原町字芦原	○	○	1	0	0	0	
201-D-011		土石流	月ヶ谷川	嵩山町字桂士	○	○	10	0	0	0
201-D-012			桂士沢 A	嵩山町字桂士	○	○	0	0	0	0
201-D-013	桂士沢 B		嵩山町字桂士	○	○	1	0	0	0	
201-D-014	桂士沢 C		嵩山町字桂士	○	○	7	0	0	0	
201-D-015	桂士沢 D		嵩山町字桂士	○	○	5	0	0	0	
201-D-016	おそよ川第1支川		嵩山町字上角庵	○	○	0	0	1	1	
201-D-017	おそよ川第2支川A		嵩山町字上角庵	○		1	0	1	0	
201-D-018	おそよ川第2支川B		嵩山町字上角庵	○		1	0	1	0	
201-D-019	狭石川		嵩山町字井原	○	○	25	6	1	1	
201-D-020	嵩山川 A		嵩山町字松田	○	○	2	0	1	0	
201-D-021	嵩山川 B		嵩山町字松田	○		2	0	1	0	
201-D-022	大亀川		石巻町字大亀	○	○	1	0	3	0	

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数		
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	
201-D-023	土石流	眼鏡川	石巻町字会下	○	○	3	1	0	0	
201-K-066	急傾斜地の崩壊	内山-2	岩崎町字内山	○	○	1	1	0	0	
201-K-067		内山-3	岩崎町字内山	○	○	1	1	0	0	
201-K-068		米山-1	岩崎町字米山	○	○	0	0	0	0	
201-K-069		南山-1A	岩崎町字南山	○	○	0	0	0	0	
201-K-070		南山-1B	岩崎町字南山	○	○	0	0	0	0	
201-K-071		豊橋市-11	岩崎町字山神	○	○	0	0	0	0	
201-K-072		明見-1	老津町字明見	○	○	2	0	0	0	
201-K-073		稲場-1	老津町字稲場	○	○	1	0	0	0	
201-K-074		西聖-1	老津町字西聖	○	○	1	1	0	0	
201-K-075		向田-1	老津町字向田	○	○	3	1	0	0	
201-K-076		東高縄(Ⅱ)A	老津町字東高縄	○	○	4	0	0	0	
201-K-077		東高縄(Ⅱ)B	老津町字東高縄	○	○	0	0	0	0	
201-K-078		東高縄(Ⅰ)A	老津町字東高縄	○	○	5	4	0	0	
201-K-079		東高縄(Ⅰ)B	老津町字東高縄	○	○	4	2	0	0	
201-K-080		東高縄(Ⅰ)C	老津町字東高縄	○	○	1	0	0	0	
201-K-081		新居 A	老津町字新居	○	○	0	0	0	0	
201-K-082		新居 B	老津町字新居	○	○	0	0	0	0	
201-K-083		中聖-1	老津町字中聖	○	○	2	1	0	0	
201-K-084		西高縄-1A	老津町字西高縄	○	○	1	0	0	0	
201-K-085		西高縄-1B	老津町字西高縄	○	○	0	0	0	0	
201-K-086		西高縄-2A	老津町字西高縄	○	○	1	1	0	0	
201-K-087		西高縄-2B	老津町字西高縄	○	○	1	1	0	0	
201-K-088		今下-1	老津町字今下	○	○	2	0	0	0	
201-K-089		北山・宮前 A	石巻本町字北山	○	○	2	0	0	0	
201-K-090		北山・宮前 B	石巻本町字北山	○	○	0	0	0	0	
201-K-091		本郷-1	石巻本町字本郷	○	○	0	0	0	0	
201-K-092		豊橋市-6A	石巻本町字北山	○	○	0	0	0	0	
201-K-093		豊橋市-6B	石巻本町字北山	○	○	0	0	2	1	
201-D-024		土石流	内山川第1支川	多米町字神石	○	○	1	1	0	0
201-D-025			馬越川	石巻本町字本郷	○	○	10	0	0	0
201-D-026	馬越川第1支川		石巻本町字本郷	○	○	8	0	0	0	
201-K-094	急傾斜地の崩壊	火打坂	大岩町火打坂	○	○	3	0	0	0	
201-K-095		東町	二川町東町	○	○	3	2	0	0	
201-K-096		外ノ谷-1	雲谷町外ノ谷	○	○	0	0	0	0	
201-K-097		北山-3	大岩町北山	○	○	1	1	0	0	
201-K-098		外ノ谷-2	雲谷町外ノ谷	○	○	2	0	0	0	
201-K-099		豊橋市-12	雲谷町上ノ山	○	○	0	0	0	0	
201-K-100		牛川薬師(Ⅱ)	牛川薬師町	○	○	4	0	0	0	
201-K-101		牛川薬師(Ⅰ)A	牛川薬師町	○	○	8	4	0	0	
201-K-102		牛川薬師(Ⅰ)B	牛川薬師町	○	○	6	4	0	0	
201-K-103		西郷	東田町西郷	○	○	13	0	0	0	
201-K-104		牛川薬師(Ⅲ)	牛川薬師町	○	○	15	0	1	0	
201-K-105		普門寺	雲谷町ナベ山下	○	○	0	0	1	1	

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
201-K-106	急傾斜地の崩壊	ナベ山下	雲谷町ナベ山下	○	○	1	0	0	0
201-K-107		岩西	中原町岩西	○	○	0	0	1	1
201-K-007-1A		乗小路A	牛川町字乗小路	○	○	25	3	0	0
201-K-007-1B		乗小路B	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-K-108		乗小路-5	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-D-027	土石流	大脇ノ谷沢	大脇町大脇ノ谷	○	○	4	0	0	0
201-D-028		上ノ山沢	雲谷町外ノ谷	○	○	1	0	0	0
201-D-029		鍋山川	雲谷町上ノ山	○		0	0	0	0
201-D-030		半尻川支川	雲谷町ナベ山下	○	○	7	0	0	0
201-K-109	急傾斜地の崩壊	福岡町	小池町上ノ山	○	○	8	0	0	0
201-K-110		石塚	花田町石塚	○		5	0	0	0
201-K-111		富士見台(Ⅰ)A	富士見台二丁目	○		6	0	2	0
201-K-112		富士見台(Ⅰ)B	富士見台二丁目	○		0	0	0	0
201-K-113		富士見台(Ⅱ)	富士見台六丁目	○		5	0	0	0
201-K-114		西浦A	西高師町西浦	○	○	7	1	0	0
201-K-115		西浦B	西高師町白山	○	○	2	0	0	0
201-K-116		津森(Ⅱ)	西高師町津森	○		8	0	0	0
201-K-117		津森(Ⅰ)	西高師町船渡	○	○	2	1	0	0
201-K-118		船渡A	西高師町船渡	○	○	1	1	0	0
201-K-119		船渡B	西高師町白山	○	○	2	0	0	0
201-K-120		船渡-1	西高師町船渡	○	○	3	1	0	0
201-K-121		中浜町-2	中浜町	○	○	3	0	0	0
201-K-122		中浜町-1	中浜町	○	○	4	2	0	0
201-K-123		北田A	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-124		北田B	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-125		北田C	多米町北田	○		0	0	0	0
201-K-126		北田D	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-127		寺門	多米町北脇	○	○	3	1	1	0
201-K-128		豊橋市-10	多米町神石	○	○	0	0	0	0
201-K-129		天神前-1	賀茂町天神前	○	○	0	0	2	1
201-K-130		村上-1	賀茂町村上	○	○	1	1	0	0
201-K-131		豊橋市-1	賀茂町村上	○	○	1	0	0	0
201-K-132		森岡A	森岡町	○	○	18	0	1	0
201-K-133		森岡B	森岡町	○	○	8	0	0	0
201-K-134		日名倉-1	石巻本町日名倉	○	○	0	0	1	1
201-K-135		中岡-1A	石巻本町中岡	○		0	0	0	0
201-K-136		中岡-1B	石巻本町中岡	○	○	0	0	1	1
201-K-137		投野-1	石巻本町投野	○	○	1	1	0	0
201-K-138		向野-1A	石巻本町向野	○	○	0	0	0	0
201-K-139		向野-1B	石巻本町向野	○	○	0	0	0	0
201-K-140		枇杷ヶ谷	伊古部町枇杷ヶ谷	○	○	0	0	1	1
201-K-141		幸道-1	伊古部町幸道	○	○	0	0	0	0
201-K-142		幸道-2	伊古部町幸道	○	○	2	0	0	0
201-K-143		多岸田-1	伊古部町北椎ノ木谷	○	○	0	0	1	0

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
201-K-144	急傾斜地の崩壊	下り-1	伊古部町下り	○	○	1	0	0	0
201-K-145		幸道-3	伊古部町幸道	○	○	0	0	0	0
201-K-146		豊橋市-14	伊古部町大縄手	○	○	0	0	0	0
201-D-031	土石流	赤岩川	多米町赤岩山	○		77	0	7	0
201-D-032		滝ノ谷沢	多米町滝ノ谷	○	○	0	0	0	0
201-K-147	急傾斜地の崩壊	寺西-1	石巻小野田町字寺西	○	○	3	2	0	0
201-K-148		出口-3	石巻小野田町字出口	○	○	3	3	0	0
201-K-149		上鳥見塚 A	石巻小野田町字上鳥見塚	○	○	2	1	0	0
201-K-150		上鳥見塚 B	石巻小野田町字上鳥見塚	○	○	2	2	0	0
201-K-151		石巻小野田町字北山 A	石巻小野田町字北山	○	○	0	0	0	0
201-K-152		石巻小野田町字北山 B	石巻小野田町字北山	○	○	1	1	0	0
201-K-153		向山-3	石巻小野田町字向山	○	○	2	0	0	0
201-K-154		南山-3A	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-155		南山-3B	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-156		南山-3C	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-157		南山-3D	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-158		南山-3E	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-159		南山-3F	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-160		南山-3G	石巻町字南山	○	○	0	0	1	0
201-K-161		南山-4	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-162		寺前-2	石巻町字寺前	○	○	1	0	1	1
201-K-163		大岩町北山	大岩町字北山	○	○	2	0	0	0
201-K-164		東向山-2	二川町字東向山	○	○	3	0	1	1
201-K-165		吉祥-1A	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	1	1
201-K-166		吉祥-1B	石巻西川町字吉祥	○		0	0	1	0
201-K-167		吉祥-2	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	0	0
201-K-168		西屋敷-3	石巻西川町字西屋敷	○	○	1	0	0	0
201-K-169		石巻西川町城山	石巻西川町字城山	○	○	3	2	1	1
201-K-170		石巻西川町道上	石巻西川町字道上	○	○	3	0	0	0
201-K-171		上地-2	石巻西川町字上地	○	○	1	1	0	0
201-K-172		石巻萩平町向山	石巻萩平町字向山	○	○	1	1	0	0
201-K-173		宮下-7	石巻小野田町字宮下	○	○	3	2	0	0
201-K-174		下向嶋-1	石巻平野町字下向嶋	○	○	1	0	0	0
201-K-175		北ノ間-1	嵩山町字北ノ間	○	○	0	0	0	0
201-K-176		門前-3A	石巻町字門前	○		1	0	1	0
201-K-177		門前-3B	石巻町字門前	○	○	1	1	1	1
201-K-178		目高田-1	細谷町字目高田	○	○	1	0	0	0
201-K-179		細谷町目高田-1	細谷町字目高田	○	○	1	0	0	0
201-K-180		細谷町目高田-2	細谷町字目高田	○	○	0	0	0	0
201-K-181		稗林	石巻中山町字稗林	○	○	0	0	0	0
201-K-182		高山-2	飯村町字高山	○	○	0	0	0	0
201-K-183		中里	天伯町字中里	○	○	0	0	0	0
201-K-184		石巻西川町東	石巻西川町字東	○	○	0	0	0	0
201-K-185		古見堂-3	石巻中山町字古見道	○	○	0	0	0	0



区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
201-D-033	土石流	割田川	石巻西川町字吉祥	○		4	0	0	0
201-D-034		大入川	石巻町字南山	○		3	0	0	0
201-D-035		吉祥沢 A	石巻西川町字吉祥	○	○	2	0	0	0
201-D-036		吉祥沢 B	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	0	0
201-D-037		神畑沢	嵩山町字神畑	○	○	4	0	0	0
201-D-038		神畑洞-2	嵩山町字神畑	○	○	7	0	0	0
201-D-039		向イ沢	嵩山町字向イ	○	○	4	0	0	0
201-D-040		大入沢-2	石巻町字南山	○		7	0	0	0
201-D-041		三口沢	石巻町字三口	○	○	0	0	0	0
201-K-186		急傾斜地の崩壊	平地 A	大崎町字平地	○	○	3	0	0
201-K-187	平地 B		大崎町字平地	○	○	19	2	0	0
201-K-188	西谷		杉山町字西谷	○	○	0	0	0	0
201-K-189	東谷 A		杉山町字東谷	○		13	0	0	0
201-K-190	東谷 B		杉山町字東谷	○		7	0	0	0
201-K-191	考仁		杉山町字考仁	○	○	2	0	0	0
201-K-192	南河内		杉山町字南河内	○	○	4	0	1	0
201-K-193	屋敷		杉山町字屋敷	○	○	11	4	0	0
201-K-194	神殿 A		城下町字神殿	○	○	0	0	1	1
201-K-195	神殿 B		城下町字神殿	○	○	0	0	1	1
201-K-196	恵下-1		城下町字恵下	○	○	4	0	0	0
201-K-197	内原-1		寺沢町字内原	○	○	9	1	0	0
201-K-198	畑ヶ田-1		畑ヶ田町字畑ヶ田	○	○	0	0	0	0
201-K-199	畑ヶ田-2		畑ヶ田町字畑ヶ田	○	○	0	0	0	0
201-K-200	山中-3		野依町字山中	○	○	0	0	0	0
201-K-201	東欠-1		野依町字東欠	○		0	0	0	0
201-K-202	古川		野依町字古川	○	○	0	0	0	0
201-K-203	北ヶ谷-1		若松町字北ヶ谷	○	○	1	0	0	0
201-K-204	山ノ神-1		東七根町字山ノ神	○	○	1	0	0	0
201-K-205	山ノ神-3		東七根町字山ノ神	○	○	0	0	0	0
201-K-206	内原-2A		寺沢町字内原	○	○	4	0	0	0
201-K-207	内原-2B		寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-208	内原-2C		寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-209	内原-3		寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-210	内原-4		寺沢町字内原	○	○	2	0	0	0
201-K-211	向坂ヶ谷		寺沢町字向坂ヶ谷	○	○	1	0	0	0
201-K-212	久古-2		杉山町字久古	○	○	0	0	0	0
201-K-213	久古-3		杉山町字久古	○	○	0	0	0	0
201-K-214	上殿村-1		杉山町字上殿村	○	○	2	2	0	0
201-K-215	切畑-1		杉山町字切畑	○	○	1	1	0	0
201-K-216	切畑-2		杉山町字切畑	○	○	1	0	0	0
201-K-217	松橋-1		杉山町字松橋	○	○	1	0	0	0
201-K-218	北御納-1	杉山町字北御納	○	○	1	1	0	0	
201-K-219	知原-9	杉山町字知原	○	○	1	0	0	0	
201-K-220	谷ノ上-1	小島町字谷ノ上	○	○	1	0	0	0	

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
201-K-221	急傾斜地の崩壊	若宮-1	小島町字若宮	○	○	1	0	0	0
201-K-222		南島-2	小島町字南島	○	○	2	0	0	0
201-K-223		神殿-1A	城下町字神殿	○	○	1	1	0	0
201-K-224		神殿-1B	城下町字神殿	○	○	0	0	0	0
201-K-225		北方部-2	城下町字北方部	○	○	0	0	0	0
201-K-226		西横根-1	東赤沢町字西横根	○	○	1	0	0	0
201-K-227		郷中-1	高塚町字郷中	○	○	3	0	0	0
201-K-228		郷ノ内-1	西赤沢町字郷ノ内	○	○	1	1	0	0
201-K-229		神出-1	西赤沢町字神出	○		1	0	0	0
201-K-230		本田-1	小島町字本田	○	○	2	0	0	0
201-K-231		東原	小松原町字東原	○	○	0	0	0	0
201-K-232		本田-2	小島町字本田	○	○	0	0	0	0
201-K-233		道天下-1	高塚町字道天下	○	○	2	2	0	0
201-K-234		井原-1A	高塚町字井原	○	○	2	2	0	0
201-K-235		井原-1B	高塚町字井原	○	○	1	1	0	0
201-K-236		井原-2	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0
201-K-237		東五反田-2	野依町字東五反田	○	○	0	0	0	0
201-K-238		山中-1	野依町字山中	○	○	1	0	0	0
201-K-239		山中-2	野依町字山中	○	○	0	0	0	0
201-K-240		下泉-1	杉山町字下泉	○	○	0	0	0	0
201-K-241		いずみが丘	杉山町字いずみが丘	○	○	3	2	0	0
201-K-242		宮ノ谷	小島町字宮ノ谷	○	○	0	0	0	0
201-K-243		本田-3	小島町字本田	○	○	0	0	0	0
201-K-244		抱ノ木-2	小島町字抱ノ木	○	○	0	0	0	0
201-K-245	神田-1	高塚町字神田	○	○	1	0	0	0	
201-K-246	井原-3A	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0	
201-K-247	井原-3B	高塚町字井原	○	○	0	0	0	0	
201-K-248	井原-3C	高塚町字井原	○	○	1	1	0	0	
201-K-249	井原-3D	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0	
201-J-001	地すべり	嵩山	嵩山町字山奈木	○		14	0	1	0
計	土石流	41箇所		41	29	354	10	18	2
	急傾斜地の崩壊	250箇所		250	229	600	124	47	22
	地すべり	1箇所		1	0	14	0	1	0

(注 1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき県知事が指定した区域である。

(注 2) 土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれのある区域

(注 3) 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域の中でも住宅等が損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

(注 4) 自然現象の種類とは、土砂災害の発生原因となる種類

(注 5) 警：土砂災害警戒区域指定のあるもの

(注 6) 特：土砂災害特別警戒区域指定のあるもの

## (2)急傾斜地崩壊危険区域

(河川課)

整理 番号	区域名	所在地	傾斜度	高さ (m)	人家 戸数	公共的建物
1	向山	向山町	85	11	18	
2	七面	向山町字七面	80	11	3	
3	芦原	芦原町字芦原	80	13	22	
4	福岡町	福岡町	80	6	16	
5	東谷	杉山町字東谷	60	8	25	
6	東高縄 (Ⅰ)	老津町字東高縄	45	7	10	
7	東高縄 (Ⅱ)	老津町字東高縄	70	8	5	
8	牛川薬師 (Ⅰ)	牛川薬師町	35	8	9	
9	南河内	杉山町字河内	40	8	6	
10	一色郷	一色町字一色郷	40	9	21	
11	牛川薬師 (Ⅱ)	牛川薬師町	50	7	7	
12	平地	大崎町字平地	55	13	13	
13	牛川薬師 (Ⅲ)	牛川薬師町	43	9	4	
14	東郷町	東郷町	75	7	6	
15	屋敷	杉山町字屋敷	47	9	6	
16	大門	多米町字大門	40	16	4	その他 2
17	池下	大崎町字池下	40	5	6	
18	北欠	王ヶ崎町字北欠	32	10	5	
計					186	

## 7. 山地災害危険箇所

(農業支援課)

種類	山腹崩壊危険地区			崩壊土砂流出危険地区			
	町	字	公共的建物等	町	字	公共的建物等	
位置	石巻西川町	吉祥		石巻西川町	吉祥 1		
		上地	公民館		吉祥 2		
		西屋敷			吉祥 3		
		城山			黒岩		
	石巻中山町	沢辺・五本松	公民館	石巻萩平町	東山		
	石巻町	乙北山	寺、揚水機場		松葉坂		
	石巻本町	瀬戸		石巻中山町	谷草	小学校	
		北山			諏訪山		
	高塚町	荒谷	野外教育センター、 少年自然の家		*大沢・矢ノ 沢・役所場	公民館	
	伊古部町	枇杷ヶ谷・下 リ				*大沢山	
		本郷・南椎ノ 木谷・小鮎ヶ 谷					
		大塚		石巻平野町	上寒ノ谷		
	大岩町	*北山	医療提供施設	嵩山町	北山	小学校、保育園	
	東赤沢町	観音堂・浜屋 敷・西方部			山角庵	小学校	
		観音堂			山軍場・山桂土		
	嵩山町	南山	公民館		浅間下/公護	小学校、保育園、 公民館、介護保 険施設	
	高塚町	荒谷・名操		石巻町	神畑・立岩		
	西赤沢町	堀尻・東浦			*北山甲・池上 会下		
	城下町	恵下・味噌川		多米町	赤岩山	保育園、老人福 祉施設	
		南方部・築地 ノ内			蟬川	児童福祉施設、 医療提供施設	
		築地ノ内			*滝ノ谷 1		
	賀茂町	神山	神社、牟呂用水		*滝ノ谷 2		
	杉山町	屋敷	公民館		*滝ノ谷 3		
		御園	神社、保育園、 児童クラブ		*神石 1	幼稚園	
	西七根町	谷合・南浜 辺・松前谷	産業廃棄物処理 場		*神石 2		
	多米町	*滝ノ谷 1	民族資料収蔵 室、公民館		岩崎町	*坂尻・内山	神社
		*滝ノ谷 2	地殻変動観測所		大岩町	*北山	
		*滝ノ谷 3	多米トンネル	大脇町	*大脇ノ谷		
	雲谷町	ナベ山下 1		雲谷町	*外ノ谷		
		ナベ山下 2	神社		*上ノ山		
合計				60 か所			

注 \*印は国有林。無印は民有林。

8. 土砂・山地災害区域内の避難行動要配慮者関連施設 (農業支援課、河川課)

番号	関連施設			所在地	危険地区の状況	
	施設名	分類	電話番号		土砂災害 (特別) 警戒区域	崩壊土砂 流出危険 地区
1	介護老人保健施設 赤岩荘	㊦	66-1123	多米町大門	○	○
2	光生会 赤岩病院	Ⓔ	62-2105	多米町蟬川	○	
3	赤岩壮 地域包括支援センター	㊦	66-1262	多米町大門	○	○
4	東部保育園	Ⓔ	61-1410	〃	○	○
5	高山学園	Ⓔ	61-1019	多米町野中		○
6	高根児童クラブ	Ⓔ	080-3662-5522	西七根町中石塚		
7	児童クラブポラン	Ⓔ	090-2349-5927	石巻町大亀	○	
8	老人保健施設豊橋ケアセンター	㊦	88-7211	嵩山町松田	○	○
9	けやき前田	㊦	54-9748	前田南町二丁目	○	
10	エバグリーン	㊦	62-4434	多米町大門	○	○
11	デイサービスあい	㊦	66-5663	多米町北脇	○	
12	ナチュラルファミリークリニック	Ⓔ	62-4976	多米西町		○
13	医療法人 大岩の森	Ⓔ	41-6800	大岩町北山		○
14	ゆめの子幼稚園	Ⓔ	61-8864	岩崎町字山神		○

関連施設の分類

Ⓔ：児童福祉施設    ㊦：介護保険施設    Ⓔ：医療提供施設    Ⓔ：学童保育

9. 砂防指定箇所 (河川課)

砂防指定地	指定面積	1,089.36ha
-------	------	------------

※指定河川-[IV-1]参照

10. 道路注意箇所 (道路維持課)

道路管理者名	道路名		注意箇所		交通規制実施 (連続雨量)	注意内容
	種類	路線名	区間	区間長(m)		
愛知県知事	国道	国道 362号	嵩山町浅間下 愛知・静岡県境	2,500	100mm 通行規制 150mm 通行止 (60mm/h)	山崩れ(がけ崩れ) 落石
愛知県知事	県道	県道 4号線	多米町字滝/谷 愛知・静岡県境	1,400	150mm 通行規制 200mm 通行止	山崩れ 落石
豊橋市長	市道	石巻町 155号線	石巻町字北山甲	1,500	特になし	山崩れ 落石

11. 貯木場 (県三河港務所)

種別	所在地	経営者	総面積(m <sup>2</sup> )
専用陸上	明海町	株総合開発機構	92,044
営業用水上	明海町、杉山町、老津町地先		9,951

## 12. 危険物（石油類等）大量保有事業所

（予防課）

事業所名	所在地
トピー工業(株)豊橋製造所	明海町 1
日東電工(株)豊橋事業所	中原町字平山 18
(株)荒木石油店豊橋油槽所	下地町字橋口 160-1
三菱ケミカル(株)愛知事業所	牛川通四丁目 1-2
神野オイルセンター(株)	神野新田町字ホノ割 20-1
協同組合東三河輸送センター	明海町 2-1
花王(株)豊橋工場	明海町 4-51
神野臨海(株)	神野新田町字ヤノ割 1
ペトロトランス(株)明海油槽所	明海町 4-50
(株)扇商会	神野新田町字トノ割 22
ペトロトランス(株)明海第二油槽所	明海町 5-79
知多産業運輸(株)	明海町 33-31
富士フィルム和光純薬(株)愛知工場	新西浜町 2-2

## 13. 毒物・劇物大量保有事業所、製造所

（愛知県）

事業所名	所在地	保有主要品目名
花王クエーカー(株)豊橋工場	明海町 4-51	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム
(株)参陽堂 新栄営業所	新栄町字東小向 66	水酸化ナトリウム、塩酸、硝酸、硫酸
富士フィルム和光純薬(株)愛知工場	新西浜町 2-2	4-(4-シアノ-3-フルオロフェニル)シクロヘキサノン、 沃化水素酸ほか

## 14. 煙火製造所

（予防課）

事業所名	所在地	所有火薬庫棟数	電話番号
豊橋煙火(株)	石巻平野町字下大向野 49-1 他	煙火火薬庫 8 棟	88-4616（工場）
豊橋煙火(株)	石巻平野町字下大向野 50-1	玩具煙火貯蔵庫 1 棟	88-4616（工場）
(有)村松煙火工場	石巻小野田町字月谷 86, 87	煙火火薬庫 4 棟	88-3368（工場）
(有)村松煙火工場	石巻小野田町字宮下 39-1 他	煙火火薬庫 3 棟	88-3368（工場）

## 15. 高圧ガス等大量保有事業所

（予防課）

事業所名	所在地	規模	保有品目名
トピー工業(株)豊橋製造所	明海町 1	262.980t	液化天然ガス
		174.590t	液化酸素
		20,800 m <sup>3</sup>	圧縮酸素
		53.183t	液化アルゴン
		8.460t	液化石油ガス
		1,357.500 m <sup>3</sup>	圧縮空気
		21.620t	液化窒素
		5.910 m <sup>3</sup>	圧縮水素
三菱ケミカル(株)愛知事業所	牛川通四丁目 1-2	68.170t	液化窒素
(株)東三河総合ガスセンター	牛川通一丁目 20-2	58.952t	液化ガス（液化石油ガス他）
		217.400 m <sup>3</sup>	圧縮酸素
(株)ガス検中部 豊橋営業所	神野新田町字へノ割 3-1	19.785t	液化石油ガス 圧縮窒素

16. 放射性物質保有事業所

(予防課)

事業所名	所在地	使用場所	使用設備等
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	腔内照射室	照射装置
		アイソトープ 準備室 RI 保管庫	放射性医薬品
社会医療法人明陽会成田記念病院	羽根井本町 134	PET-CT 室	照射装置
	白河町 78	高度放射線治療センター	治療装置
		成田記念陽子線センター	放射線発生装置
三菱ケミカル(株)愛知事業所	牛川通四丁目 1-2	フィルム工場	測定装置
		複合材料工場	測定装置
日東電工(株)豊橋事業所	中原町字平山 18	工場塗工室	測定装置
環境技術(株)	岩屋町字岩屋下 33-30	分析室	測定装置
豊橋技術科学大学	天伯町字雲雀ヶ丘 1-1	放射線実験棟	線源
東海ジオテック(株)	明海町 33-9	環境分析室	分析装置
(株)イズミテック	高師町字北新切 267-5	機器分析室	測定装置
愛知県農業総合試験場東三河農業研究所	飯村町字高山 11-48	生体実験室	測定装置
愛知県環境調査センター東三河支所	富本町字国隠 20-8	分析室	測定装置
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター	飯村町字浜道上 50	RI 検査室	放射性医薬品
豊橋市中消防署	東松山町 23	保管室	測定装置

17. ガス施設

(サーラエナジー(株))

会社 工場名	設備	所在地	ガスホルダー	
			天然ガス容量(m <sup>3</sup> )	基数
サーラエナジー(株)	豊橋供給センター	神野新田町字テノ割 1	91,300 (1基あたり)	2
	供給所	三ッ相町 206	42,000	1

## 18. 火災注意箇所

(消防救急課、中・南消防署)

管轄	地区
中消防署	前芝町、梅藪町
	下地町
	大橋通三丁目、北島町、南島町一丁目、南島町二丁目、船町
	花田町字石塚、絹田町、大橋通一丁目、大橋通二丁目
	関屋町、八町通一丁目、湊町
	松葉町一丁目、松葉町二丁目、松葉町三丁目、萱町、上伝馬町、花園町、魚町、札木町、新本町
	呉服町、大手町、新吉町
	飽海町、東田町字西脇、旭本町、旭町
	東田町、前畑町、旭町、南旭町、東新町、老松町、瓦町
	吾妻町、東雲町
南消防署	野田町、菰口町、吉川町、三ッ相町
	花田一番町、花田二番町、羽田町、花田町字斉藤
	花中町、中郷町、羽根井町、花田町字西郷
	船渡町
	南栄町
	二川町、大岩町
	老津町
	高師町字西沢、高師町字北新切
	小池町、福岡町、柱一番町、富本町、鴨田町、鍵田町、柳生町

(注) 上記地区は、建物が密集し水利、道路等の条件から、人的、物的損害が多いと予想される。

## 19. 中高層建築物

(予防課)

用途 \ 階数	5・6F	7・8F	9・10F	11F～	合計
集会場等	1				1
遊技場	2	1			3
飲食店	10	3	1		14
物品販売店等	7				7
ホテル・旅館	5	6	6	3	20
共同住宅	302	82	31	41	456
病院・診療所	10	2	2		14
福祉施設	5	2			7
学校	23	6	1		30
神社・寺院等					
工場・作業場	11	2			13
駐車場	1				1
倉庫	8		1		9
事務所等	42	14	1	1	58
複合用途	141	33	11	16	201
合計	568	151	54	61	834



## 20. 地下建築物等

### (1) 地下通路（横断地下道路）

（土木管理課、道路維持課）

名称	設置箇所	設置道路名	管理	備考
東細谷	東細谷町字境川地内	国道1号	市	境川信号交差点
一里山	東細谷町字一里山地内	国道1号	市	一里山信号交差点
二川向山	二川町字東向山地内	国道1号	市	二川町西向山信号交差点
小山塚	大岩町字小山塚地内	国道1号	市	
荒古橋	二川町字沢渡地内	国道1号	市	
久保田	大岩町字菅池地内	国道1号	市	梅田橋西信号交差点
岩屋	大岩町字久保田地内	国道1号	市	岩屋下信号交差点
小池1号	小池町字西海戸地内	国道259号	市	
小池2号	南小池町地内	国道259号	市	小池東信号交差点
高師口北	柱一番町地内	県道 豊橋環状線	県	高師口信号交差点の北西
駅前大通第1	駅前大通一丁目地内	県道 豊橋停車場線	市	豊橋駅東口
駅前大通第2	駅前大通二丁目地内	県道 豊橋停車場線	市	駅前大通り
鍵田	小池町地内	市道 鍵田町・小池町 11号線	市	東海道本線下
佐藤西	佐藤二丁目地内	市道 佐藤25号	市	
佐藤東	佐藤三丁目地内	市道 佐藤53号	市	
東七根	東七根町地内	市道 東七根町251号	市	県道東七根・藤並線下

### (2) 地下建築物

（予防課）

建築物の用途 地階の用途	合計	飲食店	物品販売	遊技場	倉庫	駐車場	事務所	その他
観覧場	1							1
集会場等	2							2
キャバレー・ナイトクラブ等	2			1				1
飲食店	20	16			1			3
物品販売店等	6		4				1	1
ホテル・旅館	7							7
共同住宅	14							14
病院・診療所	9							9
福祉施設	6							6
図書館	3							3
学校	17							17
神社・寺院等	8				2			6
工場・作業場	5						1	4
駐車場	7					7		
倉庫	6				6			
事務所等	88				1	4	17	66
準地下街	1							1
複合用途	82	24	5	1	7	3	3	39
合計	284	40	9	2	17	14	22	180

## 21. 都市計画における地域の指定

### (1) 用途地域

(都市計画課)

都市計画用途面積

地域名	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	665	10.8
第二種低層住居専用地域	76	1.2
第一種中高層住居専用地域	1,077	17.4
第二種中高層住居専用地域	107	1.7
第一種住居地域	1,241	20.1
第二種住居地域	255	4.1
準住居地域	56	0.9
近隣商業地域	356	5.8
商業地域	145	2.3
準工業地域	800	12.9
工業地域	403	6.5
工業専用地域	1,008	16.3
合計	6,189	100.0

### (2) 防火地域及び準防火地域

(都市計画課)

	防火地域	準防火地域	計
面積 (ha)	72	543	615
都市計画区域 (市域) に対する割合 (%)	0.27	2.07	2.35

### (3) 土地区画整理事業施行箇所

(区画整理課)

事業名	施行者	認可年月日	施行面積 (ha)	事業年度	都市計画道路 (m)	区画道路 (m)	水路 (m)	公園緑地 (㎡)	その他
牛川西部	組合	平成 7. 5. 19	43.02	平成 7 ～令和 7	2,367	8,100	3,985	26,867	歩専 都市ガス布設
牟呂坂津	市	〃 13. 12. 4	21.22	平成 13 ～令和 7	867	6,426	1,123	10,416	歩専 都市ガス布設 調整池
柳生川南部	組合	〃 14. 9. 19	66.49	平成 14 ～令和 8	2,784	14,725	6,361	22,294	歩専 都市ガス布設 調整池
3地区計			130.73		6,018	29,251	11,469	59,577	

## (4) 公園緑地

(公園緑地課)

種別	計画施工				進捗率 (%)	
	計画決定		完成開設			
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
公園	街区公園	162	41.32	157	40.38	97
	近隣公園	13	17.80	12	16.88	95
	地区公園	5	27.60	5	6.19	22
	総合公園	3	83.30	3	74.22	89
	運動公園	2	67.80	2	39.61	58
	特殊公園	1	0.4	1	0.4	100
	小計	186	238.22	180	177.68	74
緑地	12	416.15	11	134.56	32	
墓苑	1	6.50	1	2.20	34	
合計	199	660.87	192	314.44	47	

## 22. 港湾施設

## (1) 航路

(みなと振興課、県三河港務所)

地区	水深 (m)	幅員 (m)	延長 (m)
神野・明海	-12.0	400	9,000
	-10.0	250	4,300
	-1.5	12~30	3,060

## (2) 泊地

(みなと振興課、県三河港務所)

地区	水深 (m)	面積 (㎡)
神野・明海	-10.0 以上	1,528,031
	-7.5 ~ -10.0	368,050
	-5.5 ~ -7.5	125,600
	-4.0 ~ -5.5	346,796
	-2.5 ~ -4.0	59,600
	-2.5 未満	76,409
	計	2,504,486

## (3) けい留施設

(みなと振興課、県三河港務所)

## 【神野地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
神野埠頭1号岸壁	-4.5	360	6	公
神野埠頭2号岸壁	-5.5	270	3	公
神野埠頭3号岸壁	-7.5	910	7	公
神野埠頭4号岸壁	-10.0	740	4	公
神野埠頭5号岸壁	-4.0	150	3	公
神野埠頭6号岸壁	-4.0	150	3	公
神野埠頭7号岸壁 (一部耐震強化岸壁)	-11.0 ~ -12.0	970	4	公
神野埠頭8号岸壁	-12.0	240	1	公
物揚場(栈橋)	-2.3	21	—	専

【船渡地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
船渡埠頭1号岸壁	-4.0	500	10	公
船渡埠頭2号岸壁	-5.5	450	5	公
船渡埠頭3号岸壁(耐震強化岸壁)	-4.5	360	6	公

【明海地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
トピー東埠頭岸壁	-4.0	212	4	専
トピー北埠頭岸壁	-6.0	695	6	専
新来島豊橋造船岸壁	-10.0	200	2	専
新来島豊橋造船岸壁	-7.3	195	1	専
新来島豊橋造船岸壁	-5.0	270	4	専
明海1号栈橋	-10.0	210	1	専
明海2号栈橋	-10.0	173	1	専
明海3号岸壁	-12.0	185	1	専
明海4号岸壁	-12.0	250	1	専
明海6号接岸ドルフィン	-12.0	250	1	専
明海南ドルフィン	-5.5	98.6	1	専
明海5号岸壁	-12.0	250	1	専
係船浮標	-10.0	2基	1	公

23. 要配慮者利用施設（避難促進施設）

(1) 洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域

(長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、子育て支援課、保育課、健康政策課、住宅課、学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
1	特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	介護老人福祉施設	豊川	高潮	長寿介護課
2	特別養護老人ホーム倶楽荘	川崎町 216-2	32-2300	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
3	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	介護老人保健施設	豊川	高潮	長寿介護課
4	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	介護老人保健施設	豊川	高潮	長寿介護課
5	しんさかえケアセンターそよ風	新栄町字鳥瞰 111	34-7351	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
6	グループホーム もみじ	大村町字山所 77	51-1334	認知症対応型共同生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
7	グループホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	31-2101	認知症対応型共同生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
8	グループホームくらら	川崎町 216-2	32-2312	認知症対応型共同生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
9	小規模多機能ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	39-5718	小規模多機能型居宅介護	豊川	高潮	長寿介護課
10	ショートステイ喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	短期入所生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
11	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	短期入所療養介護	豊川	高潮	長寿介護課
12	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	短期入所療養介護	豊川	高潮	長寿介護課
13	デイサービスセンター永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
14	しんさかえケアセンターそよ風	新栄町字鳥瞰 111	34-7351	認知症対応型共同生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
15	ティプラン デイサービスセンター吉田方	小向町字北小向 74	34-7870	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
16	北島デイサービスセンター 光風	北島町字北島 81-1	54-1320	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
17	デイサービス豊生ライフ	菰口町五丁目 101	31-4938	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
18	デイサービスセンター喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1124	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
19	DSC 吉かわ	吉川町 86-1	34-3455	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
20	昭和の里デイサービスセンター	牛川町字南台 1-1	55-8128	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
21	デイサービスセンターのぞみ新栄	新栄町字大溝 21-1	21-5131	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
22	デイホーム美里	神野新田町字サノ割 48	34-7650	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
23	デイホーム安里	神野新田町字サノ割 48	32-6788	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
24	リハビリデイよしだがた	新栄町字新田中 40-1	43-6551	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
25	デイサービス 寄りあい	神野新田町字レノ割 24-1	31-8877	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
26	通所リハビリテーション FAM	吉川町 61	34-3313	通所リハビリテーション	豊川	高潮	長寿介護課
27	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	通所リハビリテーション	豊川	高潮	長寿介護課
28	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	通所リハビリテーション	豊川	高潮	長寿介護課
29	豊橋ケアコミュニティ そよ風	花田町字越水 4-1	34-3441	住宅型有料老人ホーム	豊川	高潮	長寿介護課
30	下地老人福祉センター	下地町字宮前 52-1	55-2117	老人福祉センター	豊川	高潮	長寿介護課
31	スマイルデイ豊生ライフ	菰口町五丁目 101	35-7068	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
32	アースサポート豊橋	花田町字荒木 38-1	32-7700	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
33	デイサービス あざれあ豊橋	瓜郷町八反田 22	39-9516	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
34	あざれあ豊橋	瓜郷町八反田 22	39-9516	社会福祉施設	豊川	高潮	長寿介護課
35	スマイルナーシング豊橋吉田方	小向町字北小向 20-2	33-2170	社会福祉施設	豊川	高潮	長寿介護課
36	グループホーム さざなみ (グループホーム花田・フットパスI グループホームフットパスII)	新栄町鳥塚 93-3・4・5	33-5606	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
37	グループホーム さざなみ (グループホームさざなみ)	船町 160-2	53-0051	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
38	ケアホーム 夢実の郷 (すてっハウス)	三ツ相町 223 - 3	31-8876	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
39	ケアホーム 夢実の郷 (カサ北島)	北島町字北島 32	080-4539-3117	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
40	ケアホーム 夢実の郷 (カサ船町)	船町 159	53-7117	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
41	グループホーム昭和の里 サンライズ (グループホーム昭和の里 サンライズA)	牛川町字ギロウ 37-8	55-8128	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
42	グループホーム昭和の里 サンライズ (グループホーム昭和の里 サンライズB)	牛川町字ギロウ 37-3	55-8128	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
43	児童デイサービスほのか	川崎町 373-1	39-3137	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
44	ほっぷ	新栄町字東小向 9-10	35-7852	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
45	みどりの風	花田町字石塚 79-1	35-9303	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
46	ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
47	昭和の里就労継続支援センター	牛川町字南台 1-1	55-8128	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
48	ピュアオフィス矢車草	新栄町字大溝 25-1	34-2632	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
49	自活訓練所豊生ライフ	菰口町四丁目 1-2	31-2381	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
50	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
51	イーネットビズ	大村町字大ノ前 101	35-9189	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
52	コーヒーハウス さざなみ	下地町字四ツ屋 42-1・42-2・43	52-0020	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
53	オムれっと	花田町字百北 192-6	32-5022	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
54	多機能型事業所 輝望	花田町字中ノ坪 117	35-7061	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
55	じゃんぷ	神野新田町字アノ割 17-8	32-6066	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
56	ひばり	湊町 21 番地 2	56-7228	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
57	生活介護事業所 ほのか	川崎町 373-1	39-3137	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
58	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	障害者支援施設	豊川	高潮	障害福祉課
59	あさひの家 (あさひの家)	下地町字若宮 74	53-4223	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
60	みどりの風吉田方校	馬見塚町 256 1階 2号室	26-3233	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
61	あさひLAB	下地町字若宮 66	53-4222	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
62	さざなみ憩いの家	花田町字百北 193	33-5606	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
63	運動学習支援教室 すぼるば	新栄町字新田中 27-5	39-6781	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
64	ケアホーム 夢実の郷 (リバーサイド船町)	船町 74	070-1710-3316	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
65	重症心身障がい児支援施設みらいおん	野田町字野田 208-1	73-3521	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
66	そわら	吉川町 61	26-3326	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
67	ケアホーム 夢実の郷 (カーサ野田)	野田町字野田 138-2 サンキライ B103	32-7685	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
68	てあてるの芽 豊橋	大村町字桜島 50	21-5852	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
69	憩屋	下五井町捨田 32-6	74-5050	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
70	QUONchocolate パウダーラボ	菰口町三丁目 14	21-8658	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
71	E-work	神野新田町字アノ割 16-2	21-7280	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
72	蔵 (蔵)	下地町字四ツ屋 6-1	63-4522	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
73	ケアホーム 夢実の郷 (ベリッソモ船町)	船町 253	070-1655-3316	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
74	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	52-1111	その他の社会福祉施設	豊川	高潮	福祉政策課
75	三宝厚生館	下地町 3 丁目 1	55-5772	母子生活支援施設	豊川	高潮	子育て支援課
76	三宝こども園	下地町 3 丁目 3-1	55-1990	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
77	下条保育園	下条東町字古城 88-2	88-5335	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
78	三郷保育園	神野新田町字ソノ割 23	31-3525	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
79	松葉保育園	北島町字北島 88	52-7006	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
80	大村こども園	大村町字松ノ木田 2	53-1013	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
81	吉田方保育園	吉川町 125-2	31-7759	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
82	吉田方西保育園	小向町字西小向 5	32-2927	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
83	津田保育園	横須賀町林 8-1	31-3623	こども園・保育園	豊川	高潮	保育課
84	高洲若葉幼稚園	高洲町字小島 18-1	31-8008	幼稚園	豊川	高潮	保育課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
					豊川	高潮	
85	イーエーエス保育所	下地町字門 10-1	32-7700	保育施設	豊川	高潮	保育課
86	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
87	杉浦内科	吉川町 46	32-3320	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
88	特別養護老人ホーム永生苑 豊橋	大村町字花次 83	55-5011	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
89	中島脳神経外科	下五井町捨田 45-1	54-6261	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
90	まひろ皮膚科クリニック	吉川町 158-3	31-1722	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
91	西田メディカルクリニック	吉川町 225-1	34-5566	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
92	本野医院	船町 280	54-2850	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
93	特別養護老人ホーム喜寿苑 医務室	前芝町字加藤 381-2	34-1414	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
94	おおむら眼科クリニック	菰口町五丁目 101	26-3115	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
95	こもぐち耳鼻咽喉科	菰口町五丁目 101	34-3391	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
96	かみやメンタルクリニック	牟呂町字西明治源助堀 6-1	34-1411	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
97	有心会とはいし整形リハビリクリニック	花田町字荒木 51-1	39-7888	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
98	吉田方クリニック	吉川町 245-4	33-7878	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
99	マミーローズクリニック	高洲町字森下 1	32-6585	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
100	里童こころと育ちのクリニック	吉川町 61	34-3313	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
101	中部クリニック	大村町字仲田 93	55-0303	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
102	柴本歯科医院	小向町字下野 11	31-4182	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
103	さわもと歯科・矯正歯科	下地町字若宮 12	090-9338-4423	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
104	大村歯科医院	下地町字境田 65	55-5535	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
105	朝倉歯科医院	新栄町字南小向 9-9	31-7933	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
106	山本歯科医院	下地町 2-30	52-8481	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
107	岡田歯科	横須賀町組替 12-2	52-2400	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
108	むらまつ歯科医院	湊町 45	56-0015	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
109	すぎうら歯科	菰口町五丁目 15-1	33-3171	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
110	あさひな歯科	小向町字蜂ヶ尻 39-1	33-9233	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
111	たかぎ歯科	神野新田町字ハノ割 1-51	33-6609	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
112	歯科小林医院	南島町一丁目 67	75-7388	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
113	わたつ橋歯科医院	高洲町字高洲 159	32-6377	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
114	つばさ歯科	花田町字越 124-1 ウイングコート花田タウン 2	39-7182	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
115	よしだがたファミリー歯科クリニック	吉川町 105-4	32-6628	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
116	こもぐち歯科	菰口町五丁目 72-2	75-1083	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
117	豊橋市立看護専門学校	青竹町字八間西 100-3	33-7891	看護学校	豊川	高潮	健康政策課
118	トータルサポートクリニック豊橋	大村町字高之城 21	33-7891	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
119	師友堂寺田クリニック	下地町字長池 73	55-8733	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
120	豊橋在宅クリニック	野田町字野田 116-4 アーバンコート野田 1C	32-1515	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
121	サービス付き高齢者向け住宅虹の森豊橋	下地町字新道 41	53-7111	サービス付き高齢者向け住宅	豊川	高潮	住宅課
122	サービス付き高齢者向け住宅福寿	牛川町字道上 51-1	55-8128	サービス付き高齢者向け住宅	豊川	高潮	住宅課
123	豊園ここからのすまい吉川	吉川町 106-2	35-6028	サービス付き高齢者向け住宅	豊川	高潮	住宅課
124	下条小学校	下条東町字西浦 41	88-2350	小学校	豊川	高潮	学校教育課
125	下地小学校	下地町字宮前 68	54-2233	小学校	豊川	高潮	学校教育課
126	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	小学校	豊川	高潮	学校教育課
127	松葉小学校	大橋通三丁目 107	52-0265	小学校	豊川	高潮	学校教育課
128	大村小学校	大村町字地之神 9	52-4235	小学校	豊川	高潮	学校教育課
129	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	小学校	豊川	高潮	学校教育課
130	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	中学校	豊川	高潮	学校教育課
131	北部中学校	下地町長池 1	52-3108	中学校	豊川	高潮	学校教育課
132	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-2550	中学校	豊川	高潮	学校教育課
133	松葉第一児童クラブ	大橋通三丁目 107	090-9731-8155	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
134	松葉第二児童クラブ	大橋通三丁目 107	080-9484-4901	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
135	津田児童クラブ	横須賀町字宮元 3-1	080-3284-2229	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
136	下地児童クラブ	下地町字宮前 68	080-3662-9191	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
137	大村児童クラブ	大村町字地之神 7-4	090-9905-8822	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
138	吉田方ガンバクラブ	小向町字北小向 93	32-7437	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
139	吉田方ガンバクラブ 2	吉川町 63	32-3522	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
140	吉田方ガンバクラブ 3	小向町字北小向 64	33-9148	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
141	吉田方ガンバクラブ 4	吉川町 156-5	31-7720	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
142	三宝児童クラブ	下地町三丁目 5-1	55-1990	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	豊川	高潮	生涯学習課
143	愛知県立豊橋西高等学校	牟呂町字西明治新右前 4	31-8800	高校	豊川	高潮	防災危機管理課
144	助産院 KADA	高洲町字森下 1 番地	32-6585	病院・診療所	豊川	高潮	健康政策課
145	特別養護老人ホーム喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7007	介護老人福祉施設	豊川	高潮	長寿介護課
146	ショートステイ喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7007	短期入所生活介護	豊川	高潮	長寿介護課
147	デイサービスセンター喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7500	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課



番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
148	キューアアップ	神野新田町字サノ割 63	26-8856	通所介護	豊川	高潮	長寿介護課
149	イーネットスクール	豊橋市下地町字若宮 37 番地 2	35-9764	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
150	イーネットカレッジ	豊橋市下地町字若宮 37 番地 2	21-5633	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
151	グループホームふわふわ下地	豊橋市下地町字野箱 57-1	21-5034	短期入所	豊川	高潮	障害福祉課
152	グループホームふわふわ下地 (グループホームふわふわ下地 A/B)	豊橋市下地町字野箱 57-1	21-5034	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
153	グループホームほのか (グループホームほのか 風の森)	豊橋市川崎町 377 番地 2	39-3137	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
154	グループホームほのか (グループホームほのか 星の森)	豊橋市川崎町 377 番地 1	39-3137	グループホーム	豊川	高潮	障害福祉課
155	短期入所ほのか	豊橋市川崎町 377 番地 1	39-3137	短期入所	豊川	高潮	障害福祉課
156	リル下地	豊橋市下地町字野箱 57-2	21-5076	通所事業所	豊川	高潮	障害福祉課
157	特別養護老人ホーム永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	介護老人福祉施設	豊川		長寿介護課
158	特別養護老人ホーム永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	短期入所生活介護	豊川		長寿介護課
159	賀茂保育園	賀茂町字宗末 1-4	88-3918	こども園・保育園	豊川		保育課
160	高橋外科	花田町字中ノ坪 50	31-3975	病院・診療所	豊川		健康政策課
161	賀茂クリニック	賀茂町字宗末 48	87-0888	病院・診療所	豊川		健康政策課
162	賀茂小学校	賀茂町字森信 24	88-0400	小学校	豊川		学校教育課
163	前芝保育園	前芝町字西堤 25	31-0703	こども園・保育園	豊川・佐奈川	高潮	保育課
164	東三河ヤクルト販売株式会社 穂の國湊保育ルーム	前芝町字山内 6	34-6056	保育施設	豊川・佐奈川	高潮	保育課
165	かざクリニック	前芝町字西堤 3-1	34-2555	病院・診療所	豊川・佐奈川	高潮	健康政策課
166	せんだクリニック	前芝町字山内 41	34-0077	病院・診療所	豊川・佐奈川	高潮	健康政策課
167	はが歯科クリニック	前芝町字東塩 24-1	35-0108	病院・診療所	豊川・佐奈川	高潮	健康政策課
168	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	小学校	豊川・佐奈川	高潮	学校教育課
169	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	中学校	豊川・佐奈川	高潮	学校教育課
170	前芝児童クラブ	前芝町字西堤 30	32-6730	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設	豊川・佐奈川	高潮	生涯学習課
171	グループホームあいちの森	松村町 48	48-7757	認知症対応型共同生活介護	柳生川	高潮	長寿介護課
172	複合型サービス あいち	松村町 51	48-7757	複合型サービス	柳生川	高潮	長寿介護課
173	ラクラス豊橋南汐田ショートステイ	牟呂町字南汐田 28-1	38-5888	短期入所生活介護	柳生川	高潮	長寿介護課
174	愛知クリニックデイサービスセンター	松村町 50-1	47-3663	通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
175	汐田デイサービスセンター	牟呂町字南汐田 26-1	38-8660	通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
176	小規模デイサービス ワンラブ	牟呂町字松島 17-7	45-1879	通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
177	機能回復型デイサービス 笑顔の里	前田南町二丁目 8-23	87-4085	通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
178	穂乃国デイサービス喜房	藤沢町 101	35-7892	通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
179	コープあいちデイサービス豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	認知症対応型通所介護	柳生川	高潮	長寿介護課
180	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	小規模多機能型居宅介護	柳生川	高潮	長寿介護課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域	担当課
181	牟呂高齢者活動センター	牟呂町字東里 42-2	48-1312	高齢者活動センター	柳生川 高潮	長寿介護課
182	東脇グループホーム (東脇グループホームA/C/D/F/G/H)	東脇四丁目 24-10 ハイツ岡田 (102/103/105/203/205/101)	75-1482	グループホーム	柳生川 高潮	障害福祉課
183	児童デイサービスあおぼ	牟呂市場町 2-1	34-1487	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
184	聴覚・ろう重複センター楓	堂坂町 13	39-6209	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
185	こどもデイサービス しょこら	有楽町 43	39-4160	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
186	児童デイサービス みらい	牟呂町字扇田 66	38-8221	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
187	デイサービスセンターおんぶ	堂坂町 47-1	75-9331	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
188	てあてる豊橋	堂坂町 47-1	48-0505	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
189	東脇グループホーム (東橋良グループホーム)	東橋良町 25	75-1482	グループホーム	柳生川 高潮	障害福祉課
190	LITALICO ワークス豊橋	中郷町 118-1 豊橋サウスビル 3階	34-3280	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
191	聴覚・ろう重複センターそら	小浜町 5	39-7372	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
192	福祉工房あいわ	柱六番町 96	75-2622	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
193	きゃらっと neo	牟呂市場町 11-1	21-8310	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
194	きゃらっと UNO	花中町 145-4	39-8811	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
195	わおんアットウォーム (わおんアットウォーム牟呂)	牟呂市場町 11-1 クオリアビル 3F	090-2773-4877	グループホーム	柳生川 高潮	障害福祉課
196	ひがたん	東脇四丁目 24-10	75-1482	短期入所	柳生川 高潮	障害福祉課
197	矢車草東脇	東脇四丁目 4-17	43-5001	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
198	てらびあぼけっと 豊橋柳生橋教室	前田南町一丁目 16-2 ヴィレッジ杉田 1階	57-2060	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
199	ゆうみハウス (ゆうみハウス 松村 A/B)	松村町 52-5 (1階/2階)	26-6585	グループホーム	柳生川 高潮	障害福祉課
200	ゆうみハウス (ゆうみハウス 松村 II-A/II-B)	松村町 52-4 (1階/2階)	26-6585	グループホーム	柳生川 高潮	障害福祉課
201	ゆうみキッズ	潮崎町 46-1	26-7764	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
202	就労継続支援B型事業所 カラフル	羽根井西町 1-2	31-1900	通所事業所	柳生川 高潮	障害福祉課
203	寿泉寺いずみ幼稚園	牟呂町百間 60	48-3588	幼稚園	柳生川 高潮	保育課
204	東三河ヤクルト販売株式会社 花中保育ルーム	花中町 54	31-8960	保育施設	柳生川 高潮	保育課
205	ほっぺ保育園	中橋良町 65	21-7788	保育施設	柳生川 高潮	保育課
206	ぼんびいの	中郷町 192 岩月ビル 1階C号	33-2150	保育施設	柳生川 高潮	保育課
207	クラウドナイン	柱六番町 108-1	48-5558	保育施設	柳生川 高潮	保育課
208	三沢医院	前田南町一丁目 21-1	54-7831	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
209	小島眼科医院	西小池町 29-2	45-4908	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
210	野村小児科	東脇三丁目 2-15	32-1150	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
211	愛知県赤十字血液センター豊橋事業所	東脇三丁目 4-1	32-1331	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域	担当課
212	木下内科	東脇二丁目 13-10	31-1121	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
213	藤田内科胃腸科	藤沢町 108	45-0687	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
214	有心会愛知クリニック	松村町 48	47-3663	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
215	産科・婦人科ひらでかおるクリニック	牟呂町字大塚 85-1	37-5731	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
216	かわぐちこどもクリニック	牟呂町字大塚 86-1	44-1810	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
217	しみず皮膚科クリニック	中橋良町 67-1	21-7070	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
218	向仁会はら整形ハビクリニック	中橋良町 42	29-8484	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
219	パークベルクリニック	南松山町 153	56-0020	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
220	豊新クリニック	中郷町 172-2 中郷パレス 1C	090-8325-2521	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
221	山内ファミリークリニック	牟呂町字東里 60	43-6333	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
222	服部歯科医院	東松山町 137	53-5994	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
223	からさわ歯科	中郷町 27-4	33-1800	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
224	安形歯科医院	牟呂町字百間 58	48-2248	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
225	東脇デンタルクリニック	東脇三丁目 22-4	34-0302	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
226	白井歯科医院	羽根井西町 3-7	33-4180	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
227	カワイ歯科クリニック	入船町 58-1	47-4811	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
228	村松歯科医院	藤沢町 135	37-5333	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
229	五十嵐歯科医院	牟呂町字中西 17-133	48-5354	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
230	あい東脇皮膚科クリニック	東脇一丁目 8-15	31-4112	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
231	胃腸科清水内科	鴨田町 42-2	45-6201	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
232	清水歯科医院	東脇四丁目 21-17	31-2924	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
233	もりた耳鼻咽喉科	東脇一丁目 7-7	34-2001	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
234	かみのわ歯科医院	神ノ輪町 98	48-0202	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
235	尾崎歯科	東脇二丁目 8-6	33-3001	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
236	花中歯科クリニック	花中町 81-3	33-5615	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
237	ふじさわ翔裕館	藤沢町 101	35-7892	サービス付き高齢者向け住宅	柳生川 高潮	住宅課
238	汐田小学校	牟呂町北汐田 50-1	47-3220	小学校	柳生川 高潮	学校教育課
239	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	31-3101	小学校	柳生川 高潮	学校教育課
240	牟呂児童クラブ	牟呂中村町 1-4	080-3681-7513	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	柳生川 高潮	生涯学習課
241	学童保育汐田たけのこクラブ第一	牟呂町字松島東 62、63	45-1105	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	柳生川 高潮	生涯学習課
242	学童保育汐田たけのこクラブ第二	牟呂町字松島東 62、63	45-1105	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	柳生川 高潮	生涯学習課
243	豊橋中央高等学校	鍵田町 106	54-1301	高等学校	柳生川 高潮	防災危機管理課
244	優ホームクリニック	牟呂市場町 14-23 レジデンス STR203	050-3625-5268	病院・診療所	柳生川 高潮	健康政策課
245	ラクラス豊橋牟呂デイサービス	牟呂町字大塚 60-1	21-8255	通所介護	柳生川 高潮	長寿介護課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域	担当課
246	デイサービスセンターけやき前田	前田南町二丁目 13-8	54-9748	通所介護	柳生川	長寿介護課
247	のんびりほうす	前田南町二丁目 19-3	75-8966	通所事業所	柳生川	障害福祉課
248	ほのぼのホーム (なのはなホーム)	前田南町二丁目 6-10	61-3530	グループホーム	柳生川	障害福祉課
249	ほのぼのホーム (たんぼぼホーム)	前田南町二丁目 6-13	61-3530	グループホーム	柳生川	障害福祉課
250	短期入所 豊橋鍵田町	鍵田町 55-28	26-3556	短期入所	柳生川	障害福祉課
251	ソーシャルインクルーホーム豊橋鍵田町 (ソーシャルインクルーホーム豊橋鍵田町ⅡⅢ)	鍵田町 55-28	26-3556	グループホーム	柳生川	障害福祉課
252	コベルプラス豊橋教室	前田南町一丁目 1-3 タワーレジデンスアネックス・1 2階 E号室	43-5381	通所事業所	柳生川	障害福祉課
253	きゃらっとJUN	小池町字鍵田 61-2	21-5011	通所事業所	柳生川	障害福祉課
254	幼保連携型認定こども園 正林寺保育園	南松山町 104	55-5101	こども園・保育園	柳生川	保育課
255	うえまつクリニック	前田南町一丁目 9-11	53-7065	病院・診療所	柳生川	健康政策課
256	みやもと歯科	前田南町二丁目 14-15	52-8148	病院・診療所	柳生川	健康政策課
257	ひかりクリニック	西松山町 25-1	55-2511	病院・診療所	柳生川	健康政策課
258	さくら歯科クリニック	前田南町一丁目 2-3	52-8050	病院・診療所	柳生川	健康政策課
259	いながき耳鼻いんこう科クリニック いながき乳腺外科クリニック 豊橋サージッククリニック	三ノ輪町字三ノ輪 8-3	62-0201	病院・診療所	柳生川	健康政策課
260	松山なないろクラブ	前田南町一丁目 2-5	87-4606	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設	柳生川	生涯学習課
261	たかくら幼稚園	鍵田町 117	54-7715	幼稚園	柳生川	防災危機管理課
262	豊橋スカイ眼科	牟呂町大塚 70	45-1555	病院・診療所	柳生川	健康政策課
263	デイサービスセンター和	大山町字西大山 41-2	37-7537	通所介護	梅田川	高潮 長寿介護課
264	デイサービス なの花	神野新田町字宮前 100	38-5350	通所介護	梅田川	高潮 長寿介護課
265	デイサービスたけのこ	駒形町字退松 85	45-6213	通所介護	梅田川	高潮 長寿介護課
266	グループホームたけのこ	駒形町字退松 85	45-6213	通所介護	梅田川	高潮 長寿介護課
267	スマイルハート	大山町字下青尻 94-2	37-3377	保育施設	梅田川	高潮 保育課
268	豊橋ハートセンター	大山町字五分取 21-1	37-3377	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
269	あしはら歯科医院	芦原町字嵩山地 25	29-8355	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
270	かわいクリニック	大山町字松荒 9-5	48-0008	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
271	有賀歯科医院	大山町字上青尻 18-3	38-0024	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
272	きくち整形外科眼科クリニック	高師本郷町字北浦 79	38-1010	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
273	野依眼科	野依町字落合 1-12 (旧豊橋南 1F)	21-9971	病院・診療所	梅田川	高潮 健康政策課
274	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	48-1216	小学校	梅田川	高潮 学校教育課
275	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	48-5620	中学校	梅田川	高潮 学校教育課
276	本郷中学校	高師本郷町字竹ノ内 90-1	48-3116	中学校	梅田川	高潮 学校教育課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域		担当課
277	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	45-2608	小学校	梅田川	高潮	学校教育課
278	芦原第一児童クラブ	芦原町字嵩山地 42-1	080-3681-7115	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設	梅田川	高潮	生涯学習課
279	芦原第二児童クラブ	芦原町字嵩山地 42-1	080-9484-1885	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設	梅田川	高潮	生涯学習課
280	芦原第三児童クラブ	芦原町字嵩山地 36-4	080-9119-9481	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設	梅田川	高潮	生涯学習課
281	有料老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 5-1	39-8100	有料老人ホーム		高潮	長寿介護課
282	旅籠屋ダイ 秀吉	柱三番町 73	38-5678	通所介護		高潮	長寿介護課
283	デイサービス船渡	船渡町字城戸中 7-2	25-7801	通所介護		高潮	長寿介護課
284	特別養護老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	38-8711	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護		高潮	長寿介護課
285	ショートステイ真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	短期入所生活介護		高潮	長寿介護課
286	グループホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	認知症対応型通所介護		高潮	長寿介護課
287	共用型認知症デイサービス真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	認知症対応型通所介護		高潮	長寿介護課
288	ガンバリんく	問屋町 10-1	39-4294	通所事業所		高潮	障害福祉課
289	つばさ工房	王ヶ崎町字北欠下 22	48-8540	通所事業所		高潮	障害福祉課
290	美緑	老津町字西高縄 118-1	43-6715	通所事業所		高潮	障害福祉課
291	旅籠屋ダイ 秀吉	柱三番町 73	38-5678	通所事業所		高潮	障害福祉課
292	向島物流サービス株式会社 従業員専用託児所	明海町 4-56	23-5366	保育施設		高潮	保育課
293	保育ママ みるく	駒形町字丸山 19	37-5207	保育施設		高潮	保育課
294	幼保連携型こども園 明照保育園	牟呂中村町 6-1	31-1419	こども園・保育園		高潮	保育課
295	トピー工業(株)豊橋製造所附属診療所	明海町 1	25-1111	病院・診療所		高潮	健康政策課
296	(株)ジェイテクト豊橋工場診療所	明海町 5-61	23-2411	病院・診療所		高潮	健康政策課
297	デンソー豊橋診療所	明海町 3-23	44-2419	病院・診療所		高潮	健康政策課
298	浅井歯科医院	老津町字今下 43-13	23-0023	病院・診療所		高潮	健康政策課
299	森歯科	杉山町字いづみが丘 43-5	23-6489	病院・診療所		高潮	健康政策課
300	かすや内科クリニック	牟呂町字内田 19-2	52 - 4427	病院・診療所		高潮	健康政策課
301	山本歯科	牟呂大西町 3-8	32-0808	病院・診療所		高潮	健康政策課
302	東脇胃腸内科・外科	東脇四丁目 1-6	32-3831	病院・診療所		高潮	健康政策課
303	立松歯科医院	東脇一丁目 19-10	32-2233	病院・診療所		高潮	健康政策課
304	羽根井どろんこクラブ	錦町 148	33-0361	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設		高潮	生涯学習課
305	羽根井第二どろんこクラブ	羽根井本町 69	33-0135	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設		高潮	生涯学習課
306	第一明照児童クラブ	牟呂中村町 6-1	31-1419	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設		高潮	生涯学習課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	洪水・高潮浸水想定区域	担当課
307	第二明照児童クラブ	牟呂中村町6-1	31-1419	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	高潮	生涯学習課
308	第三明照児童クラブ	牟呂中村町6-1	31-1419	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	高潮	生涯学習課
309	ケアサポートセンター真寿苑	牟呂町字東明治郷下1	39-8102	小規模多機能型居宅介護	高潮	長寿介護課
310	こぼんはうすさくら 豊橋中浜教室	豊橋市中浜町219番地の29	45-6701	通所事業所	高潮	障害福祉課

## (2) 土砂災害警戒区域

(長寿介護課、障害福祉課、保育課、健康政策課、学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)

番号	施設名称	所在地	電話	区分	担当課
1	医療法人光生会赤岩介護医療院	多米町字蠅川33-70	62-2105	介護医療院	長寿介護課
2	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門10	66-1123	介護老人保健施設	長寿介護課
3	老人保健施設豊橋ケアセンター	嵩山町字松田55	88-7211	介護老人保健施設	長寿介護課
4	グループホーム青葉の家	嵩山町字松田56	88-7213	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
5	グループホームエバグリーン	多米町字大門10	62-4434	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
6	愛の家グループホーム豊橋牛川薬師町	牛川薬師町8-4	34-3455	通所介護	長寿介護課
7	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門10	66-1123	短期入所療養介護	長寿介護課
8	老人保健施設豊橋ケアセンター	嵩山町字松田55	88-7211	短期入所療養介護	長寿介護課
9	医療法人光生会赤岩介護医療院	多米町字蠅川33-70	62-2105	短期入所療養介護	長寿介護課
10	デイサービスセンターけやき前田	前田南町二丁目13-8	54-9748	通所介護	長寿介護課
11	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門10	66-1123	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
12	老人保健施設豊橋ケアセンター	嵩山町字松田55	88-7211	通所リハビリテーション	長寿介護課
13	グループホームエバグリーン	多米町字大門10	62-4434	認知症対応型通所介護	長寿介護課
14	デイサービスあい	多米町字北脇2-3	66-5663	通所介護	長寿介護課
15	地域生活支援センターすたあと 指定短期入所事業所	牛川薬師町10 南無三館西館	51-6885	短期入所	障害福祉課
16	認定こども園東部保育園	多米町字大門2-1	61-1410	こども園・保育園	保育課
17	光生会赤岩病院	多米町字蠅川33-70	62-2105	病院・診療所	健康政策課
18	高根小学校	西七根町北浜辺147-1	21-2105	小学校	学校教育課
19	高根児童クラブ	西七根町北浜辺147-1	080-3681-5080	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
20	児童クラブポラン	石巻町字大亀2-7	090-2349-5927	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
21	ゆめの子幼稚園	岩崎町字山神1-11	61-8864	幼稚園	防災危機管理課

## (3) 津波災害警戒区域

(長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、保育課、健康政策課、住宅課、学校教育課、生涯学習課、防災危機管理課)

番号	施設名称	所在地	電話	区分	担当課
1	特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤381-2	34-1414	介護老人福祉施設	長寿介護課
2	特別養護老人ホーム倶楽荘	川崎町216-2	32-2300	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	長寿介護課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	担当課
3	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	介護老人保健施設	長寿介護課
4	グループホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	31-2101	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
5	グループホームくらら	川崎町 216-2	32-2312	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
6	グループホームあいちの森	松村町 48	48-7757	認知症対応型共同生活介護	長寿介護課
7	複合型サービス あいち	松村町 51	48-7757	複合型サービス	長寿介護課
8	ショートステイ喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	短期入所生活介護	長寿介護課
9	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	短期入所療養介護	長寿介護課
10	愛知クリニックデイサービスセンター	松村町 50-1	47-3663	通所介護	長寿介護課
11	ティプラン デイサービスセンター吉田方	小向町北小向 74	34-7870	通所介護	長寿介護課
12	デイサービス なの花	神野新田町字宮前 100	38-5350	通所介護	長寿介護課
13	デイサービス豊生ライフ	菰口町五丁目 101	31-4938	通所介護	長寿介護課
14	デイサービスセンター喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1124	通所介護	長寿介護課
15	DSC 吉かわ	吉川町 86-1	34-3455	通所介護	長寿介護課
16	デイサービスセンターのぞみ新栄	新栄町字大溝 21-1	21-5131	通所介護	長寿介護課
17	デイホーム美里	神野新田町字サノ割 48	34-7650	通所介護	長寿介護課
18	デイホーム安里	神野新田町字サノ割 48	32-6788	通所介護	長寿介護課
19	リハビリデイよしだがた	新栄町字新田中 40-1	43-6551	通所介護	長寿介護課
20	デイサービス 寄りあい	神野新田町字レノ割 24-1	31-8877	通所介護	長寿介護課
21	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	通所リハビリテーション	長寿介護課
22	コープあいちデイサービス豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	認知症対応型通所介護	長寿介護課
23	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	小規模多機能型居宅介護	長寿介護課
24	特別養護老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	長寿介護課
25	ショートステイ真寿苑	牟呂町字東明治郷下 2	39-8100	短期入所生活介護	長寿介護課
26	グループホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 3	39-8100	認知症対応型通所介護	長寿介護課
27	共用型認知症デイサービス真寿苑	牟呂町字東明治郷下 4	39-8100	認知症対応型通所介護	長寿介護課
28	特別養護老人ホーム王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	介護老人福祉施設	長寿介護課
29	デイサービスセンター王寿園	小松原町字浜 42	21-3511	通所介護	長寿介護課
30	ショートステイサービスセンター王寿園	小松原町字浜 43	21-3511	短期入所生活介護	長寿介護課
31	ケアハウスくろしお	小松原町字浜 44	21-3511	軽費老人ホーム	長寿介護課
32	スマイルデイ豊生ライフ	菰口町五丁目 101	35-7068	通所介護	長寿介護課
33	すてっぷハウス	三ツ相町 223 - 3	31-8876	グループホーム	障害福祉課
34	カーサ野田	野田町字野田 138-2 サンキライ B103	32-7685	グループホーム	障害福祉課
35	児童デイサービスほのか	川崎町 373-1	39-3137	通所事業所	障害福祉課
36	ほっぷ	新栄町字東小向 9-10	35-7852	通所事業所	障害福祉課
37	ガンバリんく	問屋町 10-1	39-4294	通所事業所	障害福祉課
38	ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	通所事業所	障害福祉課
39	ピュアオフィス矢車草	新栄町字大溝 25-1	34-2632	通所事業所	障害福祉課
40	自活訓練所豊生ライフ	菰口町四丁目 1-2	31-2381	通所事業所	障害福祉課

番号	施設名称	所在地	電話	区分	担当課
41	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田131-3	33-8800	通所事業所	障害福祉課
42	じゃんぷ	神野新田町字アノ割17-8	32-6066	通所事業所	障害福祉課
43	生活介護事業所 ほのか	川崎町373-1	39-3137	通所事業所	障害福祉課
44	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田131-3	33-8800	障害者支援施設	障害福祉課
45	みどりの風吉田方校	馬見塚町256 1階2号室	26-3233	通所事業所	障害福祉課
46	つばさ工房	玉ヶ崎町字北欠下22	48-8540	通所事業所	障害福祉課
47	QUONchocolate パウダーラボ	菰口町三丁目14	21-8658	通所事業所	障害福祉課
48	そわら	吉川町61	26-3326	通所事業所	障害福祉課
49	E-work	神野新田町字アノ割16-2	21-7280	通所事業所	障害福祉課
50	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田22-2	31-8885	その他の社会福祉施設	福祉政策課
51	前芝保育園	前芝町字西堤25	31-0703	こども園・保育園	保育課
52	三郷保育園	神野新田町字ソノ割23	31-3525	こども園・保育園	保育課
53	吉田方保育園	吉川町125-2	31-7759	こども園・保育園	保育課
54	吉田方西保育園	小向町字西小向5	32-2927	こども園・保育園	保育課
55	津田保育園	横須賀町林8-1	31-3623	こども園・保育園	保育課
56	豊橋市民病院	青竹町字八間西50	33-6111	病院・診療所	健康政策課
57	豊橋ハートセンター	大山町字五分取21-1	37-3377	病院・診療所	健康政策課
58	高橋外科	花田町字中ノ坪50	31-3975	病院・診療所	健康政策課
59	杉浦内科	吉川町46	32-3320	病院・診療所	健康政策課
60	有心会愛知クリニック	松村町48	47-3663	病院・診療所	健康政策課
61	かざクリニック	前芝町字西堤3-1	34-2555	病院・診療所	健康政策課
62	せんだクリニック	前芝町字山内41	34-0077	病院・診療所	健康政策課
63	まひろ皮膚科クリニック	吉川町158-3	31-1722	病院・診療所	健康政策課
64	西田メディカルクリニック	吉川町225-1	34-5566	病院・診療所	健康政策課
65	おおむら眼科クリニック	菰口町五丁目101	26-3115	病院・診療所	健康政策課
66	こもぐち耳鼻咽喉科	菰口町五丁目101	34-3391	病院・診療所	健康政策課
67	かみやメンタルクリニック	牟呂町字西明治源助堀6-1	34-1411	病院・診療所	健康政策課
68	吉田方クリニック	吉川町245-4	33-7878	病院・診療所	健康政策課
69	山内ファミリークリニック	牟呂町字東里60	43-6333	病院・診療所	健康政策課
70	マミーローズクリニック	高洲町字森下1	32-6585	病院・診療所	健康政策課
71	里童こころと育ちのクリニック	吉川町61	34-3313	病院・診療所	健康政策課
72	柴本歯科医院	小向町字下野11	31-4182	病院・診療所	健康政策課
73	朝倉歯科医院	新栄町字南小向9-9	33-1616	病院・診療所	健康政策課
74	すぎうら歯科	菰口町五丁目15-1	33-3171	病院・診療所	健康政策課
75	安形歯科医院	牟呂町字百間58	48-2248	病院・診療所	健康政策課
76	あさひな歯科	小向町字蜂ヶ尻39-1	33-9233	病院・診療所	健康政策課
77	はが歯科クリニック	前芝町字東塩24-1	35-0108	病院・診療所	健康政策課
78	たかぎ歯科	神野新田町字ハノ割1-51	34-0510	病院・診療所	健康政策課



番号	施設名称	所在地	電話	区分	担当課
79	わたつ橋歯科医院	高洲町字高洲 159	32-6377	病院・診療所	健康政策課
80	よしだがたファミリー歯科クリニック	吉川町 105-4	32-6628	病院・診療所	健康政策課
81	五十嵐歯科医院	牟呂町字中西 17-133	48-5354	病院・診療所	健康政策課
82	特別養護老人ホーム王寿園 医務室	小松原町字浜 41	21-3511	病院・診療所	健康政策課
83	かわいクリニック	大山町字松荒 9-5	48-0008	病院・診療所	健康政策課
84	かすや内科クリニック	牟呂町字内田 19-2	31-6262	病院・診療所	健康政策課
85	有賀歯科医院	大山町字上青尻 18-3	38-0024	病院・診療所	健康政策課
86	こもぐち歯科	菰口町五丁目 72-2	75-7722	病院・診療所	健康政策課
87	豊橋在宅クリニック	野田町字野田 116-4 アーバンコート野田 1C	32-1515	病院・診療所	健康政策課
88	豊園ここからのすまい吉川	吉川町 106-2	35-6028	サービス付き高齢者向け住宅	住宅課
89	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	小学校	学校教育課
90	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	小学校	学校教育課
91	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	小学校	学校教育課
92	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	中学校	学校教育課
93	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	中学校	学校教育課
94	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-2550	中学校	学校教育課
95	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	48-5620	中学校	学校教育課
96	津田児童クラブ	横須賀町宮元 3-1	080-3284-2229	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
97	前芝児童クラブ	前芝町字西堤 30	080-3681-7505	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
98	吉田方ガンバクラブ	小向町字北小向 93	32-7437	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
99	吉田方ガンバクラブ 2	吉川町 63	32-3522	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
100	吉田方ガンバクラブ 3	小向町字北小向 64	33-9148	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
101	吉田方ガンバクラブ 4	吉川町 156-5	31-7720	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	生涯学習課
102	寿泉寺いずみ幼稚園	牟呂町字百間 60	48-3588	幼稚園	防災危機管理課
103	高洲若葉幼稚園	高洲町字小島 18-1	31-8008	幼稚園	防災危機管理課
104	愛知県立豊橋西高等学校	牟呂町字西明治新右前 4	31-8800	高校	防災危機管理課
105	助産院 KADA	高洲町字森下 1 番地	32-6585	病院・診療所	健康政策課
106	グループホームほのか (グループホームほのか 風の森)	豊橋市川崎町 377 番地 2	39-3137	グループホーム	障害福祉課
107	グループホームほのか (グループホームほのか 星の森)	豊橋市川崎町 377 番地 1	39-3137	グループホーム	障害福祉課
108	短期入所ほのか	豊橋市川崎町 377 番地 1	39-3137	短期入所	障害福祉課

## 24. 浸水想定区域内に立地し、申出のあった大規模工場等

(防災危機管理課)

番号	名称	所在地
1	トピー工業株式会社 豊川製造所 明海工場	明海町 5 番地 29

## V 防災上必要な施設・設備等

### 1. 気象等観測施設、設備等

(1) 雨量観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、通信指令課)

設置場所		管理者	観測及び連絡担当
中消防署	東松山町 23	豊橋市	通信指令課
中消防署東分署	中岩田二丁目 7-4		中消防署東分署
〃 前芝出張所	日色野町字新切 46-1		〃 前芝出張所
〃 石巻出張所	石巻本町字野添 136		〃 石巻出張所
南消防署	曙町字南松原 118		南消防署
南消防署西分署	東脇一丁目 1-8		南消防署西分署
〃 二川出張所	二川町字道賢田 46-3		〃 二川出張所
〃 大清水出張所	大清水町字姫田 51		〃 大清水出張所
嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	国土交通省	調査課水防企画係
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	中野町字平西 1-6		
愛知県東三河建設事務所	今橋町 6	愛知県	建設部河川課
視聴覚教育センター	大岩町字火打坂 19-16		
月ヶ谷公民館前	嵩山町字南浦 41		建設部砂防課
万場調整池	西赤沢町字万場		

(2) 水位観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)

河川名	観測点 名称 量水標 名称	設置 場所	管理者	水位					観測値 連絡先担当
				水防団 待機水 位(m)	はん濫 注意水 位(m)	出動 水位 (m)	避難判 断水位 (m)	はん濫 危険水 位(m)	
豊川	豊橋	豊橋市船町	国土交通省	3.00	3.50	4.00	—	—	防災危機管理課  通信指令課
	当古	豊川市当古町		3.30	4.70	5.10	6.20	7.10	
	石田	新城市庭野		2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	
豊川放水 水路	放水路 第1	豊川市柑子町	5.00	7.00	7.60	9.10	9.10		
柳生川	花田	豊橋市前田南町 一丁目	愛知県	1.35	2.05	2.60	2.60	3.50	
梅田川	浜道	天伯町字八田平		2.35	2.80	3.05	3.05	3.70	
佐奈川	佐土	豊川市佐土町		1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	
音羽川	国府	豊川市森一丁目		1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	

(3) 潮位・水位観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所)

水系・湾名	観測所名	設置場所	管理者
豊川	前芝	前芝町	国土交通省
三河湾	三河湾	神野ふ頭町	
三河湾	三河港	神野ふ頭町 3-9	愛知県

## (4) 風向、風速観測所

(通信指令課)

設置場所	管理者	観測担当者
消防本部通信指令課 (東松山町 23)	通信指令課長	通信指令課

## (5) 気象観測所

(防災危機管理課、通信指令課)

設置場所等	管理者	観測担当者
消防本部通信指令課 (東松山町 23)	通信指令課長	通信指令課
アメダス観測点 (神野新田町字レノ割)	名古屋地方気象台	観測予報課

## (6) 地震観測所

(防災危機管理課、通信指令課)

観測点名	設置場所	管理・観測	備考
豊橋	向山緑地(向山町)	気象庁	気象庁発表
豊橋	通信指令課(東松山町 23)	県防災局	気象庁発表 (一部)
豊橋(N. TYHH)	少年自然の家 (伊古部町字下り 25-41)	防災科学技術研究所	Hinet(高感度地震観測網)
豊橋(AICH09)			KiK-net(強震観測網)
豊橋北(N. THNH)	石巻小学校(石巻町字西浦 16)	防災科学技術研究所	Hinet(高感度地震観測網)
豊橋北(AICH22)			KiK-net(強震観測網)
豊橋(AIC015)	向山緑地(向山大池町)	防災科学技術研究所	K-Net(強震ネットワーク)

## 2. 消防施設・設備等

## (1) 消防庁舎、消防機械配置

(消防本部総務課、消防救急課)

署所名	種別	はしご付消防自動車 (照明灯・無線機付)	化学消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	水そう付消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	小型動力ポンプ付水槽車 (照明灯・無線機付)	高規格救急車(無線機付)	小型動力ポンプ付積載車 (無線機付)	救助工作車 (照明灯・無線機付)	電源車 (照明灯・無線機付)	指揮車(無線機付)	広報車(無線機付)	オートバイ	その他の車両	合計
		消防本部	総務課											1	
	消防救急課						1			1	1	1			4
	通信指令課											1			1
	予防課											2		1	3
中消防署		1		2		1	1	1	1			2	5	3	17
東分署			1		1	1	1						3	2	9
前芝出張所					1	1	1						2	3	8
石巻出張所				1	1		1						3	2	8
南消防署		1		2		1	2		1			2	5	3	17
西分署			1			1	2						3	2	9
二川出張所				1	1		1						3	1	7
大清水出張所			1	1			1						3	2	8
合計		2	3	7	4	5	11	1	2	1	1	9	27	19	92

## (2) 消防団人員・機械器具

(消防本部総務課)

区分 方面隊名	総数			編成			装備			
	隊数	団員数	ポンプ数	分団数	団員数		計	積 載 用 自 動 車	ポンプ数	
					本 隊 団 長 及 び	分 団			手 引 動 力	小 型 動 力
本団		13		1	1	12				
第一方面隊	1	164	13	5	3	161	13	13		13
第二方面隊	1	186	11	11	3	183	11	11		11
第三方面隊	1	105	6	5	3	102	6	6		6
第四方面隊	1	117	8	5	3	114	8	8		8
第五方面隊	1	162	12	5	3	159	12	12		12
第六方面隊	1	196	12	12	3	193	12	12		12
第七方面隊	1	131	9	5	3	128	9	9		9
第八方面隊	1	94	6	4	3	91	6	6		6
計	8	1,168	77	53	25	1,143	77	77		77

## (3) 化学消火剤（消火原液）の備蓄

(消防本部総務課、予防課)

機関名	数量 (ℓ)	薬品名	所在地	電話番号
豊橋市消防本部 (中・南消防署)	3,692	界面活性剤	東松山町 23 曙町字南松原 118	52-0119
	6,510	マイティフォーム		46-0119
トピー工業(株)豊橋製造所	100	エアフォーム原液 3%	明海町 1	25-1111
日東電工(株)豊橋事業所	1,800	メガフォーム	中原町字平山 18	41-1121
	2,000	エアフォーム原液 3%		

## (4) 流出油防除資器材

(環境保全課、予防課)

区分 備蓄場所	吸着剤		乳化剤 (ℓ)	オイルフェンス (m)	電話番号
	粉剤	布剤			
豊橋市役所立体駐車場倉庫	165.5kg	174kg	—	23.6	環境保全課 51-2390
吉田方防災倉庫	—	—	—	140	環境保全課 51-2390
愛知県三河港務所	—	780kg	—	1,200	31-4155
トピー工業(株)豊橋製造所	—	400kg	792	400	25-1111
(株)総合開発機構	—	137kg	—	400	23-0711
神野建設(株)	—	35kg	36	200	31-5430
神野オイルセンター(株)	—	340kg	810	400	31-6038
三菱ケミカル(株)愛知事業所	20kg	130kg	—	—	64-2235
(株)新来島豊橋造船豊橋工場	—	54kg	45	270	25-4111
サーラエナジー(株)豊橋供給センター	—	30kg	—	60	32-5518
日東電工(株)豊橋事業所	—	150kg	—	—	41-1121
(株)荒木石油店豊橋油槽所	—	150kg	—	—	54-9208
ペトロトランス(株)明海油槽所	—	300kg	306	300	23-1599
ペトロトランス(株)明海第二油槽所	—	500kg	450	340	23-2666

※1 流油事故処理に際しては速やかに消防本部予防課 51-3121、若しくは消防救急課 52-0119、警察署 54-0110、環境保全課 51-2390 に通報すること。(油種、油量、流出場所、地形等)

※2 発生源者において適切な緊急措置(ワラなどによる拡散防止)を行い、独断的措置は避けること。

## (5) 消防水利

(消防本部総務課)

区分		方面隊	合計	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八
管轄区域	中学校区		22	1	5	2	2	2	5	3	2
	小学校区		52	5	11	5	5	5	12	5	4
消火栓(公設)			6,722	383	1,419	913	551	391	1,570	1,021	474
防火水そう	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満		110	6	12	10	18	2	45	12	5
	40m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 未満 ( )はうち耐震性		945 (386)	94 (22)	151 (107)	46 (25)	123 (39)	125 (34)	279 (90)	80 (51)	47 (18)
	100m <sup>3</sup> 以上 ( )はうち耐震性		90 (12)	3	25 (4)	8 (4)	13	3	28 (3)	9 (1)	1
	小計		1,145	103	188	64	154	130	352	101	53
プール			104	6	21	11	9	9	27	13	8
井戸			—	—	—	—	—	—	—	—	—
池沼			98	22	11	1	26	28	10	—	—
河川等の接岸箇所			5	—	—	1	—	—	1	2	1

### 3. 通信施設・設備等

#### (1) 市主要災害通信施設

(防災危機管理課、通信指令課)

通信施設の種別	個数	周波数帯 (MHz) 等		設置場所	設置場所住所
愛知県高度情報 通信ネットワーク (県防災行政無線)	固定局	1	7,000 MHz 帯	市役所	今橋町 1
	電話機	8			
	ファクシミリ	2	400 MHz 帯	通信指令課	東松山町 23
	固定局	1			
同報系防災無線	子局	63	60 MHz 帯	市役所ほか	今橋町 1 ほか
	基地局	1			
豊橋市デジタル防災 行政用無線 (MCA 無線)	統制局	4	800 MHz 帯 デジタル MCA 無線	市役所ほか	今橋町 1 ほか
	副統制局	1			
	移動局(半固定)	25			
	〃 (携帯)	415			
	〃 (車載)	25			
消防救急用デジタル 無線機	基地局(※1)	1	260 MHz 帯	通信指令課 各消防署所	東松山町 23 ほか
	移動局(車載)	63			
	〃 (携帯)	80			
	〃 (卓上型)	10			
	〃 (可搬型)	2			
防災相互波	移動局(携帯)	20	150 MHz 帯	各消防署所	
受信機	車載	77	260 MHz 帯	各消防団車両	
署活動波		69	市波 1・2	400 MHz 帯	各消防署所
警察専用線		1	自動式		通信指令課
119 番報知 INS 回線	ISDN	6			各消防署所
音声指令回線		10			
災害専用電話		12	代表 51-2055	防災危機管理課	今橋町 1
119 転送回線		2	自動式		東松山町 23
119 報知専用ファックス		1			

※1 消防救急用デジタル無線は、東三河各消防本部と共同で、東三河管内に 8 箇所をの基地局を整備、東三河消防指令センターで統括されている。(豊橋市内の基地局は豊橋市中消防署に配備)

ア. 消防無線配置状況一覧

(通信指令課)

種類 配置場所	消防救急デジタル無線及び防災相互波無線						受信機	署活動波
	基地局	移動局					デジタル・アナログ 車載受信機	
		車載	デジタル 携帯	防災 相互波	卓上	可搬		
防災危機管理課					1			
消防本部	総務課		1	1		1		
	消防救急課		3	6	4		1	
	通信指令課	1	1	2			1	
	予防課		2	2				
中消防署		13	15	5	1		12	
〃 東分署		6	8	1	1		7	
〃 前芝出張所		5	6	2	1		7	
〃 石巻出張所		5	6	2	1		7	
南消防署		13	16	3	1		12	
〃 西分署		5	7	2	1		7	
〃 二川出張所		4	5	2	1		7	
〃 大清水出張所		5	6	2	1		7	
消防団							77	
計	1	63	80	23	10	2	77	

イ. 愛知県高度情報通信ネットワーク(県防災行政無線)設置場所一覧表

(防災危機管理課)

区分	数量	配備場所等の構成内容
固定局	2	防災危機管理課(市役所西館4階) 通信指令課(中消防署4階)
一斉受令ファクシミリ	2	防災危機管理課、通信指令課
携帯電話	8	(消)総務課、防災危機管理課、広報広聴課、農業企画課、農地整備課、道路維持課、道路建設課、河川課

ウ. 同報系防災無線設置場所

(防災危機管理課)

区分	厨数	設置場所
基地局	1	市役所
遠隔操作器	1	通信指令課
子局	63	①城下、②東赤沢、③高塚西、⑤小松原、⑥小島、⑦細谷、⑧宇塚公園、⑨吉田方地区市民館、⑩五郷公民館、⑪豊橋総合スポーツ公園、⑫神野西緑地、⑬中島処理場、⑭大崎小学校、⑮明海公園、⑯天津公民館、⑰西郷小学校、⑱賀茂小学校、⑲石巻中学校、⑳嵩山小学校、㉑下条小学校、㉒東陵中学校、㉓牛川小学校、㉔多米小学校、㉕向山緑地、㉖羽根井小学校、㉗牟呂小学校、㉘磯辺小学校、㉙芦原小学校、㉚天伯小学校、㉛植田小学校、㉜老津小学校、㉝杉山小学校、㉞下五井地区体育館、㉟北部中学校、㊱大村校区市民館、㊲守下公園、㊳石巻小学校、㊴二川小学校、㊵吉祥山市民ふれあいの森、㊶岩田運動公園、㊷豊橋公園、㊸東田小学校、㊹豊小学校、㊺飯村公園、㊻高師小学校、㊼中野小学校、㊽南栄給水所、㊾レクリエーションスポーツ広場、㊿幸小学校、㊽総合動植物園、㊾大清水第十公園、㊿吉田方小学校、㊽野依小学校、㊾細谷小学校、㊿トレーニングセンター、㊽小沢小学校、㊾高根小学校、㊿

		二川南小学校、㊸大清水地区体育館、㊹谷川小学校、㊺豊南小学校、㊻西七根海岸、㊼西伊古部
再送信子局	3	㊾二川南小学校、㊿大清水地区体育館、㊽西七根緑地

※㊽西七根緑地については、単独の再送信子局

[対象図面：図3,4]

エ. 豊橋市デジタル防災行政用無線（MCA無線）局設置場所一覧表（防災危機管理課）

[ ]は個別番号、【 】は車載局の個別番号、\_\_\_は半固定型

区分	局数	配備先・個別番号	
統制局	4	統制局[1~4] 市役所西館4階防災危機管理課に設置	
災害対策本部	14	防災危機管理課[701~710, 711] 【712, 714】、715	
消防機関	17	副統制局	通信指令課（消防指令センター）[101]
		通信指令課[101]、中消防署[102, 103, 613]、東分署[104, 614]、石巻出張所[105]、前芝出張所[106]、南消防署[107]、西分署[108]、大清水出張所[109]、二川出張所[110, 615]、(消)総務課[100, 111]、指揮車[112, 113]	
市役所	87	財務部(8)	市民税課[118~120]、資産税課[169~171]、納税課[172, 173]
		企画部(2)	広報広聴課[121]
		市民協創部(2)	「スポーツのまち」づくり課[147]、市民協働推進課[149]
		福祉部(3)	福祉政策課[123] 【124】、総合老人ホーム[182]
		こども未来部(8)	こども未来館[164]、保育課[175]、津田保育園[176]、新吉保育園[177]、牛川東保育園[178]、こじか保育園[179]、くるみ保育園[180]、高山学園[181]
		健康部(3)	健康政策課[116~117, 183]
		環境部(8)	環境政策課[184]、東部環境センター[125, 126]、南部環境センター[127]、西部環境センター[128]、資源化センター[166, 167]、埋立処理課[185]
		産業部(4)	産業政策課[115]、みなと振興課[186]、農業企画課[129]、農地整備課[130]
		建設部(25)	土木管理課[131] 【132】、道路維持課[187, 188] 【189, 190】、土木維持事務所[133] 【134~137】、土木維持事務所東部出張所[138] 【139~141】、河川課[142] 【143, 144】、建築課[191~194]、住宅課[195~197]
		都市計画部(3)	都市計画課[114]、公園緑地課[145] 【146】、まちなか活性課[168]
		総合動植物園(2)	動植物園[165]、自然史博物館[200]
上下水道局(15)	水道総務課[150]、水道管路課[151, 152]【153~157】、営業課[158]、[159]、浄水課[160, 713] 【161, 162】、中島処理場[163]		
教育委員会(3)	教育政策課[198]、生涯学習課[148]、図書館[199]		
第一指定避難所	71	各校区市民館、地区市民館	
第二指定避難所	106	小中学校等、応急救護所も含む	
防災関係機関	24	国土交通省豊橋河川事務所[401]、愛知県東三河総局[402]、愛知県東三河建設事務所[403]、愛知県三河港務所[404]、愛知県豊橋警察署[405]、中部電力パワーグリッド株式会社豊橋営業所[406]、ソーラエナジー(株)豊橋供給センター[407]、東海旅客鉄道(株)豊橋駅[408]、(株)エフエム豊橋[410]、総合開発機構明海事業所[412, 417~420]、陸上自衛隊第10特科連隊第2大隊[413]、第四管区海上保安本部三河海上保安署[414]、豊橋鉄道(株)高師駅[415]、豊橋ケーブルネットワーク(株)[416]、東三建設業協会[421]、東海交通(株)[422]、ヨシダ交通(株)[424]、豊鉄タクシー(株)[425]、豊橋個人タクシー協同組合[426]、シーパレス日港福[427]	
災害協定機関	1	協同組合豊橋総合卸センター[423]	



区分	局数	配備先・個別番号	
医療機関	26	豊橋市医師会[501]【502】、豊橋市歯科医師会[503]、豊橋市薬剤師会[504]、休日夜間急病診療所[505]、豊橋市民病院[506、507]、豊橋医療センター[508]、保健所・保健センター（市健康政策課）[509]、二川病院[510]、成田記念病院[512]、弥生病院[513]、光生会病院[514]、江崎病院[516]、太田整形外科[518]、塩之谷整形外科[521]、たつおクリニック[522]、豊橋元町病院[524]、権田脳神経外科[525]、豊橋ハートセンター[526]、第二成田記念病院[528]、長屋病院[529]、豊橋メイツクリニック[530]、後方収容病院（パークベルクリニック [543]、小石マタニティクリニック[544]、ジュン・レディースクリニック豊橋[545]、中岡レディースクリニック[546]）	
福祉施設	10	石巻老人福祉センター[531]、下地老人福祉センター[532]、大岩老人福祉センター[533]、障害者福祉会館（さくらピア）[534]、つつじが丘地域福祉センター[535]、大清水地域福祉センター[536]、総合福祉センター（あいトピア）[537]、八町地域福祉センター[538]、牟呂地域福祉センター[539]、くすのき特別支援学校 [541]	
帰宅困難者等支援施設	1	穂の国とよはし芸術劇場プラット[540]	
受援施設	10	総合体育館[601]、ライフポートとよはし[602]、シンフォニアテクノロジー体育館（豊橋市保管）[603]、飯村地区体育館[604]、石巻地区体育館[605]、下五井地区体育館[606]、二川地区体育館[607]、牛川地区体育館[608]、少年自然の家[609]、豊橋市武道館[610]	
津波防災センター	2	三郷地区津波防災センター[611]、天津地区津波防災センター[612]	
備蓄拠点	6	防災備蓄倉庫連絡用[901～906]	
災害協定機関	1	協同組合豊橋総合卸センター[423]	
消防団	87	消防団長(1)	消防団長[800]
		第一方面隊(14)	第一方面隊長[801]、賀茂分団第一部[809]、賀茂分団第二部[810]、西郷分団第一部[811]、西郷分団第二部[812]、西郷分団第三部[813]、西郷分団第四部[814]、玉川分団第一部[815]、玉川分団第二部[816]、玉川分団第三部[817]、玉川分団第四部[818]、石巻分団金田部[819]、石巻分団神郷部[820]、嵩山分団[821]
		第二方面隊(12)	第二方面隊長[802]、下条分団[822]、牛川分団[823]、東田分団[824]、旭分団[825]、多米分団[826]、岩田分団[827]、岩西分団[828]、つつじが丘分団[829]、鷹丘分団[830]、豊分団[831]、飯村分団[832]
		第三方面隊(7)	第三方面隊長[803]、向山分団[833]、新川分団[834]、八町分団[835]、松山分団第一部[836]、松山分団第二部[837]、松葉分団[838]
		第四方面隊(9)	第四方面隊長[804]、二川分団大岩部[839]、二川分団二川部[840]、二川南分団東部[841]、二川南分団西部[842]、小沢分団[843]、谷川分団[845]、細谷分団細谷部[846]、細谷分団東細谷部[847]
		第五方面隊(13)	第五方面隊長[805]、豊南分団城下部[848]、豊南分団西赤沢部[849]、豊南分団東赤沢部[850]、豊南分団伊古部部[851]、高根分団高塚部[852]、高根分団西七根部[853]、高根分団東七根部[854]、老津分団第一部[855]、老津分団第二部[856]、杉山分団第一部[858]、杉山分団第二部[859]、富士見分団[862]
		第六方面隊(13)	第六方面隊長[806]、福岡分団[863]、栄分団[864]、磯辺分団[865]、大崎分団[866]、高師分団[867]、植田分団[868]、大清水分団[869]、野依分団[870]、天伯分団[871]、幸分団[872]、芦原分団[873]、中野分団[874]
		第七方面隊(10)	第七方面隊長[807]、羽根井分団第一部[875]、羽根井分団第二部[876]、花田分団第一部[877]、花田分団第二部[878]、牟呂分団第一部[879]、牟呂分団第二部[880]、汐田分団[881]、吉田方分団第一部[882]、吉田方分団第二部[883]
		第八方面隊(8)	第八方面隊長[808]、下地分団[884]、大村分団第一部[885]、大村分団第二部[886]、津田分団[887]、前芝分団[888]、前芝分団第一部[889]、前芝分団第二部[890]
内線電話応答用	4	東館 13 階無線室[11～14]	

※ 第一指定避難所、第二指定避難所の個別番号については、「V-6-(1)ア、イ」参照  
 応急救護所の個別番号については、「V-5-(4)」参照

(2) 放送施設

(日本放送協会名古屋放送局豊橋支局、広報広聴課)

機関名	名称	周波数	放送局	送信局
日本放送協会 (NHK)	名古屋第1(JOCK) 名古屋第2(JOCB)	1161KHz 1359KHz	今橋町 1-2	花田町字越水 47
エフエム豊橋	JOZZ6AAF	84.3MHz	小畷町 596	藤沢町 141
東海ラジオ放送	JOSF	864MHz	—	向山町字七面
中部日本放送 (CBC ラジオ)	JOAR	1485MHz	大橋通 1 - 68	向山町字一本松

(3) その他の通信施設

タクシー無線

(防災危機管理課)

会社名	所在地	連絡先	
東海交通(株)	大橋通二丁目 101	53-1181	配車センター 57-1111
ヨシダ交通(株)	西松山町 23	54-3415	配車センター 33-7700
豊鉄タクシー(株)	下地町字北村 92-1	56-5113	配車センター 56-5111

4. 水防施設・設備及び水防区域等

(1) 水防倉庫及び水防資器材

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)

ア 豊橋市所管

図面对照番号	1	2	3	4	5	6	計	
水防倉庫名称	下条	下地	野依	牟呂	花中	渡津		
河川名	豊川	豊川	梅田川 西ノ川	海岸	柳生川 梅田川	豊川		
所在地(町)	下条東	下地	野依	牟呂外神	花中	清須		
所在地(字)	西ノ池	天神	中瀬古			天神		
面積(m <sup>2</sup> )	38.88	38.88	32.40	39.20	81.55	41.44		272.35
備蓄資材	杭木(本)	640	800	597	806	618	533	3,994
	PP土のう用袋(袋)	4,500	5,000	5,600	6,000	4,000	5,600	30,700
	PPロープ(巻)	29	21	14	35	17	14	130
	鉄線(kg)	150	50	50	50	10	20	330
	加工番線(箱)	7	8	2	8	6	7	38
	シート(枚)	90	148	84	102	28	60	512
	鉄杭(本)	125	162	144	123	139	198	891
	たこづち(丁)	9	8	9	9	10	8	53
	掛矢(丁)	13	16	15	20	10	16	90
	つるはし(丁)	10	10	7	6	11	10	54
	スコップ(丁)	45	40	39	40	41	37	242
	のこぎり(丁)	12	10	10	18	9	16	75
	おの(丁)	12	11	9	10	9	11	62
	ペンチ(丁)	7	8	7	8	6	8	44
	かま(丁)	22	15	15	15	12	15	94
	ハンマー(丁)	6	8	5	3	9	6	37
	クリッパー(丁)	6	5	4	5	4	5	29
	脚立(脚)	2	2	0	2	1	2	9
	しの(丁)	14	10	8	9	14	10	65
	足場板(枚)	35	4	18	8	44	16	125
一輪車(台)	3	3	3	3	6	3	21	
大ハンマー(丁)	7	9	4	4	3	10	37	
じょれん(丁)	4	4	4	3	4	4	23	

[対照図面：図3,4]

イ 県東三河建設事務所所管

図面对照番号		7	8	9
水防倉庫名称		下地	下条	玉川
河川名		管内全域		
所在地 (町)		下地	下条西	石巻本
所在地 (字)		城向	上西川原	北久古
面積 (㎡)		105.78	77.76	48.60
備蓄資材	くい木 (本)	1,453	470	572
	土のう袋類 (袋)	16,116	22,060	7,200
	ビニールシート (枚)	309	250	145
	むしろ (枚)	215	1,100	90
	なわ・ロープ (kg)	800	990	104
	ビニールパイプ (本)	20	15	5
	鉄筋ぐい (本)	490	350	220
	鉄線 (kg)	637	686	300
	たこづち (丁)	10	12	8
	掛矢 (丁)	32	26	13
	シャベル (丁)	57	77	29
	のこぎり (丁)	17	12	7
	おの (丁)	18	12	7
	ペンチ (丁)	26	19	12
	なた・かま (丁)	33	25	18
	つるはし (丁)	20	16	11
	ハンマー (丁)	22	35	12
	なわとおし (丁)			9
	クリッパー (丁)	10	7	4
	照明具 (台)	11	7	4
	発電機 (台)	1	1	1
舟艇 (艘)	2			
一輪車 (台)	6	5	3	
くわ (丁)		2		
じょれん (丁)		8		
空気入れ (個)	1	1	1	

[対照図面：図3,4]

ウ 国土交通省豊橋河川事務所所管

図面对照番号		10	11
水防倉庫名称		豊川防災センター	大村
河川名		豊川	
所在地（町）		北島	大村
所在地（字）		北島	小見堂
面積（㎡）		29.812	90.72
備蓄資材	杭木(プラスチック杭含む) (本)	108	458
	土のう袋類 (袋)	8,250	380
	ポリシート (枚)	60	830
	水防T型マット (枚)	10	0
	ロープ (m)	1,200	200
	なわ (玉)	0	10
	鉄線 (kg)	0	700
	たこづち (丁)	0	2
	掛矢 (丁)	16	10
	スコップ (丁)	30	10
	のこぎり (丁)	9	5
	ペンチ (丁)	7	5
	なた・かま (丁)	46	19
	つるはし (丁)	8	0
	クリッパー (丁)	8	0
	照明具 (台)	12	8
	一輪車 (台)	7	5
	大ハンマー (丁)	10	5
	じょれん (丁)	8	5
	袋型根固め工用袋材 (袋)	0	50
	コードリール(防雨型) (個)	9	5
	発電機 (台)	8	0
	A型バリケード (個)	7	22
	足場板 (枚)	0	10
	カラーコーン (個)	60	60
	スタッフ (本)	11	10
	ポール (本)	24	20
	ラチェットレンチ (曲がりしの付) (丁)	10	3
	釘抜きバール (丁)	7	4
	工具(ラチェットレンチ、ドライバー等) (式)	4	5
ばんせん (m)	150	0	
くぎ (kg)	132	多数	
安全帯(フック付) (個)	16	9	
道具入れ(ベルト付) (個)	0	0	

[対象図面：図3,4]

## (2)水防屯所 (消防団詰所)

(消防本部総務課)

図面 対照 番号	方面隊	分団	名称	図面 対照 番号	方面隊	分団	名称
1	第一	賀茂	賀茂分団第一部 消防団器具庫・詰所	33	第四	二川南	二川南分団東部 消防団器具庫・詰所
2			〃 第二部 〃	34			二川南分団西部 〃
3		西郷	西郷分団第一部 〃	35		小沢	小沢分団 〃
4			〃 第二部 〃	36		谷川	谷川分団 〃
5			〃 第三部 〃	37		細谷	細谷分団細谷部 〃
6			〃 第四部 〃	38			〃 東細谷部 〃
7		玉川	玉川分団第一部 〃	39	第五	豊南	豊南分団城下部 〃
8			〃 第二部 〃	40			〃 西赤沢部 〃
9			〃 第三部 〃	41			〃 東赤沢部 〃
10			〃 第四部 〃	42			〃 伊古部部 〃
11		石巻	石巻分団金田部 〃	43	高根	高根分団高塚部 〃	
12			〃 神郷部 〃	44		〃 西七根部 〃	
13	嵩山	嵩山分団 〃	45	〃 東七根部 〃			
14	第二	下条	下条分団 〃	46	老津	老津分団第一部 〃	
15		牛川	牛川分団 〃	47		〃 第二部 〃	
16		東田	東田分団 〃	48	杉山	杉山分団第一部 〃	
17		旭	旭分団 〃	49		〃 第二部 〃	
18		多米	多米分団 〃	50	富士見	富士見分団 〃	
19		岩田	岩田分団 〃	51	第六	福岡	福岡分団 〃
20		岩西	岩西分団 〃	52		栄	栄分団 〃
21		つじが丘	つじが丘分団 〃	53		磯辺	磯辺分団 〃
22		鷹丘	鷹丘分団 〃	54		大崎	大崎分団 〃
23		豊	豊分団 〃	55		高師	高師分団 〃
24	飯村	飯村分団 〃	56	植田		植田分団 〃	
25	向山	向山分団 〃	57	大清水		大清水分団 〃	
26	新川	新川分団 〃	58	野依		野依分団 〃	
27	八町	八町分団 〃	59	天伯	天伯分団 〃		
28	松山	松山分団第一部 〃	60	幸	幸分団 〃		
29		〃 第二部 〃	61	芦原	芦原分団 〃		
30	松葉	松葉分団 〃	62	中野	中野分団 〃		
31	第四	二川	二川分団大岩部 〃				
32			〃 二川部 〃				

図面 対照 番号	方面隊	分団	名称	図面 対照 番号	方面隊	分団	名称	
63	第七	羽根井	羽根井分団第一部 消防団器具庫・詰所	72	第八	下地	下地分団 消防団器具庫・詰所	
64			〃 第二部 〃	73		大村	大村分団第一部 〃	
65		花田	花田分団第一部 〃	74			〃 第二部 〃	
66			〃 第二部 〃	75		津田	津田分団 〃	
67		牟呂	牟呂分団第一部 〃	76		前芝	前芝分団第一部 〃	
68			〃 第二部 〃	77			〃 第二部 〃	
69		汐田	汐田分団 〃					
70		吉田方	吉田方分団第一部 〃					
71			〃 第二部 〃					

[対象図面：図 3, 4]

(3) 水防用救助器具

(消防救急課、中・南消防署)

名称	数量	配置場所
水防用舟艇	13 艇	中消防署、南消防署、前芝出張所、大清水出張所 石巻出張所、西分署、東分署、二川出張所
救命胴衣	376 着	消防救急課、中消防署、東分署、前芝出張所、石巻出張所、 南消防署、西分署、二川出張所、大清水出張所
救命索発射銃	2 丁	中消防署、南消防署
救命用ロープ	43 本	中消防署、南消防署、前芝出張所
サーフェイスドライスーツ	31 着	中消防署、西分署、石巻出張所、南消防署、前芝出張所
胴長	42 着	中消防署、南消防署、前芝出張所、大清水出張所 石巻出張所、二川出張所、西分署、東分署

(4) 移動用応急排水ポンプ

(防災危機管理課、道路維持課)

品名	口径 (mm)	吐出量 (m <sup>3</sup> /分)	揚程 (m)	出力 (kW)	区分	数量	管理課
水中ポンプ	200	5.0	10	15	発電式	1	道路維持課 (土木維持事務所、土木維持事 務所東部出張所)
	300	12	9	22		1	
可搬式排水ポンプ	100	1.8	23	10	エンジン直結	13	防災危機管理課 (*消防団器具庫)

\*牟呂(2)、吉田方(2)、下地(1)、大村(2)、津田(1)、下条(1)、二川(1)、牛川(1)、汐田(1)、賀茂(1)

## (5)水防用発電機・投光機

(消防救急課、中・南消防署)

配置場所	品名						備考
	発動発電機	数量	投光機	数量	コード	数量	
消防救急課	1.6kW	1	500W	1	30m	4	車両積載
	1.8kW	1					
	15.0kW	1	600W (4灯)	1			車両一体式
中消防署	1.6kW	1	LED80W	1	30m	1	車両積載
	1.6kW	1	LED80W	1	30m	1	
	1.6kW	1	LED500W	1	20m	6	
			LED100W	1			
	2.0kW	4	575W	4			
	3.0kW	3					
	1.6kW	1			30m	1	
	5.0kW	1	LED1200W (2灯)	1			車両一体式
			LED10W (2灯)				
			100W (2灯)				
0.9kW	1			30m	1		
2.8kW	1	500W	2	30m	1	資機材庫	
				50m	1		
東分署	0.9kW	1	300W	1			車両積載
	1.6kW	2	500W	1	30m	1	
	2.3kW	2	300W (2灯)	1	30m	1	資機材庫
			500W (2灯)	1	30m	1	
石巻出張所	1.6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	0.9kW	1	LED60W	1	30m	1	
前芝出張所	0.9kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	1.6kW	1	LED80W	1	30m	1	
南消防署	0.3kW	1	75W	1	30m	1	車両積載
	1.8kW	1	ストリームライト (LED)	1	30m	1	
	1.6kW	1	ストリームライト (LED)	1	30m	2	
	2.8kW	1	500W	2	30m	1	
					50m	1	
	0.9kW	1	300W	1	30m	1	
	13.0kW	1	2000W (2灯)	1			車両一体式
	1.6kW	1	300W	2	30m	1	資機材庫
2.3kW	1			50m	1		
西分署	0.6kW	1	500W	1	30m	1	車両積載
	1.6kW	1	300W	1	30m	1	
	2.3kW	1	500W	2	5m	1	資機材庫



二川出張所	1.6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	0.9kW	1	300W	1	30m	1	
	1.6kW	1	300W	1	29m	1	資機材庫
	2.3kW	1					
大清水出張所	1.6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	1.6kW	1	300W	1	30m	1	
	1.6kW	1	300W	1	30m	1	資機材庫
					25m	1	
計		44		41		42	

(6)排水ポンプ場等

ア. 農業用排水ポンプ場

(河川課)

図面 対照 番号	排水ポン プ場名	排水区域	所在地	管理 責任 者	取扱責任者	排水ポンプ			排水量 (m <sup>3</sup> /秒)	集水面積 (ha)
						口径 (mm)	出力 (kW)	台数		
1	梅菽	梅菽町	梅菽町字折地	豊橋市 (河川課)	豊橋北西部 土地改良区	800	50	1	1.33	98.0
						700	37	1	1.00	
2	宇塚	前芝町はじめ2町	西浜町			600	22	1	0.63	
					800	51	1	1.27	121.3	
3	加藤新田	前芝町	前芝町字加藤		400	18.5	2	0.35 0.35	55.5	
4	江川	下五井町はじめ7町	下五井町字白川		豊橋市 (河川課)	1200	147	2	3.00	443.5
						900	75	1	1.60	
5	八王子	日色野町、 前芝町	日色野町字藤 井			500	30	1	0.55	
					600	44	1	0.82	69.2	
6	清須	清須町	清須町字地形		800	75	1	1.35	79.1	
					800	75	1	1.35		
7	吉田方	高洲町	高洲町字大江		豊橋西部 土地改良区	1,000	130	1	2.30	837.1
						1,000	143	1	2.40	
8	吉前	吉前町	吉前町字西吉 前新田			500	30	1	0.50	159.1
9	二十間川	神野新田町 はじめ13町	神野新田町字 メノ割			1,650	235	1	5.50	408.1
						1,000	90	1	2.00	
10	豊橋西部	神野新田町 はじめ13町	神野新田町字 ユノ割			1,350	160	1	4.00	726.9
						1,350	169	1	4.00	
11	二回	神野新田町	神野新田町字 中洲	700		45	1	0.93	285.0	
				900		70	1	1.62		
12	三郷	神野新田町	神野新田町字 ノノ割	1,200		120	1	2.70	726.9	
				1,500	265	1	5.33			
13	柳生川第1	神野新田町 はじめ5町	神野新田町字 沖ノ島	1,200	90	1	2.65	238.0		
				1,200	90	1	2.65			
14	大山	大山町、駒 形町	大山町字五分 取	豊橋市 (河川課)	500	18.5	2	0.50 0.50	62.0	
15	船渡	船渡町、大 崎町	船渡町字鶴ヶ 崎		800	55	1	1.27	183.4	
				800	55	1	1.27			
16	磯辺第1	磯辺下地 町、大山町	磯辺下地町字 古新田	700	41	1	1.00	90.5		
				700	45	1	1.00			
17	〃 第2	磯辺下地町 はじめ3町	磯辺下地町字 小葎谷	600	41	1	0.80	78.4		
				600	45	1	0.80			
18	植田	植田町、野 依町	植田町字新津 田	1,000	90	1	2.30	278.5		
				1,000	84	1	2.30			

図面 対照 番号	排水ポン プ場名	排水区域	所在地	管理 責任 者	取扱責任者	排水ポンプ			排水量 (m <sup>3</sup> /秒)	集水面積 (ha)
						口径 (mm)	出力 (kW)	台数		
19	高師第1	西高師町、 高師本郷町	西高師町字緑	豊橋市 (河川課)	豊橋南部 土地改良区	800	47	1	0.98	160.0
						900	75	1	1.70	
20	野依	野依町	野依町字鎌田			900	70	1	1.52	138.0
21	畑ヶ田	畑ヶ田町、 天伯町	畑ヶ田町字新 亀井		河川課	600	22	1	0.63	131.0
						800	44	1	1.15	
22	高師第2	浜道町はじ め2町	西高師町字柚 木		600	30	1	0.75	62.0	
23	天津	杉山町	杉山町字中藻		豊橋南部 土地改良区	700	46	1	1.00	139.4
						700	45	1	1.00	
24	老津第2	老津町	老津町字新田			500	22	2	0.50 0.50	539.0
25	老津	老津町	老津町字丸山			700	37	1	1.90	538.6
						700	39	1	1.90	
26	新々田	杉山町	杉山町字新々 田			900	55	1	1.65	337.7
						900	49	1	1.65	
27	福住	杉山町	杉山町字福住	800	45	1	1.25	394.1		
				1,200	92	1	2.75			
28	五号	神野新田町	神野新田町字 モノ割	同右	豊橋西部 土地改良区	700	55	1	1.00	166.1
						800	75	1	1.30	

[対照図面：図3,4]

イ. 排水門

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河農林水産事務所、県三河港務所、河川課)

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任 者	取扱責任者	構造		(排) 水門			
								高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
1	御津 豊橋 海岸	西浦樋管	梅藪西町	豊橋市 (河川課)	梅藪町	外	ステンレス製自動片開式	0.70	0.70	1	
2		梅藪第1樋管				内	ステンレス製手動巻上式				
3	豊橋 海岸	第2元屋敷樋管	梅藪町		豊橋北西部 土地改良区	外	ステンレス製自動片開式	0.90	1.30	1	
4		宇塚樋門	西浜町			内	ステンレス製手動巻上式				
5					吉前樋門	吉前町	外	ステンレス製自動片開式	1.20	1.70	1
							内	ステンレス製手動巻上式			
6		西部排水機場 樋門	神野新田町		豊橋西部 土地改良区	外	ステンレス製自動片開式	1.20	1.80	1	
7		五号樋門				内	ステンレス製手動巻上式	1.20	2.00	1	
8		四号樋門			愛知県 (東三河 農林水産 事務所)	神野新田 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	2.00	2.30	2
9	三郷樋門	内					ステンレス製電動巻上式				
10	三河港 海岸	山崎川バイパ ス放水路樋管			大崎町	豊橋市 (河川課)	大崎町 自治会長	ステンレス製自動合掌式		1.40	4.40
11		地下第2樋管	ステンレス製自動招戸式					φ 1.35		1	

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
								高	幅	門
12	三河港 海岸	笠松第5 樋管	大崎町	豊橋市 (河川課)	大崎町 自治会長	外	アルミ製自動招戸式	φ		1
13		笠松第4 樋管					アルミ合金製自動招戸式	φ		1
14		笠松第3 樋管				内	アルミ製自動招戸式	φ		1
15		笠松第2 樋管				内	鋼製手動巻上式	0.60		1
16		笠松防汐水門				愛知県 (三河港務所)	鋼製自動巻上式	4.20	2.85	1
17		平地第1 樋管					アルミ製自動招戸式	φ		1
18		平地第2 樋管					φ		1	
19		平地第3 樋管					銅製自動招戸式	0.55	0.50	1
20		平地第4 樋管					アルミ製自動招戸式			1
21		平地第5 樋管								1
22		平地第6 樋管								1
23		平地第7 樋管					アルミ製フラップゲート	φ		1
24		浪入第1 樋管						φ		1
25		浪入第3 樋管					φ		1	
26		平地第8 樋管					φ		1	
27		平地第9 樋管				φ		1		
28		船渡第7号 樋管	船渡町	豊橋市 (河川課)	アルミ製自動招戸式	φ		1		
29		船渡第8号 樋管				φ		1		
30		船渡第9号 樋管				φ		1		
31		船渡第10号 樋管				φ		1		
32		船渡第4号 樋管				外	ステンレス製自動招戸式	1.00	1.00	1
33		船渡第6号 樋管				内	ステンレス製手動巻上式	φ		1
34		後田樋門	老津町		老津町 自治会長	ステンレス製自動招戸式	φ		1	
35		中尾第1 樋管				外	ステンレス製手動巻上式	1.00		1
36	中北樋門	内				アルミ製フラップゲート	φ		1	
37	岩中樋門	φ					1			
38	森崎第2 樋管	内				ステンレス製手動巻上式	φ		1	
					外	アルミ製自動招戸式	φ		1	
					内	ステンレス製手動巻上式	0.60		1	
					外	アルミ製自動招戸式	φ		1	
					内	ステンレス製手動巻上式	0.40		1	

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
								高	幅	門
39	豊橋 海岸	老津新田樋門	老津町	豊橋市 (河川課)	老津町 自治会長	外	アルミ製自動招戸式			1
40		森多樋門					φ		1	
41		多門田第1樋門					φ		1	
42		多門田第2樋門					φ		1	
43		多門田第3樋門					φ		1	
44		中尾第3樋管					φ			
45		中尾第4樋管					φ	0.30	1	
46	豊橋 海岸	天津樋門	杉山町	愛知県 (東三河農林水産)	豊橋南部 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	2.00	2.20	1
47		新々田樋門				外	ステンレス製自動片開式	1.70	1.90	1
48		新々田非常用 樋門				外	ステンレス製自動合掌式	2.00	2.20	1
49		福住樋門				外	ステンレス製自動合掌式	2.00	2.10	2
50		天津排水機場 樋門				内	ステンレス製電動巻上式	2.00	2.10	2
51		新々田排水機場 樋門					ステンレス製自動合掌式	2.20	1.50	1
52		福住船溜樋門					ステンレス製自動合掌式	1.70	2.50	1
53	豊川	加藤新田排水 機場樋門	前芝町	豊橋市 (河川課)	豊橋北西部 土地改良区	外	ステンレス製電動巻上式	1.06	1.00	1
54		小水尾樋門	高洲町		豊橋西部 土地改良区	外	ステンレス製自動片開式	2.00	1.90	1
55		中の森樋管	横須賀町		津田校区 自治会長	内	ステンレス製電動巻上式	1.00	1.00	1
56		大村樋門	大村町		大村・下地校 区自治会長	外	ステンレス製自動合掌式	2.50	3.50	2
57		為金樋管			内	鋼製電動巻上式	外	ステンレス製自動合掌式	φ	
58	宮井 戸川	池田樋管	下地町	大村校区 自治会長	内	ステンレス製自動合掌式	1.20		1	
59	豊川	小見堂樋管	大村町		外	ステンレス製自動片開式	φ		1	
60		下条排水樋管	下条西町	五井町 自治会長	内	ステンレス製自動合掌式	1.00		1	
61		西郷廻り樋管		八反ヶ谷 町・天王町 自治会長	外	ステンレス製自動片開式	2.00	1.50	1	
62	豊川 放水路	青木船溜樋門	前芝町	前芝校区 自治会長	内	ステンレス製自動合掌式	1.30	1.30	1	
						鋼製手動巻上式	1.30	1.30	1	
						ステンレス製電動巻上式	3.40	3.00	1	

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造	(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
							高	幅	門
63	豊川 放水路	前芝船溜樋門	清須町	豊橋市 (河川課)	前芝校区 自治会長	ステンレス製電動巻上式	3.60	3.00	1
64		加藤新田樋管	前芝町		豊橋北西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式	0.90	1.30	1
65		藤井船溜樋門	日色野町		豊橋市	ステンレス製手動巻上式	3.60	3.00	1
66		清須第1樋管	清須町		豊橋北西部 土地改良区	外   ステンレス製自動合掌式 内   ステンレス製電動巻上式	1.70	2.10	1
67		清須第2樋管			豊橋市	外   ステンレス製自動合掌式 内   ステンレス製電動巻上式	2.10	2.10	1
68		江川樋門	川崎町	国土交通省	津田校区 自治会長	外   ステンレス製自動合掌式 内   鋼製電動巻上式	3.70	4.80	3
69		東江川排水樋門	下五井町	豊橋市 (河川課)	豊橋市	鋼製電動巻上式	2.50	3.00	1
70	佐奈川	梅菽樋管	梅菽町		豊橋北西部 土地改良区	外   FRP製自動招戸式 内   ステンレス製電動巻上式	1.20	1.45	2
71	江川	白川樋管	下五井町		津田校区 自治会長	ステンレス製自動片開式	1.50	2.00	1
72		高見樋門	川崎町			ステンレス製自動合掌式	2.00	2.00	1
73		北川崎樋管	川崎町			FRP製自動片開式	1.50	2.00	1
74		稗田樋管	横須賀町			アルミ製自動招戸式	0.90	0.90	1
75		天王樋管	下五井町			外   ステンレス製自動合掌式 内   ステンレス製手動巻上式	1.30	1.50	2
76		南田樋管				ステンレス製手動巻上式	1.00	1.00	1
77		宮元樋管	横須賀町			アルミ製自動招戸式	0.60	0.60	1
78		林樋管				外   ステンレス製自動招戸式 内   ステンレス製手動巻上式	φ	0.60	1
79		植松樋管				ステンレス製自動片開式	1.00	1.00	1
80		玄宗樋管	下五井町			ステンレス製手動巻上式	0.98	1.50	1
81	二十間川	神野新田メノ割 樋門	神野新田町		神野新田 土地改良区	外   ステンレス製自動片開式 内   ステンレス製手動巻上式	1.12	1.82	1
82		二十間川第4 樋門	牟呂町	豊橋西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式	1.50	2.00	1	
83		二十間川第3 樋門	問屋町		外   ステンレス製手動巻上式 外   鋼製巻上式 内   銅製自動招戸式	1.45	2.50	2	
84	豊橋 海岸	二十間川樋門	神野新田町	愛知県 (東三河農林水産)	外   ステンレス製自動合掌式 内   ステンレス製電動巻上式	2.00 2.60	3.20 3.20	4 1	
85	二十間川	二十間川非常用 樋門		豊橋市 (河川課)	ステンレス製電動巻上式			1	
86	豊橋 海岸	柳生川第1 排水機場樋門		愛知県 (三河港務所)	神野新田 土地改良区	外   ステンレス製自動招戸式 内   ステンレス製電動巻上式	1.90 1.90	1.90 1.90	1 1
87	三河港 海岸	二回地樋門		愛知県 (東三河農林水産)		外   ステンレス製自動合掌式	1.60 2.10	3.20 3.20	1 1
88	豊橋 海岸	柳生川第2樋門		豊橋市 (河川課)		内   ステンレス製電動巻上式	2.40	2.40	1
89	柳生川	二回排水機場 樋門		外   ステンレス製自動片開式 内   ステンレス製電動巻上式	1.60	1.60	1		

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm				
								高	幅	門		
90	柳生川	柳生川第1樋門	神野新田町	豊橋市 (河川課)	神野新田 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.50	2.70	1		
91		牟呂用水樋管			牟呂町	牟呂用水 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.00	2.00	1	
92		北汐田樋管	1.95						1.50	1		
93	梅田川	船渡逆水止樋管	船渡町		豊橋市 (河川課)	船渡町 自治会長	外 内	ステンレス製自動合掌式	2.80	3.00	1	
94		船渡第4樋管						ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.50		1	
95		船渡第2樋門						ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	1.70	2.00	1	
96		船渡第1樋管						ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.30		1	
97		船渡排水機場 樋管				豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 FRP製電動巻上式	1.20	1.20	1	
98		稲新田樋管				船渡町 自治会長	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.30		1	
99		内張川樋門				大山町	愛知県 (建設)	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.50	4.00
100		西大山樋管		豊橋市			外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.50		1	
101	大山排水機場 樋管	外 内	ステンレス製自動招戸式 FRP製電動巻上式		1.20				1.20	1		
102	海中樋管	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式	1.20		2.00	1				
103	太七坪樋管				2.13		1.50	2				
104	西坪樋管				外 内		ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1		
105	磯辺第1排水機 場樋管	磯辺下地町	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製電動巻上式		2.00	1.50	1			
106	磯辺第2排水機 場樋門						外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	1.80	2.20	1	
107	植田第1樋管						豊橋市 (河川課)	外 内	ステンレス製自動招戸式 FRP製自動片開式 FRP製電動巻上式	φ 0.45		1
108	植田排水機場 樋管	外 内	FRP製自動片開式 FRP製電動巻上式	1.70	1.70					1		
109	法事堂樋管	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	1.20	1.20	1						
110	木野依樋管	芦原町 自治会長	ステンレス製自動片開式	1.50	1.50	1						
111	野依排水機場 樋門	野依町	豊橋南部 土地改良区	外 内	鋼製自動招戸式 鋼製電動巻上式	1.20	1.20	1				
112	高師第1排水機 場樋門	西高師町	豊橋市	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.10	2.20	1				
113	高師第2排水機 場樋門					外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	0.90	0.90	1		
114	松割樋管	野依町	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	1.20	1.50	1				
115	野依樋門					2.10	2.00	1				

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
116	梅田川	天伯排水樋管	西高師町	豊橋市 (河川課)	豊橋南部 土地改良区	外	鋼製自動合掌式	2.25	2.50	2	
117		八坂第3樋管	浜道町			内	鋼製電動巻上式				
118		船原第3樋管				ステンレス製自動片開式	0.90	0.90	1		
119		天伯樋管	天伯町			外	ステンレス製自動片開式	1.50	1.50	1	
120		浜道樋管	浜道町			内	ステンレス製手動巻上式				
121		麻耶樋管	藤並町			外	鋼製自動招戸式	1.00	1.00	1	
122		菅池樋管	大岩町			内	鋼製手動巻上式				
123		堤下第1樋管	中原町			大岩町 自治会長	鋼製自動招戸式		φ		1
124		堤下第2樋管				外	ステンレス製自動片開式	0.85	1.14	1	
125		中原第1樋管				内	ステンレス製手動巻上式				
126		中原第2樋管				ステンレス製手動巻上式	φ		1		
127		中原第3樋管				ステンレス製自動招戸式	0.90	1.10	1		
128		中原第4樋管				ステンレス製自動片開式	0.90	1.14	1		
129		中原第5樋管	鋼製手動巻上式			2.00	2.00	1			
130	内張川	塩浜樋管	大山町	豊橋南部 土地改良区	外	ステンレス製自動招戸式	φ		1		
131		退松樋管	駒形町		内	ステンレス製手動巻上式	0.70				
132	間川	小野田排水樋管	石巻 小野田町	石巻小野田町 自治会長	外	鋼製自動合掌式	2.50	2.00	1		
133		西川排水樋管	賀茂町	賀茂町 自治会長	内	鋼製手動巻上式					
134		坂井排水樋管			鋼製動力巻上式	2.30	2.00	1			
135		新田下排水樋管			ステンレス製手動巻上式	2.50	3.00	1			
136	境川	笠松樋管			大崎町	大崎町 自治会長	外	アルミ製自動招戸式	φ		1
137	紙田川	老津第二排水機 場樋門	老津町	豊橋南部 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	1.20	2.00	1		
138		高縄樋管			内	ステンレス製電動巻上式					
139		天津前樋門	杉山町	老津町 自治会長	アルミ製自動招戸式		φ		1		
140		新田水神樋門	老津町	豊橋南部 土地改良区	外	ステンレス製自動片開式	1.20	1.20	1		
141	丸山排水路防潮 樋門	外		鋼製手動巻上式							
142	清水川	老津排水機場 樋門	老津町	老津町 自治会長	外	ステンレス製自動招戸式	φ		1		
				外	鋼製自動招戸式	2.30	1.50	1			
				内	鋼製電動巻上式	2.30	1.50	1			
				豊橋南部 土地改良区	ステンレス製電動巻上式		2.30	1.50	1		

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造	(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
							高	幅	門
143	五間川	青竹樋門	青竹町	豊橋市 (河川課)	豊橋西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式	1.00	1.75	1
144	六間川	冢裏樋門	牟呂町			ステンレス製手動巻上式	1.35	1.60	1
145	八間川	八間川第1樋管	神野新田町			ステンレス製手動巻上式	φ 0.80		1
146		八間川第2樋管	青竹町			ステンレス製手動巻上式	φ 1.20		1
147		八間川第3樋管				ステンレス製手動巻上式	0.90	1.00	1
148		八間川第4樋管				ステンレス製手動巻上式	0.90	1.20	1
149		八間川第5樋管	高洲町			ステンレス製手動巻上式	φ 0.90		1
150		八間川第6樋管				ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1
151		八間川第7樋管			ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1	
152	西ノ川	西の川合流樋管	植田町		豊橋南部 土地改良区	外 ステンレス製自動片開式 内 ステンレス製手動巻上式	φ 0.90		1
153		米野第3樋管	野依町			外 ステンレス製自動招戸式 内 ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1
154		郷西第一樋管				ステンレス製自動合掌式	2.00	2.50	1
155		郷西第二樋管				アルミ製自動招戸式	φ 0.90		1
156		郷西第三樋管				ステンレス製自動合掌式	2.00	2.50	1
157		郷西第四樋管				アルミ製自動招戸式	φ 0.60		1
158		郷西第五樋管					φ 0.90		1
159		藤山第一樋管		φ 0.90				1	
160		藤山第二樋管		φ 0.90				1	

[対照図面：図3,4]



ウ. 陸こう、立切

(国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所、河川課)

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理者	取扱責任者 (占有者)	構造	断面(m)			
							高さ	幅		
1	豊川 放水路 右岸	前芝第1号陸閘	前芝町	国土 交通省	前芝校区 自治会長	鉄製扉引戸式	2.35	2.5		
2		〃 2号 〃					2.35	3.0		
3		〃 3号 〃					2.4	2.0		
4		〃 4号 〃					2.36	2.5		
5		〃 5号 〃					2.4	2.0		
6		〃 6号 〃					2.35	3.0		
7		〃 7号 〃					2.36	3.0		
8		〃 8号 〃					2.34	2.0		
9		〃 9号 〃					2.34	3.5		
10		〃 10号 〃					2.34	2.0		
11	三河港 海岸 (大崎地区)	笠松陸閘	大崎町	愛知県 (三河港務所)	大崎町 自治会長	アルミ合金製横引扉	1.0	3.0		
12		船渡船倉門扉	船渡町		船渡町 自治会長			2.5	2.7	
13		〃 1号立切						木製角落し	0.5	2.4
14		〃 2号門扉						鉄製片開扉	1.45	2.1
15		〃 5号門扉						アルミ合金製横引扉	1.45	2.1
16		高打場1号門扉						アルミ合金製横引扉	1.45	3.0
17		〃 2号 〃						鉄製片開扉	1.45	2.1
18		城戸中1号立切						木製角落し	1.45	1.5
19		〃 2号 〃							1.45	1.5
20	三河港 海岸 (老津地区)	中尾第2陸閘	老津町	愛知県 (三河港務所)	老津町 自治会長	アルミ合金製横引扉	1.5	3.4		
21		〃 第3 〃					1.5	3.4		
22		中北陸閘					1.5	3.0		
23		大津中陸閘					1.25	3.0		
24		新田第2陸閘					0.60	2.9		

[対照図面：図3,4]

【用語解説】

用語	解説
樋門 (樋管)	地区内からの排水を目的として設置されるだけでなく、高潮等の異常時には後背地への逆流を防ぐ機能を有する施設
陸こう (立切)	堤防の役割を果たす開閉可能な門扉。立切は一般的に角材等を落とし込む形式のものをいう。

## (7) 巡視及び警戒分担区域

(河川課、農地整備課、公園緑地課、中・南消防署)

巡視及び警戒は、下表のうち、災害の発生するおそれがある区域を実施するものとする。

巡視及び警戒区域				管轄消防機関					
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
石巻地区	豊川	賀茂町	左	430	賀茂町、石巻本町	石巻出張所	第一	賀茂玉川	
		石巻本町	左	370				賀茂西郷	
	間川	賀茂町			賀茂町、石巻西川町 本郷			西郷	賀茂西郷
		石巻小野田町	左	100					西郷
		石巻西川町	左右	150					
		石巻萩平町	右	300					
	吉祥川	石巻西川町							
	北ノ谷川	石巻西川町、 石巻萩平町							
	二ノ沢川	石巻萩平町							
	一ノ沢川	石巻西川町、 石巻平野町、 石巻萩平町							
	安川	石巻西川町、 石巻平野町、 石巻萩平町、 石巻中山町							
	郷道川	賀茂町、石巻 西川町、石巻 平野町						賀茂西郷	
	日名倉川	石巻小野田 町、石巻本町						西郷 玉川	
	馬越川	石巻本町						玉川	
	神田川	石巻本町、嵩 山町			石巻本町高井			玉川 嵩山	
	嵩山川	嵩山町						嵩山	
	天神川								
	オソヨ川								
	狭石川								
	松田川								
長彦川									
矢田川	石巻本町				玉川 石巻				
三輪川									
高当池	賀茂町				賀茂				
奥ノ池	石巻西川町				西郷				
中池									

巡視及び警戒区域					管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
石巻地区	下池	石巻西川町				石巻出張所	第一	西郷
	空池							
	表田池							
	上荒池	石巻小野田町						
	北ノ池							
	南ノ池							
	中ノ入池							
	鳴沢池	石巻平野町						
	張原池							
	和具池							
	象之谷池							
	無名池 (象之谷)							
	寒ノ谷池							
	無名池 (中野田)							
	幸神池	石巻萩平町						
	二の沢池							
	黒岩池							
	黒石池							
	無名池 (下吉祥)							
	無名池 (猫藪)							
無名池 (宮後)								
無名池 (鷹打)								
大沢池	石巻中山町							
鷹打池								
馬越大池	石巻本町							
水神池								
井田池								
和田下池	石巻本町	50						
和田上池								
長楽池	下条東町		東分署	第二	下条			
信池 (上)								
信池 (下)								

巡視及び警戒区域					管轄消防機関							
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団					
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団				
石巻地区	上池	嵩山町				石巻 出張所	第一	嵩山				
	追間池											
	長彦池											
	新池	石巻町						石巻				
	会下池											
	三ツ口池											
東部地区	豊川	下条西町	左 1,250		下条西町・東町 牛川町暮川、沖野	東分署	第二	下条 牛川				
		牛川町	左 2,140									
	大江川	石巻本町、牛川町、下条東町、下条西町										牛川
	神田川	牛川町	左右 1,100								牛川 東田 鷹丘 多米 岩田	
	朝倉川	牛川町 ～多米町			牛川町、井原町、多米町						多米	
	内山川	多米中町一丁目、多米中町四丁目、岩崎町、多米町									つつじが丘 飯村 豊 岩田	
	山中川	三ノ輪町 ～岩田町									飯村 つつじが丘	
	殿田川	三ノ輪町 ～飯村町									岩田 多米	
	地藏川	岩田町、岩崎町									飯村	
	南殿田川	飯村南二丁目、飯村南四丁目									つつじが丘	
	柳生川	佐藤一丁目									鷹丘	
	長三川	佐藤町、佐藤二丁目、佐藤三丁目、佐藤四丁目、高師町									多米	
	銭亀池	牛川町										
	滝ノ谷池	多米町										
	滝ノ谷上池	多米町										

巡視及び警戒区域					管轄消防機関								
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団						
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団					
東部地区	両止池	岩崎町				東分署	第二	多米					
	宮前池												
	長尾池												
	手洗池												
	水神池	岩田町											岩田
	三太郎池												
	上影岩池												
	影岩池												
	上庄池	飯村町											飯村
	利兵池												
	上ノ池												
	唐沢池												
	山神池	佐藤町											つつじが丘
	白ヶ池												
長三池	飯村南四丁目、飯村南五丁目						飯村						
東山排水路													
中部地区	豊川	今橋町 ～北島町				中消防署	第三	八町 松葉					
	朝倉川	今橋町、飽海町						八町					
	山中川	向山町						向山					
	柳生川	南松山町 ～向山町						右 320	松山 向山				
	大池	向山町							向山				
前芝・北部地区	豊川	前芝町 ～大村町	右 960	橋りょう 1	下地町、大村町、長瀬町	前芝出張所	第八	前芝 下地 大村 津田					
	豊川 放水路	前芝町 ～大村町		水門 3 橋りょう 1 陸こう 10				前芝 津田 大村					
	宮井戸川	大村町、長瀬町、下地町						大村					
	江川	川崎町 ～下地町			川崎町、清須町、横須賀町、下五井町			津田 下地					
	南江川	下地町						下地					

巡視及び警戒区域					管轄消防機関					
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団			
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団		
前芝・北部地区	佐奈川	梅藪西町、梅藪町、西浜町、前芝町			梅藪町、西浜町、前芝町	前芝出張所	第八	前芝		
	海岸	新西浜町、梅藪町、前芝町			新西浜町、梅藪町、前芝町					
西部地区	豊川	吉前町 ～野田町	左 600	橋りょう1	吉前町、野田町 高洲町、青竹町 富久縞町	西分署	第七	吉田方		
	二十間川	神野新田町、牟呂町						牟呂 吉田方		
	十間川	神野新田町、牟呂町								
	八間川	牟呂町、青竹町、高洲町、神野新田町、小向町			吉前町、野田町 高洲町、富久縞町、青竹町					
	五間川	富久縞町、青竹町、高洲町、問屋町、牟呂町								
	柳生川	神野新田町 ～花中町			牟呂町、牟呂市場町、神野新田町、中郷町、東脇三・四丁目、花中町、羽根井西町、羽根井町			牟呂 汐田 羽根井		
	富田川	牟呂町、柱四番町、西橋良町							南消防署 西分署	第六 第七
	海岸	吉前町、神野新田町、神野ふ頭町、牟呂町、神野西町一丁目			神野新田町、青竹町			西分署	第七	吉田方 汐田 牟呂
南部地区	梅田川	船渡町 大山町 ～藤並町	天伯町 右 1,000		大山町、藤並町、船渡町、高田町、野依町、植田町、磯辺下地町、芦原町、高師本郷町、浜道町、畑ヶ田町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	磯辺 大崎 植田 芦原 野依 高師 天伯 幸		
	内張川	曙町 ～大山町 弥生町	左右 528		曙町、草間町、内張町、駒形町、高師町、大山町、弥生町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	栄 芦原 磯辺 高師		

巡視及び警戒区域				管轄消防機関						
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団			
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団		
南部地区	山崎川	船渡町、大崎町	左右 270		船渡町、大崎町	大清水出張所	第五	大崎		
	西ノ川	植田町、野依町、東大清水町			植田町、野依町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	植田 野依 大清水		
	浜田川	野依町、天伯町、畑ヶ田町、西七根町、東七根町			野依町、天伯町	南消防署	第六	野依 高師 天伯		
	百々川	浜道町、西幸町							浜道町	高師 幸
	高塚川	若松町、野依町、高塚町	左右 300		若松町、高塚町			野依 高根		
	藤ヶ谷川	野依町、南大清水町、野依台二丁目	野依町		大清水出張所	第五	野依			
	仏飼川	野依町、畑ヶ田町			南消防署	第六	野依 高師			
	境川	大清水町、大崎町	大崎町		大清水出張所	第五	大清水 大崎			
	境松川	大崎町、大清水町、老津町	大崎町、大清水町							
	山田川	鍵田～小松町	鍵田町、東小池町		南消防署	第六	福岡、栄			
	柳生川	神野新田町～東小池町	左 321		鍵田町、入船町、東小池町、西小池町、堂浦町、柳生町、神野新田町、花中町、南松山町、前田南町一丁目、前田南町二丁目	南消防署 西分署	第六 第七	福岡 羽根井 汐田 牟呂		
	坪口川	天伯町、豊栄町、高田町、東高田町	坪口川 八田平川 東高田川 権茂川 藤並川 小屋池 長池 庄次郎池				南消防署 二川出張所	第四 第六	二川 幸 天伯	
	八田平川	天伯町							天伯	
	東高田川	東高田町、大岩町、藤並町、豊栄町								
	権茂川	大岩町、藤並町							第六	幸
	藤並川	藤並町								
	小屋池	高師本郷町							高師	
長池	高師本郷町									
庄次郎池										

巡視及び警戒区域					管轄消防機関					
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団			
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団		
南部地区	椎ノ木下池	畑ケ田町				南消防署	第六	高師		
	鳶ノ巣池	船渡町				大清水 出張所	第五	大崎		
	釜穴池									
	小沢池(上)									
	〃 (下)									
	三ツ池(上)	大崎町								
	〃 (下)									
	蓮池									
	植田大池	植田町						大清水 出張所	第五	植田 植田
	半兵衛池									
	精進池									
	源太郎池									
	新池(上)									
	新池(下)									
	待池									
	中池									
	尾池	植田町								
	三ツ池									
	西ケ谷池	野依台二丁目				大清水 植田	野依			
	上藤ケ谷池 (中根池)	南大清水町								
	藤ケ谷池	大清水町、植 田町								
	彦坂池	大清水町								
	新池	野依台一丁目								
	雷池	若松町								
	竈下池	江島町				南消防 署	第六	幸		
	天皇池	藤並町								
大沢池										
大穴池	天伯町									
右京池					西分署	第七	福岡			
坪口池	柱八番町						福岡 中野			
鯰池	柱七番町									



巡視及び警戒区域					管轄消防機関								
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団						
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団					
南部地区	中浜池	中浜町				西分署	第七	中野					
	昭和池	草間町						磯辺					
	海岸	神野新田町二回、船渡町、大崎町、明海町						神野新田町二回 大崎町	南消防署、大清水出張所	第五第六	磯辺 大崎		
老津・杉山・高豊地区	境川	大清水町、老津町	右 2			大清水出張所	第五	老津 大清水					
	清水川		左 50 右 50						老津町				
	紙田川	老津町、明海町、杉山町、西赤沢町、城下町	左右 30					老津町 杉山町	老津 杉山 豊南 大崎				
	丸山川	杉山町										豊南	杉山
	切畑川	杉山町											
	豊南川	城下町											
	庄兵衛川	城下町											
	神出川	西赤沢町											
	橋詰川	西赤沢町、東赤沢町、城下町											
	細田川	西赤沢町											
	味噌川	西赤沢町、城下町											
	西方部川	東赤沢町、西赤沢町											
	茶ノ木川	東赤沢町											
	荒谷川	伊古部町											
	落合川												
	大縄手川												
西ノ川	伊古部町、富士見台六丁目、東赤沢町	豊南 富士見											
高塚川	高塚町、野依町	高根											
大山川	高塚町												

巡視及び警戒区域					管轄消防機関								
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団						
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団					
老津・杉山・高豊地区	二の沢川	西七根町、若松町、高塚町	122			大清水出張所	第五	高根					
	浜辺川	西七根町、東七根町											
	浜田川												
	猿ヶ谷川	東七根町							東七根町				
	銭田川	東七根町、寺沢町											
	比留茂川	東七根町、豊栄町											
	石穴池(下)	大崎町						老津町					大崎
	〃 (上)												
	山田池												
	嵩山上池												
	嵩山下池												
	木原池												
	向田池	杉山町											老津
	前田池												
	葭池												
	清水池												
	新池												
	山田池												
	弁天池												
	小山池(上)(下)												
	七股池(上)												
	〃 (下)												
	井ノ木池(上)												
	〃 (下)												
	大取池												
	椎ノ木池(上・下)												
	知原池												
猪原池	高塚町	老津町、杉山町					高根						
海岸							老津 杉山						

巡視及び警戒区域					管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
二川地区	梅田川	大岩町 ～二川町 中原町	左右 1,000 左 50		中原町、大脇町	二川出張所	第四	二川 谷川 二川南
	権茂川	大岩町						二川 二川南
	宮川	大岩町、二川町						二川 細谷
	新橋川	二川町、大脇町						谷川 二川南
	沢渡川	大岩町、西山町、細谷町、富士見町						二川南 細谷
	精進川	豊清町、東細谷町、中原町、二川町	右 570		豊清町			二川
	落合川	二川町、三弥町、細谷町						二川南
	景色川	雲谷町、二川町						二川南 細谷
	東高田川	大岩町、豊栄町、東高田町、藤並町						二川
	地蔵川	雲谷町						二川南
	中原川	中原町、雲谷町						谷川
	半尻川	雲谷町	右 255					谷川 細谷 二川南
	境川	中原町、原町、東細谷町	左 479		原町 東細谷町			細谷
	墨焼川	細谷町、東細谷町						小沢 細谷
	阿羅田川	細谷町、東細谷町						小沢
	小判田川	小島町、細谷町						
	比留茂川	寺沢町、小島町、小松原町						
	銭田川	寺沢町、小島町、小松原町						
	田濃川	小島町、小松原町、寺沢町						
	観音川	小松原町						
三ツ池 (上・中・下)	大岩町				東分署	第二	飯村	

巡視及び警戒区域					管轄消防機関									
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団							
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団						
二川地区	火打坂池	大岩町				二川出張所	第四	小沢						
	無名池 (境目)					東分署	第二	飯村						
	無名池 (久保田)					二川	58	150	二川出張所	第四	二川南			
	無名池 (新英金属株豊橋工場内)										二川			
	朝倉池										二川町	二川南		
	山ノ池													
	沢渡池													
	反茂池													
	上唐池	二川町				二川								
	唐池													
	荒田池													
	ひょうたん池	豊清町									二川南			
	東池													
	ねずみ下池													
	空池													
	弥栄池													
	三ツ池 (上)(中)(下)												三弥町	谷川
	三弥池(上)													
	〃 (下)													
	大口池	雲谷町											二川	
	大口池(小)													
	影色池													
	深田池													
	無名池 (外ノ谷)	中原町												
西ノ池														
摺鉢池														
西池 (上)(下)														
平山池														
頭谷池	雲谷町		二川											
深山池														

巡視及び警戒区域					管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
二川地区	無名池 (ハ <sup>ハ</sup> 山下)	雲谷町				二川出 張所	第四	谷川
	深山上池							
	馬込池							
	坂本池							
	上ノ池							
	荒神池	原町						二川南 谷川
	上西ノ谷池							
	牛ヶ谷池							
	西籠田池	東細谷町						二川南 細谷 二川南
	東籠田池							
	大寒東池							
	大池							
	前ノ池							
	無名池 (地原)	細谷町						細谷
	無名池 (地原)							
	無名池 (地原)							
	尾長池							
	目高田池							
	阿羅田池							
	坪池							
	松ヶ谷池							
	恋の池							
	無名池	寺沢町						小沢
	無名池 (下坪尻)							
無名池 (下坪尻)								
無名池 (下坪尻)								
無名池 (富士見町 804)	富士見町							

5. 救助救護施設・設備等

(1) 救助機械器具

(消防救急課、中・南消防署)

種別 署名	一般救助用器具										重量物排除用器具									
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご 又はワイヤはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	サバイバースリング又は 救助用縛帯	平担架	ロープ	カラビナ	滑車	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	ワイヤロープ	マンホール救助器具	救助用簡易起重機	マット型空気ジャッキ一式	大型油圧スプレッダー	救助用支柱器具	チェーンブロック
消防救急課																				
中消防署	3	8	1	1	1	20	5	5	25	5	1	1	4	18	1	1	1	1	1	2
南消防署	3	12	1		1	10	4	5	25	5	1	1	2	16	1	1	1	1	1	
合計	6	20	2	1	2	30	9	10	50	10	2	2	6	34	2	2	2	2	2	3

種別 署名	切断用器具									破壊用器具				検知・測定用器具						
	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断機	空気切断機	コンクリート・鉄筋 切断用チェーンソー	万能斧	ハンマー	携帯用コンクリート 破壊器具	削岩機	ハンマドリル	生物剤検知器	化学剤検知器	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
消防救急課										2						1	1	1		5
中消防署	1	1	1	6	22	1	1	1	1	26	3	3	1	2	1	4	6	11	6	16
南消防署	2	1	1	7	20	1	1	1	1	26	2	3	1	1		7	7	7	18	
合計	3	2	2	13	42	2	2	2	2	54	5	6	2	3	1	4	14	19	14	39

種別 署名	呼吸保護用器具							隊員保護用器具											
	空気呼吸器	空気充填機	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防塵マスク	送排風機	エアラインマスク	耐電手袋	墜落制止用器具	防塵メガネ	携帯警報器	防毒マスク	化学防護服	陽圧式化学防護服	耐熱服	放射線防護服	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴
消防救急課	2										5	10							
中消防署	74	1	2	2	14	6	1	7	8	4	11	5	81	5	4	5	7	7	7
南消防署	49	1	2	2	10	7	1	7	13		5	5	26	5	14	2	7	7	7
合計	125	2	4	4	24	13	2	14	21	4	16	15	117	10	18	7	14	14	14

種別 署名	除染用器具		検索用器具	水難救助用器具										山岳救助用器具		その他の救助器具			
	除染シャワー	除染剤散布器	簡易画像探索機	潜水器具一式	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	水中無線機	水中時計	水中テレビカメラ	登山器具一式	バスケット担架	投光器一式	携帯投光器	携帯拡声器
消防救急課					12												2	1	4
中消防署			1	6	163		14	5	6	2		4		1	5	9	13	43	11
南消防署	3	6	1	8	201		12	5	7	2	1	5	22	1	5	9	11	33	12
合計	3	6	2	14	376		26	10	13	4	1	9	22	2	10	18	26	77	2

種別 署名	その他の救助用器具							高度救助用器具					
	携帯無線機(署活動波を含む)	応急処置用セット	車両移動器具	その他の携帯救助工具	緩降機	ロープ登降機	救助用降下機	発電機	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器
消防救急課	13						2						
中消防署	81	1	1	2	2	3	2	17	1	1	1	1	1
南消防署	74	1	1	2			1	18		2			
合計	168	2	2	4	2	3	3	37	1	1	3	1	1

## (2) 救護班連絡体制

(健康政策課)

	区分	所在地	電話番号
市	保健医療衛生班 健康政策課	中野町字中原 100	39-9111
	市民病院班 市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111
医師会	医療救護班	中野町字中原 100-3	45-4911
歯科医師会	医療救護班	中野町字中原 100-5	26-8300
薬剤師会	医療救護班	中野町字中原 100-6	47-0830

## (3) 産業基地応急救護所 (防災危機管理課、健康政策課)

地区名
明海地区

## (4) 応急救護所

(防災危機管理課、健康政策課)

中学校区名	設置場所	防災無線	電話番号	中学校区名	設置場所	防災無線	電話番号
基幹救護所	豊橋市休日夜間急病診療所	505	48-1110	東 陵	鷹丘小学校	303	63-2633
豊 岡	豊岡中学校	304/585	61-3278	南 稜	大清水小学校	321	25-2418
中 部	新川小学校	354	52-3148	北 部	北部中学校	320/581	52-3108
豊 城	八町小学校	308	52-1184	前 芝	前芝中学校	319/582	31-0507
青 陵	青陵中学校	302/583	54-2165	石 巻	石巻中学校	301/584	88-0006
羽 田	花田小学校	316	31-4517	二 川	二川小学校	309	41-0550
牟 呂	牟呂小学校	317	31-3101	五 並	五並中学校	310/587	21-1149
吉 田 方	吉田方小学校	318	31-2055	高 豊	高豊中学校	311/589	21-2101
南 部	南部中学校	315/591	45-1228	章 南	章南中学校	312/588	23-1328
高 師 台	高師台中学校	313/590	46-4310	東 部	岩西小学校	306	61-2557
本 郷	高師小学校	314	45-8216	南 陽	中野小学校	322	48-2075
東 陽	東陽中学校	305/586	62-8116	計	23 か所		

※ 中学校区内に1ヵ所を指定し、薬品・医療器材等を備蓄 - 「VI-4-(1)」参照

指定避難所の防災無線 - 「V-6-(1)」参照

## (5) 災害拠点病院

(防災危機管理課)

病院名	災害拠点病院の種類	電話番号
豊橋市民病院	中核	33-6111
(独) 国立病院機構豊橋医療センター	地域	62-0301

## (6) 災害拠点精神科病院

(健康政策課)

病院名	電話番号
(医) 松崎病院豊橋こころのケアセンター	45-6111



## (7) 救出用資器材等備蓄 (1箇所分の備蓄数量)

(防災危機管理課)

場所(箇所数)	第1指定 避難所	広域避難場所 防災用器材庫	防災拠点公園 器材庫	応急救護所	消防署所	消防団器具庫
品名	71	3(注1)	10	23	8	77
簡易ジャッキ	3				2	2
のこぎり	2	10	10	8	2	1
ナタ	2				2	1
バール	2			1	2	1
スコップ	2	10	10		2	1
つるはし	2	10	10		2	1
クリッパー	2				2	1
金てこ棒	2			4	2	1
大ハンマー	2	1	1	2	2	1
片手ハンマー	2	1	1		2	1
掛矢	2			1	2	1
万能ハサミ	2			2	2	1
ロープ(12×30)	2				2	1
ヤットコ				2		
一輪車		1	5			
発電機・携行缶	1(注2)	1		1		
投光機・三脚	2	1		1		
携帯マイク	1			1		
テント		10				
シート	60	50	50			
土のう袋	400		1,000			

第二指定避難所 95か所 救助工具セット各一式

※ 指定避難所 - 「V-6-(1)」(P.96) 広域避難場所 - 「V-6-(2)」(P.102)

防災拠点公園 - 「V-10-(4)」(P.137) 応急救護所 - 「V-5-(4)」(P.94)

消防署所 - 「V-2-(1)」(P.55)

水防屯所(消防団詰所) - 「V-4-(2)」(P.66) 参照

注1: 岩田・牛川防災倉庫、豊橋公園防災備蓄倉庫、幸防災備蓄倉庫は、広域避難場所防災用器材庫兼用

注2: 保管は消防団器具庫

6. 避難所・避難場所等

(1) 指定避難所（災害対策基本法第49条の7関係）

ア. 第一指定避難所

(防災危機管理課、市民協働推進課、生涯学習課)

地区	校区	番	名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(m <sup>2</sup> )	発災後3日間の収容人員(2㎡)	長期収容人員(3㎡/人)	
1	北部	1	大村校区市民館	大村町字地之神 7-4	53-9658	269	RC2階 360	94	63	
			北部地区市民館	大村町字仲川原 48-5	53-4212	270	RC2階 980	204	136	
		3	下地校区市民館	下地町字宮前 68	53-4481	268	RC2階 360	105	70	
		4	津田校区市民館	横須賀町宮前 10-2	31-9644	267	RC2階 373	105	70	
	前芝	5	前芝校区市民館	前芝町字塩見 5-1	32-3750	266	RC2階 562	75	50	
2	青陵	6	下条校区市民館	下条東町字西浦 61-3	88-1420	207	RC2階 360	90	60	
			牛川	牛川町字中郷 13-28	53-9533	208	RC2階 360	90	60	
		8	青陵地区市民館	南牛川二丁目 4-1	61-9285	209	RC2階 841	132	88	
		9	旭校区市民館	旭町字旭 535-2	53-4795	211	RC2階 360	88	59	
		10	東田校区市民館	仁連木町 15	61-9822	210	RC2階 360	88	59	
	東陵	鷹丘	11	鷹丘校区市民館	西小鷹野三丁目 7-1	61-9821	212	RC2階 360	97	65
			12	東陵地区市民館	牛川町字乗小路 32-31	64-8088	213	S1階 760	135	90
3	石巻	13	賀茂校区市民館	賀茂町字宗末 41-1	88-1421	201	RC2階 357	87	58	
			西郷校区市民館	石巻平野町字中野田 100-3	88-1422	202	RC2階 360	96	64	
		15	玉川校区市民館	石巻本町字野添 11-1	88-5441	203	RC2階 360	102	68	
			石巻地区市民館	石巻本町字市場 110	88-1317	204	RC3階 1057	141	94	
		17	嵩山校区市民館	嵩山町字宮下 83-1	88-1412	206	RC2階 360	96	64	
		18	石巻校区市民館	石巻町字西浦 16	88-1424	205	RC2階 360	96	64	
4	豊岡	19	豊校区市民館	西岩田五丁目 6-2	61-9860	214	RC2階 360	48	32	
			豊岡地区市民館	西岩田四丁目 2-9	61-5632	215	RC2階 717	199	133	
		21	岩田校区市民館	中岩田四丁目 1-2	61-9861	216	RC2階 360	94	63	
	東陽	多米	22	多米校区市民館	多米中町二丁目 27-1	61-9823	217	RC2階 381	79	53
			23	東陽地区市民館	多米中町一丁目 6-1	61-7741	218	RC3階 876	250	167
5	二川	24	二川校区市民館	大岩町字東郷内 4-8	41-1240	229	RC2階 360	103	69	
			二川地区市民館	大岩町字東郷内 111-1	41-0551	230	RC3階 1104	256	171	
		26	谷川校区市民館	中原町字東ノ谷 1-11	41-4963	232	RC2階 360	108	72	
		27	二川南校区市民館	大岩町字前荒田 145-2	41-4964	231	RC1階 371	87	58	
	五並	細谷	28	細谷校区市民館	細谷町字中ノ島 54-1	21-2943	233	RC2階 360	105	70
			29	五並地区市民館	細谷町字上大附 98-9	21-2729	234	RC2階 463	115	77
		30	小沢校区市民館	小島町字荒巻 81-1	21-2844	235	RC2階 413	103	69	
6	章南	31	老津校区市民館	老津町字宮脇 15-1	23-1485	241	RC2階 360	133	89	
			32	杉山地区市民館	杉山町字孝仁 11	23-2216	240	RC2階 506	132	88
	高豊	富士見	33	富士見校区市民館	富士見台二丁目 1-5	23-1402	236	RC1階 369	94	63
			34	豊南校区市民館	西赤沢町字南ノ谷 99-9	21-2845	238	RC2階 360	103	69
		35	高豊地区市民館	伊古部町字多岸田 302	21-2824	239	RC2階 507	100	67	
		36	高根校区市民館	西七根町字北浜辺 147-1	21-2941	237	RC1階 310	67	44	

ページ	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(m <sup>2</sup> )	発災後3日間の収容人員(2名)	長期収容人員(3名/人)
7	南稜	大崎	37	大崎校区市民館	大崎町字柿ノ木 16	25-2045	242	RC2 階 382	87	58
		植田	38	植田校区市民館	植田町字池下 63-1	25-2046	243	RC2 階 360	106	71
		野依	39	野依校区市民館	野依町字諏訪 149-1	25-2146	246	RC2 階 387	100	67
		大清水	40	大清水校区市民館	南大清水町字元町 78	25-1243	244	RC2 階 360	105	70
			41	南稜地区市民館	大清水町字彦坂 10-7	26-0010	245	RC・木 2 階 1065	206	135
8	高師台	幸	42	幸校区市民館	西幸町字笠松 184-1	45-9666	248	RC2 階 360	105	70
			43	高師台地区市民館	西幸町字浜池 332-2	48-1321	249	RC2 階 754	151	101
		天伯	44	天伯校区市民館	天伯町字高田山 137-1	45-9709	247	RC2 階 360	106	71
	本郷	高師	45	高師校区市民館	上野町字上原 99-10	45-9716	250	RC2 階 360	106	71
			46	本郷地区市民館 (体育館含む)	浜道町字桜 50-7	46-8487	251	RC3 階 956	904	603
		芦原	47	芦原校区市民館	芦原町字嵩山地 36-4	45-9718	252	RC2 階 360	106	71
			48	高師老人福祉センター	高師町字北原 1	46-2557	380	RC2 階 496	106	71
		9	南部	福岡	49	福岡校区市民館	橋良町字東中山 3-2	45-9680	253	RC2 階 360
栄	50			栄校区市民館	北山町字東浦 46-4	45-9675	254	RC2 階 360	105	70
	51			南部地区市民館	北山町 95-1	47-0974	255	RC3 階 1010	210	140
南陽	中野		52	中野校区市民館	橋良町字向山 61-2	48-4003	256	RC1 階 367	84	56
			53	南陽地区市民館	草間町字平東 89	48-6576	257	RC3 階 785	159	106
	磯辺		54	磯辺校区市民館	駒形町字丸山 60	46-9440	258	RC2 階 360	112	75
10	羽田	花田	55	花田校区市民館	西羽田町 247	31-9612	260	RC1 階 361	99	66
		羽根井	56	羽根井地区市民館	羽根井本町 131	32-5050	259	RC4 階 968	70	47
	牟呂	牟呂	57	牟呂校区市民館	牟呂中村町 1-4	31-9650	261	RC2 階 360	105	70
			58	牟呂地区市民館	東脇二丁目 8-23	32-4615	262	RC2 階 801	160	107
		汐田	59	汐田校区市民館	牟呂町字北汐田 50-1	47-4761	263	RC1 階 360	190	127
11	中部	新川	60	新川校区市民館	前田中町 8-22	54-1590	223	RC1 階 367	85	57
		向山	61	向山校区市民館	向山西町 5-1	53-4477	222	RC2 階 360	114	76
		松山	62	松山校区市民館	西松山町 42	56-5818	224	RC1 階 362	85	57
			63	中部地区市民館	東松山町 23	53-0638	225	RC7 階(6階) 845	196	131
	東部	岩西	64	東部地区市民館	岩屋町字岩屋下 66-1	63-3810	219	RC2 階 750	241	161
		飯村	65	飯村校区市民館	飯村南四丁目 6-4	61-9892	220	RC1 階 369	118	79
		つつじが丘	66	つつじが丘校区市民館	佐藤五丁目 16-1	64-5109	221	RC1 階 362	79	53
12	豊城	八町	67	八町校区市民館	八町通五丁目 5	53-9472	226	RC1 階 368	79	53
			68	豊城地区市民館	今橋町 16	53-3304	227	RC2 階 813	126	84
		松葉	69	松葉校区市民館	大橋通三丁目 107	53-4794	228	RC2 階 459	94	63
	吉田方	吉田方	70	吉田方校区市民館	吉川町 118	31-9651	264	RC3 階 358	93	62
		71	吉田方地区市民館	高洲町字高洲 122-7	32-3978	265	RC2 階 953	202	135	
		計	71 か所						9,196	6,140

## イ. 第二指定避難所

(防災危機管理課、長寿介護課、教育政策課、生涯学習課、「文化のまち」づくり課)

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象面積(m <sup>2</sup> )	発災後3日間の収容人員(名/人)	長期収容人員(名/人)	
1	北部	大村	72	大村小学校	大村町字地之神 9	52-4235	396	1,361	680	453	
		下地	73	下地小学校	下地町字宮前 68	54-2233	395	1,721	860	573	
			74	北部中学校	下地町字長池 1	52-3108	320	2,308	1,154	769	
		津田	75	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	394	1,411	705	470	
	前芝	前芝	76	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	392	1,553	776	517	
			77	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	319	1,798	898	598	
			78	梅敷地区津波防災センター	梅敷町字西神 25-1	51-3116	393	89	44	29	
	2	青陵	下条	79	下条小学校	下条東町字西浦 41	88-2350	335	1,241	620	413
			牛川	80	牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	52-2616	336	2,344	1,172	781
81				青陵中学校	牛川町字洗島 108-1	54-2165	302	3,665	1,832	1,221	
旭			82	旭小学校	旭町字旭 409	52-2934	340	1,459	729	486	
			83	藤ノ花女子高等学校	老松町 109	61-5468	341	4,065	2,031	1,355	
東田			84	東田小学校	仁連木町 15	62-0448	337	2,583	1,291	860	
			85	仁連木老人福祉センター	仁連木町 136-2	62-0213	338	96	48	32	
			86	豊橋競輪場	東田町 87	61-3136	339	1,488	744	496	
87		市立豊橋高等学校	東郷町 43-1	62-0278	323	2,486	1,219	820			
東陵		鷹丘	88	鷹丘小学校	西小鷹野三丁目 7-1	63-2633	303	2,699	1,349	899	
			89	東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	66-2671	342	2,726	1,362	907	
3	石巻	賀茂	90	賀茂小学校	賀茂町字森信 24	88-0400	330	1,156	577	385	
		西郷	91	西郷小学校	石巻萩平町字城脇 164-2	88-0271	331	1,201	600	400	
		玉川	92	玉川小学校	石巻本町字野添 10	88-0007	332	1,681	840	560	
			93	石巻中学校	石巻本町字出口 1	88-0006	301	3,372	1,685	1,123	
		嵩山	94	嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	88-0008	334	1,140	569	380	
		石巻	95	石巻小学校	石巻町字西浦 16	88-0010	333	1,733	866	577	
4	豊岡	豊	96	豊小学校	西岩田五丁目 6-1	63-2331	343	2,602	1,301	866	
			97	藤ノ花女子高等学校第二体育館	仲ノ町 14	63-3793	344	579	289	193	
		岩田	98	岩田小学校	中岩田四丁目 1-2	61-2607	345	3,501	1,750	1,167	
			99	豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	61-3278	304	3,113	1,556	1,036	
			100	豊丘高等学校	豊岡町 74	62-3281	346	1,176	588	392	
	東陽	多米	101	多米小学校	多米中町二丁目 27-1	62-6167	347	3,096	1,548	1,031	
102			東陽中学校	岩崎町字野田 1-2	62-8116	305	3,122	1,561	1,039		
5	二川	二川	103	二川小学校	二川町字北裏 80	41-0550	309	2,927	1,463	975	
			104	視聴覚教育センター	大岩町字火打坂 19-16	41-3330	360	219	109	73	
		谷川	105	谷川小学校	中原町字東ノ谷 1-3	41-0501	363	1,051	525	350	
			二川南	106	二川南小学校	大岩町字前荒田 145-2	41-6991	361	2,256	1,127	751
	107	二川中学校		二川町字西向山 41-10	41-0702	362	3,827	1,913	1,275		
	五並	細谷	108	細谷小学校	細谷町字中ノ島 47-1	21-1900	364	1,162	580	387	
			109	五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	21-1149	310	1,270	635	423	

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象面積(m <sup>2</sup> )	発災後3日間の収容人員(2名/人)	長期収容人員(3名/人)
5	五並	小沢	110	小沢小学校	小島町字荒巻 81-1	21-1410	365	948	474	316
6	章南	老津	111	老津小学校	老津町字宮脇 15-4	23-0025	370	1,547	773	515
			112	章南中学校	老津町字宮脇 15-2	23-1328	312	2,043	1,021	680
			113	家政高等専修学校	老津町字西高縄 78	23-0127	371	1,234	616	411
		114	杉山小学校	杉山町字御園 9-4	23-0069	369	1,812	905	604	
	高豊	富士見	115	富士見小学校	富士見台二丁目 1-5	23-3232	366	2,497	1,248	831
		豊南	116	豊南小学校	東赤沢町字西横根 130	21-2102	368	1,217	608	405
			117	高豊中学校	伊古部町字原 24-1	21-2101	311	2,519	1,258	839
118	高根小学校	西七根町字北浜辺 147-1	21-2105	367	1,307	653	435			
7	南稜	大崎	119	大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	25-1720	372	1,669	834	556
		植田	120	植田小学校	植田町字池堀田 15	25-2619	373	2,138	1,069	712
			121	南稜中学校	植田町字的場 50	25-1318	374	3,707	1,853	1,234
		野依	122	野依小学校	野依町字諏訪 125	25-2186	375	2,954	1,477	984
		大清水	123	大清水小学校	南大清水町字元町 78	25-2418	321	1,752	876	584
8	高師台	幸	124	幸小学校	西幸町字笠松 183	45-8105	377	3,154	1,577	1,050
			125	高師台中学校	西幸町字浜池 328	46-4310	313	4,393	2,196	1,463
			126	豊橋サイエンスコア	西幸町字浜池 333-9	44-1111	324	1,220	609	405
	天伯	127	天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	45-6165	376	1,351	675	450	
	本郷	高師	128	高師小学校	上野町字上原 100	45-8216	314	2,934	1,467	978
			129	本郷中学校	高師本郷町字竹の内 90-1	48-3116	378	3,555	1,777	1,184
芦原		130	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	48-1216	379	2,040	1,020	679	
9	南部	福岡	131	福岡小学校	橋良町字平野 1-1	45-2328	382	3,301	1,650	1,100
			132	豊橋中央高等学校	鍵田町 106	54-1301	325	3,227	1,611	1,074
		栄	133	栄小学校	北山町字東浦 46-4	45-5497	383	3,174	1,586	1,058
			134	南部中学校	北山町字東浦 1-4	45-1228	315	4,553	2,276	1,517
			135	時習館高等学校	富本町	45-3171	397	1,585	792	528
			136	愛知大学	町畑町 1-1	47-4111	398	2,826	1,413	942
	137		豊橋工科高等学校	草間町官有地	45-5635	326	2,490	1,245	830	
	南陽	中野	138	中野小学校	橋良町字向山 6-4	48-2075	322	2,171	1,085	723
		磯辺	139	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	45-2608	384	2,426	1,213	808
140			南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	48-5620	385	3,692	1,846	1,229	
141			アイプラザ豊橋	草間町字東山 143-6	46-7181	381	1,806	888	592	
10	羽田	花田	142	花田小学校	西羽田町 247	31-4517	316	2,194	1,097	730
		143	羽田中学校	西羽田町 43-1	31-3145	387	3,665	1,832	1,221	
		羽根井	144	羽根井小学校	羽根井本町 131	31-0375	386	2,141	1,070	713

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象面積(m <sup>2</sup> )	発災後3日間の収容人員(2m <sup>2</sup> /人)	長期収容人員(3m <sup>2</sup> /人)
10	牟呂	牟呂	145	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	31-3101	317	3,414	1,707	1,137
			146	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-2550	388	3,276	1,638	1,091
		汐田	147	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	47-3220	389	3,139	1,569	1,046
			148	青少年センター(中央棟)	牟呂町字東里 26	46-8925	390	1,062	531	354
11	中部	新川	149	新川小学校	前田中町 8-23	52-3148	354	1,542	771	514
			150	中部中学校	舟原町 154	54-8108	307	3,039	1,519	1,012
		向山	151	向山小学校	向山西町 5-1	52-0396	351	2,229	1,114	742
			152	豊橋東高等学校	向山町字西猿 22	61-3146	352	1,828	913	609
			153	豊橋商業高等学校	向山町官有地	52-2256	353	1,735	867	577
		松山	154	松山小学校	西松山町 42	52-0484	355	1,848	924	615
	155		前田南地区体育館	前田南町二丁目 19-8	53-0103	356	1,020	510	340	
	東部	岩西	156	岩西小学校	西口町字西ノ口 25-4	61-2557	306	2,852	1,426	950
		飯村	157	飯村小学校	飯村南四丁目 6-4	63-3165	348	3,015	1,507	1,004
			158	東部中学校	飯村北四丁目 1-2	63-1355	349	4,210	2,105	1,403
		つつじが丘	159	つつじが丘小学校	佐藤五丁目 16-1	64-5121	350	2,710	1,355	903
12	豊城	八町	160	八町小学校	八町通五丁目 5	52-1184	308	1,400	699	466
			161	豊城中学校	今橋町 2-1	54-1275	357	2,528	1,263	842
			162	豊橋市公会堂	八町通二丁目 22	51-3077	358	978	489	326
		松葉	163	松葉小学校	大橋通三丁目 107	52-0265	359	2,162	1,081	720
	吉田方	吉田方	164	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	318	3,328	1,663	1,109
			165	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	391	3,006	1,502	1,001
計				94 か所				105,427	70,262	

[対照図面：図 3, 4]

第一・第二指定避難所の収容人員の合計	発災後 3 日間の収容人数 (2 m <sup>2</sup> /人)	長期収容人数 (3 m <sup>2</sup> /人)
		114,623

ウ. 福祉避難所 (福祉政策課、長寿介護課、障害福祉課、教育政策課)  
指定福祉避難所

番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	収容人員(人)
166	石巻老人福祉センター	石巻本町字市場 7	88-3302	531	30
167	下地老人福祉センター	下地町字宮前 52-1	55-2117	532	30
168	大岩老人福祉センター	大岩町字東郷内 4-5	41-7340	533	35
169	障害者福祉会館(さくらピア)	東新町 15	53-3153	534	219
170	つつじが丘地域福祉センター	佐藤五丁目 22-16	64-4510	535	100
171	大清水地域福祉センター	大清水町字大清水 546	25-6141	536	73
172	総合福祉センター(あいトピア)	前畑町 115	57-2601	537	146

番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	収容人員(人)
173	八町地域福祉センター	八町通五丁目 9	52-1341	538	61
174	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	31-8885	539	77
175	くすのき特別支援学校	野依町字上ノ山 3-2	29-7660	541	234
計	10 か所				1,005

[対照図面：図 3, 4]

※避難所での生活は、一般の避難者以上の負担を受けるので障害の程度や体力、病気などの状況を判断し、避難所での生活が困難な方については、移動できるよう措置する。

協定に基づく要配慮者等の一時的な受入れ施設（民間施設）

（福祉政策課）

名称	所在地	電話番号	収容人員(人)
さわらび荘	浪ノ上町 7-2	54-3501	22
第二さわらび荘	野依町字山中 19-17	37-1209	30
珠藻荘	野依町字山中 19-21	47-1050	40
あかね荘	野依町字山中 19-12	48-2825	30
彩幸	西赤沢町字深山 95	23-6011	20
自由の杜	老津町字池上 106-2	23-5181	20
豊橋ちぎり寮	高師町字北原 1-107	61-0117	30
永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	11
作楽荘	王ヶ崎町字上原 1-145	48-5111	20
王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	8
喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	10
シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	37
ジュゲム	野依町字山中 19-1	46-7501	8
ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	5
赤岩荘	多米町字大門 10	66-1123	6
尽誠苑	大脇町字大脇ノ谷 74-54	65-2727	10
豊橋ケアセンター	嵩山町字松田 55	88-7211	18
みのり	大村町字山所 77	51-1336	18
明陽苑	八通町 64-3	33-3121	20
カサブランカ	三ノ輪町字本興寺 3-60	69-1701	5
常盤	宮下町 1-1	62-3370	5
カサデヴェルデ	杉山町字泉原 139-1	23-5552	5
幸王寿園	西幸町字浜池 323, 324	38-8711	5
大清水彩幸	東大清水町 181-1	25-3361	5
倶楽荘	川崎町 216-2	32-2300	5
真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	3
しろがね	野依町字山中 19-12	48-1032	15
弥生王寿園	弥生町字東豊和 2-1	38-0220	10
童里夢	石巻町字野田 6-5	87-0800	8
授産所ふくふく	中原町字西荒神 20-1	65-5788	50
豊生ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	15
ス楽荘	石巻本町字大清水 80	43-5446	10
天伯	天伯町字六ツ美 33-1	48-1113	2
高師王寿園	高師本郷町字竹ノ内 107	47-7400	8

名称	所在地	電話番号	収容人員(人)
みゆき	西幸町字笠松 85	87-4718	6
つむぎのて	雲谷町字上ノ山 113-2	43-0511	5
フラワーサーチ	東高田町 670	65-2121	5
谷川王寿園	中原町字西荒神 11	41-5011	30
やまなみ王寿園	中原町字西荒神 11	41-5011	12
39 か所			572

(2) 避難場所等

ア. 広域避難場所…大火災時における大規模な避難に適する場所

(公園緑地課)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	マンホールトイレ (基)	敷地内施設名称
豊橋公園	今橋町	216,401	93,000	24	武道館、豊橋球場、陸上競技場、 美術博物館、豊城地区市民館、 テニスコート、三の丸会館
東田公園	東田町	20,000	8,800	17	東田球場
向山緑地	向山町、向山東町、 向山大池町	171,300	56,000	27	市民文化会館、交通児童館
高師緑地	高師町	246,530	108,000	39	青少年広場、 馬場、高師老人福祉センター
牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目、 南牛川二丁目	37,326	18,500	11	青陵地区市民館
岩田運動公園	岩田町	138,000	41,000	23	市民球場、市民球技場、 市民庭球場、市民クラブハウス
幸公園	佐藤町、東幸町、 高師町	128,000	40,000	24	
合計	7 か所	957,557	365,300	165	

イ. 拠点避難場所…地域の防災活動の拠点となる場所

(防災危機管理課、教育政策課)

名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示
賀茂小学校	賀茂町字森信 24	5,764	2,800	
西郷小学校	石巻萩平町字城脇 164-2	3,365	1,600	2-22
玉川小学校	石巻本町字野添 10	9,709	4,800	2-31
石巻中学校	石巻本町字出口 1	11,603	5,800	2-17
石巻小学校	石巻町字西浦 16	9,228	4,600	2-52
嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	10,245	5,100	
下条小学校	下条東町字西浦 41	7,195	3,500	
牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	8,927	4,400	2-38
青陵中学校	牛川町字洗島 108-1	19,613	9,800	2-5
鷹丘小学校	西小鷹野三丁目 7-1	10,264	5,100	2-60
東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	19,524	9,700	2-6
東田小学校	仁連木町 15	16,516	8,200	2-61
旭小学校	旭町字旭 409	7,691	3,800	
岩田小学校	中岩田四丁目 1-2	11,676	5,800	
豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	12,501	6,200	2-32
豊小学校	西岩田五丁目 6-1	10,091	5,000	2-1
多米小学校	多米中町二丁目 27-1	11,490	5,700	2-3



名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示
東陽中学校	岩崎町字野田 1-2	10,838	5,400	
飯村小学校	飯村南四丁目 6-4	13,793	6,800	2-46
東部中学校	飯村北四丁目 1-2	10,755	5,300	2-2
岩西小学校	西口町字西ノ口 25-4	13,526	6,700	2-51
つつじが丘小学校	佐藤五丁目 16-1	11,365	5,600	
向山小学校	向山西町 5-1	9,773	4,800	2-42
中部中学校	舟原町 154	8,328	4,100	2-4
松山小学校	西松山町 42	8,327	4,100	
新川小学校	前田中町 8-23	5,792	2,800	
八町小学校	八町通五丁目 5	5,620	2,800	2-56
松葉小学校	大橋通三丁目 107	7,805	3,900	2-36
二川小学校	二川町字北裏 80	12,985	6,400	2-18
二川南小学校	大岩町字前荒田 145-2	14,095	7,000	2-48
二川中学校	二川町字西向山 41-10	21,955	10,900	2-33
谷川小学校	中原町字東ノ谷 1-3	10,632	5,300	2-43
細谷小学校	細谷町字中ノ島 47-1	7,134	3,500	2-44
五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	17,477	8,700	2-19
小沢小学校	小島町字荒巻 81-1	4,397	2,100	2-47
高根小学校	西七根町字北浜辺 147-1	6,998	3,400	2-49
豊南小学校	東赤沢町字西横根 130	12,172	6,000	2-45
高豊中学校	伊古部町字原 24-1	11,538	5,700	2-20
富士見小学校	富士見台二丁目 1-5	8,187	4,000	
杉山小学校	杉山町字御園 9-4	7,964	3,900	2-53
老津小学校	老津町字宮脇 15-4	10,952	5,400	2-21
章南中学校	老津町字宮脇 15-2	13,989	6,900	2-63
大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	9,659	4,800	2-39
植田小学校	植田町字池堀田 15	7,353	3,600	2-30
大清水小学校	南大清水町字元町 78	6,848	3,400	2-58
野依小学校	野依町字諏訪 125	11,237	5,600	
天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	13,481	6,700	2-41
幸小学校	西幸町字笠松 183	9,947	4,600	2-11
高師台中学校	西幸町字浜池 328	28,666	14,300	2-62
高師小学校	上野町字上原 100	10,852	5,400	2-13
本郷中学校	高師本郷町字竹ノ内 90-1	10,958	5,400	2-55
芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	11,945	5,900	2-57
磯辺小学校	駒形町字丸山 61	8,062	4,000	2-40
南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	10,476	5,200	2-59
中野小学校	橋良町字向山 6-4	11,344	5,600	2-12
福岡小学校	橋良町字平野 1-1	15,488	7,700	2-64
栄小学校	北山町字東浦 46-4	11,391	5,600	2-65
南部中学校	北山町字東浦 1-4	28,927	14,400	2-10
羽根井小学校	羽根井本町 131	8,766	4,300	
花田小学校	西羽田町 247	6,236	3,100	
羽田中学校	西羽田町 43-1	10,961	5,400	2-7

名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示	
牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	11,306	5,600	2-8	
牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	16,551	8,200		
汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	11,034	5,500		
吉田方小学校	吉川町 118	13,887	6,90		2-29
吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	11,000	5,500	2-9	
前芝小学校	前芝町字西堤 30	6,602	4,500	2-66	
前芝中学校	前芝町字塩見 1	6,725	2,400	2-16	
津田小学校	横須賀町宮元 3-1	5,748	2,800	2-37	
下地小学校	下地町字宮前 68	6,860	3,400		
北部中学校	下地町字長池 1	13,392	6,600		2-15
大村小学校	大村町字地之神 9	6,316	3,100	2-35	
豊城中学校	今橋町 2-1	10,500	5,200		
南稜中学校	植田町字的場 50	14,549	7,200		2-14
豊橋高等学校	東郷町 43-1	3,028	1,500		2-34
藤ノ花女子高等学校	仲ノ町 14	5,900	2,900		
豊丘高等学校	豊岡町 74	16,400	8,200		
家政高等専修学校	老津町字西高縄 78	701	300		2-50
豊橋中央高等学校	鍵田町 106	3,000	1,500		
時習館高等学校	富本町	39,100	19,500		
豊橋工科高等学校	草間町官有地	8,500	4,200		
豊橋東高等学校	向山町字西猿 22	10,900	5,400		
豊橋商業高等学校	向山町官有地	16,100	8,000		
愛知大学	町畑町 1-1	23,100	11,500		
合計	84 か所	945,680	468,300		

※屋上標示・・・ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、防災用拠点施設の屋上に番号を表示

ウ. 一時避難場所(1,000㎡以上の公園)・・・指定避難所へ避難する前に自主的に避難して様子をみる場所(公園緑地課)

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
玉川	石巻中野公園	森岡町	3,293	1,600
牛川	南郷公園	牛川通三丁目	2,067	1,000
	牛川東郷公園	牛川通五丁目	5,344	2,600
	浪ノ上公園	浪ノ上町	2,152	1,000
	薬師公園	南牛川一丁目	3,165	1,500
	下川公園	牛川町	1,931	900
鷹丘	中沢公園	東小鷹野三丁目	5,943	2,900
	野川公園	東小鷹野四丁目	2,546	1,200
	花の木公園	緑ヶ丘二丁目	2,344	1,100
	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘二丁目	4,676	2,300
	東先原公園	南牛川一丁目	2,830	1,400
	蟬川公園	東小鷹野一丁目	2,631	1,300
	半ノ木公園	忠興三丁目	10,977	5,400
東田	東田仲の町公園	東田仲の町	1,626	800
	東郷公園	東郷町	1,400	700
	大口公園	仁連木町	9,140	4,500
	宮下公園	宮下町	6,542	3,200
	吾妻公園	吾妻町	1,275	600

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
岩田	豊岡公園	豊岡町	2,316	1,100
	利兵池公園	岩田町	8,000	4,000
	岩鼻公園	中岩田三丁目	3,300	1,600
	北郷中公園	東岩田一丁目	2,501	1,200
	平川本町公園	平川本町二丁目	2,223	1,100
	中郷中公園	中岩田四丁目	2,201	1,100
	萬口公園	東岩田三丁目	6,500	3,200
	九ツ橋公園	東岩田二丁目	2,587	1,200
	五反田公園	中岩田二丁目	2,500	1,200
	蟬川第二公園	北岩田一丁目	1,906	900
	ヒカイ公園	北岩田二丁目	2,385	1,100
	居村公園	北岩田一丁目	2,369	1,100
	東光公園	東光町	1,652	800
	平川公園	平川町	1,510	700
井原第二公園	井原町	3,407	1,700	
旭	桜ヶ丘公園	東田町字北蓮田	12,208	6,100
豊	北春日公園	春日町二丁目	3,500	1,700
	田尻前公園	西岩田二丁目	2,876	1,400
	春日公園	春日町一丁目	1,666	800
	西ノ山公園	西岩田四丁目	2,279	1,100
	横手公園	西岩田三丁目	2,023	1,000
	切替公園	西岩田六丁目	2,271	1,100
	三ノ輪中央公園	三ノ輪町四丁目	2,373	1,100
多米	野中公園	多米西町二丁目	2,405	1,200
	野中第二公園	多米西町一丁目	1,799	800
	織目公園	多米西町三丁目	2,529	1,200
	南脇公園	多米東町三丁目	1,997	900
	向田公園	多米中町四丁目	1,487	700
	道満公園	多米中町二丁目	3,639	1,800
	川添公園	多米中町四丁目	2,078	1,000
	北田公園	多米東町二丁目	2,319	1,100
	鳥居前公園	多米東町一丁目	3,011	1,500
広畑公園	多米東町三丁目	4,518	2,200	
飯村	高山緑地(白ヶ池)	飯村町	15,300	7,600
	本郷公園	飯村町	2,200	1,100
	中島公園	飯村町	2,032	1,000
	弥六公園	飯村北一丁目	3,648	1,800
	西山第一公園	飯村北二丁目	3,322	1,600
	西山第二公園	飯村北二丁目	2,708	1,300
	宮前公園	飯村北三丁目	3,015	1,500
	寺前公園	飯村北四丁目	2,674	1,300
	二軒茶屋公園	飯村南二丁目	2,939	1,400
南池上公園	飯村南五丁目	2,606	1,300	
岩西	岩屋下第三公園(岩西)	岩屋町	5,085	2,500
	東幸公園	東幸町	1,872	900
つつじが丘	平子公園	佐藤一丁目	4,170	2,000
	古伝公園	佐藤二丁目	2,500	1,200
	北島公園	佐藤三丁目	1,784	800
	山崎公園	佐藤三丁目	2,100	1,000
	一本木公園	佐藤四丁目	2,247	1,100
	佐藤公園	佐藤五丁目	6,800	3,400

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
つつじが丘	立合公園	つつじが丘一丁目	3,570	1,700
	新子公園	つつじが丘二丁目	3,100	1,500
	若狭公園	つつじが丘三丁目	2,600	1,300
	土亀公園	つつじが丘三丁目	2,999	1,400
向山	向山台町公園	向山台町	1,624	800
	宮本公園	瓦町	4,178	2,000
	向山東町公園	向山東町	2,116	1,000
	向山西町公園	向山西町	1,420	700
	向山大池町公園	向山大池町	1,388	600
新川	神明公園	魚町	2,056	1,000
	吉田公園	前田中町	2,999	1,400
	前田西公園	前田町一丁目	1,729	800
	小畷公園	小畷町	4,998	2,400
松山	前田南公園	前田南町・小畷町	3,000	1,500
	前田東公園(新川)	前田南二丁目	2,247	1,100
	松山公園	西松山町	3,200	1,600
	黒福公園	東松山町	3,940	1,900
	松葉公園	萱町	5,712	2,800
松葉	湊町公園	湊町	5,400	2,700
二川	二川公園	大岩町	1,800	900
二川南	久保田公園	大岩町	1,047	500
谷川	立岩公園	中原町	1,286	600
豊南	黒潮台公園	東赤沢町	1,602	800
富士見	坪ノ谷公園	富士見台四丁目	10,000	5,000
	富士見台第一公園	富士見台六丁目	3,500	1,700
	富士見台第二公園	富士見台五丁目	1,200	600
	富士見台第三公園	富士見台五丁目	2,500	1,200
	富士見台第四公園	富士見台六丁目	6,398	3,200
	レイクタウン第一公園	老津町	6,011	3,000
	レイクタウン第二公園	富士見台一丁目	1,051	500
	レイクタウン第三公園	富士見台二丁目	6,012	3,000
	レイクタウン第四公園	富士見台二丁目	1,299	600
	レイクタウン第五公園	富士見台三丁目	1,238	600
	レイクタウン第六公園	富士見台二丁目	1,390	600
	レイクタウン第七公園	富士見台二丁目	1,349	600
	レイクタウン第八公園	富士見台二丁目	1,099	500
	レイクタウン第九公園	富士見台三丁目	1,502	700
レイクタウン第十公園	富士見台三丁目	3,340	1,600	
杉山	知原公園	杉山町	1,155	500
	知原小公園	杉山町	1,021	500
	神吉下公園	杉山町	2,342	1,100
	西南代公園	杉山町	6,606	3,300
	西林公園	杉山町	2,320	1,100
老津	老津公園	老津町	6,800	3,400
	老津池上公園	老津町	3,095	1,500
大崎	大崎公園	大崎町	1,000	500
植田	蛤沢公園	植田町	2,583	1,200
	植田公園	植田町	1,120	500
大清水	野依台第二公園	野依台二丁目	3,522	1,700
	野依台上藤ヶ谷公園	野依台二丁目	28,203	10,300
	野依台第五公園	野依台二丁目	1,719	800

校区	名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員(人)
野依	野依台中央公園	野依台一丁目	4,983	2,400
	豊美第一公園	若松町	1,005	500
	野依台西山第二公園	野依台一丁目	1,175	500
天伯	天伯第一公園	天伯町	1,465	700
	天伯第二公園	天伯町	1,810	900
幸	曙公園	曙町	1,486	700
	若松中央公園	曙町	2,477	1,200
	笠松北公園	西幸町	1,982	900
	浜池公園	西幸町	2,970	1,400
	牧野町中央公園	牧野町	1,882	900
高師	三本木中央公園	三本木町	1,500	700
	東上柴雲庵池公園	高師本郷町	4,643	2,300
磯辺	寺東公園	内張町	2,423	1,200
	川西公園	内張町	1,970	900
中野	小浜公園	中浜町	3,535	1,700
	王ヶ崎東公園	王ヶ崎町	1,812	900
	草間公園	草間町	1,374	600
福岡	柱七番町公園	柱七番町	1,831	900
	入船公園	入船町	1,079	500
	中橋良公園	中橋良町	1,063	500
	柱第二公園	柱八番町	9,800	2,500
栄	中山田池公園	北山町	16,000	8,000
羽根井	南羽根井公園	羽根井西町	2,208	1,100
	中郷公園	中郷町	1,193	500
	花中公園	花中町	1,575	700
	花中第二公園	花中町	2,063	1,000
花田	百北公園	北側町	1,566	700
	羽田上公園	花田二番町	1,087	500
	大塚公園	花田二番町	3,312	1,600
	花田公園	西羽田町	3,163	1,500
牟呂	牟呂大海津公園	牟呂大西町	10,003	5,000
	真裏口公園	牟呂水神町	3,541	1,700
	大西公園	牟呂大西町	2,114	1,000
	桶口下公園	牟呂市場町	2,400	1,200
	外神公園	牟呂外神町	2,200	1,100
	三ツ山公園	牟呂町	1,375	600
	作神公園	牟呂中村町	2,101	1,000
	市場公園	牟呂市場町	2,448	1,200
	公文公園	牟呂公文町	2,097	1,000
	牟呂内田公園	牟呂町	1,500	700
	坂津公園	牟呂町	2,750	1,200
東里公園	牟呂町	3,500	1,700	
汐田	林公園	東脇一丁目	2,183	1,000
	井ノ瀬公園	東脇三丁目	3,766	1,800
	行合公園	東脇四丁目	9,251	4,600
	牟呂大塚公園	牟呂町	2,750	1,300
吉田方	中央公園	問屋町	4,055	2,000
	富久縞公園	問屋町	6,069	3,000
	吉田方公園	小向町	2,350	1,100
前芝	前芝公園	前芝町	4,009	2,000
	宇塚公園	西浜町	3,000	1,500

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
前芝	元屋敷公園	西浜町	2,000	1,000
高根	むつみね台北公園	西七根町	1,974	900
	むつみね台南公園	西七根町	1,769	800
合計		174 か所	574,242	273,100

## エ. 津波避難ビル

(防災危機管理課、市民協働推進課、住宅課、上下水道局、消防本部総務課、教育政策課、生涯学習課、図書館、「文化のまち」づくり課)

### 公共施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
北部	大村	大村小学校	大村町字地之神 9	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 191	191
		下地小学校	下地町字宮前 68	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 308	308
	津田	北部中学校	下地町字長池 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 214	214
		津田小学校	横須賀町宮元 3-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 79	79
前芝	前芝	前芝小学校	前芝町字西堤 30	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 155	155
		前芝中学校	前芝町字塩見 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 123	123
		前芝住宅	西浜町 3-1	RC 11 階(共用廊下) 936	936
		前芝校区市民館	前芝町字塩見 5-1	RC 2 階(屋上) 274	274
		中消防署前芝出張所	日色野町字新切 46-1	RC 3 階(屋上) 227	227
青陵	牛川	上下水道局	牛川町字下モ田 29-1	SRC 5 階(大会議室) 218	218
本郷	芦原	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 261	261
南陽	磯辺	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 350	350
		南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	RC 4 階(校舎 3・4 階廊下) 924	924
羽田	羽根井	中央図書館	羽根井町 48	RC 地下 1 階、地上 3 階、 一部 4 階(3 階・屋上) 2,393	2,393
牟呂	牟呂	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 319	319
		牟呂中学校	神野新田町字イ割 1-3	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 362	362
		県立西高等学校	牟呂町西明治新右前 4	RC 4 階(校舎 3・4 階教室) 655	655
		ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3 番地の 22	SRC3 階(屋上) 820	820
	汐田	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	RC 4 階(校舎 3 階廊下) 512	512
		青少年センター	牟呂町字東里 26	RC 3・4 階(研修室等) 754	754
		西部住宅	牟呂町字東里 29-1 牟呂町字中西 1-2	RC 5 階(共用階段) 612	612
南消防署西分署	東脇一丁目 1-8	RC 3 階(訓練室等) 383	383		
豊城	松葉	松葉小学校	大橋通三丁目 107	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 237	237
吉田方	吉田方	吉田方校区市民館	吉川町 118	RC 3 階(集会室等) 101	101
		吉田方小学校	吉川町 118	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 554	554
		吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 234	234
		三ツ相ポンプ場	三ツ相町 38	SRC3 階(屋上) 423	423
		吉田方排水機場	高洲町字大江 60-2	RC 2 階(屋上) 38	38
計	28 か所		合計	12,657	

民間施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(m <sup>2</sup> )	収容人員(人)
北部	津田	介護老人福祉施設 倶楽荘	川崎町 216-2	RC 3 階(2 階屋上、3 階共同生活室、 セミパブリックスペース、3 階屋上) 500	500
前芝	前芝	Flats (フラッツ)	前芝町字東堤 32-1, 33-1	RC 5 階(廊下等)	463
		メゾンドプラージュ	西浜町 5-9	RC 4 階(廊下等)	15
		メゾンドプラージュⅡ	西浜町 5-8	RC 3 階(廊下等)	38
		特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	RC 4 階(屋上)	422
南陽	磯辺	おかだ家ベイサイド	神野新田町字沖ノ島 176-1	RC 6 階(屋上)	239
牟呂	牟呂	ボヌール	神野新田町字ヨノ割 91-1	RC 3 階(廊下等)	31
		クオリアビル	牟呂市場町 11-1	SRC 3 階、一部 4 階(部屋等)	178
		平成荘	神野新田町字ヘノ割 33-1	RC 4 階(3 階以上廊下等)	38
	汐田	スペリア豊橋	牟呂町字古幡焼 17	RC 14 階(廊下等)	1,572
		ハイツ仲六	東脇一丁目 3-10	RC 5 階(廊下等)	44
吉田方	吉田方	ホテルシーパレス リゾートホテル棟	神野新田町字ミノ割 1-3	SRC 10 階(廊下等)	1,061
		障害者支援施設 シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	RC3 階、一部 4 階(3・4 階屋上)	1,090
		総合ビル	高洲町字高洲 41	RC 4 階(廊下等)	158
		サンフォレストA棟	小向町字北小向 39-2	RC 3 階(廊下等)	23
		サンフォレストB棟	小向町字北小向 39-1	RC 3 階(廊下等)	25
		ナチュラルフジ	小向町字北小向 134-1	RC 6 階(廊下等)	190
		サンフジ	新栄町字南小向 27	RC 6 階(廊下等)	293
		ラヴィエ・セレナード	菰口町三丁目 37	RC 6 階(廊下等)	75
		杉浦マンション	菰口町四丁目 1-1	RC 3 階(廊下等)	35
		メゾン・エスペランス	新栄町字南小向 151	RC 4 階(廊下等)	96
		フォレスト野田	野田町字野田 165-1- 2, 166-1-2	RC 3 階(廊下等)	32
		アーバンヒル馬見塚	馬見塚町 35	RC 5 階(廊下等)	215
		サンシティ吉川	吉川町 29-1	RC 7 階(廊下等)	221
		グランコート新栄	新栄町字一本木 5-3	RC 8 階(廊下等)	438
計		25 か所	合計	7,492	

オ. 津波防災センター

(防災危機管理課)

施設名称	所在地	構造・避難場所面積(m <sup>2</sup> )	収容人員(人)
三郷地区津波防災センター	神野神田町字ハノ割 18 番地	鉄骨造 2 階 屋上 200	200
天津地区津波防災センター	杉山町字天津 179 番地 1	鉄骨造 2 階 屋上 170	170
梅薮地区津波防災センター	梅薮町字西神 25-1	鉄骨造 2 階 屋上 180	180

カ. 津波避難場所

(防災危機管理課)

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積 (㎡)	収容人員(人)
吉田方	吉田方	国道 23 号豊橋バイパス 豊川橋料金所跡地	富久縞町	10,000	10,000
南陽	中野	タイキ藤沢店立体駐車場	潮崎町 48-1 他	鉄3階(2・3階、屋上) 4,676	4,676
		オーギヤ WO 立体駐車場	潮崎町 24-9	鉄2階(2階、屋上) 6,167	6,167
計		3か所		合計	20,843

キ. 帰宅困難者等支援施設

(こども未来館、「文化のまち」づくり課)

施設名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(㎡)	収容人員(人)	
こども未来館	松葉町三丁目 1	21-5525	164	RC2階 B1 7,214	一時滞留者数	2,559
					要救援者数	115
					長期収容者数	233
穂の国とよはし 芸術劇場	西小田原町 123	39-8810	540	RC造一部鉄骨造 4階 8,036	一時滞留者数	2,834
					要救援者数	238
					長期収容者数	101
合計					一時滞留者数	5,393
					要救援者数	468
					長期収容者数	331

[対照図面：図 3, 4]

※一時滞留者数：一時避難場所として、屋内・屋外ともに 1 ㎡/人で計算

要救援者数：救援が必要な乳幼児等の避難場所として、屋内 3 ㎡/人で計算

長期収容者数：避難が長期化した場合の避難場所として、屋内 3 ㎡/人で計算

※こども未来館は、帰宅困難者等の帰宅支援施設並びに松葉校区市民館（第一指定避難所）及び松葉小学校（第二指定避難所）が使用不能時の避難所として開設する。（平成 20 年 9 月追加指定）

ク. 帰宅困難者等一時支援施設

(防災危機管理課)

名称	所在地	敷地面積(㎡)
豊橋駅南口防災ひろば	西小田原町 128	1,707.45

※キ「帰宅困難者等支援施設」である「穂の国とよはし芸術劇場」の南側隣接地に太陽光発電システムを有した防災備蓄倉庫、マンホールトイレ（5基）、かまどベンチなどの防災機能を備えた防災ひろばを整備。

ケ. 帰宅困難者等一時避難場所

(防災危機管理課)

名称	所在地	避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
豊橋駅南口駅前広場	駅前大通一丁目 134	885.85	885



コ. 避難支援場所

(防災危機管理課)

名称	所在地
豊栄町公民館	豊栄町字東 807-1
国道 23 号豊橋バイパス豊川橋料金所跡地	富久縞町 58-5
明海地区産業基地	明海町 3-42
豊美第一公園	若松町字豊美 686
西山町公民館	西山町字西山 151
原町公民館	原町字蔵社 34
伊古部十一組集会場	伊古部町字幸道 48
むつみね台集会場	豊橋市西七根町字むつみね台 30-3
高塚町公民館	豊橋市高塚町字笹原 2-2
城下町公民館	豊橋市城下町字北方部 36-2

サ. 観光・防災 Wi-Fi ステーション (公衆無線 LAN)

(情報企画課)

避難所・施設区分	施設名称	施設所在地	設置区分
広域避難場所	豊橋公園	今橋町	防災情報ステーション
	岩田運動公園	岩田町	
	高師緑地	高師町	
	競輪場 (東田公園)	東田町	その他避難施設 (屋内施設)
	文化会館 (向山緑地)	向山大池町	
帰宅困難者等支援施設	こども未来館	松葉町三丁目 1	観光・防災 Wi-Fi ステーション
応急救護所 (基幹)	ほいっふ	中野町字中原 100	
津波避難ビル	ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3-22	
福祉避難所	あいトピア	前畑町 115	
一時避難場所	豊橋駅南口駅前広場	駅前大通一丁目	観光・防災 Wi-Fi ステーション
広域避難場所 (太陽光パネルなし)	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目	
	幸公園	佐藤町	
	向山緑地	向山町	
観光施設	情報プラザ (豊橋駅)	花田町西宿	その他避難施設 (屋内施設)
	二川宿本陣資料館	二川町字中町 65	

※平時の一部時間帯のほか、災害対策本部設置時に、無料で無線 LAN の利用が可能。

シ. 屋上標示施設…ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、防災用拠点施設の屋上に番号を表示した施設

(市民病院管理課、県東三河総局、防災危機管理課、教育政策課、生涯学習課、市民協働推進課)

名称	住所	屋上標示	名称	住所	屋上標示
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	+12	松葉校区市民館	大橋通三丁目 107	2-26
愛知県東三河総合庁舎	八町通 5-4	0-9	南稜地区市民館	大清水町字彦坂 10-7	2-27
豊橋市役所	今橋町 1	2-0	くすのき支援学校	野依町字上ノ山 3-2	2-28
豊小学校	西岩田五丁目 6-1	2-1	吉田方小学校	吉川町 118	2-29
東部中学校	飯村北四丁目 1-2	2-2	植田小学校	植田町字池堀田 15	2-30
多米小学校	多米中町二丁目 27-1	2-3	玉川小学校	石巻本町字野添 10	2-31
中部中学校	舟原町 154	2-4	豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	2-32
青陵中学校	牛川町字洗島108-1	2-5	二川中学校	二川町字西向山 41-10	2-33
東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	2-6	豊橋高等学校	東郷町 43-1	2-34
羽田中学校	西羽田町 43-1	2-7	大村小学校	大村町字地之神 9	2-35
牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	2-8	松葉小学校	大橋通三丁目 107	2-36
吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	2-9	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	2-37
南部中学校	北山町字東浦 1-4	2-10	牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	2-38
幸小学校	西幸町字笠松 183	2-11	大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	2-39
中野小学校	橋良町字向山 6-4	2-12	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	2-40
高師小学校	上野町字上原 100	2-13	天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	2-41
南稜中学校	植田町字的場 50	2-14	向山小学校	向山西町 5-1	2-42
北部中学校	下地町字長池 1	2-15	谷川小学校	中原町字東ノ谷 1番地の 3	2-43
前芝中学校	前芝町字塩見 1	2-16	細谷小学校	細谷町字中ノ島 47番地の 1	2-44
石巻中学校	石巻本町字出口 1	2-17	豊南小学校	東赤沢町字西横根 130番地	2-45
二川小学校	二川町字北裏 80	2-18	飯村小学校	飯村南四丁目 6番地の 4	2-46
五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	2-19	小沢小学校	小島町字荒巻 81番地の 1	2-47
高豊中学校	伊古部町字原 24-1	2-20	二川南小学校	大岩町字前荒田 145番地の 2	2-48
老津小学校	老津町字宮脇 15-4	2-21	高根小学校	西七根町字北浜辺 147番地の 1	2-49
西郷小学校	石巻荻平町字城脇 164-2	2-22	家政高等専修学校	老津町字西高縄 78番地	2-50
福岡校区市民館	橋良町字東中山 3-2	2-23	岩西小学校	西口町字西ノ口 25番地の 4	2-51
豊南校区市民館	西赤沢町字南ノ谷 99-9	2-24	石巻小学校	石巻町字西浦 16番地	2-52
大清水校区市民館	南大清水町字元町 78	2-25	杉山小学校	杉山町字御園 9番地の 4	2-53

## (3)指定緊急避難場所(異常な現象の種類別)

(防災危機管理課)

災害対策基本法(第49条の4)に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、異常な現象の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所または施設を「指定緊急避難場所」として指定する。

## 《対象とする異常な現象の種類》

- ①風水害 … 洪水、崖崩れ・土石流・地すべり、内水氾濫が発生したときの緊急避難場所として、第一・第二指定避難所(芦原校区市民館を除く)を指定する。

※「□」 … 洪水時に浸水のおそれがあり、避難時に注意が必要な場所を示す。

- ②地震 … 一時的な緊急避難場所として、津波浸水想定域外の学校のグラウンド、公園を指定する。施設の安全性を確認した後、指定避難所に避難する。
- ③津波 … 浸水想定域外の高台への避難を原則とするが、逃げ遅れた場合や避難に時間がかかる場合の緊急避難場所として、津波避難ビルを指定する。
- ④高潮 … 逃げ遅れた場合や避難に時間がかかる場合の緊急避難場所として、津波避難ビル(公共施設)を指定する。

※校区割は施設・場所の所在地に基づいたものであり、安全に避難できる最寄りの避難場所へ避難する。

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
大村	大村校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 2.36m) (高潮 : 0.99m)
	北部地区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 0.40m)
	大村小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド*)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 2.46m) (高潮 : 1.44m)
下地	下地校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 3.62m)
	下地小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド*)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.31m) (高潮 : 2.99m)
	北部中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド*)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.52m) (高潮 : 2.99m)
津田	津田校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.39m) (高潮 : 4.29m)
	津田小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 4.20m) (高潮 : 4.01m) (津波 : 0.82m)
	介護老人福祉施設倶楽荘	津波避難ビル			○ (3階、2・3階屋上)		(津波 : 0.81m)
前芝	前芝校区市民館	第一指定避難所 津波避難ビル	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 4.31m) (高潮 : 3.78m) (津波 : 0.94m)
	前芝小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.52m) (高潮 : 3.32m) (津波 : 0.28m)
	前芝中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.71m) (高潮 : 3.33m) (津波 : 0.37m)
	梅敷地区津波防災センター	第二指定避難所 津波避難場所	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 3.68m) (高潮 : 3.52m) (津波 : 0.54m)
	前芝住宅	津波避難ビル			○ (3階以上共用廊下)	○ (3階以上共用廊下)	(津波 : 0.49m)
	Flats(フラッツ)	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.34m)
	メゾンドプラージュ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.61m)

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
前芝	メゾンドプラージュⅡ	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.46m)
	特別養護老人ホーム喜寿苑	津波避難ビル			○ (屋上)		
	中消防署前芝出張所	津波避難ビル	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 3.86m) (高潮 : 3.12m) (津波 : 0.64m)
	前芝公園	一時避難場所		○			
下条	下条校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.08m) (高潮 : 0.80m)
	下条小学校	第二指定避難所	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド)		○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.99m) (高潮 : 0.75m)
牛川	牛川校区市民館	第一指定避難所	○				
	青陵地区市民館	第一指定避難所	○				
	牛川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	青陵中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	上下水道局	津波避難ビル			○ (5階大会議室)	○ (5階大会議室)	
	南郷公園	一時避難場所		○			
	牛川東郷公園	一時避難場所		○			
	浪ノ上公園	一時避難場所		○			
	薬師公園	一時避難場所		○			
	下川公園	一時避難場所		○			
旭	旭校区市民館	第一指定避難所	○				
	旭小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	藤ノ花女子高等学校	第二指定避難所	○				
	桜ヶ丘公園	一時避難場所		○			
東田	東田校区市民館	第一指定避難所	○				
	東田小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	仁連木老人福祉センター	第二指定避難所	○				
	豊橋競輪場	第二指定避難所	○				
	市立豊橋高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	東田仲の町公園	一時避難場所		○			
	東郷公園	一時避難場所		○			
	大口公園	一時避難場所		○			
	宮下公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
東田	吾妻公園	一時避難場所		○			
鷹丘	鷹丘校区市民館	第一指定避難所	○				
	東陵地区市民館	第一指定避難所	○				
	鷹丘小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	東陵中学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	中沢公園	一時避難場所		○			
	野川公園	一時避難場所		○			
	花の木公園	一時避難場所		○			
	緑ヶ丘公園	一時避難場所		○			
	東先原公園	一時避難場所		○			
	蟬川公園	一時避難場所		○			
	半ノ木公園	一時避難場所		○			
賀茂	賀茂校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.68m)
	賀茂小学校	第二指定避難所	○ (校舎3階廊下)	○ (ゲラウト*)			(洪水 : 5.08m)
西郷	西郷校区市民館	第一指定避難所	○				
	西郷小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
玉川	玉川校区市民館	第一指定避難所	○				
	石巻地区市民館	第一指定避難所	○				
	玉川小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	石巻中学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	石巻中野公園	一時避難場所		○			
嵩山	嵩山校区市民館	第一指定避難所	○				
	嵩山小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
石巻	石巻校区市民館	第一指定避難所	○				
	石巻小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
豊	豊校区市民館	第一指定避難所	○				
	豊岡地区市民館	第一指定避難所	○				
	豊小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	藤ノ花女子高等学校第二体育館	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
豊	北春日公園	一時避難場所		○			
	田尻前公園	一時避難場所		○			
	春日公園	一時避難場所		○			
	西ノ山公園	一時避難場所		○			
	横手公園	一時避難場所		○			
	切替公園	一時避難場所		○			
	三ノ輪中央公園	一時避難場所		○			
岩田	岩田校区市民館	第一指定避難所	○				
	岩田小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	豊岡中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	豊丘高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	豊岡公園	一時避難場所		○			
	利兵池公園	一時避難場所		○			
	岩鼻公園	一時避難場所		○			
	北郷中公園	一時避難場所		○			
	平川本町公園	一時避難場所		○			
	中郷中公園	一時避難場所		○			
	萬口公園	一時避難場所		○			
	九ツ橋公園	一時避難場所		○			
	五反田公園	一時避難場所		○			
	蟬川第二公園	一時避難場所		○			
	ヒカイ公園	一時避難場所		○			
	居村公園	一時避難場所		○			
	東光公園	一時避難場所		○			
	平川公園	一時避難場所		○			
井原第二公園	一時避難場所		○				
多米	多米校区市民館	第一指定避難所	○				
	東陽地区市民館	第一指定避難所	○				
	多米小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震 (グラウト*)	③津波	④高潮	
多米	東陽中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	野中公園	一時避難場所		○			
	野中第二公園	一時避難場所		○			
	織目公園	一時避難場所		○			
	南脇公園	一時避難場所		○			
	向田公園	一時避難場所		○			
	道満公園	一時避難場所		○			
	川添公園	一時避難場所		○			
	北田公園	一時避難場所		○			
	鳥居前公園	一時避難場所		○			
	広畑公園	一時避難場所		○			
二川	二川校区市民館	第一指定避難所	○				
	二川地区市民館	第一指定避難所	○				
	二川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	視聴覚教育センター	第二指定避難所	○				
	二川公園	一時避難場所		○			
谷川	谷川校区市民館	第一指定避難所	○				
	谷川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	立岩公園	一時避難場所		○			
二川南	二川南校区市民館	第一指定避難所	○				
	二川南小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	二川中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	久保田公園	一時避難場所		○			
細谷	細谷校区市民館	第一指定避難所	○				
	五並地区市民館	第一指定避難所	○				
	細谷小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	五並中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
小沢	小沢校区市民館	第一指定避難所	○				
	小沢小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
老津	老津校区市民館	第一指定避難所	○				
	老津小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	章南中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	家政高等専修学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	老津公園	一時避難場所		○			
	老津池上公園	一時避難場所		○			
杉山	杉山地区市民館	第一指定避難所	○				
	杉山小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	知原公園	一時避難場所		○			
	知原小公園	一時避難場所		○			
	神吉下公園	一時避難場所		○			
	西南代公園	一時避難場所		○			
	西林公園	一時避難場所		○			
	天津地区津波防災センター	津波避難場所			○ (屋上)		(津波 : 0.71m)
富士見	富士見校区市民館	第一指定避難所	○				
	富士見小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	坪ノ谷公園	一時避難場所		○			
	富士見台第一公園	一時避難場所		○			
	富士見台第二公園	一時避難場所		○			
	富士見台第三公園	一時避難場所		○			
	富士見台第四公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第一公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第二公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第三公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第四公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第五公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第六公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第七公園	一時避難場所		○			
レイクタウン第八公園	一時避難場所		○				



校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
富士見	レイクタウン第九公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第十公園	一時避難場所		○			
豊南	豊南校区市民館	第一指定避難所	○				
	高豊地区市民館	第一指定避難所	○				
	豊南小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	高豊中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	黒潮台公園	一時避難場所		○			
高根	高根校区市民館	第一指定避難所	○				
	高根小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	むつみね台北公園	一時避難場所		○			
	むつみね台南公園	一時避難場所		○			
大崎	大崎校区市民館	第一指定避難所	○				
	大崎小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	大崎公園	一時避難場所		○			
植田	植田校区市民館	第一指定避難所	○				
	植田小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	南稜中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	蛤沢公園	一時避難場所		○			
	植田公園	一時避難場所		○			
野依	野依校区市民館	第一指定避難所	○				
	野依小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	野依台中央公園	一時避難場所		○			
	豊美第一公園	一時避難場所		○			
	野依台西山第二公園	一時避難場所		○			
大清水	大清水校区市民館	第一指定避難所	○				
	南稜地区市民館	第一指定避難所	○				
	大清水小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	野依台第二公園	一時避難場所		○			
	野依台上藤ヶ谷公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
大清水	野依台第五公園	一時避難場所		○			
幸	幸校区市民館	第一指定避難所	○				
	高師台地区市民館	第一指定避難所	○				
	幸小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	高師台中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	豊橋サイエンスコア	第二指定避難所	○				
	曙公園	一時避難場所		○			
	若松中央公園	一時避難場所		○			
	笠松北公園	一時避難場所		○			
	浜池公園	一時避難場所		○			
	牧野町中央公園	一時避難場所		○			
天伯	天伯校区市民館	第一指定避難所	○				
	天伯小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	天伯第一公園	一時避難場所		○			
	天伯第二公園	一時避難場所		○			
高師	高師校区市民館	第一指定避難所	○				
	本郷地区市民館	第一指定避難所	○				
	高師小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	本郷中学校	第二指定避難所	□	○ (グラウト*)			(洪水 : 0.12m)
	三本木中央公園	一時避難場所		○			
	東上紫雲庵池公園	一時避難場所		○			
芦原	芦原校区市民館	第一指定避難所					※洪水・内水氾濫時に浸水のおそれがあるため、指定緊急避難場所には指定しない。
	高師老人福祉センター	第一指定避難所	○				
	芦原小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウト*)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.92m) (高潮 : 2.29m)
福岡	福岡校区市民館	第一指定避難所	○				
	福岡小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	豊橋中央高等学校	第二指定避難所	□	○ (グラウト*)			(洪水 : 2.35m)
	柱七番町公園	一時避難場所		○			
	中橋良公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
福岡	柱第二公園	一時避難場所		○			
栄	栄校区市民館	第一指定避難所	○				
	南部地区市民館	第一指定避難所	○				
	栄小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	南部中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	時習館高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	愛知大学	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	豊橋工科高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	中山田池公園	一時避難場所		○			
中野	中野校区市民館	第一指定避難所	○				
	南陽地区市民館	第一指定避難所	○				
	中野小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	タイキ藤沢店 立体駐車場	津波避難場所			○		
	オーギヤW〇 立体駐車場	津波避難場所			○		
	小浜公園	一時避難場所		○			
	王ヶ崎東公園	一時避難場所		○			
	草間公園	一時避難場所		○			
磯辺	磯辺校区市民館	第一指定避難所	○			○ (2階)	(高潮 : 2.02m)
	アイプラザ豊橋	第二指定避難所	○				
	磯辺小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (グラウト)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(高潮 : 0.60m)
	南陽中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (グラウト)	○ (校舎3・4階廊下)	○ (校舎3・4階廊下)	(高潮 : 1.72m)
	おかだ家ベイサイド	津波避難ビル			○ (屋上)		(津波 : 0.94m)
	寺東公園	一時避難場所		○			
	川西公園	一時避難場所		○			
花田	花田校区市民館	第一指定避難所	○				
	花田小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	羽田中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	百北公園	一時避難場所		○			
	羽田上公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
花田	大塚公園	一時避難場所		○			
	花田公園	一時避難場所		○			
羽根井	羽根井地区市民館	第一指定避難所	○				
	羽根井小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	中央図書館	津波避難ビル			○ (3階・屋上)	○ (3階・屋上)	
	南羽根井公園	一時避難場所		○			
	中郷公園	一時避難場所		○			
	花中公園	一時避難場所		○			
	花中第二公園	一時避難場所		○			
牟呂	牟呂校区市民館	第一指定避難所	○ (2階)			○ (2階)	(洪水 : 1.22m) (高潮 : 1.36m)
	牟呂地区市民館	第一指定避難所	○			○ (2階)	(高潮 : 1.49m)
	牟呂小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.22m) (高潮 : 1.36m)
	牟呂中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.31m) (高潮 : 4.59m) (津波 : 1.76m)
	豊橋西高等学校	津波避難ビル			○ (校舎3・4階教室)	○ (校舎3・4階教室)	(津波 : 0.71m)
	ライフポートとよはし	津波避難ビル			○ (屋上)	○ (屋上)	
	ボヌール	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 1.54m)
	クオリアビル	津波避難ビル			○ (3階以上部屋等)		
	平成荘	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.47m)
	三郷地区津波防災センター	津波避難場所			○ (屋上)		(津波 : 1.74m)
	牟呂大海津公園	一時避難場所		○			
	真裏口公園	一時避難場所		○			
	大西公園	一時避難場所		○			
	外神公園	一時避難場所		○			
	三ツ山公園	一時避難場所		○			
	作神公園	一時避難場所		○			
	市場公園	一時避難場所		○			
	公文公園	一時避難場所		○			
汐田	汐田校区市民館	第一指定避難所	○				(高潮 : 2.95m)
	汐田小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (グラウンド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(高潮 : 2.95m)

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
汐田	青少年センター	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (3階以上研修室等)		○ (3階以上研修室等)	○ (3階以上研修室等)	(洪水 : 1.80m) (高潮 : 3.09m)
	西部住宅	津波避難ビル			○ (3階以上共用階段)	○ (3階以上共用階段)	
	南消防署西分署	津波避難ビル			○ (3階訓練室等)	○ (3階訓練室等)	
	スペリア豊橋	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	ハイツ仲六	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	林公園	一時避難場所		○			
	井ノ瀬公園	一時避難場所		○			
	行合公園	一時避難場所		○			
	牟呂大塚公園	一時避難場所		○			
新川	新川校区市民館	第一指定避難所	○				
	新川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	中部中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	神明公園	一時避難場所		○			
	吉田公園	一時避難場所		○			
	前田東公園	一時避難場所		○			
	前田西公園	一時避難場所		○			
	小畷公園	一時避難場所		○			
向山	向山校区市民館	第一指定避難所	○				
	向山小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	豊橋東高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	豊橋商業高等学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			
	向山台町公園	一時避難場所		○			
	宮本公園	一時避難場所		○			
	向山東町公園	一時避難場所		○			
	向山西町公園	一時避難場所		○			
	向山大池町公園	一時避難場所		○			
松山	松山校区市民館	第一指定避難所	○				
	中部地区市民館	第一指定避難所	○				
	松山小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウンド)			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
松山	前田南地区体育館	第二指定避難所	□				(洪水 : 2.12m)
	前田南公園	一時避難場所		○			
	松山公園	一時避難場所		○			
	黒福公園	一時避難場所		○			
	松葉公園	一時避難場所		○			
岩西	東部地区市民館	第一指定避難所	○				
	岩西小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	岩屋下第三公園	一時避難場所		○			
	東幸公園	一時避難場所		○			
飯村	飯村校区市民館	第一指定避難所	○				
	飯村小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	東部中学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	高山緑地(白ヶ池)	一時避難場所		○			
	本郷公園	一時避難場所		○			
	中島公園	一時避難場所		○			
	弥六公園	一時避難場所		○			
	西山第一公園	一時避難場所		○			
	西山第二公園	一時避難場所		○			
	宮前公園	一時避難場所		○			
	寺前公園	一時避難場所		○			
	二軒茶屋公園	一時避難場所		○			
	南池上公園	一時避難場所		○			
つつじが丘	つつじが丘校区市民館	第一指定避難所	○				
	つつじが丘小学校	第二指定避難所	○	○ (ゲラウト*)			
	平子公園	一時避難場所		○			
	古伝公園	一時避難場所		○			
	北島公園	一時避難場所		○			
	山崎公園	一時避難場所		○			
	一本木公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
つづが丘	佐藤公園	一時避難場所		○			
	立合公園	一時避難場所		○			
	新子公園	一時避難場所		○			
	若狭公園	一時避難場所		○			
	土亀公園	一時避難場所		○			
八町	八町校区市民館	第一指定避難所	○				
	豊城地区市民館	第一指定避難所	○				
	八町小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	豊城中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト*)			
	豊橋市公会堂	第二指定避難所	○				
松葉	松葉校区市民館	第一指定避難所	○ (2階)			○ (2階)	(洪水 : 1.55m) (高潮 : 2.84m)
	松葉小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウト*)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.51m) (高潮 : 2.84m)
	湊町公園	一時避難場所		○			
吉田方	吉田方校区市民館	第一指定避難所 津波避難ビル	○ (3階集会室等)		○ (3階集会室等)	○ (3階集会室等)	(洪水 : 1.53m) (高潮 : 4.06m) (津波 : 0.89m)
	吉田方地区市民館	第一指定避難所	○ (2階)				(洪水 : 0.29m) (高潮 : 3.78m) (津波 : 1.00m)
	吉田方小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.53m) (高潮 : 4.06m) (津波 : 0.89m)
	吉田方中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.22m) (高潮 : 4.13m) (津波 : 0.19m)
	三ツ相ポンプ場	津波避難ビル			○ (屋上)	○ (屋上)	(津波 : 0.19m)
	吉田方排水機場	津波避難ビル			○ (屋上)		(津波 : 1.38m)
	ホテルシーパレス リゾート	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	障害者支援施設 シーサイド吉前	津波避難ビル			○ (3・4階屋上)		(津波 : 1.52m)
	総合ビル	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.63m)
	サンフォレストA棟	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.97m)
	サンフォレストB棟	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 1.16m)
	ナチュラルフジ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.81m)
	サンフジ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.19m)
	ラヴィエ・セレナード	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	杉浦マンション	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.56m)
	メゾン・エスペランス	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.19m)

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※( )内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
吉田方	フォレスト野田	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.20m)
	アーバンヒル馬見塚	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.44m)
	サンシティ吉川	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.78m)
	グランコート新栄	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.31m)
	国道23号豊橋バイパス 豊川橋料金所跡地	津波避難場所			○		
合計			166	241	59	33	

※なお、大規模な火災が発生した際の指定緊急避難場所は、広域避難場所（7か所）とする。



## 7. 清掃用施設・設備

### (1) ごみ関係

#### ア. ごみ処理施設

(資源化センター、下水道施設課)

名称	所在地	区分	最大処理能力	電話番号
資源化センター	豊栄町字西 530	焼却施設	550t/日	46-5304
		再利用施設	70t/日	
		剪定枝リサイクル施設	10t/日	
バイオマス活用センター	神野新田町字中島 75-2	発酵施設	59t/日	46-2854

#### イ. ごみ運搬車両数等

(廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター、埋立処理課)

車両保管場所	車両及び能力			電話番号	
	車両名称	積載量	車両数 (台)		
東部環境センター	特装車	1.80~2.90t	28	61-4136	
	ダンプ	2.00t	2		
		3.40t	1		
	トラック	パネル付	2.00t		1
		ウイング付	1.80~2.00t		3
		平ボデー	0.80t		1
	クレーン付ダンプ	2.40t	1		
	コンテナキャリー車	3.70t	2		
	フォークリフト	2.00t	1		
ショベルローダー	1.00 m <sup>3</sup>	1			
南部環境センター	特装車	1.80~2.90t	18	48-6693	
	ダンプ	2.00t	2		
	ショベルローダー	0.70 m <sup>3</sup>	1		
ごみ収集委託業者 (西部環境センター)	特装車	1.70~2.80t	24	32-9231	
	ダンプ	2.00t	2		
資源化センター	ダンプ	3.50t	1	46-5304	
		9.20t	1		
		8.90t	1		
	コンテナキャリー車	11.00t	1		
	ショベルローダー	1.20t	1		
	ショベルローダー	2.5t	5		
	パワーショベル	—	2		
	フォークリフト	2.00t	1		
資源リサイクルセンター	コンテナキャリー車	3.90t	1	46-5304	
	ショベルローダー	1.2~2.3t	2		
	フォークリフト	1.45t	1		
	ミニパワーショベル	—	1		
プラスチックリサイクルセンター	ダンプ	3.25~3.4t	2		
	フォークリフト	1.05t	1		
	ホイールローダー	2.4~3.2t	2		
埋立処分場	パワーショベル	0.9m <sup>3</sup>	2	25-0145	
		0.7m <sup>3</sup>	2		
	大型ダンプ	10.00t	2		

車両保管場所	車両及び能力			電話番号
	車両名称	積載量	車両数(台)	
一般廃棄物許可業者	パッカー	1.70t	4	
		1.85t	1	
		1.90t	3	
		1.95t	1	
		2.00t	10	
		2.05t	2	
		2.10t	4	
		2.20t	1	
		2.30t	2	
		2.40t	2	
		2.45t	1	
		2.80t	1	
		2.85t	1	
		2.90t	2	
	3.95t	1		
	ダンプ	2.00t	2	
	バン	1.50t	1	
	ロールオンキャリア	3.30t	1	
		3.40t	1	
		3.50t	1	
3.65t		3		
3.80t		1		
3.90t		1		
	4.05t	1		

(2) し尿関係

ア. し尿処理施設

(下水道施設課)

名称	所在地	最大処理能力	電話番号
バイオマス利活用センター	神野新田町字中島 75-2	121 m <sup>3</sup> /日	46-2854

イ. し尿運搬車両数

(廃棄物対策課、収集業務課)

車両保管場所	車両及び能力			電話番号
	車両名称	積載量(kℓ)	車両数(台)	
東部環境センター	バキュームカー	1.8	1	61-4136
し尿収集許可業者		1.8	5	
		3.0	10	
		3.7	3	

ウ. 非常用トイレ（マンホールトイレ）設置数（防災危機管理課、公園緑地課、教育政策課、国土交通省）

No.	設置場所	設置数	区分	担当課
1.	高師緑地	39	広域避難場所	公園緑地課
2.	牛川遊歩公園	11	広域避難場所	公園緑地課
3.	豊橋公園	24	広域避難場所	公園緑地課
4.	東田公園	17	広域避難場所	公園緑地課
5.	向山緑地	27	広域避難場所	公園緑地課
6.	岩田運動公園	23	広域避難場所	公園緑地課
7.	幸公園	24	広域避難場所	公園緑地課
8.	くすのき特別支援学校	3	福祉避難所	教育政策課
9.	高根小学校	5	第二指定避難所	教育政策課
10.	天伯小学校	7	第二指定避難所	教育政策課
11.	道の駅「とよはし」	4	地域防災活動拠点	国土交通省
12.	豊橋駅南口防災ひろば	5	帰宅困難者等一時支援施設	防災危機管理課
13.	ここにこ	5	帰宅困難者等支援施設	防災危機管理課
14.	富士見小学校	7	第二指定避難所	防災危機管理課
15.	汐田小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
16.	福岡小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
17.	岩田小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
18.	下地小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
19.	幸小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
20.	高師小学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
21.	岩西小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
22.	老津家政高等学校	4	第二指定避難所	防災危機管理課
23.	羽根井小学校	8	第二指定避難所	防災危機管理課
24.	北部中学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
25.	東陵中学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
26.	豊小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
27.	花田小学校	8	第二指定避難所	防災危機管理課
28.	豊岡中学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
29.	つつじが丘小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
30.	磯辺小学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
合計		289		

## 8. 水道施設・設備等

### (1) 上水道施設

#### ア. 応急給水拠点施設

(浄水課)

系統	水源	種別	規模	所在地
小鷹野浄水場	伏流水 及び 地下水	浄水施設	緩速ろ過池 5池 (容量:5,000 m <sup>3</sup> ) 浄水池 2池 (容量:1,110 m <sup>3</sup> )	東小鷹野二丁目 9-3
		送水設備	送水能力 26,490 m <sup>3</sup> /日	
		発電施設	ガスタービン発電機 1基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1基	
南栄給水所	地下水	取水設備	深井戸 6井	北山町字東浦 38-1
		浄水施設	浄水池 2池 (容量:3,000 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 5,600 m <sup>3</sup> /日	
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	応急給水栓 2基	
多米配水場	県水受水	配水設備	配水池 2池 (容量:20,000 m <sup>3</sup> ) 内応急給水容量:10,000 m <sup>3</sup> 配水能力 55,800 m <sup>3</sup> /日	多米町字蟬川 33-149
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1基	
高山配水場	伏流水・ 地下水 及び 表流水	配水設備	配水池 2池 (容量:20,000 m <sup>3</sup> ) 内応急給水容量:10,000 m <sup>3</sup> 配水能力 27,490 m <sup>3</sup> /日	飯村町字高山 10-12
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1基	
南部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2池 (容量:20,000 m <sup>3</sup> ) 内応急給水容量:10,000 m <sup>3</sup> 配水能力 25,000 m <sup>3</sup> /日	富士見台五丁目 4-15
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1基	
北部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2池 (容量:3,500 m <sup>3</sup> ) 内応急給水容量:2,000 m <sup>3</sup> 配水能力 2,600 m <sup>3</sup> /日	石巻平野町字日名倉 49-7
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1基	
東部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2池 (容量:5,000 m <sup>3</sup> ) 内応急給水容量:2,500 m <sup>3</sup> 配水能力 5,000 m <sup>3</sup> /日	豊栄町字東 802
		発電施設	ディーゼル発電機 1基	
		応急給水装置	応急給水栓 1基	

イ. その他の施設

系統	水源	種別	規模	所在地
下条取水場	豊川 伏流水	取水設備	取水塔 1基	
		導水設備	導水能力 21,000 m <sup>3</sup> /日	
下条給水所	地下水	取水設備	深井戸 10井	下条西町字三ノ下 60
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 5,700 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 9,900 m <sup>3</sup> /日	
		発電施設	ガスタービン発電機 1基	
高山浄水場	表流水	取水設備	貯水池 1池	飯村町字高山 10-12
		浄水施設	緩速ろ過池 2池 浄水池 1池 (容量: 90 m <sup>3</sup> )	
		送水設備	送水能力 1,000 m <sup>3</sup> /日	
下地給水所	地下水	取水設備	深井戸 1井	下地町字柳目 25
		浄水施設	浄水池 2池 (容量: 2,000 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 1,800 m <sup>3</sup> /日	
大岩給水所	地下水	取水設備	深井戸 1井	大岩町字東荒田 5-315
		浄水施設	浄水池 2池 (容量: 200 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 700 m <sup>3</sup> /日	
池上給水所	地下水	取水設備	深井戸 2井	老津町字嵩山 39
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 30 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 1,200 m <sup>3</sup> /日	
細谷給水所	地下水	取水設備	深井戸 2井	細谷町字坂東堀 92-9
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 95 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 910 m <sup>3</sup> /日	
老津給水所	地下水	取水設備	深井戸 2井	老津町字西高縄 74-1
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 66 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 1,200 m <sup>3</sup> /日	
豊清給水所	地下水	取水設備	深井戸 1井	豊清町字茶屋の下 92-393
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 30 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 600 m <sup>3</sup> /日	
伊古部給水所	地下水	取水設備	深井戸 1井	伊古部町字長佐ヶ谷 205-2
		浄水施設	浄水池 1池 (容量: 131 m <sup>3</sup> )	
		配水設備	配水能力 500 m <sup>3</sup> /日	
全市		配水施設	配水管 φ=1,350~50 mm L=2,136,693m	*水道管路課

## (2) 給水用資器材

## ア. 応急給水用資器材

(防災危機管理課、営業課、浄水課、水道管路課)

品名	容量	数量		品名	容量	数量	
		防災倉庫	上下水道局			防災倉庫	上下水道局
受水タンク	1,250ℓ	6基	10基	ホース(口径65mm)	20m	5本	1本
				ホース(口径65mm)	30m		1本
給水タンク	1,000ℓ		24基	飲料水用ポリ袋	10ℓ	11,650袋	1,400袋
	2,000ℓ		5基				
ろ水機	4,000ℓ/時	14基		給水バケツ		130個	
				夜間給水用ライト	2.5kW	10基	
スタンド式給水栓		28本	20本	給水タンク補給用ポンプ	12ℓ/分	4台	

## イ. 飲料水兼用耐震性貯水槽

(防災危機管理課、公園緑地課、水道管路課)

番号	場所	所在地	容量	番号	場所	所在地	容量
1	松葉小学校	大橋通三丁目	60t	14	豊橋公園	今橋町	100t
2	福岡小学校	橋良町字平野	60t	15	東田公園	東田町	100t
3	松山小学校	西松山町	60t	16	下地小学校	下地町	60t
4	宇塚公園	西浜町	60t	17	こども未来館	松葉町三丁目	100t
5	羽根井公園	羽根井本町	60t	18	大塚公園	花田二番町	60t
6	吉田方小学校	吉川町	60t	19	豊橋総合スポーツ公園	神野新田町	40t
7	向山小学校	向山西町	60t	20	ほいっぷ	中野町	60t
8	二川小学校	二川町字北裏	60t	21	南部中学校	北山町	100t
9	高師緑地	高師町	100t	22	大清水小学校	南大清水町	60t
10	幸公園	佐藤町	100t	23	高師小学校	上野町	100t
11	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目	100t	24	牟呂小学校	牟呂中村町	60t
12	向山緑地	向山町	100t	25	新川小学校	前田中町	100t
13	岩田運動公園	岩田町	100t	26	章南中学校	老津町	60t
				合計	26か所	合計	1,980t

[対照図面：図3,4]

## ウ. 給水車

(上下水道局)

番号	車両名	容量	保管場所
1	給水車	1,900ℓ	上下水道局
2	給水車	3,600ℓ	上下水道局

## (3) 下水処理場及びポンプ場

(下水道施設課、下水道整備課)

電 話 番 号	名 称	所 在 地	排 水 区 域	処 理 又 は	排 水 面 積 (ha)	排 水 能 力	処 理 又 は	排 水 方 式	処 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
											沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
野田 処理場			今橋、八町、 船町、北島、 菰口、吉田方 地区		535	33,000m <sup>3</sup> /日		活性 汚泥法		豊川	1	2	8	7	菰口ポンプ場 野田処理場 併設ポンプ場
菰口 ポンプ場 31-9003	三ツ相町	菰口排水区		96	汚水 30.6 m <sup>3</sup> /分 雨水 360 m <sup>3</sup> /分	汚水中継 雨水排水	— 豊川	1 2							野田処理場
		吉田方排水区		178	1,170 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	豊川	6							
野田処理場 併設ポンプ場	野田町		船町、 北島排水区		101	雨水 340.2 m <sup>3</sup> /分		雨水排水		豊川	2				野田処理場
西脇 ポンプ場	西郷町		吾妻・東田 地区		39	4.0 m <sup>3</sup> /分		汚水中継		—					中島処理場
中島 処理場 46-2854	神野 新田町		平川、大井、 春日、向山、 三ノ輪、栄、 石田、前田 南、松山、前 田、小池、福 岡、鍵田、花 田、羽根井、 東田、吾妻、 吾妻・東田、 有楽、岩田、 高師、橋良、 多米、二回、 佐藤、飯村、 牟呂、江島、 高師南、駒形 大岩・二川、 天伯地区		3,171	合流 80,000 m <sup>3</sup> /日 分流 37,500 m <sup>3</sup> /日	活性 汚泥法  ステップ 流入式 多段硝化 脱窒法			柳生川	2 2	10 8	10 8	10 4	羽根井 ポンプ場 鍵田 ポンプ場 西脇 ポンプ場 八町中継 ポンプ場 大山中継 ポンプ場
羽根井 ポンプ場 31-5165	羽根井町		花田、羽根井 地区、羽根井 排水区		汚水 231 雨水 102	汚水 21 m <sup>3</sup> /分 雨水 650 m <sup>3</sup> /分		汚水中継 雨水排水	— 柳生川		1 2				中島処理場
鍵田 ポンプ場 52-8577	東小池町		松山、前田 南、平川、大 井、春日、三 ノ輪、石田、 向山、前田、 鍵田、小池地 区、石田、鍵 田、前田排水 区		汚水 555 雨水 148	汚水 121.5 m <sup>3</sup> /分 雨水 680 m <sup>3</sup> /分		汚水中継 雨水排水	— 柳生川		1 2				中島処理場

電話番号 名称	所在地	排水区域 処理又は	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
有楽 ポンプ場	入船町	有楽排水区	60	582.0 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	柳生川	5				
梅薮 ポンプ場	梅薮町	梅薮排水区	18	汚水 3.3 m <sup>3</sup> /分 雨水 40.6 m <sup>3</sup> /分	汚水中継 雨水排水	－ 佐奈川	1				豊川浄化 センター
下地中継 ポンプ場	下地町	下地地区	124	34.5 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	－					豊川浄化 センター
富士見台 処理場 23-3575	富士見台 一丁目	富士見台、 むつみね台、 若松東地区	108	5,100 m <sup>3</sup> /日	活性 汚泥法	清水川	1	2	2	6	富士見台 中継 ポンプ場
富士見台 中継 ポンプ場	富士見台 六丁目	富士見台の一部、 むつみね台、 若松東地区	56	7.5 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	－	1				富士見台 処理場
牟呂 ポンプ場	牟呂市場町	牟呂排水区	106	575 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	柳生川	5				
前芝 ポンプ場	西浜町	前芝排水区	52	221 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	佐奈川	3				
八町中継 ポンプ場	八町通 四丁目	吾妻、東田 吾妻・東田 多米地区	470	48.6 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	－					中島処理場
松島 ポンプ場	牟呂町	橋良排水区	151	804.6 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	柳生川	5				
大山中継 ポンプ場	大山町	高師南、大 岩・二川、天 伯地区	471	28.4 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	－	2				中島処理場
下地 ポンプ場	下地町	下地排水区	115	709 m <sup>3</sup> /分	雨水排水	豊川	4				
高根処理 場	高塚町	高根地区	40	650 m <sup>3</sup> /日	オキシデ ーション ドイツ 法	高塚川		1	2	1	高塚ポンプ場 西七根ポンプ場 東七根第一P場 東七根第二P場 東七根第三P場 東七根第四P場
高塚 ポンプ場				0.75 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	－					高根処理場
西七根 ポンプ場	西七根町			0.6 m <sup>3</sup> /分		－					
東七根第一 ポンプ場	東七根町			0.6 m <sup>3</sup> /分		－					
東七根第二 ポンプ場				0.5 m <sup>3</sup> /分		－					
東七根第三 ポンプ場				0.75 m <sup>3</sup> /分		－					
東七根第四 ポンプ場				0.4 m <sup>3</sup> /分		－					



名称	所在地	排水区域 処理又は 排水区域	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等		
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽			
豊南 処理場	西赤沢町	豊南地区	50	800 m <sup>3</sup> /日	回転円板 及びオキシ ンデーション ドイツ法	橋詰川	1	1	2	1	城下第一ポンプ場 城下第二ポンプ場 西赤沢ポンプ場 東赤沢第一ポンプ場 東赤沢第二ポンプ場 伊古部第一ポンプ場 伊古部第二ポンプ場 伊古部第三ポンプ場		
城下第一 ポンプ場	城下町			1.0 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					豊南処理場		
城下第二 ポンプ場				1.0 m <sup>3</sup> /分		—							
西赤沢 ポンプ場	西赤沢町			1.0 m <sup>3</sup> /分		—							
東赤沢第一 ポンプ場	東赤沢町			0.4 m <sup>3</sup> /分		—							
東赤沢第二 ポンプ場				0.4 m <sup>3</sup> /分		—							
伊古部第一 ポンプ場	伊古部町			0.8 m <sup>3</sup> /分		—							
伊古部第二 ポンプ場				0.8 m <sup>3</sup> /分		—							
伊古部第三 ポンプ場				0.75 m <sup>3</sup> /分		—							
五並 処理場	細谷町		五並地区	90		1,500m <sup>3</sup> /日	オキシ ンデーション ドイツ法	落合川	1	1		3	1
寺沢第一 ポンプ場	寺沢町			0.66 m <sup>3</sup> /分		汚水中継	—						五並処理場
寺沢第二 ポンプ場				0.06 m <sup>3</sup> /分	—								
小島第一 ポンプ場	小島町			0.84 m <sup>3</sup> /分	—								
小島第二 ポンプ場				0.78 m <sup>3</sup> /分	—								
小島第三 ポンプ場				0.68 m <sup>3</sup> /分	—								
小島第四 ポンプ場				0.68 m <sup>3</sup> /分	—								
小松原 ポンプ場		小松原町			0.56 m <sup>3</sup> /分		—						

名称	所在地	排水区域 処理又は	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
細谷第一ポンプ場	細谷町	五並地区		0.54 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					五並処理場
細谷第二ポンプ場				0.06 m <sup>3</sup> /分		—					
東細谷ポンプ場	東細谷町			0.12 m <sup>3</sup> /分		—					
西山ポンプ場	細谷町			0.52 m <sup>3</sup> /分		—					
駒形第一ポンプ場	駒形町	駒形地区		0.32 m <sup>3</sup> /分		—					中島処理場
駒形第二ポンプ場				0.35 m <sup>3</sup> /分		—					
石巻金田第一ポンプ場	石巻本町	石巻金田地区		0.16 m <sup>3</sup> /分		—					豊川浄化センター 豊川
石巻金田第二ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
石巻金田第三ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
石巻金田第四ポンプ場	石巻町			0.21 m <sup>3</sup> /分		—					
石巻金田第五ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
石巻金田第六ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
横須賀第一ポンプ場	横須賀町	下五井・横須賀地区		0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
横須賀第二ポンプ場				0.64 m <sup>3</sup> /分		—					
横須賀第三ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	—						
横須賀第四ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	—						
下五井第一ポンプ場	下五井町	下五井・横須賀地区		0.22 m <sup>3</sup> /分	—						
下五井第二ポンプ場				0.37 m <sup>3</sup> /分	—						
西大山ポンプ場	大山町	大山地区		0.16 m <sup>3</sup> /分	—					中島処理場	
神ヶ谷第一ポンプ場	石巻本町	神ヶ谷・神郷地区		0.33 m <sup>3</sup> /分	—					豊川浄化センター	
神郷第一ポンプ場	石巻町			0.16 m <sup>3</sup> /分	—						
神郷第二ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	—						
神郷第三ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	—						

名称	所在地	排水区域 処理又は 排水区域	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
神郷第四ポンプ場	石巻町	神ヶ谷・神郷地区		0.16 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					豊川浄化センター
野依浄化センター	野依町	野依地区	60	日平均 527 m <sup>3</sup> /日	接触ばっ気法	西の川	1		4	4	野依第一ポンプ場 野依第二ポンプ場 野依第三ポンプ場
野依第一ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					野依浄化センター
野依第二ポンプ場				0.02 m <sup>3</sup> /分		—					
野依第三ポンプ場				0.51 m <sup>3</sup> /分		—					
下条浄化センター	下条東町	下条地区	95	日平均 603 m <sup>3</sup> /日	接触ばっ気法	大江川	1		3	3	下条第一ポンプ場 下条第二ポンプ場 下条第三ポンプ場 下条第四ポンプ場 下条第五ポンプ場
下条第一ポンプ場	石巻本町			0.04 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					下条浄化センター
下条第二ポンプ場	下条東町			0.26 m <sup>3</sup> /分		—					
下条第三ポンプ場				0.34 m <sup>3</sup> /分		—					
下条第四ポンプ場				1.09 m <sup>3</sup> /分		—					
下条第五ポンプ場	下条西町			0.01 m <sup>3</sup> /分		—					
雲谷・中原浄化センター	中原町	雲谷・中原地区	65	日平均 794 m <sup>3</sup> /日	回分式活性汚泥法	上ノ山排水路	1			2	雲谷ポンプ場 中原ポンプ場
雲谷ポンプ場	雲谷町			0.28 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					雲谷・中原浄化センター
中原ポンプ場	中原町			0.58 m <sup>3</sup> /分		—					
五号浄化センター	神野新田町	五号地区	21	日平均 165 m <sup>3</sup> /日	連続流入間欠ばっ気式 + 鉄溶液注入	二十間川	1		1	1	五号第一ポンプ場 五号第二ポンプ場 五号第三ポンプ場 五号第四ポンプ場 五号第五ポンプ場 五号第六ポンプ場
五号第一ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					五号浄化センター
五号第二ポンプ場				0.42 m <sup>3</sup> /分		—					
五号第三ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—					
五号第四ポンプ場						—					

名称	所在地	排水区域 処理又は	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
五号第五ポンプ場	神野新田町	五号地区		0.33 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—				五号浄化センター	
五号第六ポンプ場						—					
石巻高井浄化センター	石巻本町	石巻高井地区	102	日平均 1,310 m <sup>3</sup> /分	連続流入 間欠ばっ 気式 + 鉄溶液注 入	神田川	1	2	4	石巻高井西部 第一～第四ポンプ場 石巻高井東部 第一～第五ポンプ場 石巻高井南部 第一～第五ポンプ場 石巻高井北部 第一～第四ポンプ場	
石巻高井西部 第一ポンプ場						—				石巻高井 浄化センター	
石巻高井西部 第二ポンプ場						—					
石巻高井西部 第三ポンプ場						—					
石巻高井西部 第四ポンプ場						—					
石巻高井東部 第一ポンプ場						—					
石巻高井東部 第二ポンプ場						—					
石巻高井東部 第三ポンプ場						—					
石巻高井東部 第四ポンプ場						—					
石巻高井東部 第五ポンプ場						—					
石巻高井南部 第一ポンプ場						—					
石巻高井南部 第二ポンプ場						—					
石巻高井南部 第三ポンプ場						—					
石巻高井南部 第四ポンプ場						—					
石巻高井南部 第五ポンプ場						—					
石巻高井北部 第一ポンプ場						—					
石巻高井北部 第二ポンプ場						—					
石巻高井北部 第三ポンプ場						—					石巻高井 浄化センター

名称	所在地	排水区域 処理又は 排水区域	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等		
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽			
石巻高井北部 第四ポンプ場	石巻本町	石巻高井地区		0.33 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					石巻高井 浄化センター		
嵩山浄化 センター	嵩山町	嵩山地区	60	日平均 462 m <sup>3</sup> /日	鉄溶液注入 連続流入間 欠ばっ気式 +DO 制御機 構	神田川	1		1	1	嵩山東部第一～ 第五ポンプ場 嵩山南部第四～ 第五ポンプ場 嵩山西部第一・第二ポンプ場		
嵩山東部 第一ポンプ場				0.19 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					嵩山浄化 センター		
嵩山東部 第二ポンプ場				0.21 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山東部 第三ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山東部 第四ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山東部 第五ポンプ場				0.23 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山南部 第一ポンプ場				0.08 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山南部 第二ポンプ場				0.07 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山南部 第三ポンプ場				0.07 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山南部 第四ポンプ場				0.17 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山南部 第五ポンプ場				0.19 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山西部 第一ポンプ場				0.18 m <sup>3</sup> /分		—							
嵩山西部 第二ポンプ場				0.36 m <sup>3</sup> /分		—							
天津 処理場			杉山町	天津地区		13	日平均 110 m <sup>3</sup> /日	長時間 ばっ気法	天津 排水路	1			1
植田 ポンプ場	植田町	植田地区	6.6	0.366 m <sup>3</sup> /分 ×2台		汚水中継	—						野依台 処理場
野依台 処理場	野依台 二丁目	野依台、植田 植田三区地区	63.6	日平均 2,255 m <sup>3</sup> /日	接触酸化 法	西の川	1	4	2	4	植田三区 中継ポンプ場		
植田三区 中継ポンプ場	植田町	植田三区地区	7	0.53 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					野依台 処理場		
いづみが丘 処理場	杉山町	杉山町 いづみが丘 地区	19.1	日平均 345 m <sup>3</sup> /日	硝化液循環 活性汚泥法 +砂ろ過法	切畑川	1		2	2	いづみが丘第一ポンプ場 いづみが丘第二ポンプ場		
いづみが丘 第一ポンプ場				0.16 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—					いづみが丘 処理場		
いづみが丘 第二ポンプ場		杉山町 いづみが丘地区		0.75 m <sup>3</sup> /分		—					いづみが丘 処理場		
六ッ峰 中継ポンプ場	西七根町	むつみね台 地区	8.8	0.53 m <sup>3</sup> /分			—	1				富士見台 処理場	

名称	所在地	排水区域 処理又は	排水面積 (ha)	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
若松東中継ポンプ場	若松町	むつみね台、若松東地区	14.2	0.84 m <sup>3</sup> /分	汚水中継	—	1				富士見台処理場
杉山御園処理場	杉山町	杉山町御園地区	7	日平均 226 m <sup>3</sup> /日	循環式活性汚泥処理法＋凝集分離法	泉排水路	1		1	1	
前芝中継ポンプ場	前芝町	前芝地区		0.16 m <sup>3</sup> /分 ×2台	汚水中継	—					豊川浄化センター
牟呂第一ポンプ場	牟呂町	牟呂地区		1.188 m <sup>3</sup> /分 ×2台		—					中島処理場
牟呂坂津ポンプ場				0.785 m <sup>3</sup> /分 ×2台		—					

## 9. 給食施設

(保健給食課)

名称	所在地	調理能力(食/日)	電話番号
※南部学校給食共同調理場	橋良町字向山 4-41	9,300	45-4512
※北部学校給食共同調理場	石巻本町字枇杷 21-5	10,000	88-1817
西部学校給食共同調理場	神野新田町字イノ割 1-3	8,100	32-3275
東部学校給食共同調理場	西口町字西ノ口 25-13	10,100	62-9815

※北部学校給食共同調理場は、平成22年度よりPFI事業者により運営されており、南部学校給食共同調理場は、平成25年度より調理業務を民間事業者へ委託している。平成27年8月26日付で、災害発生時の炊き出しにかかる協定書を締結。

## 10. 防災活動拠点

(1) 広域防災活動拠点(広域防災拠点公園) (公園緑地課)

名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )
豊橋総合スポーツ公園	神野新田町	278,821

(2) 地域防災活動拠点 (公園緑地課、農業企画課)

名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )
豊橋公園	今橋町	216,401
道の駅「とよはし」	東七根町	37,785

(3) 地区防災活動拠点 (公園緑地課、農業企画課)

名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )
豊橋公園	今橋町	216,401
道の駅「とよはし」	東七根町	37,785

## (4) 市街地防災活動拠点(防災拠点公園)

(公園緑地課)

区分	名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )
中心部	守下公園	大橋通三丁目	3,233
	羽根井公園	羽根井本町	3,566
東部	多米公園	多米中町一丁目	20,995
	飯村公園	飯村南四丁目	14,072
南部	竜ヶ池公園	山田三番町	18,427
	高師本郷公園	高師本郷町	14,000
西部	東脇公園	東脇二丁目	8,594
	柱第一公園	柱三番町	3,850
北部	三本松公園	東森岡二丁目	11,023
	小鷹野公園	西小鷹野二丁目	20,568

※これらの防災拠点公園には防災資材庫を配備し、救助用資器材を備蓄 「V-5-(7)」参照

## (5) 臨海広域防災活動拠点

(県三河港務所)

三河港船渡埠頭3号岸壁

(6) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧

(防災危機管理課)

凡例	救援部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	災害廃棄物仮置場・集積場	応急仮設住宅建設用地	救援物資受入拠点	ボランティア活動拠点
----	----------	------------	--------------	------------	----------	------------

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列											
				発災 〜3日	〜1週間	〜2週間	〜3週間	〜1か月	〜2か月	〜3か月	〜4か月	〜5か月	〜6か月	〜7か月	〜12か月
<b>(1) 救援部隊活動拠点</b>															
<b>① 豊橋公園</b>															
001	豊橋公園 (陸上競技場)	今橋町3-1	17,000												
002	豊橋公園 (野球場)	今橋町3-1	13,000												
003	豊橋公園 (陸上競技場北テニスコート)	今橋町3-1	4,000												
004	豊橋公園 (北西駐車場)	今橋町3-1	3,800												
005	豊橋公園 (プール西側駐車場)	今橋町3-1	3,500												
006	豊橋公園 (南西テニスコート)	今橋町3-1	3,300												
007	豊橋公園 (野球場北西芝生帯)	今橋町3-1	3,300												
008	豊橋公園 (西テニスコート)	今橋町3-1	1,300												
009	豊橋公園 (児童遊園)	今橋町3-1	2,500												
010	豊橋公園 (武道館)	今橋町3-1	3,038												
011	豊橋公園 (武道館駐車場)	今橋町3-1	1,400												
<b>② 豊橋総合スポーツ公園</b>															
012	豊橋総合スポーツ公園 (多目的広場【サッカー場】)	神野新田町字メノ割1-3	28,000												
013	豊橋総合スポーツ公園 (多目的広場【サッカー場】 駐車場)	神野新田町字メノ割1-3	5,000												
014	豊橋総合スポーツ公園 (野球場)	神野新田町字メノ割1-3	17,000												
015	豊橋総合スポーツ公園 (野球場駐車場)	神野新田町字メノ割1-3	2,000												
016	豊橋総合スポーツ公園 (人工芝サッカー場)	神野新田町字キノ割	7,500												
017	豊橋総合スポーツ公園 (人工芝サッカー場駐車場)	神野新田町字キノ割	5,220												
<b>③ 岩田運動公園</b>															
018	岩田運動公園 (ラグビー・サッカー場)	岩田町1-2	13,200												
019	岩田運動公園 (野球場)	岩田町1-2	11,500												
020	岩田運動公園 (西駐車場)	岩田町1-2	1,900												
021	岩田運動公園 (東駐車場)	岩田町1-2	700												
<b>④ 高師緑地</b>															
022	高師緑地 (南側芝生スペース)	高師町字北原 29-1	11,000												
023	高師緑地 (野球場)	高師町字北原 29-1	8,900												
024	高師緑地 (駐車場)	高師町字北原 29-1	2,700												
<b>⑤ 向山緑地</b>															
025	向山緑地 (自由広場・公園)	向山町字七面	17,000												
026	向山緑地 (梅園)	向山町字南中畑	7,600												
027	向山緑地 (霊苑管理事務所前駐車場)	向山町字塚南 30	1,500												
028	向山緑地 (豊橋市民文化会館正面駐車場)	向山大池町 20-1	1,800												
029	向山緑地 (豊橋市民文化会館北側駐車場)	向山大池町 20-1	1,800												
030	向山緑地 (豊橋市民文化会館)	向山大池町 20-1	6,065												
<b>⑥ 羽根井スポーツ広場</b>															
031	羽根井スポーツ広場	羽根井町1-1 他	12,000												
032	スポーツ広場西駐車場 (中央図書館駐車場)	羽根井町 55 他	3,400												
<b>⑦ シンフォニアテクノロジー</b>															
033	シンフォニアテクノロジー (株) 豊橋製作所 (運動場)	三弥町字元屋敷 150	10,600												
034	シンフォニアテクノロジー (株) 豊橋製作所 (技術開発センター)	三弥町字元屋敷 150	391												
<b>⑧ その他救援部隊活動拠点</b>															
035	消防総合訓練場	岩田町字上庄 23	5,700												
036	南消防署大清水出張所	大清水町字姫田 5-3	2,100												
037	中消防署	東松山町 24	1,200												
038	道の駅とよはし	豊橋市東七根町一ノ沢	37,785												



(2) ライフライン復旧用地				
	①上下水道局			
039	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目 12-1	2,000	
040	井ノ瀬公園	東脇三丁目 12-2	1,600	ライフライン 復旧用地
041	中央図書館駐車場	羽根井町 48	1,300	応急仮設住宅 建設用地
042	蟬川公園	東小鷹野一丁目 16-1	1,000	
	②中部電力パワーグリッド			
043	向山緑地 (運動広場)	向山町字池下 35	5,000	
044	向山緑地 (運動広場駐車場)	向山町字池下 35	400	ライフライン 復旧用地
045	向山緑地 (交通児童館広場)	向山町字池下 35	1,000	応急仮設住宅 建設用地
046	向山緑地 (交通児童館駐車場)	向山町字池下 35	300	
047	向山緑地 (交通児童館)	向山町字池下 35	948	
	③サーラエナジー (株)			
048	東田公園	東田町 87	10,000	
049	豊橋競輪場駐車場①	東田町 87-1	15,600	ライフライン 復旧用地
050	豊橋競輪場駐車場②	仁連木町 185-3 他	2,100	応急仮設住宅 建設用地
051	豊橋競輪場駐車場③	南牛川一丁目 13-1	2,800	
	④NTT西日本			
052	牛川公園	牛川町 (換地前)	4,200	
053	松東公園	牟呂町字松東 (換地前)	600	ライフライン 復旧用地
054	梅田川霊園 (多目的広場)	大山町西坪 1	6,911	災害廃棄物仮置場
	⑤車両停車場			
055	アイプラザ豊橋講堂専用駐車場	草間町字東山 143-29	2,500	
056	草間第二公園	草間町字東山 143-16	900	バス車両 停車場
057	雑種地③	草間町東山 146-3	500	応急仮設住宅 建設用地
058	植田大池 (憩いの場)	植田町字大池 120-2	3,000	
(3) 災害廃棄物仮置場				
059	廃棄物最終処分場	高塚町字東大縄手 4 4 1 番地	25,000	
060	石巻運動広場 (グラウンド)	石巻町青木 56-1 他	23,000	
061	石巻運動広場 (西側駐車場)	石巻町青木 56-1 他	1,600	
062	石巻運動広場 (東側駐車場)	石巻町青木 56-1 他	1,400	
063	臨海運動広場	明海町 16-1	18,900	
064	明海公園 (運動広場)	明海町 3-42	11,100	救護 ← 明海応急救護所
065	明海公園 (グラウンド①～④)	明海町 3-42	19,500	
066	動植物園中央門第 1 駐車場	大岩町字大穴	11,000	
067	動植物園中央門第 2 駐車場	大岩町字岩田	3,000	
068	動植物園中央門第 3 駐車場	大岩町字岩田	1,600	
069	動植物園西門駐車場	天伯町字梅田	7,800	
070	動植物園東門第 1 駐車場	大岩町字大穴	7,500	
071	動植物園東門第 2 駐車場	大岩町字大穴	6,000	
072	高山広場 (グラウンド)	飯村町高山 11-19	6,000	
073	高山広場 (駐車場)	飯村町高山 11-19	800	
074	七股池 (憩いの場)	杉山町字七股池 1-1 他	9,100	
075	雲谷スポーツ広場 (大脇グラウンド)	雲谷町外ノ谷 30	6,100	
076	沢渡池 (憩いの場)	大岩町字沢渡 5-1	5,700	
077	二川スポーツ広場	豊清町茶屋ノ下 2-28 他	5,300	災害廃棄物仮置場
078	杉山スポーツ広場 (グラウンド)	杉山町字新々田 1-1 外	4,900	
079	万場緑地 (庭球場・駐車場)	西赤沢町字万場 510-1	4,700	
080	少年自然の家芝生広場	伊古部町字下り 25-41	3,500	
081	少年自然の家駐車場	伊古部町字下り 25-41	800	
082	城下緑地	城下町字細田 160-1	3,400	
083	利兵池公園	岩田町字曾根 106-1	3,400	
084	西七根緑地	西七根町字赤坂 23-1	3,100	
085	小島第二遊園	小島町字池ノ谷 30-16	3,000	
086	葦毛湿原第 1・2 駐車場	岩崎町 22 他	3,700	
087	雑種地①	賀茂町字九伏 1-1	2,100	
088	雑種地⑤	高師町字奥山田 2-2	1,800	
089	豊橋市野外教育センター (キャンプファイヤー場)	伊古部町字枇杷ヶ谷 57-12	900	
090	中央公園	問屋町 18	900	
091	江島町ちびっこ広場	江島町 122-1	2,200	
092	前芝公園	前芝町字東 136-6	1,900	





(4) 救援物資受入拠点				
216	豊橋市総合体育館 (第1,2アリーナ)	神野新田町字メノ割1-3	1,178	
217	豊橋総合スポーツ公園 (北西駐車場【アクアリーナ隣接地】)	神野新田町字メノ割1-3	7,000	
218	豊橋総合スポーツ公園 (総合体育館西芝生広場)	神野新田町字メノ割1-3	21,000	
219	豊橋総合スポーツ公園 (北東駐車場【総合体育館隣接地】)	神野新田町字メノ割1-3	6,000	災害廃棄物仮置場
220	豊橋総合スポーツ公園 (総合体育館南駐車場【防災備蓄倉庫前】)	神野新田町字メノ割1-3	5,000	
221	ライフポートとよはし (駐車場)	神野ふ頭町3-22	16,400	救援物資受入拠点
222	シンフォニアテクノロジー(株)豊橋製作所 (健康保険会館【体育館】)	三弥町字元屋敷150	1,280	
223	石巻地区体育館	石巻本町出口7-1	1,465	
224	二川地区体育館	二川町西向山41-10	1,458	
225	下五井地区体育館	下五井町南田37	1,464	
226	草間地区体育館	草間町平東89	1,301	
227	新栄地区体育館	新栄町大溝63	1,036	
(5) ボランティア活動拠点				
228	桜ヶ丘公園	東田町字北蓮田41	1,800	
229	大清水地区体育館	大清水町大清水539-1	1,558	ボランティア活動拠点
230	大清水地域福祉センター (駐車場)	大清水町字大清水546	3,400	
231	牟呂内田公園	牟呂町字内田99-1他	1,200	
(6) 応急仮設住宅建設用地				
232	反茂池 (憩の場)	大岩町字反茂	11,800	
233	多米公園	多米中町一丁目6-1	8,300	防
234	竜ヶ池公園	山田三番町42-1	6,500	防
235	幸公園	佐藤町字池下49	5,100	
236	中山田池公園	北山町95-1	5,100	
237	三本松公園	東森岡二丁目2-1	4,800	防
238	高師本郷公園	高師本郷町字東上27-2	4,600	防
239	小鷹野公園	西小鷹野二丁目7-1	4,500	防
240	行合公園	東脇四丁目14-1	4,200	
241	伊古部遊園	伊古部町字多岸田298	4,200	
242	岩田運動公園 (北駐車場)	岩田町1-2	4,200	
243	半ノ木公園	忠興三丁目9-1	4,100	
244	岩田運動公園 (テニスコート)	岩田町1-2	4,000	
245	精進池 (憩の場)	植田町字蛤沢1-1	4,000	
246	蛤沢公園	植田町字蛤沢1-2	2,400	
247	牟呂大海津公園	牟呂大西町2-11	3,700	
248	萬口公園	東岩田三丁目4	3,700	
249	高山緑地	飯村南三丁目25-1他	3,700	
250	飯村公園	飯村南四丁目5-1	3,600	防
251	レイクタウン第一公園	老津町字高山1-1	3,300	
252	トレーニングセンター (グラウンド)	豊栄町西531	3,100	
253	トレーニングセンター (テニスコート)	豊栄町西531	1,300	
254	トレーニングセンター (駐車場)	豊栄町西531	1,000	
255	青少年センター第1運動場	牟呂町字東里26	3,100	応急仮設住宅建設用地
256	青少年センター駐車場 (東側)	牟呂町字東里26	1,100	
257	青少年センター駐車場 (西側)	牟呂町字東里26	700	
258	坪ノ谷公園	富士見台四丁目16-1	3,000	
259	牛川東郷公園	牛川通五丁目9-5	2,800	
260	岩屋下第三公園	岩屋町字岩屋下66-3	2,800	
261	高山緑地 (白ヶ池)	飯村町字北池上51-1	2,800	
262	東脇公園	東脇二丁目4-1	2,700	防
263	野依台中央公園	野依台一丁目31-2	2,600	
264	豊橋市民俗資料収蔵室 (グラウンド)	多米町字滝ノ谷34-1-1	2,600	
265	宮前池 (憩の場)	岩崎町字宮前39他	2,600	
266	杉山多目的広場 (弁天池公園)	杉山町字いづみが丘59他	2,600	
267	長瀬遊園	長瀬町字上ノ畑15-1他	2,200	
268	宮本公園	瓦町67	2,300	災害廃棄物集積場
269	佐藤公園	佐藤五丁目21-1	2,300	
270	小畷公園 (ジャンボ公園)	小畷町565	2,200	
271	宮下公園	宮下町147	2,100	
272	牟呂大塚公園	牟呂町字大塚	2,100	



333	曙松並第二公園	曙町字松並 101-14 他	320															
334	南松原公園	曙町字南松原 174-1	390															
335	産業人材育成センター	神野新田町字シノ割 1 番地 3	6,119															

※市内型 GIS 内「0710 防災危機管理課」→「災害復旧用オープンスペース\_有効面積」のレイヤーにて、有効面積の詳細位置の確認可能

11. 救援物資の受入基地 (「文化のまち」づくり課、商工業振興課、「スポーツのまち」づくり課)

区分	救援物資の一次集積場所				集積場所至近ヘリポート			
	施設名	所在地	使用可能面積	MCA無線	場所	所在地	使用可能面積	電話番号
東	シンフォニアテクノロジー(株) 健康保険組合体育館	三弥町	約 1,280 m <sup>2</sup>	603	シンフォニアテクノロジー(株) 豊橋製作所運動場	三弥町	約 10,600 m <sup>2</sup>	41-2121
西	豊橋市総合体育館	神野新田町	約 1,180 m <sup>2</sup>	601	豊橋市総合体育館 (多目的広場)	神野新田町	約 28,000 m <sup>2</sup>	32-9611
	産業人材育成センター	神野新田町	約 1,170 m <sup>2</sup>	未定				
海上	ライフポート とよはし (駐車場)	神野ふ頭町	約 16,400 m <sup>2</sup>	602	神野西緑地内野球場	神野ふ頭町	約 17,000 m <sup>2</sup>	31-4158 (三河港務所)
中央	豊橋公園 陸上競技場 (本部スタンド)	今橋町 3-1	約 400 m <sup>2</sup>	未定	豊橋公園 陸上競技場	今橋町 3-1	約 17,000 m <sup>2</sup>	56-6051 (管理事務所)

## VI 必要物資の備蓄・調達

### 1. 備蓄場所（防災備蓄倉庫）

（防災危機管理課）

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	吉田方防災備蓄倉庫	高洲町字高洲 122	8	豊橋公園防災備蓄倉庫	今橋町 4
2	北山防災備蓄倉庫	北山町 95-15	9	野依防災備蓄倉庫	野依町字諏訪 149-1
3	岩田防災備蓄倉庫	岩田町 1-2	10	向山防災備蓄倉庫	向山町字池下 37-1
4	高師防災備蓄倉庫	高師町字北原 1-1	11	防災ひろば防災備蓄倉庫	西小田原町 138
5	幸防災備蓄倉庫	佐藤町字池下 49	12	大村防災備蓄倉庫	大村町字池之神 3
6	牛川防災備蓄倉庫	西小鷹野四丁目 1-1	13	道の駅とよはし防災備蓄倉庫	東七根町字稲場 41-4
7	総合スポーツ公園防災備蓄倉庫	神野新田町字メノ割 1-3			

[対照図面：図 3, 4]

### 2. 備蓄品

#### (1) 食料備蓄品

（防災危機管理課）

施設	区分					
	乾パン (食)	乾燥かゆ (食)	アルファ化米 (食)	缶入りパン (食)	飲料水 (500ml相当) (本)	ビスコ (食)
吉田方防災備蓄倉庫		○	○	○		○
北山防災備蓄倉庫					○	
岩田防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○	○
高師防災備蓄倉庫		○	○	○	○	○
幸防災備蓄倉庫			○	○	○	○
牛川防災備蓄倉庫		○	○		○	○
総合スポーツ公園防災備蓄倉庫						
豊橋公園防災備蓄倉庫	○	○	○		○	○
野依防災備蓄倉庫		○	○	○	○	○
向山防災備蓄倉庫		○	○	○	○	
防災ひろば防災備蓄倉庫	○		○		○	○
大村防災備蓄倉庫		○	○	○	○	
道の駅とよはし防災備蓄倉庫		○	○	○	○	○
第一指定避難所	○	○		○	○	
第二指定避難所(注)	○	○		○	○	
福祉避難所	○	○		○	○	
帰宅困難者等支援施設			○		○	○
その他	○	○	○	○	○	○
計	50,000	10,000	142,000	50,000	157,300	56,000
					食料合計	465,300

(注) 第二指定避難所の備蓄数量については、各避難所の実状により異なる。

※指定避難所等の備蓄品—「VI-5」参照



## (2) 生活備蓄品

(防災危機管理課)

区分 施設	毛布 (枚)	おむつ 子供用 (枚)	おむつ 大人用 (枚)	生理用品 (枚)	生活用品 (セット)	車椅子対応 トイレ (基)	簡易トイレ (基)	はそり (基)
吉田方防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
北山防災備蓄倉庫	○	○	○		○	○	○	○
岩田防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○			○
高師防災備蓄倉庫	○	○	○		○		○	○
幸防災備蓄倉庫	○	○	○		○		○	
牛川防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	
総合スポーツ公園防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
豊橋公園防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
野依防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
向山防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	
防災ひろば防災備蓄倉庫	○	○	○		○			
大村防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
道の駅とよはし防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
第一指定避難所	○						○	
第二指定避難所	○						○	
福祉関係	○					○		
帰宅困難者等支援施設	○	○						○
その他	○	○	○	○	○		○	○
計	50,000	46,800	8,300	77,200	50,000	26	924	113

※北山防災備蓄倉庫に生活備蓄品はなし。

## (3) 乳児用備蓄品

(防災危機管理課、こども保健課)

区分 施設	哺乳瓶 (本)	粉ミルク (g)	アレルギー用 粉ミルク (g)	液体ミルク (本)
豊橋市保健所	200	57,024	10,960	912
子ども未来館 防災倉庫	200	57,024	—	528



### 3. 調達品

#### (1) 食品調達

(防災危機管理課、安全生活課、農業支援課)

品名	会社名	所在地	電話番号	協定担当課
飲料水・ラーメン 缶詰	(株)豊橋トーエー	瓜郷町前川 20	55-4131	防災危機管理課
	(株)福井商事	問屋町 11-5	31-7111	
	サンポッカ(株)	問屋町 21-1	34-3711	
	(株)サン・カンパニー	上野町字新上野 79-1	45-9105	
	イオンリテール(株)中部カンパニー	野依町字落合 1-12	29-3111	
米穀	愛知県米穀小売振興協議会	西松山町 74	52-5455	安全生活課
	東三河食糧販売協同組合	小畷町 450	52-8168	
パン	千賀製菓	駅前大通一丁目 28	53-5161	防災危機管理課
牛乳	中央製乳(株)	植田町字八尻 12	25-1157	
青果物	NPO 法人若手農業者育成チーム CRJ	豊清町字茶屋の下 92-37	090-5853-3553	農業支援課
青果物	大一青果(株)	南島町二丁目 9-1	53-1169	—
食肉加工品	伊藤ハム(株)豊橋工場	藤並町字藤並 73	45-1186	—
漬物	東海漬物(株)	駅前大通二丁目 28	51-6101	—
ちくわ・かまぼこ	豊橋竹輪蒲鉾協同組合	下五井町青木 110	54-2453	—
鮮魚			豊橋魚市場(株)	52-8121
つくだ煮	(資)濱金商店	下五井町捨田 8	52-1465	—
冷蔵食品	(株)ニチレイ・ロジスティクス東海豊橋物流センター	豊川市小坂井町道地 8	0533-78-2191	—
みそ・醤油	イチビキ(株)第 3 工場	花田町字斉藤 1	31-1341	—
塩	豊橋塩業(株)	瓜郷町前川 20	54-1331	—
調味料	(株)荒徳屋	問屋町 20-1	32-1246	防災危機管理課

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「IX」参照

#### (2) 日用品調達

(防災危機管理課)

品名	調達先	所在地	電話番号	協定担当課
衣料生活 必需品全般	イオン(株)中部カンパニー	野依町字落合 1-12	29-3111	防災危機管理課
寝具	東洋綿業(株)	問屋町 2-3	32-3511	〃
肌着	玉川屋(株)	問屋町 2-2	32-3321	〃
日用品	粕又(株)	問屋町 16-2	32-5301	〃
	(株)小倉屋	問屋町 1-3	32-1381	〃
	花王(株)豊橋工場	明海町 4-51	23-2711	〃
外衣	原田(株)	駅前大通二丁目 2	53-5853	—

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「IX」参照

#### 4. 薬品衛生材料備蓄

備蓄に関し、物品が入手不可の場合、同等の効果、効能、機能が期待できる購入可能な物品、規格のもので対応する。

(1) 備蓄医薬品等 (応急救護所備付、健康政策課備付)

(防災危機管理課、健康政策課)

##### ア. 医薬品

品名	規格	定数	品名	規格	定数
ロキソプロフェン ナトリウム 60mg	100錠/箱	3箱	生理食塩液	500ml	20本
ゲンタマイシン硫酸 酸塩 0.1% (軟膏剤)	10g×10本/箱	2箱	リドカイン注射液 1%	10ml×10A/箱	2箱
ポビドンヨード液 10%	250ml	1本	デキサメタゾンリ ン酸エステルナト リウム注射液 1.9mg	0.5ml×10A/箱	1箱
消毒用エタノール	500ml	2本	クロルヘキシジン グルコン酸塩液剤 5%	500ml	2本
アドレナリン注射液 1mg	1ml×20A/箱	1箱	フラシオマイシン 硫酸塩貼付剤	10cm×10cm 10枚/袋	1袋
乳酸リンゲル液	500ml	20本	オキシブプロカイン 塩酸塩点眼液 0.4%	5ml×10本/箱	2箱
電解質輸液	500ml	10本	塩化ベンザルコニ ウム手指消毒液 0.2%	100ml	2本
10%ポビドンヨード消毒用綿棒	50袋/箱	1箱	アトロピン硫酸塩 注射液 0.5 mg	1ml×10A/箱	1箱

##### イ. 医療器材

品名	規格	定数	品名	規格	定数
聴診器	ステンレス製リットマン型	1台	ディスポ注射針	26G 100本/箱	1箱
血圧計	タイコス型	1台		23G 100本/箱	1箱
自動血圧計(上腕用)		1台		18G 100本/箱	1箱
傷口洗浄用ブラシ		10本	舌鉗子	ホッチ 17.5cm	1本
電子体温計		3本	バーマン氏エアウェイ	大	1個
駆血帯	アメゴム管 または マジックタイプ	2本		中	1個
ディスポピンセット (無鉤)	18cm	10本		小	1個
止血鉗子	(有鉤)	5本	ソフトシーネ	(LL)	10本
	(無鉤)	5本		(L)	10本
外科剪刀	直型両鈍	1本		(S)	10本
ディスポスカルペル	円刃	10本		(SS)	10本
	尖刃	10本	打鍵器	勝沼式	1個

品名	規格	定数	品名	規格	定数
持針器	マッチェ氏型	2本	ディスポ輸液セット	50セット/箱	1箱
針付き縫合糸	2-0 外科強弯弾 10本/箱	2箱	翼状針セット	21G	10本
	3-0 外科強弯弾 10本/箱	2箱	サーフロー静脈留置針	22G 50本/箱	1箱
ディスポシリンジ	5ml 100本/箱	1箱			18G
	20ml 50本/箱	1箱	コッヘル氏二爪鈍鉤		1対
鉗子立	ステンズ製 径9cm、高8cm	1個	ディスポ舌圧子	木製 大人用	8枚
バット	蓋付ステンズ 24×18cm	2個	ディスポ舌圧子	木製 子ども用	8枚
ディスポ膿盆	大	8枚	シャーレ	ステンズ製 径9cm、深2cm	2個
	小	8枚	綿花容器	ステンズ製 径9cm、深5.5cm	2個
広口ビン ※応急救護所指定施設のみ	容量 120cc	2本			

ウ. 衛生材料

品名	規格	定数	品名	規格	定数
包帯2裂	耳付	10本	メディカルグローブ	Mサイズ 100枚/箱	1箱
〃3〃		10本	ディスポガウン		10枚
〃4〃		10本	脱脂綿	500g	2袋
〃5〃		10本	処置用ブルーシート	20枚/袋	1袋
〃6〃		10本	手術用ゴム手袋	ディスポ(滅菌)サイズ7	5双
伸縮包帯		5cm×9m 10巻/箱	2箱	絆創膏	Mサイズ 100枚/箱
三角巾		40枚	フリーサイズ		2箱
滅菌折り畳みガーゼ	7.5cm×10cm 100枚/箱	2箱	小折ガーゼ		2袋
サージカルテープ	12mm×9m 24巻/箱	2箱	ハイゼガーゼ	25cm×25cm 200枚/箱	2箱
	25mm×9m 12巻/箱	2箱	サージカルマスク	50枚/箱	1箱
滅菌済綿球	5球/カップ×20カップ/箱	1箱	ディスポ酒精綿	60包/箱	2箱

エ. その他

品名	規格	定数	品名	規格	定数
差し替え式ベスト ※応急救護所指定施設のみ		5 枚	垂れ幕 ※応急救護所指定施設のみ	1800mm×450mm	1 枚
LED 懐中電灯		2 本	担架 ※応急救護所指定施設のみ	折りたたみ式	1 台
乾電池	単 3	20 個	記録用紙		1 式
メディカルマルチ雑剪		1 丁	記録板	A4 判	1 枚
カッター		1 丁	トリアージタグ		100 枚
洗面器	ステンレス製 32cm	2 個	クリップボード	A6 判	2 枚
S 字フック	点滴用	3 個	チャッカマン		1 個
ペンチ ※応急救護所指定施設のみ		1 丁	液体石けん	500 ml	2 個
ペーパータオル		4 袋	ビニール袋	45L	2 枚
ブルーシート ※応急救護所指定施設のみ	約 12 畳用	1 枚	トランシーバー ※応急救護所指定施設のみ	付属イヤホン (2 つ) 付き	2 台
発電機 (ガソリン)		1 台	エアテント W4m×L4m×H2.5m	発電機 (ガソリン) 送風機等含む	一式
洋式便器用汚物処理袋 ※応急救護所指定施設のみ	20 枚入	2 箱	三脚付き作業灯 ※応急救護所指定施設のみ	300W	2 台
LED ライト ※応急救護所指定施設のみ	パイプ型 20W	8 台	延長コード ※応急救護所指定施設のみ	10m	9 本
バルーン投光機 ※一部応急救護所指定施設のみ	発電機含む	一式	避難用マット	20m	1 本
災害用簡易トイレ		一式			

(2) 包帯材料備蓄

(防災危機管理課)

品名	数量	保管場所	
		名称	所在地
包帯 (1 反巻 6 裂)	600 個 (包帯 300) (ガーゼ 300)	吉田方防災倉庫	高洲町字高洲 122
	1,500 個 (包帯 750) (ガーゼ 750)	北山防災倉庫	北山町 95-15
ガーゼ (1m×30cm)	14,890 個 (包帯 7,660) (ガーゼ 7,230)	第 1 指定避難所 71 か所 消防署所 - 中署、東分署、前芝出張所、石巻出張所、 南署、西分署、二川出張所、大清水出張所	

(3) 医薬品等調達

(防災危機管理課、健康政策課)

調達先	所在地	電話番号	供給協定
社団法人豊橋市薬剤師会	中野町字中原 100-6	47-0830	締結
㈱スズケン豊橋支店	問屋町 15-5	32-5211	
東邦薬品㈱豊橋営業所	下地町字宮腰 82-1	54-2395	
中北薬品㈱豊橋支店	下地町字操穴 24	54-9151	

調達先	所在地	電話番号	供給協定
アルフレッサ(株)豊橋支店	大村町字橋元 81	54-3721	締結
(株)メディセオ豊橋支店	小松町 156-1	38-8011	

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定－「IX」参照

## 5. 避難所等備蓄品等 (1 避難所あたり)

(防災危機管理課)

### (1) 第一指定避難所 (71 箇所)

	品名	数量		品名	数量
食糧・飲料水	乾パン	128 食 (256 食)	救出器具	担架	2(5) 基
	飲料水(貯槽等)	5 トン		簡易ジャッキ	3 個
	飲料水(500ml相当)	240 本		のこぎり	2 本
	乾燥かゆ	100 食		なた	2 本
	缶入りパン	96 食		バール	2 本
生活用品	毛布	150 枚		スコップ	2 本
	飲料水袋 (10ℓ)	100 袋		つるはし	2 本
	なべ	2(0) 個		クリッパー	2 本
	やかん	2(0) 個		金てこ棒	2 本
	ちり紙	2 袋 (0 袋)		大ハンマー	2 本
	懐中電灯	2 本		片手ハンマー	2 本
	ローソク	42 本		掛矢	2 本
	安全キャンドル	2 本		万能ハサミ	2 本
	固形燃料	20 個		ロープ (12 mm×30m)	2 本
	災害用簡易トイレ	2 箱		その他	回転警示灯
	生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット	発電機 (ガソリン)		1 基
	指定ごみ袋 (もやす)	10 枚	発電機 (カセットガス)		2 基
	指定ごみ袋 (こわす)	10 枚	投光器 (白熱電球)		1 式
救急用品	ガーゼ	10 袋 (300 袋)	投光器 (LED)		2 基
	包帯	20 本 (300 本)	携帯マイク		3 個
	三角巾	50 枚 (0 枚)	FM ラジオ		3 台
			防災無線機	1 式	
			シート (5.4m×3.6m)	60 枚	
			土のう袋	400 枚	

※ ( ) 内は地区市民館

## (2) 第二指定避難所 (94 箇所)

品名	基本数量
乾パン	128 食
乾燥かゆ	100 食
飲料水(500ml相当)	120 本
毛布	100 枚
救助工具セット	1 式
災害用簡易トイレ	4 基
発電機 (カセットガス)	2 基
投光器 (LED)	3 基
プライベートテント	4 張
指定ごみ袋 (もやす)	10 枚
指定ごみ袋 (こわす)	10 枚

※備蓄食料の数量については各施設の実情により異なる

## (3) 福祉避難所 (10 箇所)

品名	数量
乾燥かゆ	100 食
乾パン	※
缶入りパン	※
飲料水(500ml相当)	※
車椅子対応トイレ	※
毛布	※
生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット
発電機 (カセットガス)	2 基
投光器 (LED)	2 基

## (4) 津波防災センター (三郷)

品名	基本数量
アルファ化米	300 食
缶入りパン	240 食
飲料水(500ml相当)	720 食
毛布	170 枚
子供用おむつ	560 枚
大人用おむつ	304 枚
生理用品	576 枚
発電機 (カセットガス)	2 台

## 津波防災センター (天津)

品名	基本数量
アルファ化米	200 食
缶入りパン	192 食
飲料水(500ml相当)	552 本
毛布	100 枚
子供用おむつ	584 枚
大人用おむつ	304 枚
生理用品	576 枚
発電機 (カセットガス)	2 台

※梅敷地区津波防災センターは第二指定避難所 (94 箇所) に含まれている

## (5) 津波の浸水区域避難所

品名	数量	配備場所
ゴムボート 救命胴衣 一式	16 組	三郷地区津波防災センター 天津地区津波防災センター 梅敷地区津波防災センター 総合スポーツ公園防災備蓄倉庫 津田小学校 杉山地区市民館 吉田方校区市民館 吉田方中学校 牟呂中学校 牟呂校区市民館 前芝校区市民館 南陽中学校 汐田校区市民館

※1 組当り、ゴムボート一艘、救命胴衣 (大人用) 6 着救命胴衣 (子供用) 3 着

## (6) 避難支援場所防災倉庫 (10 箇所)

品名	基本数量
乾パン	128 食
乾燥かゆ	100 食
缶入りパン	96 食
ボトル飲料水(500ml)	240 本
毛布	100 枚
生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット
災害用簡易トイレ	2 台
発電機 (カセットガス)	2 台
投光器 (LED)	2 基
救急箱	1 個

## (7) 帰宅困難者等支援施設 (こども未来館)

品名	数量
テント	2 張
毛布	400 枚
おむつL	216 枚
おむつM	240 枚
ブルーシート	30 枚
ビスコ	1,400 食
乾燥かゆ	500 食
ボトル飲料水(500ml)	1,440 本

## (8) 帰宅困難者等一時支援施設

品名	基本数量
乾パン	4,860 食
ビスコ	3,150 食
ボトル飲料水(500ml)	3,840 本
マンホールトイレ用テント	5 張
マンホールトイレ用仮設便器	5 基

※備蓄品については防災ひろば防災倉庫に保管

## VII 建設機械 (道路復旧、障害物除去) 火災等に使用するもの) の保有・調達

### 1. 建設機械の保有数 (ゼロカーボンシティ推進課、道路維持課)

保有部署	ダンプトラック	ショベルローダー	バックホー
環境部	13	14	3
道路維持課	12	2	1
合計	25	16	4

### 2. 建設機械等の調達

#### (1) 掘削機械等 (土木管理課)

調達先	掘削機械	運搬機械			所在地	電話番号	協力協定
	バックホー	ブルドーザー	トラクターショベル	ダンプトラック			
東三建設業協会	50 台	5 台	14 台	48 台	新栄町字東小向 57	31-7238	締結

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「IX」参照

#### (2) クレーン車 (防災危機管理課、消防救急課)

名称	所在地	電話番号	伸長(m)、台数	運転者数 (人)	応援協定
中部電力パワーグリッド(株) 豊橋営業所	神明町 89	54-9753	ハシゴ車 13.0 3	30	
渥美運輸株式会社 (重量品部)	明海町 2-28	25-4365	16.0 2 23.0 2 26.0 1 42.0 1	7	締結
市原建設興業(株)	多米町字蟬川 33-361	61-1026	20.0 1 30.0 1	3	〃
岡村運送(株)	明海町 2-24	(代)25-5011	21.3 1 22.1 1 23.2 3 30.5 3 32.1 1 41.2 1	7	〃
(有)山口レッカー	小向町字内田 78-1	(代)31-7943	21.3 1 23.2 1 28.4 1	3	〃
金田運輸(株)重機部	明海町 2-30	25-5017	21.5 1 23.5 1 24.0 1 30.5 1 34.5 2	5	〃

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「IX」参照

## Ⅷ 輸送用車両等の状況

### 1. 車両可動予定数

(1)市有車両 (資産経営課) 令和4年4月1日時点

乗用自動車 計 36 台	乗合 3 台	普通 24 台	小型 9 台	
貨物自動車 計 103 台	大型 12 台	普通 29 台	小型 62 台	
軽自動車 計 246 台	乗用 82 台	貨物 150 台	緊急 14 台	
特種自動車 計 182 台	塵芥 47 台	ふん尿 1 台	緊急 119 台	その他 15 台
特殊自動車 11 台				
合計 578 台				

(2)営業用車両 (豊橋陸運協会)  
貨物車両

車両	台数	所属	連絡責任者	電話番号
トラック	1,992	豊橋陸運協会所属会社	花田町字石塚 42-1 豊橋陸運協会事務局 大野仁靖	53-7211

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定「IX」参照

### 2. 災害時におけるバス利用に関する協定締結先

(防災危機管理課)

事業所名	所在地	電話番号
豊鉄バス(株)	植田町字新津田 38 番地	44-8414
豊鉄観光バス(株)	磯辺下地町字東坪 51 番地	46-0273
東神観光バス(株)	大脇町字大脇ノ谷 74 番地 88	65-5228



### 3. ヘリコプター発着可能場所

(1) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場（航空法による指定を受けたもの）

（消防救急課）

名称	所在地	管理者	電話番号
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	豊橋市長	33-6111
豊橋陸上競技場	今橋町 4		51-2865
豊橋総合スポーツ公園	神野新田町字メノ割 1-3 他(神野新田町字ユノ割 10)		51-2650

※豊橋総合スポーツ公園は平成 20 年 8 月より運用。

※豊橋市民病院及び豊橋総合スポーツ公園は愛知県による夜間離着陸可能場外離着陸場

(2) 緊急時ヘリコプター離発着可能場所

（防災危機管理課）

	名称	所在地	管理者	電話番号	面積 (㎡)	至近水利 までの距離 (m)	種別	
1	豊橋市民球技場	岩田町 1-2	豊橋市長	63-3031	15,311	20	小型	
2	豊橋南高等学校	南大清水町字元町 450	学校長	25-1476	18,525	230	中型	
3	時習館高等学校	富本町官有地		45-3171	40,867	50		
4	愛知大学	町畑町字町畑 1-1	理事長	47-4111	26,400	210		
5	豊橋球場	今橋町 4	豊橋市長	51-2865	12,952	53		
6	豊橋市陸上競技場				27,438	150		
7	明海公園				明海町 3-42	96,677		10
8	神野野球場	神野ふ頭町 10	愛知県知事	31-4155	17,023	30		
9	豊川浄化センター	新西浜町 1-3		32-4181	80,500	10		
10	消防総合訓練広場	岩田町字上庄 23-2	豊橋市長	51-3109	6,491	10		
11	豊川河川敷	大村町字高山地内	国土交通省	52-8098	15,000	10		
12	豊橋総合スポーツ公園	神野新田町字メノ割 1-3 他	豊橋市長	51-2650	246,565	30		
13	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	豊橋市長	33-6111	576	30		
14	豊橋技術科学大学	天伯町字雲雀ヶ丘 1-1	学長	47-0111	21,450	20		大型

## IX 災害時相互応援及び物資供給協力等協定 (R5.2 現在)

### 1. 消防相互応援協定 (協定 7 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	東三河地区消防相互応援協定	東三河 5 市	S44. 4. 30 (H26. 3. 31)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
2	東名高速道路における消防相互応援協定	豊川市、新城市、浜松市	S59. 4. 1 (H24. 4. 13)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
3	浜松市、豊橋市消防相互応援協定	浜松市	S59. 6. 1 (H17. 7. 1)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
4	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 34 消防本部	H2. 4. 1 (H15. 4. 1)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
5	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	県内 23 消防本部	H14. 8. 2 (H30. 7. 31)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
6	浜松市、豊橋市航空消防応援協定	浜松市	H22. 3. 30	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
7	豊橋市、湖西市消防相互応援協定	湖西市	H23. 12. 1	消防業務または救急業務における協力	消防救急課

### 2. 災害時相互応援協定 (協定 5 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信 39 市町村	H8. 7. 8 (R2. 3. 31)	職員の派遣、救出、医療、防疫、施設等必要な資機材及び物資の提供又は貸与、食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供、被災児童生徒等被災者の一時受入れ等	防災危機管理課
2	災害時相互応援協定	尼崎市	H9. 12. 24	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
3	災害時相互応援協定	横須賀市	H10. 2. 18	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
4	中核市災害相互応援協定	中核市 62 市	H11. 5. 19 (R3. 4. 1)	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
5	豊橋市と菊川市との間の災害時相互応援に関する協定	菊川市	R1. 12. 6	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課

### 3. 水道応援協定等 (協定 16 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	水道災害相互応援に関する覚書	県下 72 市町村等	S53. 3. 29 (H16. 7. 30)	応急給水作業、応急復旧作業(原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業)、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	(上下水) 総務課
2	水道災害相互応援に関する覚書	浜松市 湖西市	S55. 9. 9	応急給水作業、応急復旧作業(原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業)、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	(上下水) 総務課
3	災害時等水道緊急連絡管の取扱いに関する協定	湖西市 豊川市(旧小坂井町) 豊川市(旧御津町) 田原市	S60. 11. 20 S54. 1. 11 (H22. 2. 1) H9. 4. 3 (H20. 1. 15) H24. 8. 23	隣接する水道事業者間を事前に配管連絡し、緊急時の水道水の相互援助体制の確立を図る	(上下水) 総務課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
4	災害時における水道資材の供給協力に関する協定	㈱丸金商会	H16. 12. 24	水道資材の供給	(上下水) 水道管路課
		山信㈱			
		渡辺パイプ㈱豊橋サービスセンター			
		大成機工㈱名古屋支店			
5	災害時における応急対策の協力に関する協定	民間協力会社 16 社	H17. 4. 1	応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 浄水課
6	支援連絡管の管理及び使用に関する協定	愛知県企業庁	H19. 3. 30	緊急時の水道用水の援助	(上下水) 水道管路課
7	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	中部 9 県	H20. 2. 7 (H29. 10. 15)	応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供、工事業者の斡旋	(上下水) 総務課
8	災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定	日本水道協会愛知県支部	H20. 5. 27	被災した水道施設等の応急復旧	(上下水) 総務課
		愛知県管工事業協同組合連合会			
9	水道施設の災害に伴う応援協定	第一環境株式会社中部支店	H25. 12. 1 (R2. 3. 13)	災害による水道施設の被災に伴うライフライン回復のための応援要請	(上下水) 営業課
10	渇水時の節水対策に伴う応援協定	第一環境株式会社中部支店	H25. 12. 1 (R2. 3. 13)	渇水時における市民生活確保のための応援要請	(上下水) 営業課
11	災害時における豊橋市上下水道施設の応急復旧に関する協定	東三河電気工事協同組合	H27. 1. 28	災害時の上下水道施設(電気・機械設備)の応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 浄水課、下水道施設課
		民間協力会社 16 社			
12	災害時における豊橋市上下水道施設の薬品供給に関する協定	民間協力会社 10 社	H28. 2. 18	災害時の上下水道施設の薬品供給	(上下水) 浄水課、下水道施設課
13	災害時における豊橋市下水道施設の応急復旧に関する協定	市外プラントメーカー等 28 社	H29. 2. 13	災害時の下水道施設の緊急的な施設の復旧工事、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 下水道施設課
14	災害時の上下水道に係る応急活動に関する協定	豊橋上下水道工事業協同組合	H30. 4. 13	被災した上下水道施設の応急活動	(上下水) 総務課
15	緊急連絡管の使用に関する協定	愛知県企業庁	R2. 3. 31	緊急時の水道用水の援助	(上下水) 浄水課
16	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部 愛知県部会	R3. 3. 31	現地調査、災害報告に必要な資料作成、復旧工事が完了するまで暫定的な機能を保持するための維持または修繕に関する工事	(上下水) 下水道整備課

#### 4. 廃棄物災害時相互応援協定 (協定 5 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	東三河廃棄物処理事業協同組合	H23. 1. 13	災害廃棄物の処理に必要な要員、車両及び資機材を調達及び処理	廃棄物対策課
		(一社) 愛知県産業資源循環協会			
2	災害時におけるし尿等の処理に関する協定	豊橋市清掃事業協同組合	H23. 1. 13	災害時のし尿等の処理に必要な要員、車両及び資機材を調達及び処理	廃棄物対策課
3	災害時における応急対策の協力に関する協定書	JFE 環境テクノロジー㈱	H23. 8. 4	災害時の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び共通施設の応急復旧・応急措置	資源化センター

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
3	災害時における応急対策の協力に関する協定書	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)  (株)イー・メンテ豊橋	H23. 8. 4	災害時の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の応急復旧・応急措置  災害時のリサイクルセンター及びプラスチックリサイクルセンターの応急復旧・応急措置	資源化センター
4	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	ごみ・し尿及び下水を処理する県内全自治体	H26. 1. 1	し尿又はごみ及び下水が発生したとき等の処理及び必要とする人員、車両、資機材等	ゼロカーボンシティ推進課
5	災害時における災害廃棄物の仮置場用地の確保等に関する協定	(株)ミダック	R1. 12. 20	災害廃棄物の仮置場用地の確保及び災害廃棄物の処理	ゼロカーボンシティ推進課 廃棄物対策課

#### 5. 輸送協定 (協定3件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における救援物資輸送に関する協定	愛知県トラック協会 東三支部	H8. 8. 30	物資の輸送	商工業振興課
2	災害時における物資等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保に関する協定	日本通運(株)豊橋支店	H10. 2. 20	応急生活物資、資機材等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保	防災危機管理課
3	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便(株)東海支店	H30. 2. 16	支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送等	防災危機管理課

#### 6. 災害復旧協定等 (協定9件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	豊橋市と東三建設業協会との間の災害時における応急対策業務に関する協定	東三建設業協会	H11. 3. 30 (H17. 12. 8)	災害応急対策業務、建設資機材等の提供	土木管理課
2	消防協力隊の災害応急活動に関する協定	事業所に設置された自衛消防組織 22 団体	H11. 8. 2	事業所から半径2キロメートルの範囲内における消火、救急及び救助の活動	防災危機管理課
3	豊橋市と愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間の災害時の応急対策の協力に関する基本協定	愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H22. 2. 5	管理公共施設等の被害状況の調査、登記・境界関係相談所の開設等	土木管理課
4	災害時における砕石類等の供給協力に関する協定書	三河砕石業組合	H22. 2. 5	災害復旧に伴う砕石類等の供給の協力	土木管理課
5	災害時における公園樹木等の応急対策業務に関する協定	豊橋造園工事業協同組合	H22. 8. 19	災害時の公園や街路樹の緊急応急対策業務	公園緑地課
6	災害時における市有建築物の電気設備の応急処置に関する協定書	東三河電気工事協同組合	H22. 11. 22	災害時における市有建築物の電気設備の応急処置に関する協定	建築課
7	ガス災害対策に関する業務協定書	サーラエナジー(株)東三河支社	R3. 4. 1	ガスの漏えいに起因する災害の防止、鎮圧、被害の軽減	消防救急課
8	豊橋市と東三クレーン協会との消防活動の協力に関する協定	東三クレーン協会	R3. 4. 27	クレーン車による応援	消防救急課
9	豊橋市と東三建設業協会との消防活動の協力に関する協定	東三建設業協会	R3. 4. 27	土砂崩れや大型重量物の下敷きなどの災害時に大型重機等を活用した消防業務協定	消防救急課

7. 医療応援協定等 (協定7件)

№	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における医薬品及び医療用品の供給協力に関する協定	(株)スズケン豊橋支店 (株)メディセオ豊橋支店 東邦薬品(株)豊橋営業所 中北薬品(株)豊橋支店 アルフレッサ(株)豊橋支店	H8. 4. 1	医薬品、医療用品の供給	防災危機管理課
2	地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定	飯田市立病院 横須賀市立市民病院	H17. 3. 29 H18. 2. 3	患者搬送に伴う病床の確保、薬剤・診療材料の提供、医師その他の人材の提供、その他医療サービスの提供等	(市民病院)管理課
3	災害時の歯科医療救護に関する協定書	(社)豊橋市歯科医師会	H18. 9. 27	診察、傷病者に対する処置、傷病者の医療機関への搬送要否の判断、死体の身元確認等	健康政策課
4	災害時の医療救護に関する協定書	(社)豊橋市薬剤師会	H20. 8. 18	医薬品の供給、服薬指導、保管・管理等の医療救護	健康政策課
5	災害時の医療救護に関する協定書	(社)豊橋市医師会	H26. 11. 4	診察、傷病者に対する処置、傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定、死亡の確認及び検死等医療救護	健康政策課
6	災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定	愛知県食品衛生協会豊橋支部	H27. 7. 3	災害時における食品の衛生確保等の協力	生活衛生課
7	災害・事故などの緊急時における情報システムの業務継続に関する協定書	キヤノンメディカルシステムズ(株)三河支店 (株)アールテック (株)グリーンム (株)スズケン 豊橋支店 (株)八神製作所 豊橋営業所 (株)ユヤマ 名古屋エムエス部 コニカミノルタジャパン(株)ヘルスケアカンパニー 中部支店 名古屋営業所 三河サテライト 日本光電工業(株) 中部支店 病院営業部 モアシステム(株) 富士フィルム医療ソリューションズ(株) 協和医科器械(株) 豊橋支店 日本ファイリング(株) 名古屋支店	R2. 10. 1	市民病院において使用する情報システム及び情報通信ネットワークが被災した場合の応急復旧その他の応急処置への協力	(市民病院)医療情報課

8. 物資協定等 (協定 17 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における牛乳類の供給協力に関する協定	中央製乳(株)	S57. 3. 30	牛乳類の供給	防災危機管理課
2	災害時におけるパン類の供給協力に関する協定	千賀製菓	S57. 3. 30	パン類の供給	防災危機管理課
3	災害時における飲料水の供給に関する協定	福井酒造(株) シンフォニアテクノロジー(株)豊橋製作所	S61. 3. 5	飲料水用井戸による飲料水の供給に関する協力	防災危機管理課
4	災害時におけるラーメン及び飲料水等の供給協力に関する協定	(株)アクセス浜松支店	H8. 4. 1	ラーメン・飲料水等の供給に関する協力	防災危機管理課
5	災害時における紙オムツ及び生理用品等の供給協力に関する協定	花王(株)豊橋工場	H8. 4. 1	紙オムツ、生理用品等の供給に関する協力	防災危機管理課
6	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	サンポッカ(株) (株)サン・カンパニー	H18. 10. 6	飲料水の供給に関する協力	防災危機管理課
7	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	イオンリテール(株)中部カンパニー	H18. 10. 17	応急生活物資供給等の協力	防災危機管理課
8	災害時における青果物等の供給協力に関する協定	NPO 法人若手農業者育成チーム CRJ	H22. 8. 16	青果物等の供給に関する協定	農業支援課
9	災害等の支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	H24. 12. 13	食料及び飲料水その他応急生活物資の供給	防災危機管理課
		(株)エンチャー	H24. 12. 15		
		マックスバリュ東海(株) (株)カーマ	H25. 4. 1		
10	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H27. 7. 13	飲料水その他応急生活物資の供給	防災危機管理課
11	災害時における物資の供給に関する協定	伊藤ハム(株)	H29. 6. 1	食料品等の供給に関する協定	防災危機管理課
12	災害時における米穀の売却に関する協定	東三河食糧株式会社	R2. 7. 1	精米の供給に関する協力	防災危機管理課
13	災害時における建設資機材等の供給協力に関する協定	レンテック大敬(株)豊橋営業所	H9. 11. 27	仮設トイレ、建設資機材(高所作業車、掘削機、照明機、道路・土木機械、揚重・フォークリフト・運搬機、電動・エンジン工具等)等の供給	防災危機管理課
		レンテック大敬(株)港営業所			
		山崎産業(株)			
		太陽建機レンタル(株)豊橋支店			
		(株)レンタルのニッケン豊橋営業所			
		(有)ニシヤマ工営			
		向和リース(株)			
(株)アクティオ	H29. 10. 12	建設資機材等の供給に関する協力			
日立建機日本株式会社	R3. 3. 1				
14	災害時における量の提供に関する協定	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 2. 29	避難所への量無償提供	防災危機管理課
15	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー(株)	H28. 4. 1	段ボール製品の供給、輸送に関する協力	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
16	その 災害等の支援協力に関する協定書	協同組合豊橋総合卸センター	R3. 9. 1	応急生活物資の供給、機械器具の貸与、応急生活物資等の運搬、情報提供	防災危機管理課
17	他 災害時における燃料供給に関する協定	横田瀝青興行株式会社	R5. 3. 9	燃料油類等の供給	防災危機管理課

### 9. その他の協定等 (協定 79 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	緊急事態に際し消防と警察相互の援助協力に関する協定	愛知県公安委員会	S29. 12. 20	緊急事態（騒じょう若しくは暴動又は地震、暴風、大水火災等の天災の起こった場合）における、消防と警察の相互に特別な協力	消防救急課
2	災害時における救援物資受入れ基地使用に関する協定	シンフォニアテクノロジー(株)豊橋製作所	H8. 8. 30	救援物資受入れ基地として施設を使用する	商工業振興課
3	プール水の使用に関する協定	(株)ホエックス邦泳グループスイミングスクール (株)パシフィックスポーツクラブ (株)オータワールド	H8. 10. 1	大規模な災害が発生し、緊急に消火活動等を行うため、プール水又は井戸水を使用する	防災危機管理課
4	災害支援協力に関する覚書	豊橋郵便局	H10. 2. 23	災害特別事務取扱い及び援護対策、救援物資集積場所等の提供、収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	防災危機管理課
5	災害時の情報提供に関する協定	豊橋タクシー協会(東海交通(株)内)	H11. 4. 1	営業車の運行中における災害情報の提供	防災危機管理課
6	エフエム豊橋放送業務委託(緊急時)	(株)エフエム豊橋	H12. 4. 1～ (毎年度更新)	災害時における非常災害情報の放送	広報広聴課
7	災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	豊橋石油業協同組合 愛知県石油商業組合 東三河第1地区	H14. 11. 28	災害時に知り得た災害情報、応急措置用資機材の提供及び自動車用燃料油類の優先供給並びに被災者、帰宅困難者への支援活動	防災危機管理課
8	ティーズ市政番組制作放送業務委託(緊急時)	豊橋ケーブルネットワーク(株)	H15. 4. 1	災害時における非常災害情報の放送	広報広聴課
9	災害時における情報提供に関する協定	豊橋鉄道(株)	H15. 10. 24	鉄道軌道線車両を運転する者における災害情報の提供	防災危機管理課
10	大規模地震災害時における応急仮設住宅用地の提供に関する協定	シンフォニアテクノロジー(株)豊橋製作所 日東電工(株)豊橋事業所 三菱ケミカル(株)愛知事業所	H16. 12. 1 H16. 12. 24 H17. 2. 14	応急仮設住宅建設用地の提供	住宅課
11	災害時対応型情報伝達機能付自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン(株)	H17. 9. 21 (H24. 3. 1)	自動販売機による災害情報伝達、自動販売機内の飲料水提供	防災危機管理課
12	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県内 23 市町、8 組合	H18. 3. 30 (R4. 3. 31)	遺体の火葬、火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋、火葬場の業務に係る人員の派遣等	福祉政策課
13	豊橋市災害ボランティアセンター本(支)部の開設及び運営に関する協定	(福)豊橋市社会福祉協議会	H20. 3. 31	災害時のボランティア活動支援について、災害ボランティアセンター本(支)部の共同開設及び運営協力	市民協働推進課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
14	災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書	(公財)豊橋市国際交流協会	H22. 6. 25	災害時の通訳ボランティアの派遣	多文化共生・国際課
15	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	会員都市 13 市町	H22. 11. 8	言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、翻訳・通訳、職員の派遣、大使館等との連絡調整等の相互支援	多文化共生・国際課
16	大規模災害時における情報提供業務に関する協定	株)エフエム豊橋	H23. 3. 29	災害時における非常災害情報の放送	広報広聴課
17	大規模災害時における情報提供業務に関する協定	豊橋ケーブルネットワーク(株)	H23. 3. 29	災害時における非常災害情報の放送	広報広聴課
18	災害時における要援護者の受入れに関する協定	(福) さわらび会	H23. 6. 24	災害時に指定避難所での避難生活が困難な障害者等の人々を民間施設で受入れる	福祉政策課
		(福) 豊生会			
		(福) 双樹会			
		(福) 豊橋市福祉事業会			
		(福) 永信会			
		(福) 一誠福祉会			
		(福) 王寿會			
		(福) 寿宝会	H25. 12. 1		
		(福) 松竹会			
		(医) さわらび会			
		(福) 豊生会			
		(福) 一誠福祉会	H25. 12. 1		
		(福) 寿宝会			
		(医) 光生会			
		(医) 尽誠苑			
		(医社) 誠淳会	H25. 12. 1		
		(医) 常念会			
(社医) 明陽会					
(福) 童里夢					
(福) ふたば	H27. 12. 2				
(福) 豊生ら・ばるか					
(福) さわらび会					
(福) 一誠福祉会					
(福) 王寿會					
(医) 信愛会	R3. 1. 4				
(有) ナーシングホーム 気の里					
(株) オリジン					
(福) 王寿會					
19	三河海上保安署と豊橋市との消防業務協定	三河海上保安署	H23. 7. 1	豊橋港及び豊橋市海岸線付近における消防業務の協力	消防救急課
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 7. 13	現地調査情報連絡員を派遣し情報交換を行う	防災危機管理課
21	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	愛知県葬祭業協同組合 (社) 全日本冠婚葬祭互助協会	H23. 12. 7	棺、骨壺、ドライアイス、防腐剤等の葬祭用品の供給	市民課
22	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	(社) 全国霊柩自動車協会	H23. 12. 7	霊柩自動車等による遺体搬送、必要機材や作業等役務の提供	市民課



	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
23	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	(株)シーパレス 他 17 施設	H24. 2. 27	津波の被害が発生するおそれがある場合における一時避難施設としての利用	防災危機管理課
		(社福)寿宝会 他 3 施設	H25. 2. 1		
		(株)睦運送 他 1 施設	H25. 7. 1		
		おかだ家	H29. 6. 9		
24	災害・事故などの緊急時における情報システムの業務継続に関する協定	豊橋ケーブルネットワーク(株)、他 10 社	H24. 4. 2	自然災害又は事故等により、豊橋市の使用する情報システム、情報通信ネットワークが被災した場合における応急復旧その他の応急処置の協力	情報企画課
25	一般国道 23 号の一部を緊急避難場所として使用することに関する覚書	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所	H24. 8. 20 (H29. 9. 12)	一般国道 23 号の緊急避難場所としての利用	防災危機管理課
26	災害時における避難者の受け入れに関する協定	学校法人愛知大学	H24. 12. 19	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
27	災害時における隊友会の協力に関する協定	愛知県隊友会豊川支部	H25. 2. 6	被災状況の情報収集・提供、応急対策業務の援助	防災危機管理課
28	災害時における豊橋市指定金融機関との公金取扱事務に関する協定書	(株)三菱 UFJ 銀行	H25. 3. 25	災害発生時の公金の円滑な取り扱い	会計課
29	豊橋市が愛知県立時習館高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立時習館高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
30	豊橋市が愛知県立豊橋東高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立豊橋東高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
31	豊橋市が愛知県立豊丘高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立豊丘高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
32	豊橋市が愛知県立豊橋商業高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立豊橋商業高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
33	災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定	豊川市	H25. 3. 29	地震等の災害時により被災者支援システムの運用が困難になった場合の被災者支援システムの稼働に必要な機器の貸与及び職員の派遣	情報企画課
		蒲郡市			
		新城市			
		田原市			
		設楽町			
東栄町					
34	ため池管理に関する協定	豊橋北部土地改良区	H25. 7. 1 (R3. 7. 1)	ため池の適正管理	農地整備課
		二川土地改良区			
		豊橋北西部土地改良区			
		豊橋南部土地改良区			
35	災害時における環境安全の調査等に関する協定	(一社)愛知県環境測定分析協会	H26. 2. 12	災害時の環境安全調査	環境保全課
36	災害時における避難者の受け入れに関する協定	(株)サイエンス・クリエイト	H26. 3. 5	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
37	災害時における避難者の受け入れに関する協定	愛知県立豊橋工科高等学校	H26. 3. 5	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
38	災害時安否確認情報の提供に関する協定	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会	H26. 5. 1	災害時における、居宅介護サービス利用者の安否確認情報提供	長寿介護課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
39	災害時における燃料油類の供給に関する協定	マルシメ(株)	H26. 10. 16	災害時における燃料油類の供給	防災危機管理課
40	災害時における要支援者等の輸送協力に関する協定	愛知県タクシー協会	H26. 11. 21	災害時において、高齢者、障害者及び負傷者等の要支援者等に対する福祉避難所又は医療機関への輸送協力	福祉政策課 健康政策課
41	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	(株)大木家	H27. 3. 20	オーギヤ WO 立体駐車場を津波発生時の一時避難場所として利用	防災危機管理課
42	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	(株)伸喜	H27. 3. 20	タイキ藤沢店立体駐車場を津波発生時の一時避難場所として利用	防災危機管理課
43	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H27. 4. 20	災害時等における地図製品の供給	防災危機管理課
44	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定	豊北学校給食(株)	H27. 8. 26	北部学校給食共同調理場における炊き出しと避難所への配送に関する協定	保健給食課
45	災害時等における給食業務等の協力に関する協定	(株)ミツオ	H27. 8. 26	南部学校給食共同調理場における炊き出しに関する協力	保健給食課
46	災害時等における給食配送業務等の協力に関する協定	愛知県東部貨物運送事業協同組合	H27. 8. 26	共同調理場における炊き出しの配送に関する協定	保健給食課
47	災害時における防災活動拠点の提供に関する協定	シンフォニアテクノロジー(株)豊橋製作所	H28. 2. 25	防災活動拠点として技術開発センター(コミュニケーションエリア、202会議室)と運動場を使用する	防災危機管理課
48	災害時におけるバス利用に関する協定	豊鉄バス(株) 豊鉄観光バス(株) 東神観光バス(株)	H28. 8. 18	大規模災害時に被災者(帰宅困難者及び要搬送患者を含む)のバスによる輸送、支援業務に関する協力	防災危機管理課
49	災害時における要支援者等の輸送に伴うタクシーへの優先的な燃料供給に関する協定	愛知県タクシー協会 中部プロパンスタン ド株式会社	H28. 9. 1	災害時において、タクシーによる要支援者等の輸送を行う 災害時において、要支援者等の輸送に協力するタクシーへ優先的に燃料供給を行う	防災危機管理課
50	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書	愛知県 LP ガス協会東三河支部	H28. 9. 26	災害時に液化石油ガス及び燃焼器具の優先供給	防災危機管理課
51	豊橋市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊橋営業所の災害時における相互協力に関する協定書	中部電力パワーグリ ッド(株)豊橋営業所	H28. 10. 12 (R2. 2. 26)	非常時の停電情報の提供、優先的な電力復旧、道路の啓開、敷地および施設の提供並びに定期的な情報交換の実施	防災危機管理課
52	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)名古屋支店	H29. 1. 27	非常時の特設公衆電話の設置及び利用・管理等について定め、被災者の通信手段を確保する	防災危機管理課
53	災害時の支援協力に関する協定書	豊橋開拓土地改良区	H29. 2. 1	大規模災害時に浄水装置を利用した生活用水や蓄電池等を利用した電力の無償提供	農地整備課
54	大規模災害時における情報提供に関する協定	豊橋ステーションビル(株)	H29. 3. 10	豊橋駅東西自由連絡通路内カルミア壁面のデジタルサイネージを利用し滞留者への情報提供を行う	土木管理課
55	災害時等における小型無人機による情報収集等に関する協定	(株)サイエンス・クリエイト 三信建材工業(株) (株)あづま	H29. 3. 27 H29. 5. 11	災害時に被災状況の確認のため小型無人機の出動を要請し、情報収集活動を行う	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
55	災害時等における小型無人機による情報収集等に関する協定	日本スカイフロント(株)	H29. 8. 24	災害時に被災状況の確認のため小型無人機の出動を要請し、情報収集活動を行う	防災危機管理課
56	災害時等における情報提供に関する協定	独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	H29. 3. 31	災害時に河川等に関する情報提供が受けられるもの	農地整備課
57	豊橋市と三河湾明海地区産業基地運営自治会及び株式会社デンソー豊橋製作所との応急救護所包括連携に関する協定書	三河湾明海地区産業基地運営自治会 (株)デンソー豊橋製作所	H30. 9. 3	防災倉庫、防災備蓄品等の維持管理、応急救護所の運営、連絡通路の運用及び維持管理	産業政策課
58	地方創生とSDGsの推進に関する包括連携協定	東京海上日動火災保険(株) 豊橋信用金庫	H30. 12. 6	豊橋市における地方創生とSDGs(持続可能な開発目標)の推進	政策企画課
59	災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書	東愛知生コンクリート協同組合	H30. 12. 26 (R2. 1. 8)	災害時における生活用水(飲料水を除く)の確保、消火活動支援の協力	防災危機管理課
60	道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定	国土交通省中部地方整備局 愛知県	H31. 4. 17	防災活動拠点として道の駅「とよはし」を使用	防災危機管理課
61	道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定	株式会社JAあぐりパーク食彩村	H31. 4. 17	防災活動拠点として道の駅「とよはし」を使用	防災危機管理課
62	災害時における豊橋市河川施設(排水機場等)の応急救護業務に関する協定書	音羽電機(株) (株)アイテム (株)ケイテック (株)マナック (株)豊設備	R1. 8. 30	災害時に市が管轄する河川施設の応急救護業務を行うための資材、労力等の提供を受けられるもの	河川課
63	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1. 10. 1	災害時における市民への情報発信の協力	防災危機管理課
64	豊橋市立八町小学校他7校に設置する災害対応型自販機に係る災害時救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)VM岡崎支店豊橋セールセンター	R2. 3. 25	災害対応型自販機の機内在庫の商品の提供	教育政策課
65	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知県建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	R2. 5. 29	大規模災害時における家屋の被害状況調査の際の会員の派遣	市民税課
66	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する協定	東愛知日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	R2. 7. 28	電気自動車による避難所及び関連施設への電力の供給をするもの	防災危機管理課
67	災害発生時における防疫活動の協力に関する協定	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	R2. 8. 24	地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るもの	防災危機管理課
68	災害時における相談業務等に関する協定	愛知県弁護士会 愛知県司法書士会	R2. 8. 19	被災者等の生活再建を目的とした、専門家による相談会を実施	安全生活課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
68	災害時における相談業務等に関する協定	公益財団法人愛知県 宅地建物取引業協会 東三河支部 愛知県行政書士会東 三支部 愛知県土地家屋調査 士会 愛知県社会保険労務 士会 豊橋市社会福祉協議 会	R2. 8. 19	被災者等の生活再建を目的とした、専 門家による相談会を実施	安全生活課
69	豊橋市とサーラエナジー株 式会社との災害時にお ける相互協力に関する協定	サーラエナジー株式 会社東三河支社	R2. 11. 27	円滑な相互連携・協力を図ることを目 的とするもの	防災危機管理課
70	豊橋市と豊橋市内郵便局等 との包括連携協定	豊橋市内で業務を行 う郵便局 48 局	R3. 3. 2	郵便局所有車両の提供や避難者の避 難先リストの相互提供等	政策企画課
71	災害時における避難者の受 け入れに関する協定	学校法人高倉学園 豊 橋中央高等学校	R3. 3. 2	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
72	災害時におけるトレーラー ハウス提供に関する協定	一般社団法人日本 RV・トレーラーハウ ス協会	R3. 3. 11	トレーラーハウスを避難所、福祉避難 所、応急仮設住宅、ボランティアセン ター等として提供	防災危機管理課
73	災害時における避難者の受 け入れに関する協定	学校法人藤ノ花学園	R3. 3. 15	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
74	災害時における協力業務等 に関する協定書	(株)天國典礼 (株)出雲殿 有限会社たなか葬祭 センター (株)田中仏具店 (株)ちぎり葬祭 有限会社中央葬祭 (株)ティア (株)東海典礼 東三葬具有限会社 豊橋葬具霊柩(株) (株)トワーズ (株)富士通商 (株)プレス (株)ベルコ三河 有限会社丸金横江仏 具店 三河葬具愛心殿(株) メモリアル第一	R3. 4. 1	遺体の収容、安置及び搬送並びに当該 収容等に必要な棺、ドライアイス、消 耗品等の物品	市民課
75	災害時における相互連携に 関する協定	西日本電信電話株式 会社名古屋支店	R3. 6. 28	災害による大規模通信障害の情報共 有、道路啓開、迅速な災害復旧の連携	防災危機管理課
76	災害時等における給食支援 業務等の協力に関する協定 書	(株)豊橋スクールラン チ	R4. 3. 3	曙学校給食センターにおける炊き出 しと避難所への配送に関する協定	保健給食課
77	災害等における捜索救助犬 の出動に関する協定	災害救助犬 HDS K9	R4. 3. 30	大規模災害等の発生時、人命救助のた め、災害救助犬による迅速な捜索活動 を可能にするもの	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
78	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	R4. 4. 1	愛知県による航空機を用いた消防の支援	消防救急課
79	ドローン活用促進に関する協定	DJI JAPAN 株式会社 中京テレビ放送株式会社	R5. 2. 28	災害対応時におけるドローンの更なる活用を促進するもの	防災危機管理課

## X 防災関係機関災害対策活動組織

### 1. 中部地方整備局豊橋河川事務所

#### ○風水害対策支部運営要領

##### 第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第5編風水害対策編」に基づき、豊川、矢作川に係る風水害対策支部（以下「支部」という。）の円滑な運営を図るため、支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

##### 第2条 組織

###### 1. 支部の組織

支部の組織は、別表-1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班、占用調整班、豊川対策班、一宮対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

###### 2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

###### 3. 支部長、副支部長、支部室付

(1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。

(2) 副支部長は各副所長、事業対策官をもってあて、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。

(3) 支部室付は上席専門職とし、副支部長の指揮を補佐する。

(4) 事務所長に事故等があったときは、副所長(事務)、副所長(技術)、副所長(技術)、事業対策官の順をもって、支部長の職務の代行をする。

###### 4. 各班

###### (1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官(用地)とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

###### (2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門職(工務)とし、班員は工務課職員をもって組織する。

###### (3) 調査班

班長は調査課長、副班長は水防企画係長とし、班員は、建設専門官(電通)、調査課職員をもって組織する。但し、電気通信係員(矢作ダム併任)は矢作ダム管理所の体制要員とする。

###### (4) 管理班

班長は管理課長、副班長は品質確保課長とし、班員は管理課、品質確保課職員をもって組織する。また、放水路要員として総務班職員2名を編入して組織する。

###### (5) 占用調整班

班長は占用調整課長、副班長は専門官(占用調整)とし、班員は占用調整課職員をもって組織する。

###### (6) 豊川対策班

班長は豊川出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は豊川出張所職員をもって組織する。

###### (7) 一宮対策班

班長は一宮出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は一宮出張所職員をもって組織する。

(8) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(9) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表-2のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 調査課長は、風水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、事務所長に報告するものとする。事務所長は報告を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

イ 支部長は被害状況等を確認後、風水害の体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

準備体制 「愛知県に大雨に関する注意報等が発令されるなど、出水が予想される場合」

「寒狭川頭首工が風水害に係る体制に入った場合」

監視体制 「豊川放水路分派堰のゲートを開いた後、放水路第一水位観測所の水位が降下を始め、降雨状況・予報などを勘案し水防団待機水位を下回ることが見込まれ、監視する場合」

注意1体制 「豊川が、豊川水系豊川放水路分流堰操作規則に定める洪水警戒体制をとる必要がある場合（放水路第一水位観測所の水位が4.00mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき）で、なおかつ、矢作川において注意体制をとる必要がない場合」

注意2体制 「直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位が水防団待機水位（指定水位）に達する恐れがある場合」

「台風が東海地方に接近する恐れがある場合」

「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量 400m<sup>3</sup>/s）に達する恐れがある場合」

「直轄河川河口部において、高潮、風浪等により被害が発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

警戒体制 「直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがある場合」

「直轄管理区間の各所で小規模な災害が発生した場合」

「大型台風が東海地方に接近する恐れがある場合」

「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量 800m<sup>3</sup>/s）に達した場合」

「高潮警報、暴風波浪警報等が発表され、直轄河川河口部において高潮、風浪等による被害が発生または発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

非常1体制 「豊川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達する恐れがある場合」

非常2体制 「矢作川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達し、かつ避難判断水位に達する恐れがある場合」

「直轄管理区間で重大災害が発生、又は発生する恐れがある場合」

「大型台風が東海地方に来襲した場合」

「直轄河川河口部において、高潮による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

(2) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

1) 災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合

2) その他、支部設置の必要性がなくなつたと判断された場合

#### 7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

### 第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表-3を原則とするが、班長は気象情報等により班の所掌事務を迅速に実施する上で、要員の強化が必要と判断した場合、班の要員を増員しなければならない。

なお所属する班に他班からの応援が必要となった場合は、支部室の判断を受けるものとする。

#### (1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに別表-3に基づき必要人員を確保するものとする。

#### (2) 夜間・休日等の参集配置

勤務時間外に支部が設置された場合、各班の班長は別表-3に基づき必要人員を参集させるものとする。

### 第4条 その他の事項

#### 1. 交替

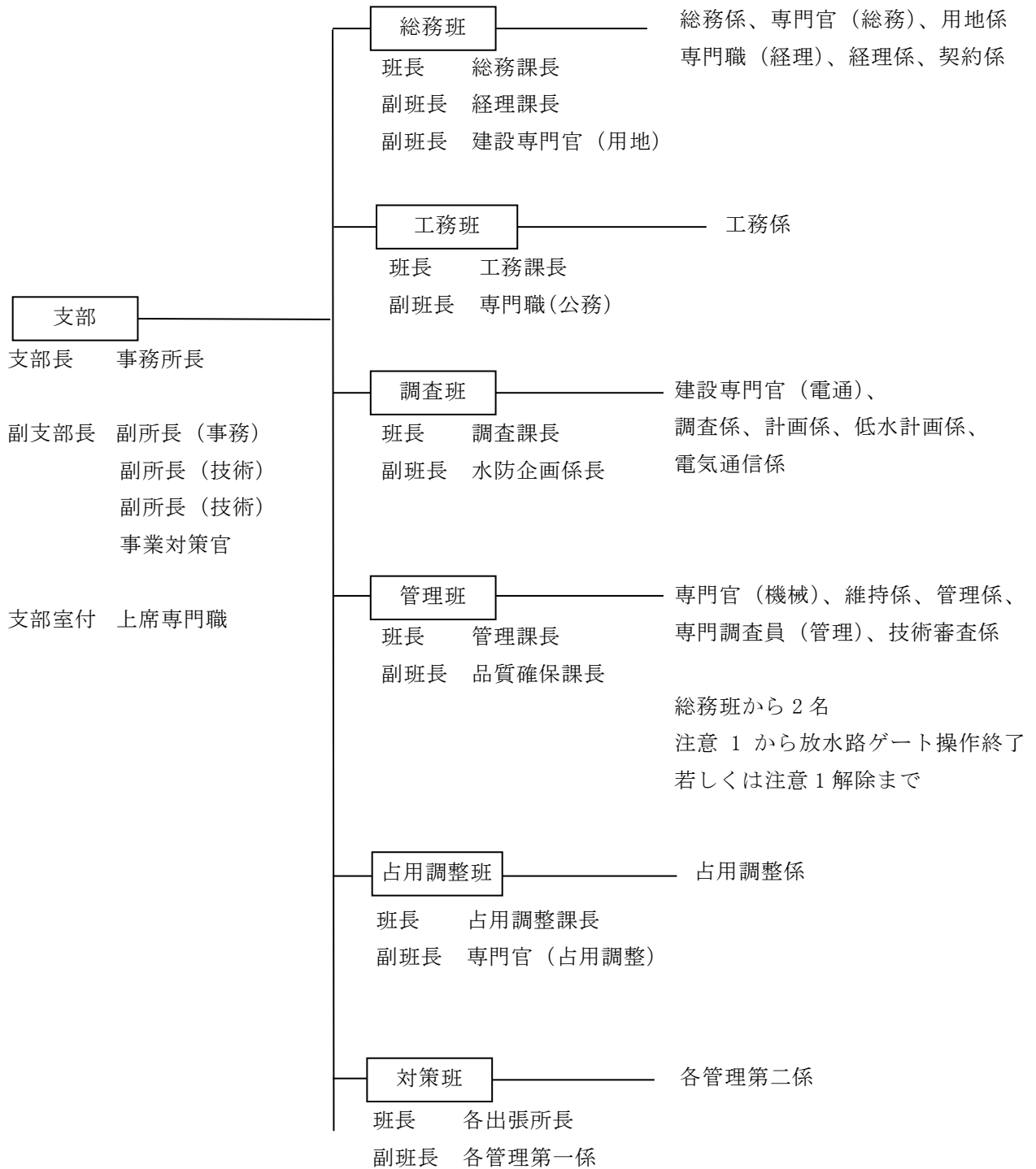
支部長は当番者が注意、警戒、非常体制が一昼夜以上にわたるときは、午前10時をもって次の者と交替できるよう配慮する。

#### 2. タクシー、自宅電話の使用

公共機関の利用が不可能な時に公務のためタクシーを使用した場合、ならびに公務のため自宅電話を使用した場合においては、別紙-1によるものとする。



別表－1 風水害対策支部組織一覧表



別表 - 2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部の業務運営を統轄する。</li> <li>2 体制の発令、解除を行う。</li> <li>3 気象情報、水防活動、災害時の状況資料の総括的収集並びに発表に関する     ことを行う。</li> <li>4 支部および関係諸機関への災害状況の報告並びに連絡を行う。</li> <li>5 災害対策に関する総合企画および立案を行う。</li> <li>6 地域支援に関する調整及び立案を行う。</li> <li>7 他官庁との情報交換を行う。</li> <li>8 報道機関への情報提供を行う。</li> <li>9 一般市民への情報提供を行う。</li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動員配置状況の確認を行う。</li> <li>2 動員による勤務時間管理に関する事務を行う。</li> <li>3 支部内、支部外より派遣される職員の移動に関する事務を行う。</li> <li>4 動員体制による炊き出し、食料等の調達を行う。</li> <li>5 関係記録および書類の整理収録、並びに保管を行う。</li> <li>6 その他、庶務に関する一般事務を行う。</li> <li>7 部員の負傷、発病に関する措置、手配、入院手続、看護に関する業務を行う。</li> <li>8 罹災職員家族に関する業務を行う。</li> <li>9 動員体制下における部員の健康管理に関する事務を行う。</li> <li>10 物資備品類の購入、請負等一切の契約事務を行う。</li> <li>11 物資、備品類の管理を行う。</li> <li>12 国有財産、仮設物備品等の被害状況調査を行う。</li> <li>13 建設機械および自動車類を管理する。</li> </ol>
工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生状況等の把握を行う。</li> <li>2 対策班より、危険箇所の発見もしくは、災害発生の報告を受けたときは、ただちに支部長に報告する。</li> <li>3 危険箇所もしくは、災害が発生し、緊急に措置をする必要がある場合は、支部長の指示を受け、その対策を立案する。</li> <li>4 前項の場合においては、対策班と連絡を密にし、対策を実施に移すべく諸般の事務を行う。</li> </ol>
調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報を収集し、状況を把握し支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。</li> <li>2 災害対策本部等からの情報を受けた場合は、支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。</li> <li>3 降雨状況、出水状況を把握し、記録を整理して、適宜支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。</li> <li>4 管内の水防警報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。</li> <li>5 管内の洪水予報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。</li> <li>6 関係自治体から地域支援に関する情報を収集し、支部長に報告する。</li> <li>7 河川情報センターへ情報の伝達を行う。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 高水流量観測を行う。</li> <li>9 治水効果の公表に係る資料作成を行う。</li> <li>10 水防に必要な電気通信施設等の保守を行う。</li> <li>11 排水機場、水閘門、陸閘等の電気設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。</li> <li>12 寒狭川頭首工の操作状況の把握および確認を行う。(事業対策官又は条係長対応)</li> </ul>
管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 河川管理施設の状況把握を行う。</li> <li>2 直轄水防および一般水防の状況の把握及び確認を行う。</li> <li>3 樋門、樋管の操作状況の把握および確認を行う。</li> <li>4 水防対策に関する記録を整理し、保管する。</li> <li>5 豊川放水路分流堰の操作状況の把握および確認を行う。</li> <li>6 豊川水系豊川放水路分流堰操作規則および同細則に従い業務に従事する。</li> <li>7 排水機場、水閘門、陸閘等の機械設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。</li> <li>8 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関する業務に従事する。</li> </ul>
占用調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 利水ダムの操作状況の把握および確認を行う。</li> <li>2 利水ダム水防対策に関する記録を整理し、保管する。</li> <li>3 水門、樋門等許可工作物の管理状況調査およびこれに対する必要な指示を行う。</li> </ul>
対策班 (豊川・一宮・岡崎・安城出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水防に関する通報連絡を受け、班内に連絡する。</li> <li>2 動員状況を把握し、総務班に報告する。</li> <li>3 班内に負傷者、発病者、罹災者の発生した場合救護を行う。</li> <li>4 物資・資材の調達業務を行う。</li> <li>5 材料・資材、仮設物・国有財産の管理を行い、災害の発生した場合ただちに調査し、災害報告書を作成し、総務班に報告する。</li> <li>6 班の資金関係事務を行う。</li> <li>7 班員の健康を管理する。</li> <li>8 関係記録を整理保管する。</li> <li>9 緊急に措置をする必要がある危険箇所もしくは、災害が発生した場合は、工務班と連絡を密にし、対策を実施する。</li> <li>10 堤防調査を実施し、危険箇所および災害状況の調査を行い、速かに工務班に連絡する。</li> <li>11 一般水防に協力する。</li> <li>12 出水による各種調査観測に協力する。</li> <li>13 関係記録を整備保管する。</li> <li>14 資材等運搬ルートの確認を行う。</li> </ul>

別表-3 人員配置表（風水害）

班 名	準備	監視	注意 1	注意 2	警 戒	非 常	摘 要
支部室	—		1 名	1 名	3 名	6 名	
総 務	—	〔委託運転手〕 1 名	〔委託運転手〕 2 名 〔委託運転手〕 2 名	〔委託運転手〕 3 名 〔委託運転手〕 3 名	〔委託運転手〕 6 名 〔委託運転手〕 3 名	〔委託運転手〕 11 名 〔委託運転手〕 4 名	・注意 1 体制の 2 名 + 委託運転手 2 名は、放水路巡視・操作要員とする。監視体制の委託運転手は、現場確認必要時及びゲート全閉操作時に招集する。
工 務	—	—	—	1 名	3 名	5 名	・災害発生時対応等
調 査	1 名	1 名	3 名	4 名	8 名	12 名	・注意 1 体制の 3 名中 1 名は、放水路警報局動作確認要員（電通）とする。放水路開放時の記者投込み。支部体制に係る所内電光掲示板操作、ゲート全閉時の放水路警報局消灯 ・但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。
管 理	1 名	1 名	2 名	2 名	4 名	7 名	・注意 1 体制の 2 名は、放水路巡視・操作要員とする。
占用調整	(2 名)	—	(2 名)	2 名	2 名	3 名	・（ ）は、利水・補助ダム連絡要員とし、携帯電話による在宅対応を可能とする。
各対策	—	—	豊川のみ 1 名 〔委託運転手〕 1 名	該当河川 各 1 〔委託運転手〕 各 1 名	各 2 名 〔委託運転手〕 各 1 名	各 3 名 〔委託運転手〕 各 1 名	
計	2 名 (2 名)	2 名 〔委託運転手〕 1 名	9 名 (2 名) 〔委託運転手〕 3 名	17 名 〔委託運転手〕 7 名	34 名 〔委託運転手〕 7 名	56 名 〔委託運転手〕 7 名	放水路要員は、下記編成を原則とする。 ・ゲート全開時、巡視及びゲート操作（車 2 台）：総務班 2 名、管理班 2 名、委託運転手 2 名 ・ゲート全閉時、ゲート周辺安全確認及びゲート操作（車 1 台）：管理班 1 名、委託運転手 1 名

- ※・各班の構成は組織一覧表のとおりとする。
- ・人員は状況に応じて増減することがある。
- ・台風時には6時間前を目途に人員を確保する。
- ・放水路要員は、放水路ゲート操作後は各班に帰化するものとする。
- ・監視体制時に現場確認に行く場合は、原則、委託運転手を手配し確認に行くものとする。（災害対策室に1名残る）
- ・監視体制に就いている職員等が緊急を要すると判断した場合は、職員2名で現場確認に行くものとする。（官携帯所）
- ・放水路ゲートを閉める際は、原則、委託運転手を手配し行うものとする。
- ・事務所ホームページへの体制・放水路情報の表示・消去は、原則、上席専門職・総務班で行うものとする。（休日、監視体制を解除する場合、調査班）
- ・リエゾンについては、派遣要請があった場合に、班長と調整し指名するものとする。リエゾンの構成は、建設専門官相当以上1名、係長相当以上1名の計2名（技官1名、事務官1名）を原則とする。
- ・寒狭川頭首工からの連絡要員は、事業対策官または糸係長。携帯電話による対応可。
- ・再任用職員の配置は、勤務時間内及び非常体制時とする。

#### 別紙－1

風水害時において公務のためタクシー、自宅電話を使用した場合の取扱いについて

風水害時において公務のためタクシー、自宅電話を使用した場合の取扱いについては、下記により処理することができるものとする。

#### 記

##### 1. タクシーの使用

(1) タクシーを使用できるのは、次の場合とする。

原則として、深夜等のため電車、バス等の公共交通機関が利用できない場合とするが、運行時間帯であっても、発車の間隔が空いた時間帯（30分程度以上）は各自判断して使用すること。通常時間に公共交通機関を使用していない者であっても、各自の安全を確保するために必要と判断される場合は使用できる。

(2) タクシーを使用した者は、乗車後必ず領収書を発行して貰い、領収書とともに様式1により所属の課長等の使用証明を受けて請求するものとする。

##### 2. 自宅電話の使用

(1) 自宅電話を公務で使用した者は、電話会社に連絡し、該当する発信記録を発行して貰い、発信記録とともに様式1により所属の課長等の使用証明を受けて請求するものとする。

様式 1

## 立替払請求書

¥ \_\_\_\_\_

但し、

〇〇〇〇使用料金

として立替払いをしたので請求します。

平成 年 月 日

官署支出官中部地方整備局  
総務部長 殿

所属 〇〇〇〇課  
氏名 〇〇 〇〇 印

上記のとおり立替払いしたことを証明する。

官職 〇〇〇〇課長  
氏名 〇〇 〇〇 印

指定振込先金融機関		預金種別	口座番号
××銀行	□□支店	普通	××××××××

## ○地震災害対策支部運営要領

### 第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第3編地震災害対策編、第4編津波災害対策編」に基づき、地震災害等対策支部（以下「対策支部」という。）の円滑な運営を図るため支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

また、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）「地震防災基本計画」及び国土交通省「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画」に基づき、想定東海・東南海・南海地震（マグニチュード8級）の警戒宣言発令時等における豊橋河川事務所の掌握に係る地震防災応急対策等について定める。

### 第2条 組織・運営

#### 1. 支部の組織

支部の組織は、別表-1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班、占用調整班、豊川対策班、一宮対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

#### 2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

#### 3. 支部長、副支部長、支部室付

- (1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。
- (2) 副支部長は各副所長、事業対策官をもってあて、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。
- (3) 支部室付は上席専門職とし副支部長の指揮を補佐する。
- (4) 事務所長に事故等があったときは、副所長（事務）、副所長（技術）、副所長（技術）、事業対策官の順をもって支部長の職務を代行する。

#### 4. 各班

##### (1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官（用地）とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

##### (2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門職（工務）とし、班員は工務課職員をもって組織する。

##### (3) 調査班

班長は調査課長、副班長は水防企画係長とし、班員は建設専門官（電通）、調査課職員をもって組織する。但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。

##### (4) 管理班

班長は管理課長、副班長は品質確保課長とし、班員は管理課、品質確保課職員をもって組織する。

##### (5) 占用調整班

班長は占用調整課長、副班長は専門官（占用調整）とし、班員は占用調整課職員をもって組織する。

##### (6) 豊川対策班

班長は豊川出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は豊川出張所職員をもって組織する。

##### (7) 一宮対策班

班長は一宮出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は一宮出張所職員をもって組織する。

##### (8) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(9) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表-2のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 調査課長は、震度4以上の地震又は津波注意報が発令された場合、速やかに事務所長に第一報を報告するものとする。事務所長は第一報を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

但し、河川に限り、震度4であっても注意体制に入るのは以下の事象に限る。

①出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合。

②既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

イ 支部長は被害状況を確認後、防災体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

ウ あらかじめ指名されている初動参集者は、支部設置基準に該当する地震等が発生した場合には原則として自動的に勤務地へ参集するものとする。

注意体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度4を発表した場合」  
但し、河川に限り、震度4であっても注意体制に入るのは以下の事象に限る。①  
出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合。  
②既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

II. 「気象庁が事務所管内の地域（愛知県外海、伊勢・三河湾）で津波注意報を発表した場合」

III. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

警戒体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度5（弱・強）を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域（愛知県外海、伊勢・三河湾）で津波警報（ツナミ）を発表した場合」

III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による災害が発生した場合」

IV. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

非常体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度6弱以上を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域（愛知県外海・伊勢湾・三河湾）で津波警報（オオツナミ）を発表した場合」

III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による大規模な災害が発生した場合」

IV. 「その他事務所長が必要と認めた場合」



別表 豊橋河川事務所の体制の基準となる地震観測所

事務所	気象庁観測所	地方公共団体観測所	(独)防災科学技術研究所震度観測点
豊橋	①新城市矢部 (愛知県東部、新城東高校) ②豊橋市向山 (愛知県東部、向山緑地)	③新城市東入船(新城市役所) ④豊川市諏訪(豊川市消防署) ⑤豊川市一宮町(一宮総合支所) ⑥豊川市小坂井町(小坂井支所) ⑦豊橋市東松山町(豊橋市消防本部)	⑧豊田市小坂町 ⑨安城市和泉町
	①豊田市小坂本町 (愛知県西部、豊田産業文化センター) ②岡崎市若宮町 (愛知県西部、若宮公園)	③豊田市長興寺(豊田市消防本部) ④豊田市畷部西町(畷部小学校) ⑤安城市横山町(安城消防署) ⑥碧南市松本町(碧南市役所) ⑦西尾市矢曾根町(西尾市消防本部) ※) 恵那市上矢作町	

(参考)

上記震度観測点は、豊川・矢作川直轄管理区間近隣(概ね5km以内)の観測点(沿川市ごとに1箇所は選定)であり、事務所の体制(施設点検実施)を判断する基準とする。

※印の観測地点については、地元自治体より情報を収集した内容により判断する。

(2) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

「災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなったとき」

「その他、支部設置の必要性がなくなったと判断されたとき」

7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表-3を原則とするが、状況に応じて支部室と協議の上変更することができる。

(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 夜間・休日等における参集配置

ア 各班の初動参集職員は、各班長があらかじめ別紙-3人員を確保するため指名しておくこと。

イ 初動参集職員は大規模地震等の発生を知り得た場合には、テレビ・ラジオ等で震度等を確認することにより自ら支部設置の体制を判断し、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共交通機関等が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で本勤務地に参集することを原則とする。

本勤務地に参集することができないやむを得ない事由がある場合には、速やかに本勤務地に連絡し、確認を受けるよう努めるものとする。なお、やむを得ない事由が解消された場合には、速やかに本勤務地に参集するものとする。

初動参集職員が参集できない場合には、各班の班長は速やかに別表-3の人員を確保するよう努

めること。

ウ 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。なお、やむを得ない事由として例えば次のような場合が考えられる。

◆職員の現住居が滅失または損失した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。(単身赴任者が滅失または損失した家族の住居の復旧作業等自ら従事することが必要な場合等も含まれる。)

◆職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。

◆職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。

◆職員が出張中または旅行中であって、直ちに参集できない場合。

◆職員が傷病もしくは職員の家族の介護のために参集できない場合。

◆職員の現住居から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

(3) (1)、(2) 該当の職員以外の職員にあつては、緊急連絡が入らない限り通常の勤務体制で出勤するものとする。

#### 第4条 地震災害警戒支部

##### (1) 警戒支部の組織

本地震災害対策支部運営要領の該当する条項の「対策支部」を「警戒支部」に読み替えるものとする。

##### (2) 警戒支部の掌握事務

本地震災害対策支部運営要領の該当する条項の「対策支部」を「警戒支部」に読み替えるものとする。

##### (3) 警戒支部の設置及び廃止

1) 事務所長は、以下の体制及び発令基準により、豊橋河川事務所内に警戒支部を設置するものとする。

注意体制 「東海地震観測情報が発表された場合」

警戒体制 「東海地震注意情報が発表された場合」

非常体制 「東海地震予知情報が発表された場合」

「東海地震の警戒宣言が発せられた場合」

「東海地震注意情報が発表された場合で、中部地方整備局長(警戒本部が設置されている場合は警戒本部長)が必要と認めた場合」

2) 警戒支部長は、次に該当する場合、警戒支部を移行・廃止するものとする。

「気象庁が発表する東海地震に関する情報、警戒宣言その他これらに関する情報(東海地震関連情報等)の解除が発せられたとき」

「地震災害の発生により災害対策支部が設置されたとき」

「その他、警戒支部設置の必要がなくなったと判断されたとき」

##### (4) 警戒宣言等の伝達等

ア 東海地震に係る観測情報、判定会の招集、警戒宣言その他これらに関する情報(以下「地震予知情報等」という。)については本局企画部企画課において一元的に把握される。

国土交通省防災課防災対策室より中部地方整備局総合対策班長(企画課長)へ連絡が入るので、企画課長から携帯電話メールを使った緊急情報支援システム(NTT DOCOMO)を使用し、中部地方整備局職員に一斉配信される。

イ 緊急情報支援システムにより伝達された地震予知情報等を受信する豊橋河川事務所の代表職員は、事務所長、調査課長、管理課長である。代表職員は地震災害対策支部連絡網により各職員へ連絡する。

(5) 動員

支部の動員体制は、第3条に定める対策支部の動員体制に準じるものとする。

(6) 河川管理施設等に関する対策

ア 警戒宣言が発せられた場合には、緊急点検及び巡視を行い、状況の把握に努めるものとする。なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置を執るよう工作物の管理者を指導するものとする。

イ 地震予知情報において津波の発生が予想される場合、法令に基づく操作規則等に定めるところにより必要に応じて、水門、閘門及び内水排除施設の操作の体制に入り、操作に必要な準備を行うとともに、操作を行うものとする。なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置を執るよう工作物の管理者を指導するものとする。

ウ 地震発生に伴う被災防止・軽減を図るため、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止その他の保全措置をとるものとする。

## 第5条 その他の事項

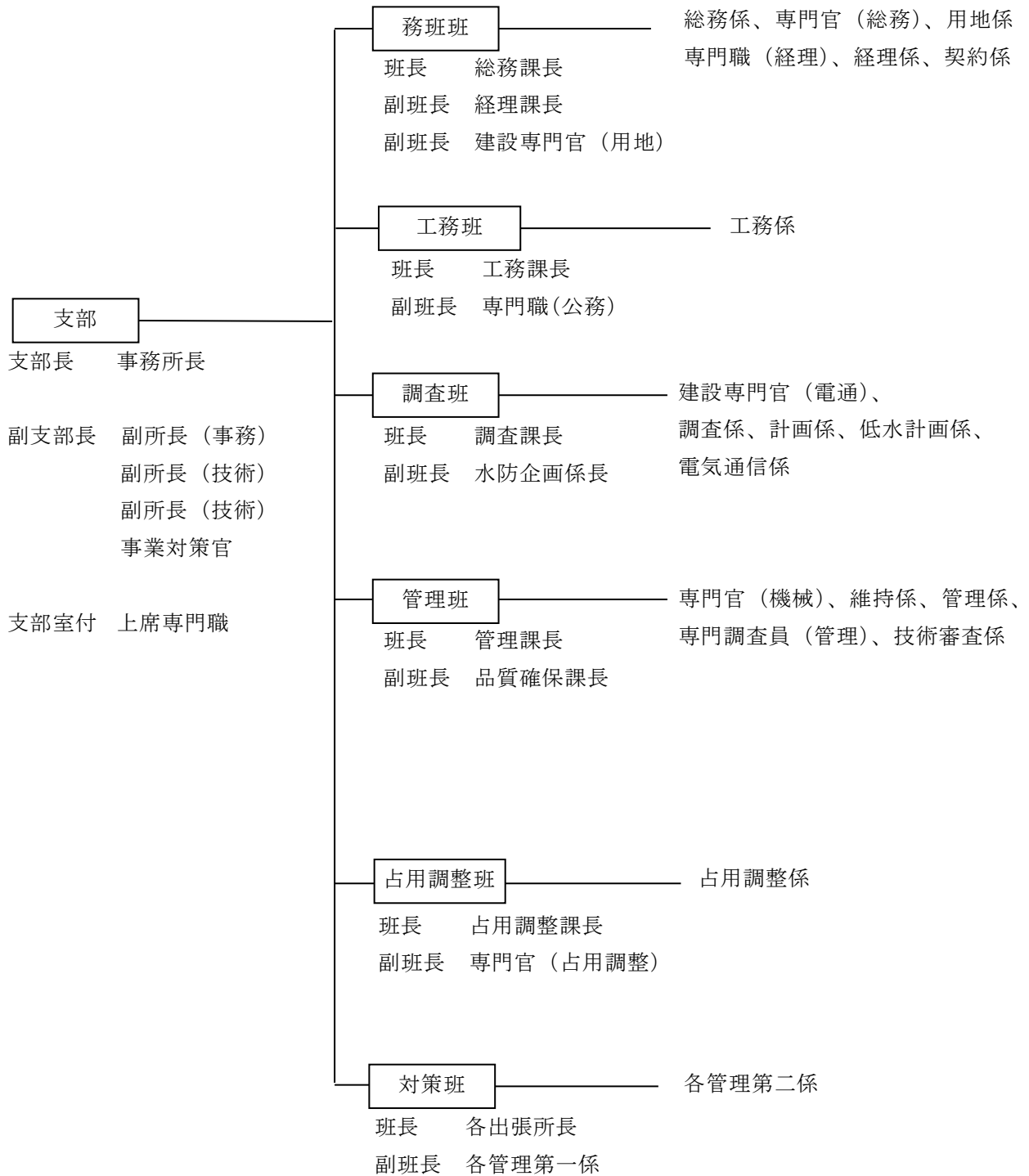
1. 交替

風水害対策支部運営要領と同じ

2. タクシー、自宅電話の使用

風水害対策支部運営要領と同じ

別表－1 地震災害対策支部組織一覽表



別表-2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部の運営に関する企画及び指令、立案を行うこと。</li> <li>2 支部の動員の発令、解除に関すること。</li> <li>3 地震防災応急対策に係る指示に関すること。</li> <li>4 地震防災応急対策の実施状況等の資料の総合的収集ならびに発表に関すること。</li> <li>5 地震災害対策本部（本局、以下「本部」という）および関係諸機関への総括的報告ならびに連絡・調整に関すること。</li> <li>6 各班の業務の調整に関すること。</li> <li>7 防災エキスパート等への協力要請に関すること。</li> <li>8 応援要請に関すること。</li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動員職員の確認および勤務時間管理、給与等の事務に関すること。</li> <li>2 職員とその家族の安否に関すること。（職員等の家族安否確認要領による）</li> <li>3 職員宿舎の被災状況把握に関すること。</li> <li>4 動員職員および物資の輸送に関すること。</li> <li>5 動員職員の安全衛生、健康管理および救護に関すること。</li> <li>6 動員職員の給食、宿泊等に関すること。</li> <li>7 緊急輸送車輛の手続きに関すること。</li> <li>8 庁舎施設の被害状況把握及び保全に関すること。</li> <li>9 庁舎内外の危険物等の除去等に関すること。</li> <li>10 その他庶務に関すること。</li> <li>11 非常食、飲料水及び動員職員の活動に必要な物資の確保、調達、補給に関すること。</li> <li>12 支部の会計に関すること。</li> <li>13 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関すること。</li> <li>14 燃料等の確保・備蓄に関すること。</li> </ol>
調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震動の強さ及び津波に関する情報収集に関すること。</li> <li>2 河川・道路等のライフラインの被害状況に関する情報収集に関すること。</li> <li>3 観測監視施設の被害情報収集に関すること。</li> <li>4 支部室及び各班への情報伝達に関すること。</li> <li>5 関係機関との情報交換に関すること。</li> <li>6 電子情報システムに関すること。</li> <li>7 予備電源装置の確保および点検配備に関すること。</li> <li>8 通信装置の確保および点検配備に関すること。</li> <li>9 寒狭川頭首工の被災状況把握に関すること。（事業対策官又は係長対応）</li> </ol>
工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場の被災状況を対策班を通じて把握すること。</li> <li>2 工事中断および再開の措置に関すること。</li> <li>3 応急復旧工事の必要が生じた場合の態勢および資機材の輸送等に関すること。</li> <li>4 応急対策用資機材の保有量確認等に関すること。</li> </ol>
管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川施設（堤防、護岸、堰、床止め、排水機場、水門（樋門、樋管含む）、橋梁等）の被災状況把握に関すること。</li> <li>2 河川施設に対する必要な措置に関すること。</li> <li>3 放水路分流堰機械設備等の整備点検に関すること。</li> </ol>

	4 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関する事。。
占有調整班	1 利水ダム等の被災状況把握に関する事。 2 占有物件の被災状況把握に関する事。
対策班 (豊川・一宮・ 岡崎・安城・ 出張所)	1 工事現場の被災状況把握及び工務班への報告に関する事。 2 工事中断および再開の措置の連絡に関する事。 3 河川施設の被災状況把握及び管理課管理一班への報告に関する事。 4 緊急復旧に関する現場指揮（協定会社指示含む）に関する事。 5 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関する事。 6 食料、飲料水および動員職員の活動に必要な物資の確保等に関する事。 （総務班からの支給が難しい場合に実施する。） 7 班内の召集連絡に関する事。 8 その他庶務に関する事。

別表－3 人員配置表（地震災害）

班	注意体制	警戒体制	非常体制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表で震度 4 ただし、河川に限り、出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合又は、既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合</li> <li>・津波注意報</li> <li>・事務所長が必要と認めた場合</li> <li>・東海地震観測情報発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表で震度 5 弱・強</li> <li>・津波警報(ツナミ)</li> <li>・管理施設に被害発生</li> <li>・事務所長が必要と認めた場合</li> <li>・東海地震注意情報発表時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表で震度 6 弱以上</li> <li>・津波警報(オツナミ)</li> <li>・管理施設に大規模な被害発生</li> <li>・事務所長が必要と認めた場合</li> <li>・東海地震予知情報発表時</li> <li>・東海地震警戒宣言発令時</li> <li>・局長指示(注意情報発表時)</li> </ul>
	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後全員参集
支部室	副支部長、支部付から 1名	副支部長、支部付から 3名	6名
総務班	3名 〔 委託運転手 〕 2名	6名 〔 委託運転手 〕 3名	11名 〔 委託運転手 〕 4名
工務班	1名	3名	5名
調査班	調査課長、 水防企画係長 +2名	調査課長、 水防企画係長 +6名	12名 但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。
管理班	3名	4名	7名
占用調整班	(1)* 1名 ※(1)は利水ダム、補助ダムからの連絡要員で、携帯電話による在宅対応を可能とする。	2名	3名
豊川対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
一宮対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
岡崎対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
安城対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
計	(1) 17名 〔 委託運転手 〕 6名	30名 〔 委託運転手 〕 7名	56名 〔 委託運転手 〕 8名

- ※・班長が上記人員を確保するものとする。又班長は、初動参集者（勤務時間外）について、あらかじめ上記人員を確保するため指名しておくこと。
- ・班長は初動参集者が参集できない場合、速やかに代替りの人員を確保するよう努めること。
  - ・寒狭川頭首工からの連絡要員は、事業対策官または糸係長。携帯電話による対応可。
  - ・再任用職員は、非常体制時とする。

## 2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部

### ○愛知県災害対策本部東三河方面本部等実施要領

#### 第1編 総則

##### (目的)

第1 この要領は、災害対策活動を有効適切に実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめ、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、愛知県災害対策本部要綱並びに愛知県地震災害警戒本部要綱及び愛知県災害対策実施要綱に基づき、愛知県災害対策本部東三河方面本部（以下「方面本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

##### (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語の意義は、第1で規定するもののほか、災害対策基本法の定めるところに準ずるものとする。

##### (1) 登録要員

愛知県災害対策本部等要員登録要領に規定する要員。

ア 1次登録者 災害対応業務に初動から対応する職員。

イ 2次登録者 1次登録者と交代する職員。ただし、1次登録者が業務に就けない場合や1次登録者のみでは対応しきれない場合は、補完的に業務に当たる。

##### (2) 一時代行者

愛知県災害対策本部一時代行者指名要領に基づき指定された職員。勤務時間外に第3非常配備が発令された場合に、方面本部要員が参集するまでの間、一時的に方面本部要員の業務を代行する。

##### 【第3非常配備の発令基準】

- ・ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき
- ・ 大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるとき
- ・ 東海地震注意情報が発表されたとき、また警戒宣言が発せられたとき

(3) 気象業務法及び気象庁予報警報規程に規定する府県予報区の区域のうち東三河方面本部の設置及び廃止に係る区域。

##### <気象予警報の発表区分>

東三河南部区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
---------	-----------------

##### <地震速報に用いる発表区分>

県東部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
-----	---------------------------------



## 第2編 方面本部

(方面本部の設置及び廃止)

第1 方面本部は次に掲げる場合に設置及び廃止するものとする。

### (1) 設置

ア 自動的に方面本部を設置する場合

(ア) 東三河南部区域、県東部又は全県を対象に次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき。

- ・大雨警報
- ・暴風警報
- ・洪水警報
- ・高潮警報
- ・暴風雪警報
- ・津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・高潮特別警報
- ・波浪特別警報
- ・大雪特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報

(イ) 県東部に震度5弱の地震が発生したとき。

(ロ) 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。

(ハ) 次の南海トラフ地震臨時情報のいずれかが発表されたとき。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

(ニ) 次の東海地震に関連する情報のいずれかが発表されたとき。

- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）
- ・東海地震注意情報

イ 発生した災害の位置、状況により判断する場合

(ア) 原子力災害の緊急事態区分における「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

(イ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(ロ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき。

ウ 知事（災害対策本部長）の命令で方面本部を設置する場合

方面本部の所管する地域に、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生したとき。

### (2) 廃止

災害発生のおそれが解消し、若しくは災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めるとき。

(方面本部の組織及び所掌事務)

第2 方面本部は、別表第1に掲げる機関により構成する。

2 方面本部は方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員及びその他の職員をもって構成し、別表第2のとおり充てる。

3 方面本部の構成は、別表第3のとおりとする。

4 方面本部は、管内における次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害応急対策等に関する連絡調整
- (2) 情報収集・整理
- (3) 管内市の災害対策業務に対する支援
- (4) 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送
- (5) 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出
- (6) その他災害応急対策に関する必要な事務

5 方面本部長、方面本部副本部長及び各班長の職務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

(1) 方面本部長

- 第一順位 方面本部副本部長 (東三河総局県民環境部長)
- 第二順位 方面本部副本部長 (東三河総局企画調整部長)
- 第三順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)
- 第四順位 統括部情報班長 1次登録者
- 第五順位 統括部総務班長 1次登録者
- 第六順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))
- 第七順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者
- 第八順位以降の順序は、上記以外の統括部及び支援部の班長で1次登録者、2次登録者、一時代行者の順とする。

(2) 方面本部副本部長

- 第一順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)
- 第二順位 統括部情報班長 1次登録者
- 第三順位 統括部総務班長 1次登録者
- 第四順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))
- 第五順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者
- 第六順位以降は、上記以外の統括部及び支援部の班長とする。

(3) 各班長

各班の役職の順とする。

6 各部の組織・要員及び主な所掌事務は、次のとおりとする。

組織		主な所掌事務
統括部	部長：東三河総局 1次登録 県民環境部長 2次登録 企画調整部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括事務、情報事務、総務事務の統括に関すること。</li> </ul>
総括班	1次・2次登録 ・班長 1名 (1次：東三河総局防災安全課長) (2次：課長職) ・班員 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県災害対策本部（以下「県本部」という。）からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の立案及び実施の総括に関すること。</li> <li>・管内の災害応急対策に関する連絡調整に関すること。</li> <li>・管内の災害応急対策に関する要員運用に関すること。</li> <li>・方面本部員会議に関すること。</li> <li>・予警報の通知及び伝達に関すること。</li> <li>・本庁、関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害救助法適用の準備に関すること。</li> <li>・先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定に関すること。</li> <li>・緊急物資チームの開設決定に関すること。</li> <li>・県民相談の対応に関すること。</li> <li>・その他の班に属さないこと。</li> </ul>
情報班	1次・2次登録 ・班長 1名（課長職） ・班員 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被害・対策情報の収集及び集約に関すること。</li> <li>・主要構成組織等からの被害・対策情報の収集に関すること。</li> </ul>
総務班	1次・2次登録 ・班長 1名（課長職） ・班員 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安全衛生等及び庶務・会計に関すること。</li> <li>・資機材の確保に関すること。</li> <li>・緊急通行車両に関すること。</li> <li>・方面本部員及び非常配備員の参集状況の確認に関すること。</li> <li>・先遣・情報収集チーム等携行機器の準備に関すること。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>・職員用飲食料の配分に関すること。</li> </ul>
支援部	部長 1次登録 県民環境部長 2次登録 企画調整部長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援事務の統括に関すること。</li> </ul>
支援班	1次・2次登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班長 1名 (1次：防災安全課課長補佐(班長)) (2次：課長職)</li> <li>・班員 2名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。</li> </ul>
先遣・情報収集チーム	1次・2次登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班員 16名</li> </ul>	<拡充期> 市町村支援チーム 1次・2次登録	
支援チーム	1次・2次登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班員 12名</li> </ul> ※(その他、東三河総合庁舎に参集した職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班員 33名 (注)市町村支援チームは、災害対応の拡充期において、市町村のニーズに的確に対応できるように、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合し本庁と連携して一体的・弾力的に運用する。</li> </ul>	
緊急物資チーム	1次・2次登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班長 1名(課長職)</li> <li>・班員 4名</li> </ul> ※(その他、東三河総合庁舎に参集した職員)		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部備蓄物資の調整・配分・配送に関すること。</li> <li>・本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出に関すること。</li> </ul>

※(その他、東三河総合庁舎に参集した職員)とは、愛知県災害対策実施要綱第2編第1章第5節第12(3)に規定する職員で、勤務公署への参集ができず東三河総合庁舎に参集し、所属から東三河方面本部において災害対策業務に従事する指示を受けた者。

(一時代行者)

第3 一時代行者が業務を代行する方面本部の要員は次のとおりとする。

組織		一時代行者が業務を代行する要員	
部名	班名		
統括部		部長	
	総括班	班長、班員	
	情報班	班長、班員	
	総務班	班長、班員	
支援部		部長	
	支援班	班長、班員	
		班員（先遣・情報収集チーム）	班員（市町村支援チーム）
	緊急物資チーム	班長、班員	

(災害対策センター室)

第4 方面本部の災害に関する情報の収集・伝達、各機関相互の連絡調整及び災害に対する基本的事項を円滑に行うため、方面本部に災害対策センター室（以下「センター室」という。）を設置する。

2 開設基準

第2 非常配備（準備強化体制）以上の配備態勢を執ったとき又は方面本部長が必要と認めた時とする。

3 開設場所

(1) 第2 非常配備（準備強化体制）

東三河総合庁舎 2階 防災安全課事務室又は会議室 202

(2) 第2 非常配備（警戒体制）

東三河総合庁舎 2階 会議室 202 及び大会議室

(3) 第3 非常配備

東三河総合庁舎 2階 会議室 202 及び大会議室

なお、会議室 202 及び大会議室にセンター室を開設する場合の配置は、別表第4 のとおりとする。

また、上記の場所にてセンター室を開設することが困難な場合は、次の場所にて、代替のセンター室を開設できるよう本庁災害情報センターと調整を行う。

順位	施設名	住所	連絡先
1	東三河建設事務所	豊橋市今橋町 6	0532-52-1311
2	東三河耐震通信局	豊橋市八町通 5 丁目 113	052-954-6196
3	豊川保健所	豊川市諏訪 3 丁目 237	0533-86-3188

なお、本順位は、代替の災害対策センター室の開設環境及び高度情報通信ネットワークが使用可能な状況を想定しており、東三河建設事務所において、高度情報通信ネットワークの使用が困難な場合は、東三河耐震通信局を第1 順位とする。

4 方面本部要員は、センター室が開設されたときは、下表のとおり参集する。

	登録要員				一時代行者			
	第2 配備	第2 準備 強化	第2 警戒	第3	第3 時間外 震度5強以上			
方面本部長	×	▲	○	○	—			
方面本部副本部長 兼統括部長兼支援部長	1次 ×	▲	○	○	—			
	2次 ×	▲	▲	所属	—			
統括部	統括部長（一時代行者）		×	×	×	○		
	総括班長	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲		所属	
	総括班	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲	所属		
	情報班長	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲		所属	
	情報班	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲	所属		
	総務班長	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲		所属	
	総務班	1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲	所属		
	支援部	支援部長（一時代行者）		×	×	×	○	
支援班長		1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	▲		所属	
支援班		1次	×	▲	○	○		
		2次	×	▲	○	所属		
先進・情報収集 チーム		市町村 支援チ ーム	1次	×	▲	▲	○	市町村
			2次	×	▲	▲	所属	—
支援チーム		市町村 支援チ ーム	1次	×	▲	▲	○	—
			2次	×	▲	▲	所属	—
緊急物資チーム班長		市町村 支援チ ーム	1次	×	▲	▲	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
緊急物資チーム		市町村 支援チ ーム	1次	×	▲	▲	所属	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
			予備 要員	×	▲	▲	所属	—
連絡員		×	×	▲	▲	所属	—	

1次	1次登録者：災害対応業務に初動から対応する職員
2次	1次登録者と交代する職員又は1次登録者が教務に就けない場合や1次登録者のみでは、対応しきれない場合の補完要員

凡例	×	配備無し
	○	センター室等において配備に就く。
	▲	直ちに配備に就く必要はないが、呼集があればセンター室等に参集する。 (方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。)
	所属	センター室等からの呼集に備え、所属において待機。 (方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。)
	市町村	指定された市町村役場に参集する。 (参集後、市町村が非常配備の態勢をとらないため市町村庁舎で活動できない場合は、方面本部へ連絡し指示を受ける。)
	—	一時代行者の配置無し

#### 5 方面本部長等の宿泊待機

次のいずれかの場合には、方面本部長は、公署近傍に宿泊待機する。

なお、方面本部長が待機宿泊できない場合は、方面本部長の命によりその職務を代理する者が待機宿泊する。

- (1) 防災安全局が第2非常配備（準備強化体制）以上の体制を執ることを決定した場合。
- (2) 台風説明会、名古屋地方気象台が発表する防災気象情報により、管内に暴風警報が発表される可能性が示された場合。
- (3) 公共交通機関の計画運休の事前告知等により、登庁が困難となることが予想される場合。
- (4) 規制基準雨量に達する大雨の予報があり、自宅から公署に至る道路で通行規制が行われる可能性がある場合。

(5) その他、防災安全局長から待機宿泊について依頼があった場合。

(方面本部員会議)

第5 方面本部における災害応急対策の基本的事項を協議し、その実施を推進するため、方面本部員会議を開催する。

(1) 構成

方面本部員会議は、方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員で構成する。

(2) 運営

ア 方面本部員会議の開催は、方面本部長が決定する。開催通知は、総括班が関係機関へ通知するものとする。

イ 方面本部員会議は、東三河総合庁舎の会議室又はテレビ会議において開催する。

ウ 資料の作成及び代理出席等

(ア) 方面本部員は、会議の出席にあたり、その所管する事務の対策状況等の資料を作成し、総務班へ提出するものとする。

(イ) 方面本部員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

エ 方面本部員会議の資料

方面本部員会議の資料は、総務班が用意し、会議の開催時に配布するものとする。

オ その他

(ア) 方面本部長は、必要に応じて他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

(イ) 方面本部長は、方面本部員会議の開催のほか、方面本部員会議の構成員が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催することができる。

(統括部の運営)

第6 方面本部統括部の運営については、次のとおりとする。

(1) 総括班の運営

総括班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 県本部からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の方針決定
- ・ 方面本部の設置・運営及び方面本部員会議の開催
- ・ 気象予警報等の通知及び伝達
- ・ 自衛隊、警察及び消防との調整
- ・ 自衛隊への災害派遣要請の取りまとめ
- ・ 災害救助法の適用の準備
- ・ 方面本部支援チーム要員の派遣依頼等、本庁及び関係機関等との連絡調整
- ・ 先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定
- ・ 緊急物資チームの開設決定
- ・ 県民相談の対応に関すること
- ・ その他他の班に属さないこと

(2) 情報班の運営

ア 情報班は、管内の被害情報を防災情報システムにより逐次、収集する。この際、管内各市に対し、被害が発生した場合に逐次報告するよう、あらかじめ通知する。

また、防災情報システムに被害情報の未入力、入力誤りがある場合は、該当市に確認する。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、逐次及び毎正時に確認する。

イ 情報班は、管内の通行可能な道路情報を道路情報システム及び道路管理者から収集し、各班へ情報共有する。

ウ 情報班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 管内の被害・対策情報の収集及び集約
- ・ 管内市被害情報の収集
- ・ 主要構成組織等からの被害・対策情報の収集
- ・ 各種情報の集約
- ・ 防災行政無線の確保
- ・ 記録整理
- ・ 県本部災害情報センター情報部との連絡調整

### (3) 総務班の運営

総務班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 参集状況の確認（方面本部員、非常配備員）
- ・ 職員の安全衛生等及び庶務・財務会計（職員の食料、飲料水、衛生管理等）
- ・ 車両の調整、確保
- ・ 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
- ・ 先遣・情報収集チーム等の携行機器の準備
- ・ 庁舎管理者との連絡調整
- ・ 通信機器（移動型）の確保・管理

（支援部の運営）

第7 方面本部支援部の運営については、次のとおりとする。

#### (1) 支援班の運営

ア 支援班に先遣・情報収集チーム及び支援チームを設置する。なお、災害対応の拡充期において、市町村支援チームを設置する。

イ 方面本部長が先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの派遣決定をした際には、指定する場所において、次に掲げる業務を行うものとする。

##### (ア) 先遣・情報収集チーム

- ・ 管内各市災害対策本部の活動状況等の確認
- ・ 管内各市災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完

##### (イ) 支援チーム

- ・ 管内各市が実施する災害応急活動の支援業務  
（市職員が実施する専門分野以外の業務への支援）

##### (ウ) 市町村支援チーム

災害対応の拡充期において、市町村の様々な支援ニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合した市町村支援チームを設置し、本庁と連携して一体的・弾力的に運用する。

#### (2) 緊急物資チームの運営

ア 緊急物資チームは、第3非常配備が発令された場合又は方面本部長が開設を決定した際には、指定された場所で業務を行うものとする。



イ 緊急物資チームは、次に掲げる業務を行う。

- ・ 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送
- ・ 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出

(連絡員)

第 14 方面本部に所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため連絡員を置き、次のとおり充てる。

	組織
連絡員	豊川保健所職員
	東三河農林水産事務所職員
	東三河建設事務所職員
	三河港務所職員

- 2 連絡員は、東三河総局の兼務者又は各地方機関の事務に精通した課長補佐級以上の職員とする。
- 3 連絡員は、各地方機関において災害応急活動の情報収集に務めることとし、方面本部長の判断により方面本部に就くこととする。
- 4 連絡員は、災害に関する各地方機関の所掌事務を処理するほか、次の業務に当たるものとする。
  - (1) 方面本部においては、災害応急対策についての協議等を行うこと。
  - (2) 各地方機関の活動状況を把握し、方面本部又は他の地方機関との連絡調整を行うこと。

### 第 3 編 警戒方面本部

現在、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていないことから、「第 3 編 警戒方面本部」に関する記載は省略する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 26 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

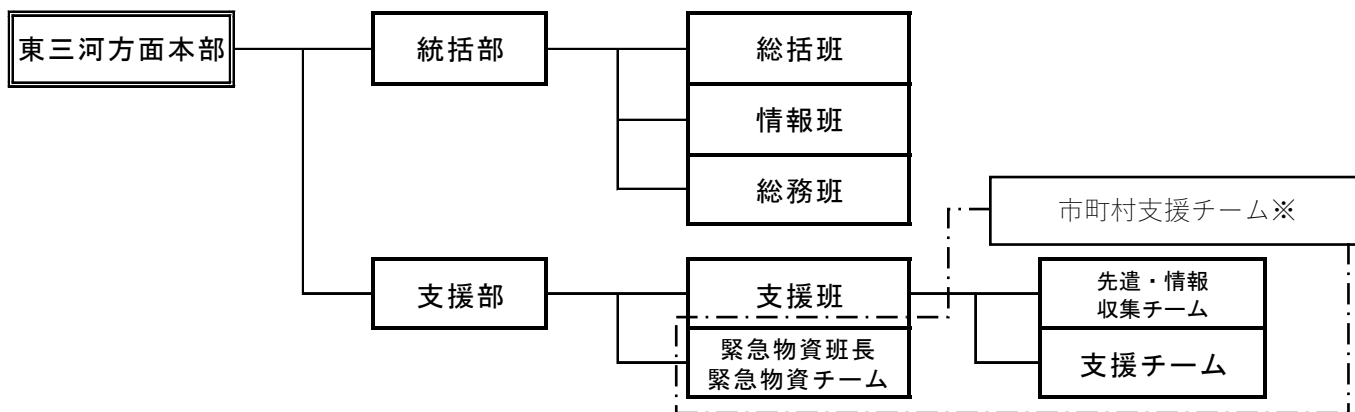
別表第1 方面本部の組織

名称	位置	担当区域	構成組織
東三河方面本部	豊橋市	豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市	東三河総局、東三河総局〔総務県民課旅券グループ〕、名古屋東部県税事務所〔豊橋駐在室〕、東三河県税事務所
			豊川保健所、豊川保健所〔蒲郡保健分室〕、豊川保健所〔田原保健分室〕、東三河福祉相談センター、動物愛護センター〔東三河支所〕
			環境調査センター〔東三河支所〕
			東三河高等技術専門学校、愛知障害者職業能力開発校、あいち産業科学技術総合センター〔三河繊維技術センター〕
			東三河農林水産事務所、東三河農林水産事務所〔農業改良普及課〕、東三河農林水産事務所〔田原農業改良普及課〕、農業総合試験場〔園芸研究部 常緑果樹G〕、農業総合試験場〔東三河農業研究所〕、東部家畜保健衛生所、水産試験場、水産試験場〔内水面漁業研究所一宮指導所駐在〕
			東三河建設事務所、三河港務所、三河港務所〔蒲郡出張所〕
			東三河水道事務所、東三河水道事務所〔豊橋浄水所〕、東三河水道事務所〔豊橋南部浄水場〕、東三河水道事務所〔豊川浄水場〕
			東三河教育事務所
			時習館、豊橋東、豊丘、豊橋南、豊橋西、豊橋工科、豊橋商業、国府、豊川工科、蒲郡、蒲郡東、三谷水産、成章、渥美農業、宝陵、小坂井、御津、福江、豊橋聾、豊橋特別支援、豊川特別支援、豊川特別支援〔本宮校舎〕

別表第2 方面本部長等の構成

本部長	副本部長	本部長	その他職員
東三河総局長	東三河総局県民環境部長 東三河総局企画調整部長	豊川保健所長 東三河福祉相談センター長 東三河農林水産事務所長 東三河建設事務所長 三河港務所長 東三河教育事務所長 その他方面本部長が指名する者	方面本部長、方面本部副方面部長、方面本部員を除く、別表第1に掲げる構成組織に属する全職員

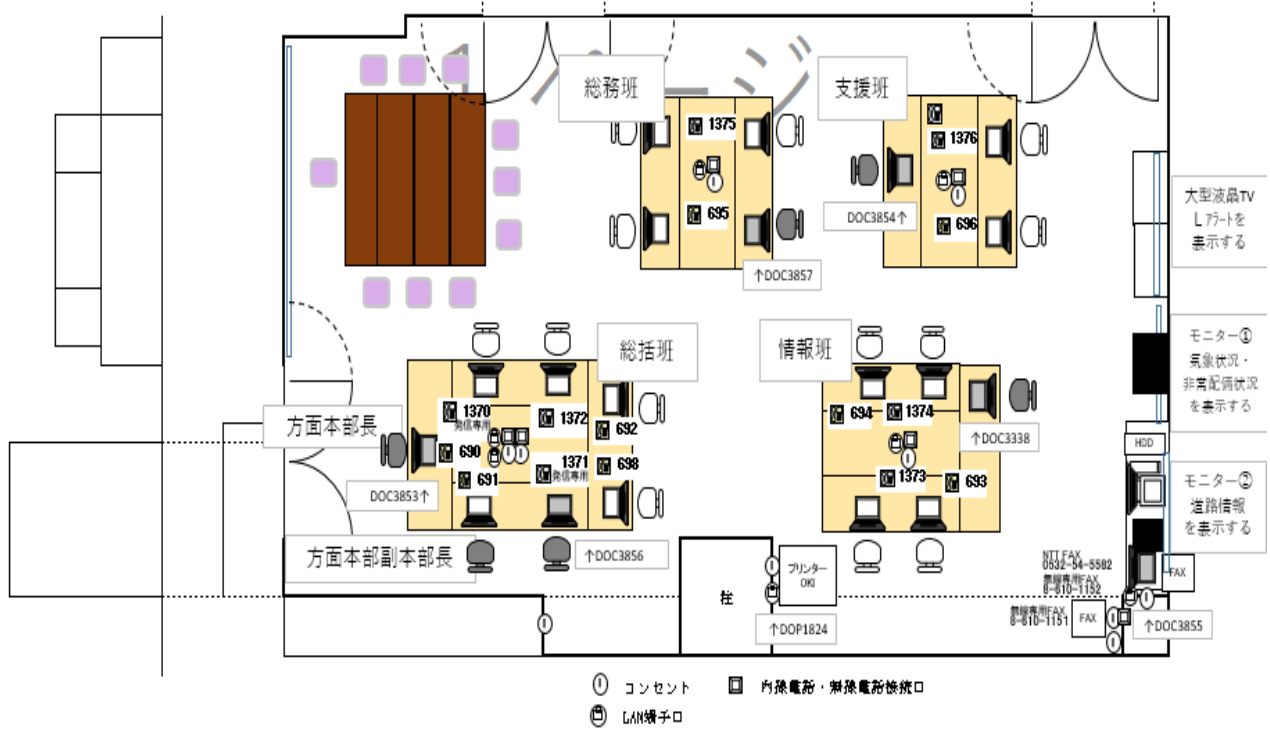
別表第3 方面本部の構成



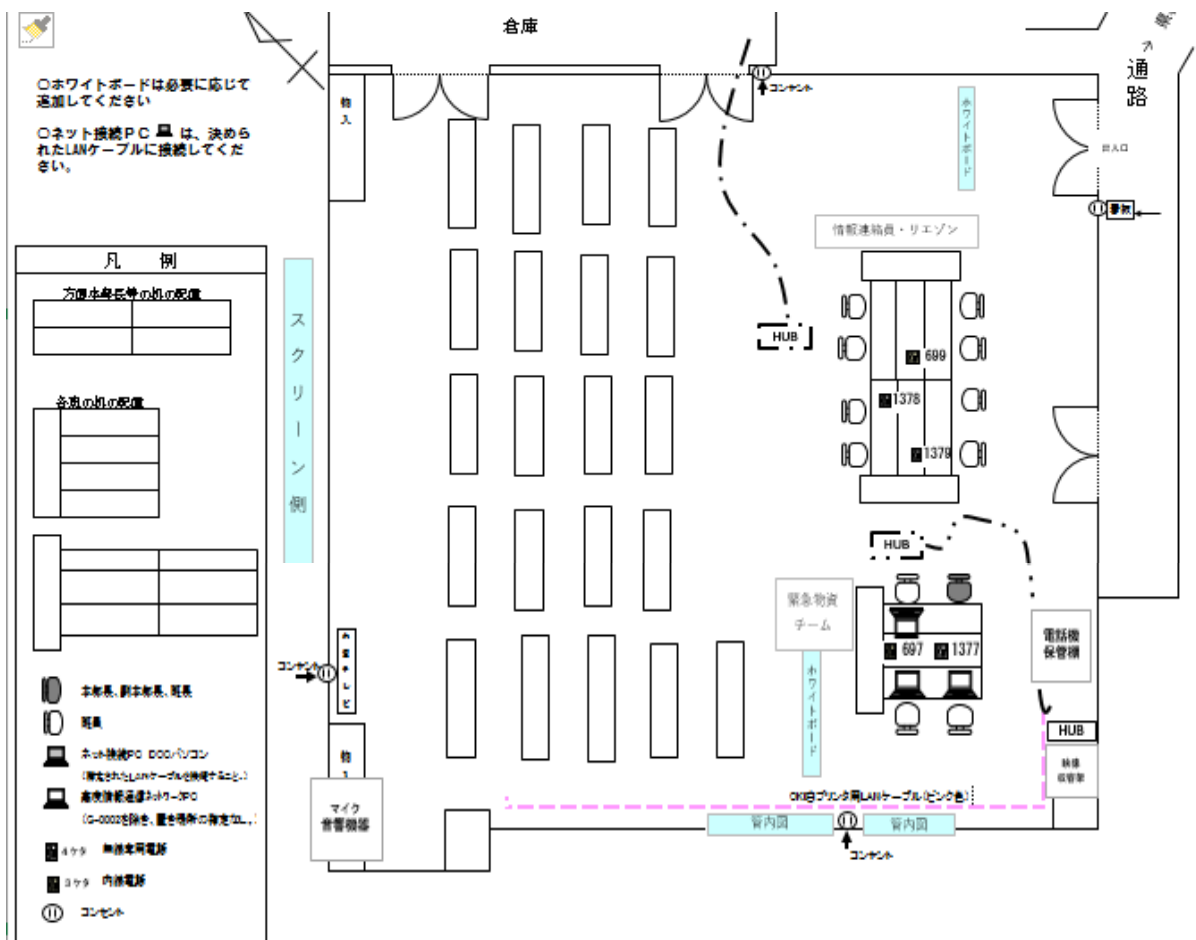
※災害対応の拡充期において、必要に応じて設置

別表第4 災害対策センター室配置図

【会議室 202】



【大会議室】

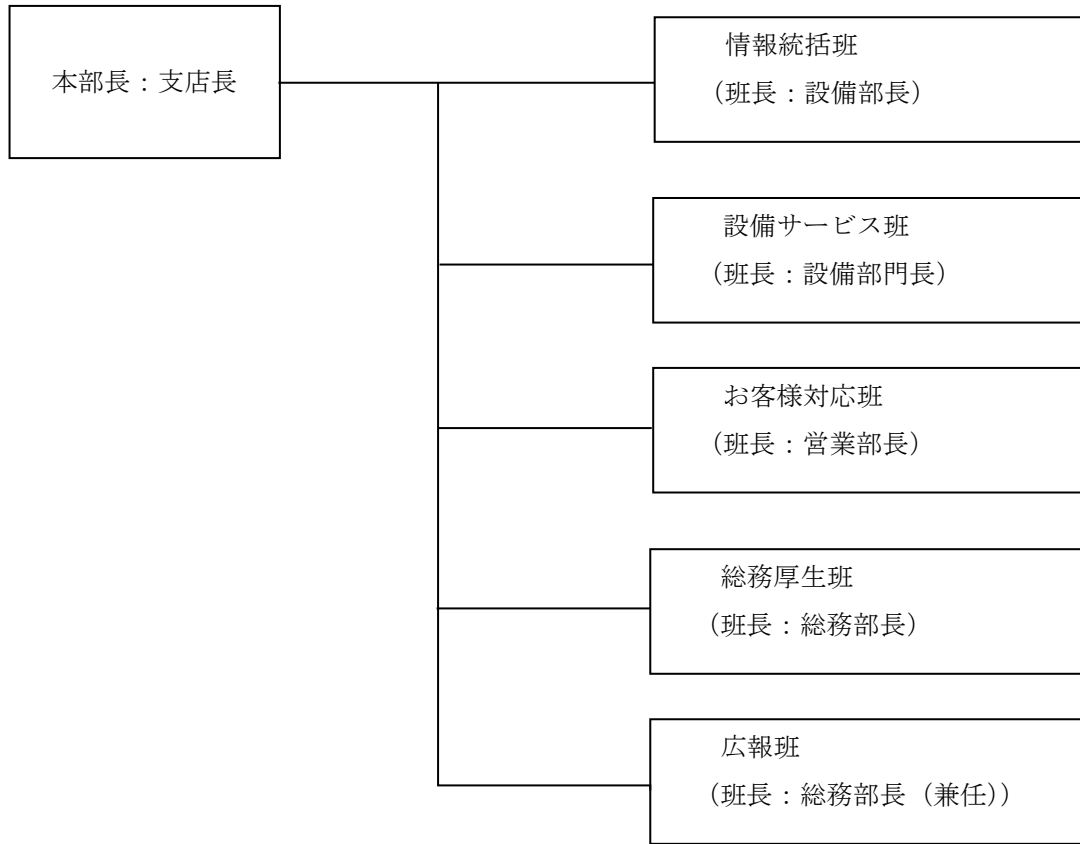


3. 愛知県豊橋警察署

○警備本部の組織及び所掌事務

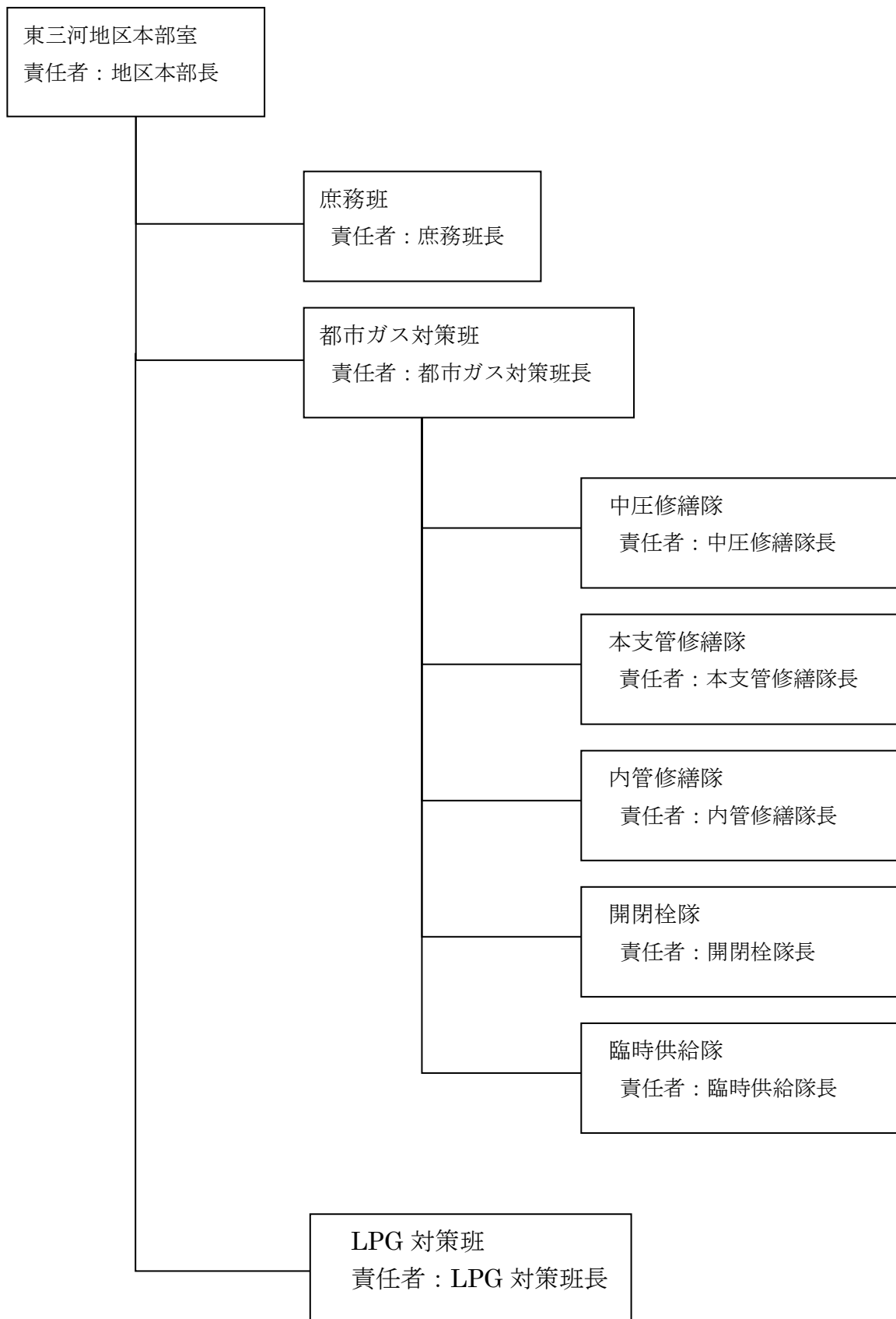
本部長等	幕僚等	班長	所掌事務
<p>本部長 署長</p> <p>副本部長 副署長</p>	<p>幕僚長 警備課長</p> <p>幕僚 警務課長 会計課長 地域課長 生活安全課長 交通課長 刑事課長</p>	<p>総括実施班 警備係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備本部の運営に関する事</li> <li>・災害情報の収集・調査・分析に関する事</li> <li>・部隊の編成・指揮・運用に関する事</li> <li>・応援部隊の派遣・受援に関する事</li> <li>・関係機関等との連絡調整に関する事</li> </ul>
		<p>総務・警務班 警務係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装備資器材及び車両に関する事</li> <li>・災害広報に関する事</li> <li>・被疑者の避難等に関する事</li> <li>・職員の健康管理及び救護対策に関する事</li> </ul>
		<p>補給班 会計係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達・補給に関する事</li> <li>・部隊の宿泊・休養施設等に関する事</li> <li>・警察施設の被害調査及び復旧に関する事</li> </ul>
		<p>地域対策班 地域総務係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災者の避難・誘導に関する事</li> <li>・通信の確保・運用に関する事</li> <li>・被害状況の把握に関する事</li> </ul>
		<p>生活安全対策班 生活安全係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域安全活動に関する事</li> <li>・地域安全情報の収集及び分析に関する事</li> <li>・行方不明者及び保護に関する事</li> <li>・危険物・銃砲刀剣類に関する事</li> <li>・警備業者との連絡、指導・運用に関する事</li> </ul>
		<p>交通対策班 交通係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通情報の収集・分析に関する事</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>・交通管制及び交通規制の実施に関する事</li> <li>・交通情報の提供及び交通広報に関する事</li> </ul>
		<p>捜査班 刑事係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の捜査、事件処理に関する事</li> <li>・検視に関する事</li> <li>・死者の身元確認に関する事</li> <li>・その他犯罪捜査に関する事</li> </ul>

4. 西日本電信電話株式会社東海支店



5. サーラエナジー(株) (東三河支社、豊橋事業所、豊橋供給センター)、サーラE&L東三河(株)  
緊急出動体制表

東三河地区本部体制

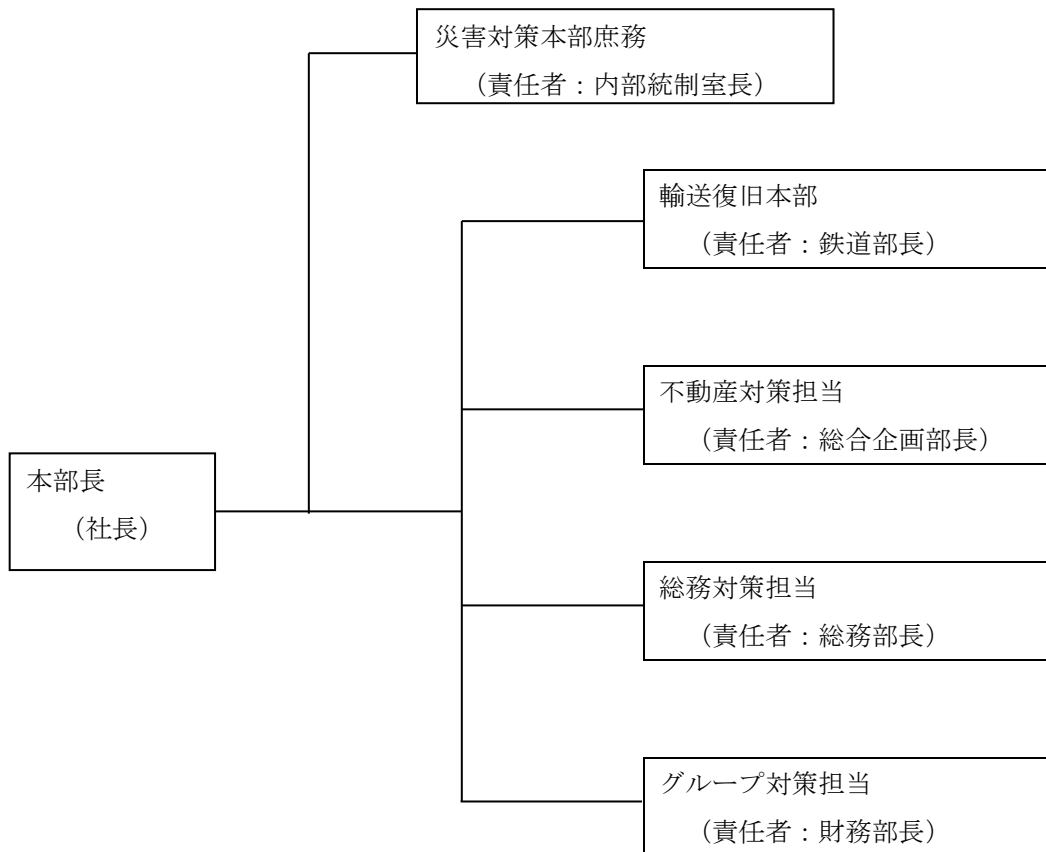


6. 中部電力パワーグリッド(株)豊橋営業所

○ 防災本部の構成

本部長：所長		班名	班長
		本部統括班	総務担当部署の長
	広報班	総務担当部署の長	
	設備復旧班	配電担当部署の長	
	お客さま対応班	営業担当部署の長	
	支援班	総務担当部署の長	
	安否確認班	総務担当部署の長	

7. 豊橋鉄道(株) 災害対策本部組織図



## XI 関係法・条例等

### 1. 豊橋市防災会議

#### (1) 豊橋市防災会議条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 13 号)

最終改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、豊橋市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正(平成 11 年条例 72 号)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊橋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正(平成 24 年条例 37 号)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 市の水道事業及び下水道事業管理者
  - (6) 市の教育委員会の教育長
  - (7) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
  - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、委員は、再任されることができる。

一部改正(昭和 38 年条例第 35 号・41 年 43 号・平成 7 年 36 号・13 年 23 号・24 年 37 号)



(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和38年10月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和41年12月26日条例第43号抄)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附則(平成7年9月19日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成11年12月22日条例第72号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成13年3月30日条例第23号抄)

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成24年9月24日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊橋市防災会議委員名簿

(令和5年4月1日現在)

会 長	豊 橋 市 長	浅井 由崇
委 員	豊 橋 市 議 会 議 長	堀田 伸一
	豊橋市議会総務委員会委員長	伊藤 篤哉
	愛知県東三河総局長	今田 幹雄
	愛知県豊橋警察署長	竹村 賢二
	愛知県東三河建設事務所長	齊藤 保則
	愛知県東三河農林水産事務所長	愛知 徹
	愛知県三河港務所長	和田 亮一
	陸上自衛隊第10特科連隊第2大隊長	本藏 智久
	第四管区海上保安本部三河海上保安署長	大村 将稔
	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長	伊藤 敏弘
	日本郵便株式会社豊橋南郵便局総務部副部長	井上 浩司
	西日本電信電話株式会社東海支店設備部長	鈴木 重明
	東海旅客鉄道株式会社豊橋駅長	神山 隆
	中部電力パワーグリッド株式会社豊橋営業所長	牧 眞司
	サーラエナジー株式会社豊橋供給センター所長	刑部 正比呂
	豊橋鉄道株式会社代表取締役社長	小笠原 敏彦
	豊 橋 陸 運 協 会 長	辻 直樹
	(株)東海日日新聞社代表取締役社長	白井 収
	(株)東愛知新聞社代表取締役	堀内 一孝
	豊 橋 市 医 師 会 長	山本 和彦
	豊 橋 市 自 治 連 合 会 長	植村 幸司
	豊 橋 市 消 防 団 長	武田 真次
	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会長	南 恵
	豊橋女性団体連絡会副会長	曾田 律子
	明海地区産業基地防災連絡協議会長	阿部 守一
	豊橋市民生委員児童委員協議会長	藤城 民男
	豊 橋 市 副 市 長	杉浦 康夫
	豊 橋 市 副 市 長	森田 康夫
	豊橋市危機管理統括部長	伊藤 紀治
	豊 橋 市 総 務 部 長	加藤 智久
	豊 橋 市 教 育 長	山西 正泰
	豊 橋 市 福 祉 部 長	川島 加恵
	豊 橋 市 上 下 水 道 局 長	木和田 治伸
	豊 橋 市 消 防 長	小清水 宏和

(会長1名 委員34名)

(3) 豊橋市防災会議運営要綱

(昭和38年6月20日 決裁)  
最終改正 令和5年2月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市防災会議条例（昭和38年豊橋市条例第13号）第6条の規定に基づき、豊橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 防災会議に災害部会及び救助部会を設ける。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。
- 7 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときはその代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干名で構成し、幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが幹事長となり、会務を総理する。
- 4 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の検討、立案

(2) その他会長から命ぜられた事項

(異動等の報告)

第5条 防災会議の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議の招集)

第7条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の書面開催)

第8条 条例第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、会長が、必要と認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき
- (2) その他防災会議を招集することが適当でないとき

(会議録)

第9条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第10条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年6月24日から実施する。

附 則(昭和55年3月31日)

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則(平成8年8月8日)

この要綱は、平成8年8月8日から実施する。

附 則(平成11年3月31日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成23年3月31日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日決裁)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 豊橋市災害対策本部条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 14 号)

改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、豊橋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正（平成 8 年条例 24 号・24 年 37 号）

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例

(平成14年6月13日 条例第33号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、豊橋市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市長が市の職員のうちから任命する者

(3) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから同部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 災害対策基本法（抄）

（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

### （目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
- (4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (5) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港湾局（第 82 条第 1 項において「港湾局」という。）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- (7) 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。



(8) 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

(9) 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

(10) 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであることを問わず、一体として

国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
  - (2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
  - (3) 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
  - (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
  - (5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
  - (6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項
  - (7) 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
  - (8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
  - (9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
  - (10) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
  - (11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
  - (12) 地方公共団体の相互応援及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
  - (13) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
  - (14) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
  - (15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
  - (16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
  - (17) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
  - (18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
  - (19) 防災思想の普及に関する事項
- （市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、当該都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - (2) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
  - (3) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するための必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんに求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんに求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんに求めようとする場合について準用する。

第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項及び第6項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第33条第1項に規定する指定管理団体の水防計画

(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画

(3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の海岸保全基本計画

- (4)地すべり等防止法（昭和三 33 年法律第 30 号）第 9 条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- (5)活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第 8 条第 1 項に規定する防災営農施設整備計画、同条第 2 項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第 3 項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- (6)地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- (7)半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画
- (8)前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画  
(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第 4 項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2)当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3)当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画の計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等 が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、そ

の旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第 49 条の 8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第 49 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第 49 条の 12 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第 49 条の 14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第 2 項又は第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第 49 条の 10 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第 2 項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(4) 市町村長は、第 1 項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(5) 市町村長は、第 1 項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第 49 条の 15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難



支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
  - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは

海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市長村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(広域避難の協議等)

第61条の4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に

供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

第61条の6 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定め

る者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第7項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第9項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第61条の7 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第61条の4第1項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第61条の5第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

第61条の8 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急

措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における交通の規制等)

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ち

に、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の2 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前2項の規定による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第75条の8の規定は、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 第1項、第2項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとるときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該

通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第4号の道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第2項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第2号イの道路（同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第3項においても同じ。）をいう。
- 3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第1項」とする。
- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第4項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第1項」とする。

第76条の5 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（災害時における車両の移動等）

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項におい



- て「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
    - (1) 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
    - (2) 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ぜることができない場合
    - (3) 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
  - 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
  - 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
  - 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
  - 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかななければならない。
  - 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
  - 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。
- 第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道(同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県道(同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。)及び市町村道(同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。)に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
  - 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(安否情報の提供等)

第86条の15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(物資又は資材の供給の要請等)

第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待たないとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第 86 条の 17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第 86 条の 18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第 87 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(罹災証明書の交付)

第 90 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第 1 項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者

に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第90条の4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第1号又は第3号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和37年政令第287号で昭和37年7月10日から施行)

(附則以下省略)

### 3. 気象業務法（抄）

（昭和27年6月2日法律第165号）

最終改正 令和5年5月31日号外法第37号

（定義）

第2条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

(4) 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

(5) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

(6) 前各号の業務を行うに必要な研究

(7) 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってこれを行わなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

(1) 研究のために行う気象の観測

(2) 教育のために行う気象の観測

(3) 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従ってこれを行わなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

(1) その成果を発表するための気象の観測

(2) その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前2項の規定により気象の観測を技術上の基準に従ってしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

（観測成果等の発表）

第11条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報

道機関（以下単に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報等の報告）

第11条の2 気象庁長官は、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測及び研究並びに地震に関する土地及び水域の測量の成果に基づき、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、政令で定めるところにより、発生のおそれがあると認める地震に関する情報（当該地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想に関する情報を含む。）を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 気象庁長官は、前項の規定により報告をした後において、当該地震に関し新たな事情が生じたと認めるときは、その都度、当該新たな事情に関する情報を同項の規定に準じて報告しなければならない。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣（大規模地震対策特別措置法第10条第1項の規定により地震災害警戒本部が設置されたときは、内閣総理大臣及び地震災害警戒本部長）」と読み替えるものとする。

（予報及び警報）

第13条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第16条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前2項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第13条の2 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の基準の変更について準用する。

5 前条第3項の規定は、第1項の警報（第15条の2第1項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第14条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第13条第3項の規定は、第1項の予報及び警報をする場合に準用する。

第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は

氾濫により浸水する区域及びその水深)を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第11条第1項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第13条第3項の規定は、前3項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第14条の2第1項から第3項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第17条及び第23条の規定は、適用しない。

第15条 気象庁は、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第3項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第1項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第1項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第1項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第15条の2 気象庁は、第13条の2第1項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第1項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第2項又は前項において準用する前条第2項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

#### 4. 大規模地震対策特別措置法

(昭和53年6月15日法律第73号)

最終改正 令和4年6月17日号外法律第68号

(目的)

第1条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地震災害

地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

(2) 地震防災

地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(3) 地震予知情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の2第1項に規定する地震に関する情報及び同条第2項に規定する新たな事情に関する情報をいう。

(4) 地震防災対策強化地域

次条第1項の規定により指定された地域をいう。

(5) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

(6) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

(7) 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

(8) 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

(9) 地震防災計画

地震防災基本計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画をいう。

(10) 地震防災基本計画

中央防災会議が地震防災対策強化地域について地震防災に関し作成する基本的な計画をいう。

(11) 地震防災強化計画

災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第6条第1項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。



(12) 地震防災応急計画

第7条第1項又は第2項に規定する者が地震防災応急対策に関し作成する計画をいう。

(13) 警戒宣言

第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(14) 地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれがあるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(地震防災対策強化地域の指定等)

第3条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前3項の規定は、内閣総理大臣が第1項の規程による強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(強化地域に係る地震に関する観測及び測量に実施の強化)

第4条 国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もって地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量（以下この条及び第33条において「測量」という。）の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

(地震防災基本計画)

第5条 中央防災会議は、第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該強化地域に係る地震防災基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第34条第2項の規定は、第1項の地震防災基本計画を作成し、又は修正した場合に準用する。

(地震防災強化計画)

第6条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会若しくは災害対策基本法第2条第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第11条第6項第3号及び第13条第1項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

- (2)避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
  - (3)当該大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部(第28条第2項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第1号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
- 3 地震防災強化計画は、地震防災基本計画を基本とするものとする。  
(地震防災応急計画)

第7条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第1項に規定する者を除く。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

- (1)病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
  - (2)石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
  - (3)鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
  - (4)前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- 2 第3条第1項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第1項に規定する者を除く。)は、当該指定があつた日から6月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。
- 3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震防災応急計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。
- 4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業についての地震防災応急対策に係る措置に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 6 第1項又は第2項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第1項又は第2項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。  
(地震防災応急計画の特例)

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する消防計画又は同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する予防規程
- (2) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 28 条第 1 項に規定する危害予防規程
- (3) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 26 条第 1 項に規定する危害予防規程
- (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 30 条第 1 項（同法第 37 条の 7 第 3 項又は第 37 条の 10 で準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項に規定する保安規程
- (6) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 27 条第 1 項に規定する保安規程
- (7) 石油コンビナート等災害防止法第 18 条第 1 項に規定する防災規程
- (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 地震防災規程を作成した者は、前条第 6 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（警戒宣言等）

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
- (2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれなくなったと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第 1 項第 1 号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第 2 号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震災害警戒本部の設置）

第 10 条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、内閣府設置法第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

2 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

（警戒本部の組織）

第 11 条 警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下第 13 条までにおいて「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

- 2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長、地震災害警戒本部員その他の職員を置く。
- 4 地震災害警戒副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。地震災

害警戒副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣

(2) 内閣危機管理監

(3) 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 地震災害警戒副本部長及び地震災害警戒本部員以外の地震災害警戒本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(警戒本部の所掌事務)

第12条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策又は災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）の総合調整に関すること。

(2) 次条の規定及び第15条において準用する災害対策基本法第28条の6第1項の規定により本部長の権限に属する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(本部長の権限)

第13条 本部長は、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長（第15条において準用する災害対策基本法第28条の5の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員を含む。）、関係地方公共団体の長その他の執行機関、関係指定公共機関並びに関係指定地方公共機関に対し、必要な指示を行うことができる。

2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

(警戒本部の廃止)

第14条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

(警戒本部に関する災害対策基本法の準用)

第15条 災害対策基本法第24条第2項、第28条の5及び第28条の6第1項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第28条の5第1項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

第16条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震災害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震災害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

(都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等)

第17条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震災害警戒本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他の職員を置く。
- 3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部員のうちから当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部長を助け、都道府県地震災害警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 都道府県地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - (4) 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長（第23条第5項において「警察本部長」という。）
  - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒本部員以外の都道府県警戒本部の職員は、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 7 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事。
  - (2) 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関する事。
  - (3) 次項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 8 都道府県地震災害警戒本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 9 前各号に規定するもののほか、都道府県警戒本部に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。
- 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第14条第1項に規定する都道府県防災会議は、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

（市町村警戒本部の組織及び所掌事務等）

第18条 市町村警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関する事。
  - (2) 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 3 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

（都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止）

第19条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関

し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。

- 2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第20条 災害対策基本法第51条第1項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第52条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第55条から第57条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第51条第1項中「公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
  - 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責任)

第22条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第23条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第6項又は第8条第2項の規定による送付した者（政令で定めた者を除く。）が第21条第2項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第1項又は第2項に規定する者で同条6項又は第8条第2項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

- 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者(第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項に規定する者を除く。)に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前3項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があったときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(交通の禁止又は制限)

第24条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(避難の際における警察官の警告、指示等)

第25条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

第26条 災害対策基本法第58条、第60条、第61条、第61条の2(同法第63条第4項において準用する場合を含む。)、第63条第1項及び第2項、第67条、第68条、第74条、第74条の4並びに第79条に規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第58条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第60条第4項中「報告しなければ」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

- 2 災害対策基本法第72条第1項及び第3項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。
- 3 災害対策基本法第86条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国有財産等の貸付け又は使用について準用する。

(応急公用負担の特例)

第27条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

- 2 災害対策基本法第63条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第8条から第10条までの規定の例

により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

- 4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 6 国又は地方公共団体は、第1項、第3項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 7 第3項又は第5項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。
- 8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
  - (3) 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあつては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日
- 9 災害対策基本法第83条の規定は、第3項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第5項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。

（避難状況等の報告）

第28条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。

- 2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。

（補助等）

第29条 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

（地震防災応急対策に要する費用の負担）

第30条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

（財政措置に関する災害対策基本法の準用）

第31条 災害対策基本法第92条の規定は第26条第1項において準用する同法第67条第1項、第68条、第74条第



1 項又は第 74 条の 4 の規定による応援に要した費用について、同法第 93 条の規定は第 26 条第 2 項において準用する同法第 72 条第 1 項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第 94 条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第 95 条の規定は第 13 条第 1 項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用についてそれぞれ準用する。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)

第 32 条 第 3 条第 1 項の規定による強化地域の指定があったときは、当該地域に係る指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策に実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、それぞれ又は共同して地震に係る防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の地震に係る防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 第 1 項に規定する者は、同項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(科学技術の振興等)

第 33 条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の子知に資する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(特別区についてこの法律の適用)

第 34 条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(政令への委任)

第 35 条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 27 条第 3 項の規定による都道府県知事 (同条第 4 項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。) の協力命令又は保管命令に従わなかった者

(2) 第 27 条第 5 項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長 (第 15 条において準用する災害対策基本法第 28 条の 5 第 1 項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。) の保管命令に従わなかった者

第 37 条 第 24 条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 27 条第 3 項 (同条第 4 項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)

又は第 5 項 (第 15 条において準用する災害対策基本法第 28 条の 5 第 1 項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。) の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第 27 条第 3 項又は第 5 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) 第20条において準用する災害対策基本法第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

(2) 第26条第1項において準用する災害対策基本法第63条第1項の規定による市町村長又は同条第2項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和53年政令第384号で同年12月14日から施行)

## 5. 原子力災害対策特別措置法（抄）

（平成 11 年 12 月 17 日号外法律第 156 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

### （目的）

第 1 条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- (2) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
- (3) 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。
  - イ 規制法第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
  - ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
  - ハ 規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
  - ニ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
  - ホ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
  - ヘ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
  - ト 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）
- (4) 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

- (5) 緊急事態応急対策 第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- (6) 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。
- (7) 原子力災害事後対策 第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。
- (8) 指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- (9) 指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- (10) 指定公共機関 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- (11) 指定地方公共機関 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- (12) 防災計画 災害対策基本法第2条第7号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

（関係機関の連携協力）

第6条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（原子力緊急事態宣言等）

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- (1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- (1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
  - (2) 原子力緊急事態の概要
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本

法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

(1) 原子力災害事後対策を実施すべき区域

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

(都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置)

第22条 原子力緊急事態宣言があったときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部を設置するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設置された都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

第23条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第2項の規定により存続する都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

(2) 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

(3) 市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第26条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(2) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
  - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
  - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （原子力災害事後対策及びその実施責任）

第 27 条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
  - (2) 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
  - (3) 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報
  - (4) 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （市町村長の避難の指示等）

第 27 条の 2 前条第 1 項第 1 号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、

及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先として第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第49条の4第1項の指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先若しくは退避先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

#### 附則

##### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（平成12年4月政令194号により、平成12年6月16日から施行）

- (1) 第2条第3号ハ及び第34条第1項第2号（第2条第3号ハに係る部分に限る。）の規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第75号）附則第1条第1号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日〔平成12年6月16日〕
- (2) 第7条第2項、第12条第2項、第28条第1項の表第21条の項、第37条並びに附則第7条、第13条及び第14条の規定 この法律の公布の日
- (3) 附則第15条の規定 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日〔平成12年12月22日〕

（附則以下省略）

## 6. 水防法

(昭和24年6月4日法律第193号)

最終改正 令和5年5月31日法律第37号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和23年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは開（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防ための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第2章 水防組織

#### (市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。



(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法(明治41年法律第50号)第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2 以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とす

る。

- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 全長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道

府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める水防管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつては洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第1項において同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(1) 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員

(2) 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

- (3) 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。



(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求に応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 2 以上の都府県に関係がある河川で、公共安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第 43 条の 2 において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

(1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

(2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第 1 項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、第 19 条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第 21 条第 1 項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第 2 項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第 22 条中「水防管理者」とあり、第 25 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第 26 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第 28 条第 1 項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第 2 項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第 4 章 指定水防管理団体

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 36 条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

#### 第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第14条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- (2) 第20条第2項の規定に違反した者
- (3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則 (抄)

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

(附則以下省略)

## 7. 豊橋市自主防災組織

### (1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱

#### 1 趣旨

大地震の発生により火災が同時多発し、かつ、道路の損壊、建物の倒壊、消火栓施設の損壊等が起ったような場合、又は河川の増水等により浸水の危険が生じ、特に通信網のと絶あるいは道路、橋の決壊流失により孤立化したような場合には、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震等による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このことから、地震等による災害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

#### 2 設置推進機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

#### 3 地域の自主防災組織の設置

住民の各地域における自発的な防災組織の設置の推進を図ろうとするものである。

##### (1) 自主防災組織の重点推進地区

全市的に設置を推進させるが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて、推進を図るものとする。

- ア 市街地、特に家屋等が密集している地域
- イ 消防水利の不足している地域
- ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域
- エ 浸水多発地域

##### (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織の形成単位は、次の事項の基本的考え方に基づき、町単位に結成し、校区ぐるみで設置を推進するものとする。

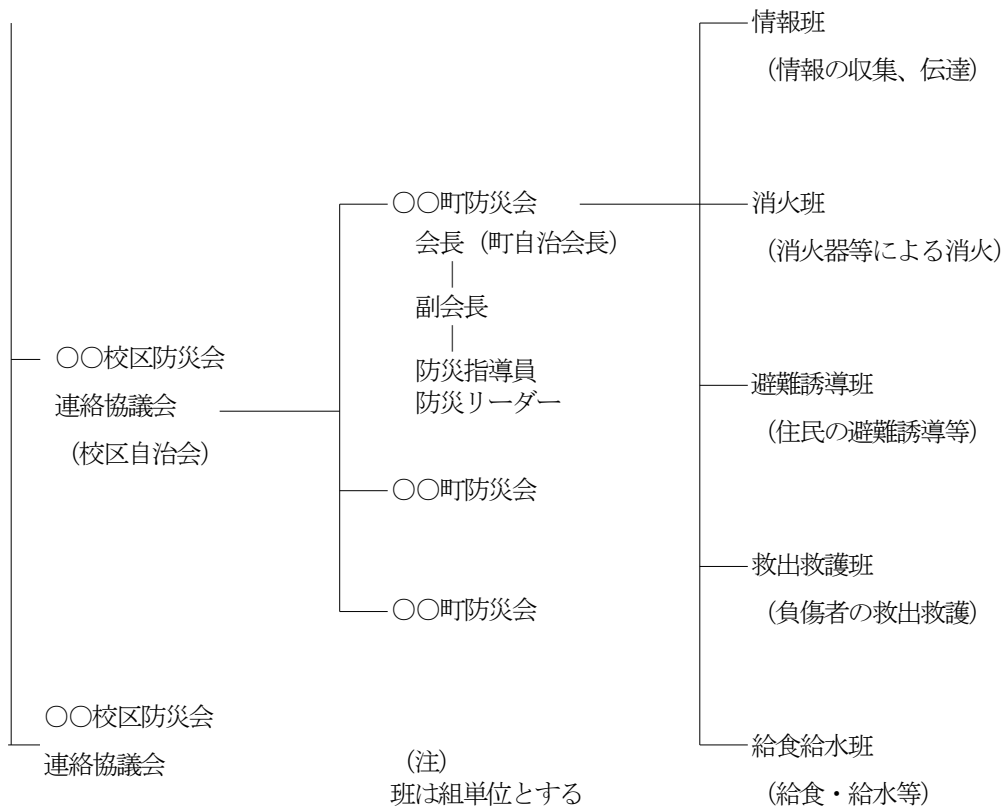
- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

##### (3) 自主防災組織の組織づくり

ア 基礎的住民自治組織である町自治会組織を基盤に、その自治活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動班を編成するが、町自治会区域を単位とした場合、次のような編成が一般的と考えられる。

[編成例]



#### 4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について、具体的な計画を策定しておくものとする。

##### (1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及に関すること。

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及を行う。

イ 火気使用設備器具等の点検に関すること。

火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時、被害の発生又は拡大の原因となるものを点検し、対策を講じておく。

ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。

消火用資機材、応急手当用医療品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材を備蓄する。

エ 防災訓練の実施に関すること。

災害発生時の応急活動が的確に行いうるよう防災訓練を実施し、必要な知識、技術を習得しておく。

##### (2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

被害状況等を正確かつ迅速には握し、適切な応急措置をとるため、市等防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達する。

イ 出火防止及び初期消火に関すること。



地震等が発生した場合は、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ 避難に関すること。

避難命令が出た場合、地域住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

エ 被災者の救護、救助その他保護に関すること。

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

オ 給食及び給水に関すること。

炊出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

## 5 自主防災組織の設置推進活動

市は、自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

### (1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

### (2) 防災教育

町自治会等、地域の防災指導者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

### (3) 防災物品の助成

自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するため、設置団体に対し、必要な資機材等の供与、あつ旋等を行うものとする。

### (4) 防災訓練

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、助言協力する。

## 6 実施日

この要綱は、昭和52年5月1日から実施する。

附則 (抄)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## (2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は市民による地域の自主防災組織（以下「団体」という。）の設置について必要な助成を行い、これを育成することにより、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (助成措置)

第2条 市長は、地域団体が豊橋市自主防災組織設置推進要綱の定めるところに準拠し、団体を設置したときは、当該団体に活動上必要な資器材等を交付することができる。

### (助成の限度額等)

第3条 現物給与の方法によるものとし、予算の範囲内で市長が定める。

2 助成は、1団体につき、1回限りとする。

### (申請手続)

第4条 この要綱による助成措置を受けようとする団体は、助成措置適用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、団体結成後速やかに提出しなければならない。

### (適用通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請事項を調査し、助成措置を必要と認めるときは、助成措置適用決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

### (変更届)

第6条 団体は、第4条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### (雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、昭和56年8月20日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

\*様式は省略

## 8. 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号

最終改正 令和2年3月27日規則第16号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助(以下「救助」という。)を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

1部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書(以下次条及び第8条において「公用令書等」という。)は、次の各号に掲げる様式による。

1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

3 公用変更令書 様式第3

4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳(様式第5)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

1 部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

1 部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

1 部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

1 部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

1部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

附則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. 愛知県災害救助法施行細則（昭和23年愛知県規則第5号）は廃止する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金により支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。

<p>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）</p>	<p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,100円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（協力者に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</p>
---	--

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準より（第5条関係）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難所に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に 応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 複数の高齢者等の要援護者等に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内。 3 民間賃貸住宅の借り上げによるもの設置も対象とする。
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季節別災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たりの金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。



救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	2 時間外勤務手当 3 賃金職員等雇上費 4 旅費 5 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 6 使用料及び賃借料 7 通信運搬費 8 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。  イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

様式第1

(第6条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 10%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を受領しました。</p>
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第2

(第6条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定により、次のとおり収用管理します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類 名称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引渡期日</th> <th style="width: 10%;">引渡場所</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	種類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡期日	引渡場所	備 考							. .								. .								. .		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を受領しました。</p>
種類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡期日	引渡場所	備 考																										
						. .																											
						. .																											
						. .																											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第3

(第6条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を、次のとおり変更しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">公用変 更令書</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用変更令書を受領しました。</p>	公用変 更令書	第 号
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
公用変 更令書	第 号						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第4

(第6条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用取消令書を受領しました。</p>	公 用 取 消 令 書	第 号
公 用 取 消 令 書	第 号		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第5

(第8条関係)

強 制 物 件 台 帳									
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号	年	月	日		
	物 資 収 用								
	施 設 管 理								
	土 地 家 屋 物 資 使 用								
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）									
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）									
公用令書の内容	種 類	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	保 管 場 所 の 範 囲	期 間	引 期	引 渡 日	引 渡 場 所	備 考
	種 名								
変更事項及びその理由									
取 消 理 由									
損 失 補 償	種 類	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考		
	種 名								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6

(第9条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 調 書</p> <p style="margin: 5px 0;">災害救助法第26条第1項の規定により<sup>収用</sup>使用する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p style="margin: 5px 0;">よって、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 200px;">愛知県職員 愛知県事務(技術)吏員 氏 名 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 200px;">物資の所有者又は占有者 氏 名 印</p>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7

(第10条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">損 失 補 償 請 求 書</p>			
<p>愛知県知事 殿</p>		<p>年 月 日</p>	
		<p>住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p>	
		<p>印</p>	
<p>災害救助法第26条第2項において準用する同法第23条の2第3項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。</p>			
<p>請求金額</p>		<p>円</p>	
<p>請求理由</p>			
<p>公 用 令 書</p>	<p>物 資 保 管</p>	<p>第 号</p>	<p>年 月 日</p>
<p>物 資 収 用</p>			
<p>施 設 管 理</p>			
<p>土地 家屋 物資 使 用</p>			
<p>添付書類</p>			
<p>1 算出明細書</p>			
<p>2 受領調書（写し）</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8

(第11条関係)

(表)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">従事命令第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">職 業</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">(名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第24条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで 日間</td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	出頭する日時及び場所		備 考		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">従事命令第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">職 業</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">(名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">公用令書を午前 時 分受領しました。</p>
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間										
出頭する日時及び場所											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

(裏)

	<p>公用令書の交付を受けた者の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印の上、直ちに知事に提出してください。</li> <li>2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。</li> <li>3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。</li> <li>4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。</li> <li>5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。</li> </ol>
--	---

様式第9

(第11条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第24条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用取消令書を受領しました。</p>
---	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。



様式第10

(第13条関係)

救 助 従 事 者 台 帳							
公 用 令 書		第	号	年 月 日			
従事者	住 所			職 業			
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日			
従 事 す る 業 務							
従 事 す る 場 所							
従 事 す る 期 間							
年 月 日 から 年 月 日 まで 日間							
出 頭 す る 日 時 及 び 場 所							
公 用 令 書 取 消 理 由							
負 傷、病 気、死 亡 事 故 発 生 の 日 時 及 び 場 所							
事 故 発 生 の 原 因 及 び 状 況							
傷 病 名、傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況							
備 考							
事 故 発 生 の と き、本 人 と 親 族 関 係 に あ っ た 主 な 者 の 状 況		氏 名	本 人 と の 続 き 柄	生 年 月 日	職 業	備 考	
				・	・		
				・	・		
				・	・		
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 年 月 日	備 考	
		日 当	超 過 勤 務 手 当	旅 費			計
		円	円	円	円	・	・
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日	備 考	
				円	・	・	
					・	・	
					・	・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

従 事 不 能 届			
			年 月 日
愛知県知事 殿			
			住 所
			職 業
			氏 名
			印
			年 月 日生
(名称及び 代表者氏名)			
災害救助法第 24 条第 1 項の規定による公用令書 ( 年 月 日従事命令第 号) の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。			
記			
理由			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 12

(第 16 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">実 費 弁 償 請 求 書</p>			
			<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p>			
			<p style="margin: 0;">住 所</p>
			<p style="margin: 0;">職 業</p>
			<p style="margin: 0;">氏 名</p>
			<p style="margin: 0;">印</p>
<p style="margin: 0;">(名称及び 代表者氏名)</p>			
<p style="margin: 0;">災害救助法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求しま す。</p>			
<p style="margin: 0;">請求金額</p>		<p style="margin: 0;">円</p>	
<p style="margin: 0;">公 用 令 書</p>	<p style="margin: 0;">従 事 命 令</p>	<p style="margin: 0;">第 号</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">従事した業務</p>			
<p style="margin: 0;">従事した場所</p>			
<p style="margin: 0;">従事した期間</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日から 日間 年 月 日まで</p>		
<p style="margin: 0;">添付書類</p> <p style="margin: 0; padding-left: 20px;">算出明細書</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第13

(第17条関係)

(表)

第 号
証 票
所 属
職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第27条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。
年 月 日交付
愛知県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜粋
(都道府県知事等の立入検査等)
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を取用するため必要があるときは、 <u>都道府県知事等は</u> 、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 <u>都道府県知事等は</u> 、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。
(指定行政機関の長等の立入検査等)
第6条 1及び2 略
3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第14

(第18条関係)

療 養 休 業 障 害 遺 族 葬 祭 打 切 扶 助 金 支 給 申 請 書		年 月 日
愛知県知事 殿		
住 所 氏 名		印
災害救助法第29条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。		
申請金額		円
公 用 令 書	第 号	年 月 日
従事者又は協力者	住 所	職 業
	氏 名	生年月日      ・      ・
従事又は協力していた救助業務		
事故発生の日時及び場所		
事故発生の原因及び状況		
傷病名、傷病の程度及び身体の状況		
療養又は休業を要する見込期間		
事故発生のおき、 本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との 続 き 柄
		生年月日
		職業
		備 考
添付書類 算出明細書		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

9. 避難指示等の判断基準

(1) 三類型の避難指示等一覧

警戒レベル	発令内容	発令時の状況	住民に求める行動
3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</li> </ul>
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生している状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> </ul>

(2) 水害

避難指示等は、以下の基準を参考として、河川巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

【一級河川】

一級河川 豊川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、当古水位観測所の水位が 6.20m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、当古水位観測所の水位が避難判断水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき</li> <li>②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認</li> </ul>
	警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 堤防の決壊・水があふれる・浸水を確認</li> <li>②豊川及び豊川放水路の破堤・越水情報が発表され、当古水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき</li> <li>③ 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認</li> </ul>

一級河川 豊川 (賀茂霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき（1時間後に浸水が開始）
	警戒レベル4 避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の破堤・越水情報が発表され、石田水位観測所の水位が氾濫危険水位7.40mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき

一級河川 豊川 (下条霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル4 避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が氾濫危険水位7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき

一級河川 豊川 (牛川霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル4 避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が氾濫危険水位7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき

一級河川 豊川 放水路	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が避難判断水位9.10mに達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が計画高水位9.10mに達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が計画高水位9.10mに達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

【二級河川】

二級河川 柳生川	警戒レベル3 高齢者等避難	花田水位観測所の水位が避難判断水位2.60mに達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、花田水位観測所の水位が氾濫危険水位3.50mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①花田水位観測所の水位が堤防高4.10mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 梅田川	警戒レベル3 高齢者等避難	浜道水位観測所の水位が避難判断水位 3.50m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、浜道水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①浜道水位観測所の水位が堤防高 4.40m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 佐奈川	警戒レベル3 高齢者等避難	佐土水位観測所の水位が避難判断水位 2.45m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、佐土水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.80m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①佐土水位観測所の水位が堤防高 4.03m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 音羽川	警戒レベル3 高齢者等避難	国府観測所の水位が避難判断水位 2.40m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、国府水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①佐土水位観測所の水位が堤防高 3.57m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 紙田川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①破堤・越水を確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認



【その他】

その他の一・二級河川	河川名	豊川水系	間川、安川、馬越川、神田川、嵩山川、三輪川、朝倉川、内山川、江川
		柳生川水系	山中川、殿田川
		梅田川水系	内張川、西ノ川、浜田川、坪口川、落合川、精進川、境川（二川）、半尻川
		境川水系	境川（老津）
	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認	
	警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防の決壊、水があふれるのを確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認	

(3) 高潮災害

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	三河湾沿岸部、豊川・柳生川・梅田川・佐奈川沿いの地域（支流含む）
警戒レベル3 高齢者等避難	① 高潮警報に切り替えられる可能性が高い注意報が発表されたとき（気象庁） ただし、明海町は、高潮注意報が発表され、越波のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル4 避難指示	① 高潮警報が発表されたとき（気象庁） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	① 高潮氾濫発生情報が発表されたとき（愛知県） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生したとき ③ 地区の高潮防災施設の損壊を確認したとき

#### (4) 土砂災害

避難指示等は、下段表の基準を参考に、①～④のいずれかに該当した場合、発令を検討する。

発令対象地域は、土砂災害に関するメッシュ情報の危険度表示区域に該当する土砂災害危険箇所に対し、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

警戒レベル3 高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（朱色表示）」する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いと言及されている場合
警戒レベル4 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（紫色表示）」する場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①土砂災害が発生した場合 ②山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

## XII 関係資料

### 1. 地震関係

#### (1) 地震現象

##### ア. 地震の発生

地震は地表付近から地下約 700km までの間に起こる自然現象であって、地下の物質の張り合いの状態が急激に破れて、蓄えられていた歪エネルギーが波動となって伝播する現象である。

地震による地面の振動を地震動、振動の伝播が地震波である。地震波は震源からの通信文であるから、それを読むことによって地震の特性を知ることができる。地震の起こり方として続発性（一つ起こると続いて起こる性質）、群発性、余震など特徴的である。震源における運動の特性なども知られるようになった。

##### イ. 地震の原因

地震がどうして起こるか、その原因については、まだ不明の点が多いが、今のところ次のような二通りの仮説がある。

###### (ア) 弾性反発説

地下のある部分に変形状態が進んで、強さの限界を超えたときに破壊が起こり、それと同時に、今まで付近に蓄えられていた歪エネルギーが地震波として放出される。

###### (イ) 岩しょう貫入説

地下にある岩しょうが急激に周囲の岩石に突入するために地震が起こる。

##### ウ. 震波の種類と伝わり方

地殻は非常に堅いゴムのような弾性体なので、このなかに地震が起こると、二つの種類の地震の波が伝わっていく。

###### (ア) 疎密波（P 波）

圧縮膨張を繰り返しながら伝わる。波の進む方向に振動、ねじれ波より早い（浅層では 5~6km/秒）ので、地表に先に着く。

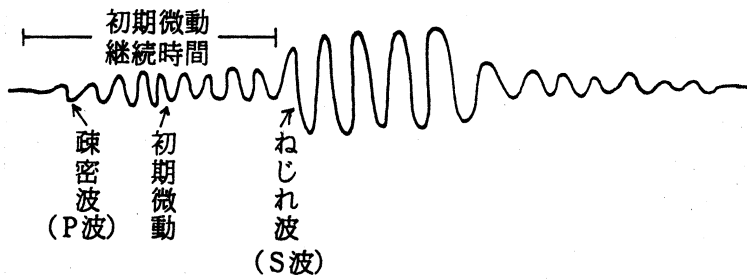
###### (イ) ねじれ波（S 波）

ねじれの状態が波になって進む。波の進む方向と直角に振動。疎密波より遅い（浅層では 3~4km/秒）ので、疎密波より遅れて地表に着く。

震源が地表に近いときには、水面に起こる波のように、地表面沿いに伝わっていく表面波と呼ばれる波も起こる。

震源から離れた所では普通、地震はガタガタと割合小さな振動で始まり、しばらくして、急にユサユサと大きな振動に変わる。最初の振動が疎密波（P 波）で、後の振動がねじれ波（S 波）である。最初の細かい振動を初期微動、またはその時間を初期微動継続時間という。初期微動継続時間が短ければ震源は近く、長ければ震源は遠い。

第1図 地震の波



- ・ 振動が急激にガタガタと突然におどろかされるようなものは震源が近い。
- ・ 振動がゆるやかでユサユサとするものは震源が遠い。
- ・ 急激にガタガタときて、間もなく静かになるものは小さい地震。

- ・ 急にガタガタときて、なかなか静まらないものは相当大きい地震。
- ・ もっと大きいものは、いきなりドスンときて、驚く暇もなく、恐ろしいほど揺れだす。

エ. 気象庁震度階

気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 以上 5.0 未満
1	0.5 以上 1.5 未満	5 強	5.0 以上 5.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満	6 弱	5.5 以上 6.0 未満
3	2.5 以上 3.5 未満	6 強	6.0 以上 6.5 未満
4	3.5. 以上 4.5 未満	7	6.5 以上

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

#### オ. 地震の規模とエネルギー

地震の規模は地震波のエネルギーの量で表わされるが、マグニチュードといわれる。これは震央距離 100km におけるウッド・アンダーソン形の地震計（周期 0.8 秒、減衰定数 0.8、倍率 2,800 倍）の記録紙上の最大片振幅（単位は  $\mu$ ）を常用対数で表わしたものと定義されている。例えば記録紙上の最大片振幅が 10cm である場合は  $100,000\mu$  であるから、この地震のマグニチュードは 5 であるという。

なお、別に震央距離 100km における気象庁の震度階の数をそのまま用いて地震の規模を示す方式もある。この規模とマグニチュードとの間には一定の関係がある。地震のマグニチュードと地震のエネルギーとの間にも一定の関係がある。大・中・小の地震などのエネルギーは次のようになる。

名称	マグニチュード(M)	エネルギー(E)エルグ	波動の周期
大地震	破壊地震 $M \geq 7$ $7 > M \geq 5$ $5 > M \geq 3$ $3 > M \geq 1$	$E \geq 2 \times 10^{22}$	0.1 ~ 数秒
中地震		$2 \times 10^{22} > E \geq 2 \times 10^{19}$	0.1 ~ 数秒
小地震		$2 \times 10^{19} > E \geq 2 \times 10^{16}$	0.1 ~ 2 秒
微小地震		$2 \times 10^{16} > E \geq 2 \times 10^{13}$	0.05 ~ 1 秒

極微小地震	$1 > M$	$2 \times 10^{13} > E$	0.01 ~ 0.05 秒
-------	---------	------------------------	---------------

カ.マグニチュード (M) と地震の程度

(ア) 地震の程度

マグニチュード(M)	地震の程度
8~9	第一級の大地震で日本付近では10年に1回発生。 内陸に起こると大被害となり、海底に起こると大津波が発生する。
7~8	かなりの大地震で、日本付近で1年に1回発生する。 内陸に起こると大被害を生ずることがあり、海底に起こると津波を伴う。
6~7	日本付近で1年に10回発生する。内陸で、とくに震源が浅いときに被害を生ずることがある。
4~6	日本付近で1年に100回発生するが、被害を生ずることはほとんどない。
3~4	震源地の近くで人体に感じることもある。
2以下	高倍率の地震計によって観測される。

(イ) 過去の大地震

マグニチュード(M)	過去の大地震
8~9	濃尾地震(8.0)(1891.10.28) 三陸沖地震(8.1)(1933.3.3) 南海地震(8.0)(1946.12.21) 十勝沖地震(8.2)(1952.3.4) 平成6年北海道東方沖地震(8.2)(1994.10.4) 平成23年東北地方太平洋沖地震(9.0)(2011.3.11) 平成27年小笠原諸島西方沖地震(8.1)(2015.5.30)
7~8	関東地震(7.9)(1923.9.1) 東南海地震(7.9)(1944.12.7) 福井地震(7.1)(1948.6.28) 新潟地震(7.5)(1964.6.16) 1978年伊豆大島近海地震(7.0)(1978.1.14) 1978年宮城県沖(7.4)(1978.6.12) 昭和58年日本海中部地震(7.7)(1983.5.26) 平成5年釧路沖地震(7.5)(1993.1.15) 平成5年北海道南西沖地震(7.8)(1993.7.12) 平成6年三陸はるか沖地震(7.6)(1994.12.28) 平成7年兵庫県南部地震(7.3)(1995.1.17) 平成12年鳥取県西部地震(7.3)(2000.10.6) 平成17年福岡県西方沖(7.0)(2005.3.20) 平成20年岩手・宮城内陸地震(7.2)(2008.6.14) 平成23年宮城県沖(7.2)(2011.4.7)

	平成 23 年福島県浜通り (7. 0) (2011. 4. 11) 平成 28 年熊本地震 (7. 3) (2016. 4. 14)
マグニチュード(M)	過去の大地震
6~7	三河地震 (6. 8) (1945. 1. 13) 昭和 59 年長野県西部地震 (6. 8) (1984. 9. 14) 千葉県東方沖 (6. 7) (1987. 12. 17) 平成 13 年芸予地震 (6. 7) (2001. 3. 24) 平成 16 年新潟県中越地震 (6. 8) (2004. 10. 23) 平成 19 年能登半島地震 (6. 7) (2007. 3. 25) 平成 20 年岩手県沿岸北部 (6. 8) (2008. 7. 24) 平成 21 年駿河湾 (6. 5) (2009. 8. 11) 平成 23 年長野県・新潟県境付近 (6. 7) ( 2011. 3. 12) 平成 24 年千葉県東方沖 (6. 1) (2012. 3. 14) 平成 26 年長野県神城断層地震 (6. 7) (2014. 11. 12 ) 平成 28 年浦河沖 (6. 7) (2016. 1. 14) 平成 28 年鳥取県中部 (6. 6) (2016. 10. 21) 平成 28 年茨城県北部 (6. 3) (2016. 12. 28) 平成 30 年島根県西部 (6. 1) (2018. 4. 9) 平成 30 年大阪府北部 (6. 1) (2018. 6. 18) 平成 30 年北海道胆振東部地震 (6. 7) (2018. 9. 16) 令和元年山形県沖地震 (6. 7) (2019. 6. 18)

#### キ. 前震と余震

震源の浅い比較的大きい地震では、多くの地震が連続して起こる。このうち、最大のものを本震あるいは主震といい、その前に起こるものを前震、後に起こるものを余震と呼んでいる。

余震は普通、本震よりも小さく、余震による被害の心配はあまりない。しかし、これはあくまで経験上の原則で、例外もある。

#### ク. 地震動と地盤

##### (ア) 地震動の直接作用による建物の破壊

地震波の周期が、家屋の固有周期に近くて、共振に近い現象をおこした場合に起こりやすい。

- ・家屋は一つの弾性的な物体とみられる。これを振動させると、その家は固有の周期で振動する。丈夫な家は周期が小さく、弱い家や木造 2 階建は周期が大きい。(ふつう何分の 1 秒という程度)
- ・固い地盤の所では、急激な小さい振動をする。(周期が小さい。) 地盤の軟い所ではゆっくり大きく振動する。(周期が大きい。)
- ・関東大震災のとき堅い地盤の山手では土蔵の被害が大きく、軟い地盤の下町では木造家屋の被害が大きかった。

また、木造家屋の倒壊率は沖積層の下町のうちでも、層の厚さに比例して大きくなっている。このことは、福井地震 (昭和 23 年)、新潟地震 (昭和 39 年) 等でも、軟弱地盤層に大被害の起きている

ることが立証されている。

#### (イ) 地震動の間接作用による建物の破壊

地震動によって、土が流動化したり、変動したりしたために、建物が不等沈下して被害を被る場合が非常に多い。新潟地震では、この現象が著しかった。

軟弱地盤では、不等沈下という現象で、間接的に震害が大きくなることを、新潟地震まで見落とされがちであったが、注意しなければならない。

新潟地震では、地震計の記録から加速度はそれほど大きくないことが分かったし、現場にいた人々の話でも、振動が激しかったという言葉は出ていない。むしろ、被害のほとんど無かった地区の方が振動の激しかったことを訴えている。

#### ケ. 地震の発生地域

##### (ア) 地震の時間的空間分布

大地震から微小地震までの種々の地震が全世界を通じて年間約 100 万回程度発生しているが、有感地震以上の地震では 1 年に約数 10 万回に達する。

日本では無感地震は年 4,000～7,000 回、有感地震は年 1,000～3,000 回程度であるが、破壊を伴った地震数は有史以来約 400 回ある。小規模の地震は非常に数が多いが、大地震の発生回数は少ない。その発生頻度は一定の法則に従っていることは注目される。

地震はどこでも万遍なく起こっているのではなく密集して起こっている。日本には北海道襟裳岬、三陸沖、関東地方、濃尾地方、紀淡海峡、豊後水道と 6 つの地震区がある。このように偏っているのはエネルギーを蓄えて吐き出す機構が他の地域と違っているためであろう。東北地方では地震は 40～50km より深いところに集中しており、また、面状に分布しているが、西南日本では地震は深さ 40～50km までに起こっており、それより深いところには、あまり起こっていない。そして、どちらかといえば線状に分布している。

破壊的な地震は一般に震源の深さは浅く、数 10km 以内のものが多いが、大きいマグニチュードをもった地震でも深い震源のものがある。

1906 年 1 月 21 日東京の南西に発した地震はマグニチュード  $M=8.0$  で震源の深さが、340km であった。これは深発地震の最大な地震であった。深い地震では 1943 年 6 月 29 日フロレス海におこったのは世界最深の地震で、深さは 720km もあった。

##### (イ) 大地震の発生場所と中部地方の破壊的地震

日本の破壊地震は大体西南日本の太平洋側と東北日本の太平洋側に多い。ここはむしろ 200km 以上の最大有感半径をもつ稍顕著地震や 300km 以上の最大有感半径をもつ顕著地震などの地震の少なくないところである。大地震は繰り返し同一地域に起こる特性がある。

我が国では 416～1961 年の間に、約 400 回の破壊地震があるが、そのうち、マグニチュード 7 以上の大地震は約 130 回ある。地震活動の盛んな時代と静かな時代とがあるが、1800 年代以降の統計では破壊的大地震は 1 年に 1 回の割合、マグニチュード 6 以上の大中地震は 1 年に 5 回の割合で起こっていることになる。

中部地方では、416～1961 年の間に破壊地震 179 回、大地震は 50 回発生しており、全国の約 4 割を占めている。また、浅発地震と同様に深さ 300km 以上にも及ぶ深発地震の発生地帯でもあり、他の地域と違って地震活動が盛んな地帯である。本地域の破壊地震活動には I 期 700～1350 年、II 期 1350～



1850年、Ⅲ期 1850年以降の3期がある。Ⅰ期からⅡ期へと地震活動が盛んになっている。Ⅰ期は100年に5～6回、Ⅱ期は100年に10～15回、Ⅲ期は100年に40～70回となっている。1924年以降の昭和時代では3年に1回の大地震、1年に1回の破壊地震がある割合である。

破壊地震には余震は多いが、余震は必ずその主震より小さい。大地震の震源地域分布は遠州灘沖合、紀伊半島東南部沖、三河地方、紀伊半島中部、奈良～琵琶湖地方、美濃～飛騨地方、福井地方、若狭湾西部地域、信濃川流域～佐渡沖、伊豆半島～武蔵地方で、これらの地域では今後も大地震の起こることが考えられる。

## (2) 日本における主な被害地震

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
684. 11. 29 (天武 13. 10. 14)	8. 1/4	土佐、南海・ 東海・西海諸道	山崩れ、河湧き家屋社寺の破壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田苑約 12 km <sup>2</sup> 海中に沈む。
869. 7. 13 (貞観 11. 5. 26)	8. 3	三陸沿岸	城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数。津波が多賀城下を襲い、溺死約 1,000 人、流光昼の如く隠映すという。
887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8. 0～ 8. 5	五畿七道	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が 8 月末まで続く。
1096. 12. 17 (嘉保 3. 11. 24)	8. 0～ 8. 5	畿内・東海道	東大寺の巨鐘落ち、諸寺に被害。京都大極殿破損。勢多橋落ちる。余震多く、津波、伊勢、駿河を襲い、駿河で社寺民家流失 400 余。
1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8. 1/4 ～8. 5	畿内・土佐・阿波	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂で倒壊破損多い。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪湊で流失 1700 戸、流死 60 人余、余震多数。
1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8. 2 ～8. 5	東海道全般	(6 月 11 日に京都、三河、熊野で強震を感じたが被害記録はない。) 紀伊から房総に至る海岸と甲斐で振動強く、津波が、紀伊から房総に至る海岸を襲い、伊勢大湊で流失 1 千戸、溺死 5 千人、静岡県志太郡地方で流死 2 万 6 千人、伊勢志摩で溺死 1 万人。浜名湖が海に通じた。
1605. 2. 3 (慶長 9. 12. 16)	7. 9	東海、南海、 西海諸道	淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛び散る。津波は、犬吠崎より九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺死 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流失し、死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中、700 戸流失。阿波穴喰で波高 2 丈、死 1,500 人余、土佐甲ノ浦で死 350 人余、浜崎 50 人余、室戸岬付近で 400 人余などほぼ同時に二つの地震がおこったとする考えと、東海沖の一つの地震とする考えがある。
1611. 12. 2 (慶長 16. 10. 28)	8. 1	三陸及び 北海道東岸	三陸地方で強震。震害軽いが津波の被害大、伊達領内で死 1,783 人。南部、津軽で人馬死 3 千余。三陸地方で家屋流失多く、北海道東部でも溺死者多い。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7. 1/4 ～7. 6	山城、大和、河内、 和泉、摂津、丹後、 若狭、近江、美濃、 伊勢、駿河、三河、 信濃	比良岳付近の被害大。唐崎で田畑 85 町湖中に没し、壊家 1, 570 人。大溝、彦根で壊家各 1 千余。滋賀榎村死 300 人、所川村で死 260 人余。京都で町屋倒壊 1 千、死 200 人余。諸所の城破損。
1703. 12. 31 (元禄 16. 11. 23)	7. 9～ 8. 2	江戸、関東諸国	元禄地震。武蔵、相模、安房、上総で震度大。小田原領で出火し壊家 8 千以上、死 2, 300 以上、江戸、鎌倉などでも大きな被害。津波は下田から犬吠岬の沿岸を襲い死者数千。1923 年関東地震に似た相模トラフ沿いの巨大地震と考えられる。
1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8. 6	五畿七道	宝永地震。わが国最大級の地震の一つ、全体で少なくとも死 2 万、潰家 6 万、流失家 2 万、震害は東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前岬で 1～2m 隆起し、高知市中西部の地約 20 km <sup>2</sup> が最大 2m 沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時におこったとも考えられる。
1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24)	7. 4	信濃北部及び 越後西部	善光寺地震。被害範囲は高田から松本、上田に至る地域で、特に水内・更級両郡の被害が最大。松代領で潰家 9, 550、死 2, 695、飯山領で潰家 1, 977、死 586、善光寺領で潰家 2, 285、死 2, 486 など。山地で山崩れが多く松代領では 4 万箇所以上、虚空蔵山が崩れ、犀川が 4 月 13 日に決壊して流失家屋 810、流死 100 余。
1854. 7. 9 (安政 1. 6. 15)	7. 1/4	伊賀、伊勢、大和 及び隣国	12 日頃から前震があった。上野付近で潰家 2 千余、死約 600、奈良で潰家 400 以上、死 300 余など、全体で死者は 1, 500 以上。被害範囲が広く、断層を生じ最大 1. 5m 沈下
1854. 12. 23 (安政 1. 11. 4)	8. 4	東海、東山、 南海、諸道	安政東海地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸が大きい。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに拡大。この地震による居宅の潰・焼失は約 3 万軒、死者は 2 千～3 千人と推定される。沿岸では著しい地殻変動があり。地殻変動や津波の解析から、震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されている。発生から 100 年以上経過しており、次の東海地震の発生が心配されている。
1854. 12. 24 (安政 1. 11. 5)	8. 4	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道	安政南海地震。安政東海地震の 32 時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく波高は串本で 15m、久礼で 16m、種崎で 11m など、地震と津波の被害の区別が困難。死者数千。室戸・紀伊半島は南上りの傾動を示し、室戸・串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下。
1855. 11. 11 (安政 2. 10. 2)	7. 0～ 7. 1	江戸及び付近	江戸地震。下町で特に被害甚大。地震後 30 余ヶ所から出火、焼失面積は 2. 2 km <sup>2</sup> 。江戸町方の被害は、潰れ焼失 1 万 4 千余、死 4 千余、瓦版が多数発行された。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1858. 4. 9 (安政 5. 2. 26)	7.0～ 7. 1	飛騨、越前、 越中、加賀	飛騨北部、越中で被害甚大、飛騨で潰家 319、死 203。山崩れも多く、常願寺川の上流が堰止められ、後に決壊して流出及び潰家 1,600 余、溺死 140 の被害。跡津川断層の運動（右横ずれ）によると考えられる。
1872. 3. 14 (明治 5. 2. 6)	7. 1	石見、出雲	浜田地震。1 週間ほど前から鳴動、当日にも前震あり。全体で全潰約 5,000、死 600 以上、特に石見東部で被害が多数。海岸沿いに数尺の隆起・沈降が見られ、小津波あり。
1891. 10. 28 (明治 24)	8. 0	岐阜、愛知	濃尾地震。仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半壊 80,184、死 7,273 人、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥（みどり）で、上下に 6m、水平に 2m ずれた。1892 年 1 月 3 日、9 月 7 日、1894 年 1 月 10 日の余震で家屋破損などの被害あり。
1894. 10. 22 (明治 27)	7. 0	庄内平野	庄内地震。庄内平野全域で地盤の亀裂、陥没など多数。酒田では大火災発生。全壊 3,858 戸、半壊 2,397、死者 739。
1896. 6. 15 (明治 29)	8. 1/4	三陸沖	明治三陸地震津波。震害なし。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 22,072 人、家屋流失全半壊 1 万以上、船の被害約 7000。波高は、吉浜 24.4m、綾里 38.2m、田老 14.6m など。津波は、ハワイ、カリフォルニアに達した。
1896. 8. 31 (明治 29)	7. 2	秋田、岩手県境	陸羽地震。秋田県仙北部、平鹿郡、岩手県西和賀郡、稗貫郡で被害大。全壊 5,792、死 209 人、川舟断層、千屋断層を生じた。
1923. 9. 1 (大正 12)	7. 9	関東南部	関東大震災。東京で観測した最大振幅 14～20 cm。地震後の火災により被害が増大。死 99,331 人、行方不明 43,476 人、家屋全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128。山崩れ、がけ崩れ多数。房総方面（木更津 32 cm、北条 157 cm）、神奈川南部（大磯 182 cm、藤沢 75 cm）は隆起し、東京付近以西神奈川北方は沈下した。相模湾では、小田原―布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し、波高は熱海で 12m、相浜で 9.3m など。
1924. 1. 15 (大正 13)	7. 3	丹沢山塊	東京、神奈川、山梨、静岡各県に被害があり、死 19 人、家屋全壊 1,200 余。特に神奈川県中南部に被害が著しかった。
1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	但馬北部	北但馬地震。円山川流域で被害多く、死 428、家屋全壊 1,295、焼失 2,180。河口付近に長さ 1.6 km、西落ちの小断層二つを生じた。葛野川の河口が陥没して海となる。
1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 3	京都府北西部	北丹後地震。被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死 2,925 人、家屋全壊 12,584、焼失 3,711。郷村断層（長さ 18 km、水平ずれ最大 2.7m）と、それに直交する。山田断層（長さ 7 km）を生じた。
1930. 11. 26 (昭和 5)	7. 3	伊豆北部	北伊豆地震。2～5 月以東地震群。11 日より前震あり、余震多数。死 272 人、家屋全壊 2,165、山崩れ、がけ崩れが多く、丹那断層（長さ 35 km、横ずれ最大 2～3m）と直交する姫之湯断層を生じた。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1933. 3. 3 (昭和 8)	8. 1	三陸沖	三陸地震津波。震害は少ない。津波が太平洋岸を襲い三陸沿岸で被害は甚大。死・不明 3,064 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018。波高は綾里湾 28.7m にも達した。日本海溝付近で発生した巨大な正断層型地震と考えられる。
1943. 9. 10 (昭和 18)	7. 2	鳥取市付近	鳥取地震。死 1,083 人、家屋全壊 7,485、半壊 6,158、鹿野断層（長さ 8 km、横ずれ最大 150 cm）、吉岡断層（長さ 4.5 km）を生じた。地割れ、地変多数。
1944. 12. 7 (昭和 19)	7. 9	東海道沖	東南海地震。静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県で合計死 998 人、住家全壊 26,130、半壊 46,950、流失 3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸 6～8m、遠州灘沿岸で 1～2m。紀伊半島東岸で 30～40 cm。地盤沈降。
1945. 1. 13 (昭和 20)	6. 8	愛知県南部	三河地震。規模の割に被害甚大で、死 1,961 人、住家全壊 5,539、半壊 11,706、非住家全壊 6,603、深溝断層（途中で直角に折り曲げ、延長 9km、上下ずれ最大 2m）を生じた。津波は蒲郡で波高 1m。
1946. 12. 21 (昭和 21)	8. 0	東海道沖	南海地震。被害は、中部以西日本各地にわたり、死者 1,330 人、行方不明 102、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、浸水 33,093、焼失 2,598、船舶破損流失 2,991。津波は静岡から九州の海岸に来襲し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示した。
1948. 6. 28 (昭和 23)	7. 1	福井平野	福井地震。被害は福井平野及びその付近に限られ、死 3,769 人、家屋倒壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851。南北に地割れの連続としての断層（延長約 25km）が生じた。
1952. 3. 4 (昭和 27)	8. 2	十勝沖	十勝沖地震。被害は北海道南部、東北地方北部で、津波は関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾 3～4m、八戸 2m。死 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815、半壊 1,324、流失 91。
1953. 11. 26 (昭和 28)	7. 4	房総半島沖	房総沖地震。道路亀裂（伊豆諸島）、発電所鉄管亀裂（八丈島）など。関東沿岸に小津波、銚子付近で最大 2～3m。
1960. 5. 23 (昭和 35)	8. 5	チリ沖	チリ地震津波。24 日 2 時頃から津波が日本沿岸各地に来襲。波高は三陸沿岸 5～6m、その他で 3～4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死 122 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1,500 余、半壊 2,000 余。
1964. 6. 16 (昭和 39)	7. 5	新潟県沖	新潟地震。新潟県、秋田県、山形県で被害発生、死 26 人、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298、船舶、道路の被害が多い。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しい。津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で 4m 以上。粟島が約 1m 隆起した。
1968. 5. 16 (昭和 43)	7. 9	青森県東方沖	1968 年十勝沖地震。青森を中心に北海道南部、東北地方に被害、死 52 人、傷 330 人、建物全壊 673、半壊 3,004。青森県下で道路損壊多く、津波あり、三陸沿岸 3～5m、襟裳岬 3m。浸水 529、船舶流出沈没 127、コンクリート造建築の被害が目立つ。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1973. 6. 17 (昭和 48)	7. 4	根室半島南東沖	1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震。根室・釧路地方に被害。全体で傷 26 人、家屋全壊 2 人、一部破損 1。小津波あり。波高は根室で約 1.5m、浸水 275、船舶流出沈没 10。また 6 月 24 日の規模 7.1 の余震で傷 1 人、家屋一部破損 2、小津波あり。
1974. 5. 9 (昭和 49)	6. 9	伊豆半島南端	1974 年伊豆半島沖地震。伊豆半島南端に被害。死・不明 38、傷 102、家屋全壊 134、半壊 240、全焼 5、御前崎などに小津波。
1978. 1. 14 (昭和 53)	7. 0	伊豆大島近海	1978 年伊豆大島近海地震。死 25、傷 211、家屋全壊 96、同半壊 616、道路損壊 1,141、がけ崩れ 191。前震が活発で、当日午前、気象庁から地震情報が出されていた。伊豆半島で被害が大きくて、翌 15 日の最大余震 (M5.8) でも伊豆半島西部にかなりの被害が出た。
1978. 6. 12 (昭和 53)	7. 4	宮城県沖	1978 年宮城県沖地震。被害は宮城県に多く、全体で死 28、傷 1,325、建物全壊 1,183、同半壊 5,574、道路損壊 888、山・がけ崩れ 529。新興開発地に被害が集中。
1982. 3. 21 (昭和 57)	7. 1	浦河沖	昭和 57 年浦河沖地震。被害は浦河・静内に集中し、札幌等でも微少被害あり。傷 167、建物全壊 9、同半壊 16、一部破損 174、鉄軌道被害 45、小津波あり。
1983. 5. 26 (昭和 58)	7. 7	秋田県沖	昭和 58 年日本海中部地震。被害は秋田県で最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。死者は 104 (うち津波により 100)、傷 163 (同 104)、建物全壊 934、同半壊 2,115、流失 52、一部破損 3,258、船沈没 225、流失 451、破損 1,187。津波は早い所では、津波警報発令以前に沿岸に到達した。石川、京都、島根といった遠方の府県でも津波により被害が発生した。
1984. 9. 14 (昭和 59)	6. 8	長野県西部	昭和 59 年長野県西部地震。王滝村で被害甚大。死 29、傷 10、建物全壊・流失 14、同半壊 73、一部破損 565、道路損壊 258。死者及び建物流失は、主に王滝川、濁沢川などの流域に発生した大規模な崖崩れと土石流による。
1987. 12. 17 (昭和 62)	6. 7	千葉県東方沖	千葉県東方沖地震。千葉県を中心に被害があり、死 2、傷 138、建物全壊 10、一部破損 6 万余のほか、道路などの被害多数。
1993. 1. 15 (平成 5)	7. 8	釧路沖	平成 5 年釧路沖地震。国内では 11 年ぶりの震度 6 を釧路で記録。死 1、傷 928、建物や道路の被害もあった。北海道の下に沈み込む太平洋プレートの内部で発生した深さ 100 km の地震で、この型の地震としては例外的に規模が大きかった。
1993. 7. 12 (平成 5)	7. 8	北海道南西沖	平成 5 年北海道南西沖地震。地震に加えて津波による被害が大きく、死 202、不明 29、傷 323。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態、夜 10 時すぎの闇のなかで多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の市街地で 10m を越えた。
1994. 10. 4 (平成 6)	8. 2	北海道東方沖	平成 6 年北海道東方沖地震。北海道東部を中心に被害があり、傷 437、住家全半壊 409。津波は花咲で 173 cm。震源に近い択捉島では死・不明 10 など、地震と津波で大きな被害。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1994. 12. 28 (平成 6)	7. 6	三陸はるか沖	平成 6 年三陸はるか沖地震。震度 6 の八戸を中心に被害。死 3、傷 788、住家全半壊 501。道路や港湾の被害もあった。弱い津波あり。
1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部 阪神・淡路	平成 7 年兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)。活断層の活動による直下型地震。神戸、洲本で震度 6 だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道路線なども崩壊した。被害は、死者 6,434 人、傷者 43,792 人、住家全半壊 24 万 9 千余棟、火災 285 件など。早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。
2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部	平成 12 年鳥取県西部地震 境港市と日野町で震度 6 強を記録し、強い揺れが西日本一帯の広範囲に及んだ。被害は、傷者 182 人、住家全半壊 3,536 棟など。地震の規模と揺れの割に被害が比較的少なかったのは、震源域一帯が固い地盤が多かった等の見方がある。
2001. 3. 24 (平成 13)	6. 7	安芸灘	平成 13 年芸予地震。沈み込んだフィリピン海プレート内部の破壊により発生。広島県河内町、大崎町、熊野町で震度 6 弱を記録。死者 2 人、傷者 288 人、住家全半壊 844 棟など。
2003. 7. 26 (平成 15)	6. 4	宮城県北部	平成 15 年宮城県北部地震。内陸部の活断層が数回に分けて崩壊したことにより発生。一回目宮城県鳴瀬町、矢本町で震度 6 弱を記録。二回目宮城県鳴瀬町、南郷町、矢本町で震度 6 強を記録。三回目宮城県河南町で震度 6 弱を記録。傷者 677 人、住家全半壊 5,085 棟、火災 3 件など。
2003. 9. 26 (平成 15)	8. 0	釧路沖	平成 15 年十勝沖地震。北西—南東方向に圧縮軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生。厚岸町尾幌、浦河町潮見などで震度 6 弱を記録。死者 1 人、不明者 1 人、傷者 849 人、住家全半壊 484 棟、原油タンク炎上など火災 4 件。
2004. 10. 23 (平成 16)	6. 8	新潟県中越地方	平成 16 年新潟県中越地震。北西—南東圧縮の逆断層型。新潟県川口町で震度 7 を記録。崖崩れ、山崩れが多発、天然のダムも出現。死者 68 人、傷者 4,805 人、住家全半壊 16,985 棟など。
2005. 3. 20 (平成 17)	7. 0	福岡県西方沖	平成 17 年福岡県西方沖地震。福岡市北西約 40 キロ沖を震源とする地震。福岡市中央区、東区及び前原市で震度 6 弱を記録。死者 1 人、傷者 1,204 人、住家全半壊 497 棟など。
2007. 3. 25 (平成 19)	6. 9	能登半島沖	平成 19 年能登半島地震。北西—南東圧縮の逆断層型。石川県能登、七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強を観測。死者 1 人、傷者 356 人、住家全半壊 2,426 棟など。
2007. 7. 16 (平成 19)	6. 8	新潟県上中越沖	平成 19 年新潟県中越沖地震。新潟市南西約 60 キロを震源とする直下型(逆断層型)地震。長岡市、柏崎市、刈羽村、長野県飯綱町で震度 6 強を記録。死者 15 人、負傷者 2,346 人、住家全壊 1,331 棟など。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
2008. 6. 14 (平成 20)	7. 2	岩手県内陸南部	平成 20 年岩手・宮城内陸地震。仙台市北 90 キロを震源とする直下型(逆断層型)地震。岩手県奥州市、宮城県栗原市で震度 6 強を記録。死者 17 人、行方不明 6 人、負傷者 426 人など。同じ規模の地震と比較して、建物被害が少なく土砂災害が多いことが挙げられる。
2008. 7. 24 (平成 20)	6. 8	岩手県沿岸北部	「平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震」 岩手県沿岸北部で発生した直下型(正断層型)地震。岩手県野田村、青森県八戸市、五戸町、階上町で震度 6 弱を記録。死者 1 人、負傷者 211 人など。
2009. 8. 11 (平成 21)	6. 5	駿河湾	静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度 6 弱を記録。死者 1 人、負傷者 319 人、住家半壊 6 棟、住家一部破損 8,672 棟、東名高速道路路肩崩落など。
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	三陸沖	「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」 宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測し、津波により甚大な被害が発生。死者 16,278 人、行方不明者 2,994 人、負傷者 6,179 人、住家全壊 129,198 棟、住家半壊 254,238 棟、住家一部破損 715,192 棟(平成 24 年 4 月 1 日現在)。また、東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質が漏れ、汚染が広がった。
2011. 3. 12 (平成 23)	6. 7	長野県・ 新潟県県境付近	長野県北部を震源とする逆断層型地震。長野県栄村で震度 6 強、新潟県十日町市、津南町で震度 6 弱を観測。死者 3 人、負傷者 57 人、住家全壊 73 棟、住家半壊 427 棟など。
2011. 4. 7 (平成 23)	7. 2	宮城県沖	東北地方太平洋沖地震の余震と考えられる。宮城県沖(牡鹿半島の東、約 40 キロ)を震源とする逆断層型地震。宮城県栗原市、仙台市宮城野区で震度 6 強、岩手県大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市など 21 市区町村で震度 6 弱を観測。死者 4 人、負傷者 296 人など。
2011. 4. 11 (平成 23)	7. 0	福島県浜通り	東北地方太平洋沖地震の余震と考えられる。福島県浜通り(いわきの西南西、約 30 キロ)を震源とする正断層型地震。福島県中島村、古殿町、いわき市、茨城県鉾田市で震度 6 弱、福島県白河市、須賀川市、鏡石町、天栄村など 17 市区町村で震度 5 強を観測。死者 4 人、負傷者 10 人など。
2011. 6. 30 (平成 23)	5. 4	長野県中部	長野県中部を震源とする横ずれ断層型地震。長野県松本市で震度 5 強を観測。死者 1 人、負傷者 17 人、住家半壊 24 棟、住家一部損壊 6,117 棟(平成 24 年 3 月 1 日現在)など。
2016. 4. 14 (平成 28)	最 大 7. 4	熊本県熊本地方	「平成 28 年(2016 年)熊本地震」 死者 207 人、負傷者 2,728 人、住家全壊 8,425 棟、同半壊 33,287 棟、同一部損壊 150,463 棟。震度 7 が連続して発生した観測史上初の地震。被害は熊本県と大分県を中心とした 7 県に及んだ(平成 29 年 2 月 27 日現在)

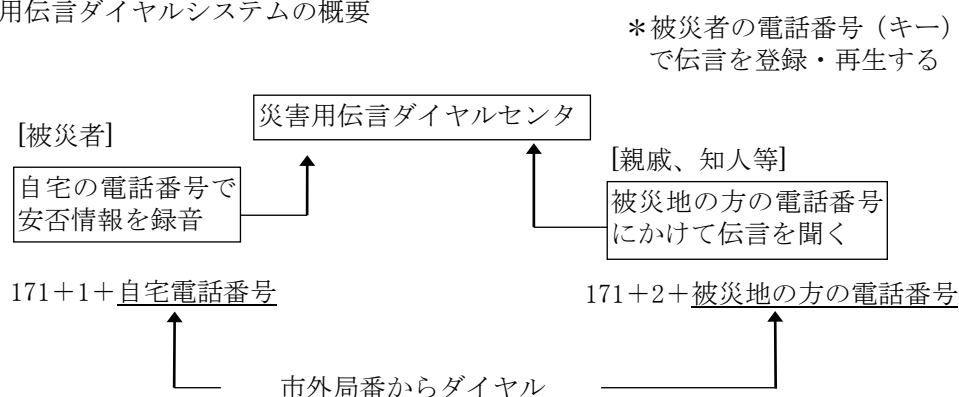
年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部	死者 6 名 負傷者 462 名 住家全壊 21 棟 住家半壊 454 棟 住家一部破損 56,873 棟など (平成 31 年 1 月 28 日現在)
2018. 9. 6 (平成 30)	6. 7	胆振地方中東部	「平成 30 年北海道胆振東部地震」 死者 42 名 負傷者 762 名 住家全壊 462 棟 住家半壊 1,570 棟 住家一部破損 12,600 棟など (平成 31 年 1 月 28 日現在)
2019. 6. 18 (令和元)	6. 7	山形県沖	負傷者 41 名 住家半壊 36 棟 住家一部破損 1245 棟など
2019. 8. 4 (令和元)	6. 4	福島県沖	負傷者 1 人 住家一部破損 1 棟など
2020. 3. 13 (令和 2)	5. 5	石川県能登地方	負傷者 2 人
2020. 6. 25 (令和 2)	6. 1	千葉県東方沖	負傷者 2 人 住家一部破損 5 棟など
2020. 9. 4 (令和 2)	5. 0	福井県嶺北	負傷者 13 人
2020. 9. 12 (令和 2)	6. 2	宮城県沖	負傷者 1 人 (被害は宮城県による)
2020. 12. 21 (令和 2)	6. 5	青森県東方沖	負傷者 1 人
2021. 2. 13 (令和 3)	7. 3	福島県沖	死者 1 人、負傷者 187 人 住家全壊 69 棟、住家半壊 729 棟、住家一部破損 19758 棟など
2021. 3. 20 (令和 3)	6. 9	宮城県沖	負傷者 11 人 住家一部破損 2 棟など
2021. 5. 1 (令和 3)	6. 8	宮城県沖	負傷者 4 人
2021. 10. 6 (令和 3)	5. 9	岩手県沖	負傷者 3 人 住家一部破損 1 棟
2021. 10. 7 (令和 3)	5. 9	千葉県北西部	負傷者 49 人 建物火災 1 件など
2021. 12. 3 (令和 3)	5. 4	紀伊水道	負傷者 5 人 住家一部破損 2 棟
2022. 1. 22 (令和 4)	6. 6	日向灘	負傷者 13 人 住家一部破損 1 棟

地方防災行政の現況 (総務省消防庁) 及び気象庁 HP「被害地震資料」等より抜粋、修正



## 2. 通信関係

### NTT 災害用伝言ダイヤルシステムの概要



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地の方の加入電話、ISDN、ひかり電話番号、携帯電話、IP 電話の電話番号を登録番号として利用する。電話番号は市外局番から入力。
利用可能電話	NTT の加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話（電話サービス）、特設公衆電話、携帯電話。
伝言蓄積数	1 電話番号当たり 1～20 伝言
伝言録音時間	1 伝言 30 秒以内
伝言の保存期間	提供終了まで
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	NTT 東日本または NTT 西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信業者からの通話料は各通信業者に問い合わせ。
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

3. 通報連絡先

(1) 防災関係機関

(防災危機管理課)

名称	所在地	電話番号	摘要
愛知県防災安全局防災部災害対策課	名古屋市中区三の丸 1-2	052-961-2111	
愛知県東三河総局	八町通五丁目 4	54-5111	防災安全課
愛知県東三河建設事務所	今橋町 6	52-1311	維持管理課
愛知県東三河農林水産事務所	八町通五丁目 4	54-5111	総務課
愛知県三河港務所	神野ふ頭町 3-9	31-4155	蒲郡出張所 0533-69-5381
愛知県東三河水道事務所	東小鷹野二丁目 9-1	61-2836	
愛知県豊橋警察署	八町通三丁目 8	54-0110	警備課
国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所	神野ふ頭町 1-1	32-3251	
第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部三河海上保安署	神野ふ頭町 3-11	34-0118	
郵便局(株)豊橋郵便局	神明町 106	52-2101	
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所	中野町字平西 1-6	48-2111	豊川流域治水出張所 52-8098
陸上自衛隊豊川駐とん地 (陸上自衛隊第 10 特科連隊)	豊川市穂ノ原 1-1	0533-86-3151	
航空自衛隊小牧基地 (第 1 輸送航空隊防衛部)	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	
名古屋地方气象台 (防災グループ)	名古屋市中種区日和町 2-18	052-751-5124	
西日本電信電話株式会社 東海支店 (災害対策室)	名古屋市中区大須 4-9-60	052-291-3226	
日本赤十字社愛知県支部	名古屋市中区白壁 1-50	052-971-1591	愛知県豊橋赤十字血液センター 32-1331
日本放送協会名古屋放送局 豊橋支局	今橋町 1-2	55-1121	
国土交通省名古屋国道事務所	名古屋市中区瑞穂区鍵田町 2-30	052-853-7320	
国土交通省名古屋国道事務所 東三河維持出張所	牛川町字下モ田 29-1 豊橋市上下水道局 5 階	53-0321	
水資源機構	今橋町 8	54-6501	豊橋支所 (万場調整池) 23-2223
東海旅客鉄道(株)豊橋駅	花田町字西宿無番地	52-2753	
日本通運(株)豊橋支店	駅前大通三丁目 50	55-0202	
中部電力パワーグリッド(株)豊橋営業所	神明町 89	54-9753	
サーラエナジー(株)豊橋供給センター	神野新田町字テノ割 1	32-5511	
豊橋陸運協会	花田町字石塚 42-1	53-7211	
豊橋鉄道(株)	駅前大通一丁目 46-1 豊鉄ターミナルビル 5 階	53-2131	
豊橋市医師会	中野町字中原 100-3	45-4911	
豊橋市歯科医師会	中野町字中原 100-5	26-8300	

## (2) 市関係部局

(市役所・消防署所等)

図面対象番号	名称	所在地	電話番号	摘要
1	豊橋市災害対策本部	今橋町1	51-2055	
	豊橋市防災危機管理課		51-3116	
	豊橋市消防団		51-3111	消防本部総務課 消防グループ
	豊橋市教育委員会		51-2805	
2	豊橋市中消防署	東松山町23	52-0119	
3	〃 東分署	中岩田二丁目7-4	61-0119	
4	〃 前芝出張所	日色野町字新切46-1	31-0119	
5	〃 石巻出張所	石巻本町字野添136	88-0119	
6	豊橋市南消防署	曙町字南松原118	46-0119	
7	〃 西分署	東脇一丁目1-8	33-0119	
8	〃 二川出張所	二川町字道賢田46-3	41-0119	
9	〃 大清水出張所	大清水町字姫田51	26-0119	
10	豊橋市上下水道局	牛川町字下モ田29-1	51-2702	
11	豊橋市保健所	中野町字中原100	39-9111	
12	豊橋市民病院	青竹町字八間西50	33-6111	

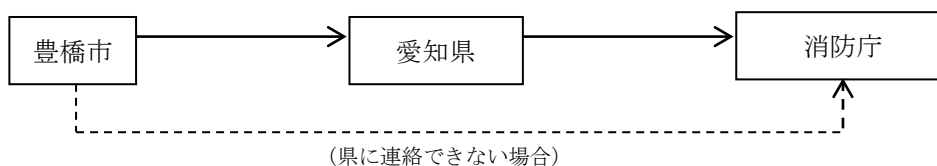
## (3) 農業協同組合等

(農業支援課、農業企画課、農地整備課)

非常通信連絡先	所在地	電話番号	摘要
豊橋農業協同組合	第一事業所	細谷町井ノ上117-1	21-3143
	第二事業所	伊古部町字東荒子183-1	21-2835
	第三事業所	老津町字西高縄51	23-3671
	第四事業所	野依町字南丸山317-1	25-3731
	第五事業所	牟呂町字東明治川添89	32-9959
	第六事業所	石巻本町字太夫橋1-2	86-4455
豊橋温室園芸農業協同組合	高洲町字小島103-1	31-6371	
愛知県酪農農業協同組合豊橋市所	南大清水町字元町464	25-2326	
豊橋市養鶏農業協同組合	つつじが丘三丁目4-1	61-3185	
豊橋養鵝農業協同組合	西幸町字浜池131	48-0113	
豊橋市茶業農業協同組合	上野町字上野23	45-4973	
豊橋養鰻漁業協同組合	東脇四丁目23-1	31-5156	
豊橋北部土地改良区	石巻町字出口47	88-4502	
二川土地改良区	三弥町字三ツ家3-6	41-0519	
豊橋開拓土地改良区	北山町字東浦6-2	45-1893	
高豊土地改良区	伊古部町字多岸田304	21-2040	
豊橋南部土地改良区	老津町字岩塚118	23-0251	
神野新田土地改良区	神野新田町字会所前66	45-7476	
豊橋西部土地改良区	神野新田町字ユノ割35	31-5197	
豊橋北西部土地改良区	前芝町字北堤38-3 柰野方	34-1404	
豊川総合用水土地改良区	今橋町8	54-8278	
松原用水土地改良区	豊川市行明町大井後93	0533-86-0220	
牟呂用水土地改良区	新城市一畝田字西浦7-2	0536-26-0016	

## (4) 県及び消防庁への連絡先

(防災危機管理課)



## &lt; 県への連絡先 &gt;

県の体制	平常時	第1 非常配備	第2 非常配備 (準備体制)	第2 非常配備 (警戒体制)	第3 非常配備
	東三河総局防災安全課内			東三河方面本部災害対策センター室	
NTT	0532-35-6118 内線 226~227			0532-54-5111	
NTT (FAX)	0532-54-5582			0532-54-5582	
防災行政無線	610-2-226~227			610-1372 (総括班) 610-1373~1374 (情報班) 610-1375 (総務班) 610-1376 (支援班) 610-1377 (緊急物資チーム)	
防災行政無線 (FAX)	610-1150~1151			610-1152	
E-mail	higashimikawa@pref.aichi.lg.jp				
防災 web mail	higashimikawa-jimusho@bousai.pref.aichi.jp				

防災行政無線で市から発信する場合は、発信番号(8)を初めにつけること

県の体制	平常時	第1 非常配備	第2 非常配備 (準備体制)	第2 非常配備 (警戒体制)	第3 非常配備
	本庁舎 2 階防災安全局防災部内			自治センター6 階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2523 (危険物) 内線 2548 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-654-6144 (火災・危険物)		052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
勤務 時間 外	NTT(FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6944 (1階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107	

県の体制		平常時	第1 非常配備	第2 非常配備 (準備体制)	第2 非常配備 (警戒体制)	第3 非常配備	
		本庁舎 2 階防災安全局防災部内			自治センター6 階災害情報センター		
勤務 時間 内	防災行政 無線	600-2512 (2 階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政 無線(FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT(FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行政 無線	600-5250～5253 (宿日直室)			同上		
	防災行政 無線(FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上		
E-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			Aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災 web mail		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp(高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

< 消防庁への連絡先 >

区分	NTT 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
平日(祝日・年末年始を除く) (9:00～17:00) 消防庁防災課応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	92-90-43410, 43411 92-90-49033 (FAX)	9-048-500-90-43xxx (43xxx の下3桁は衛星電話 番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)
夜間・休日時 消防庁宿直室	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)

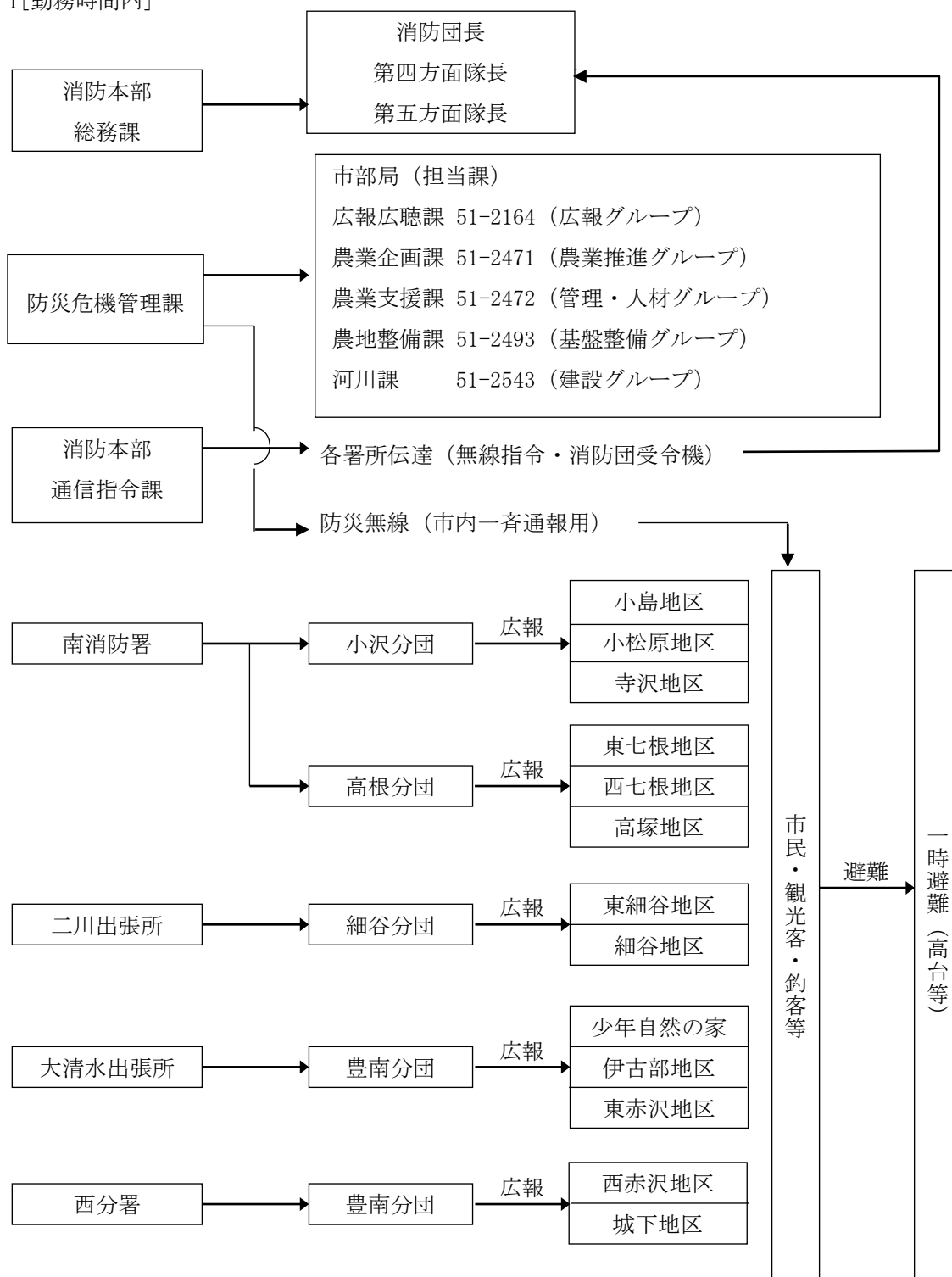
(5) 遠州灘沿岸地区の津波伝達系統図及び三河湾沿岸、河川地区の津波伝達系統

(防災危機管理課、消防本部総務課、通信指令課、中・南消防署、広報広聴課、農業企画課、農業支援課、農業整備課、河川課、みなと振興課、下水道施設課)

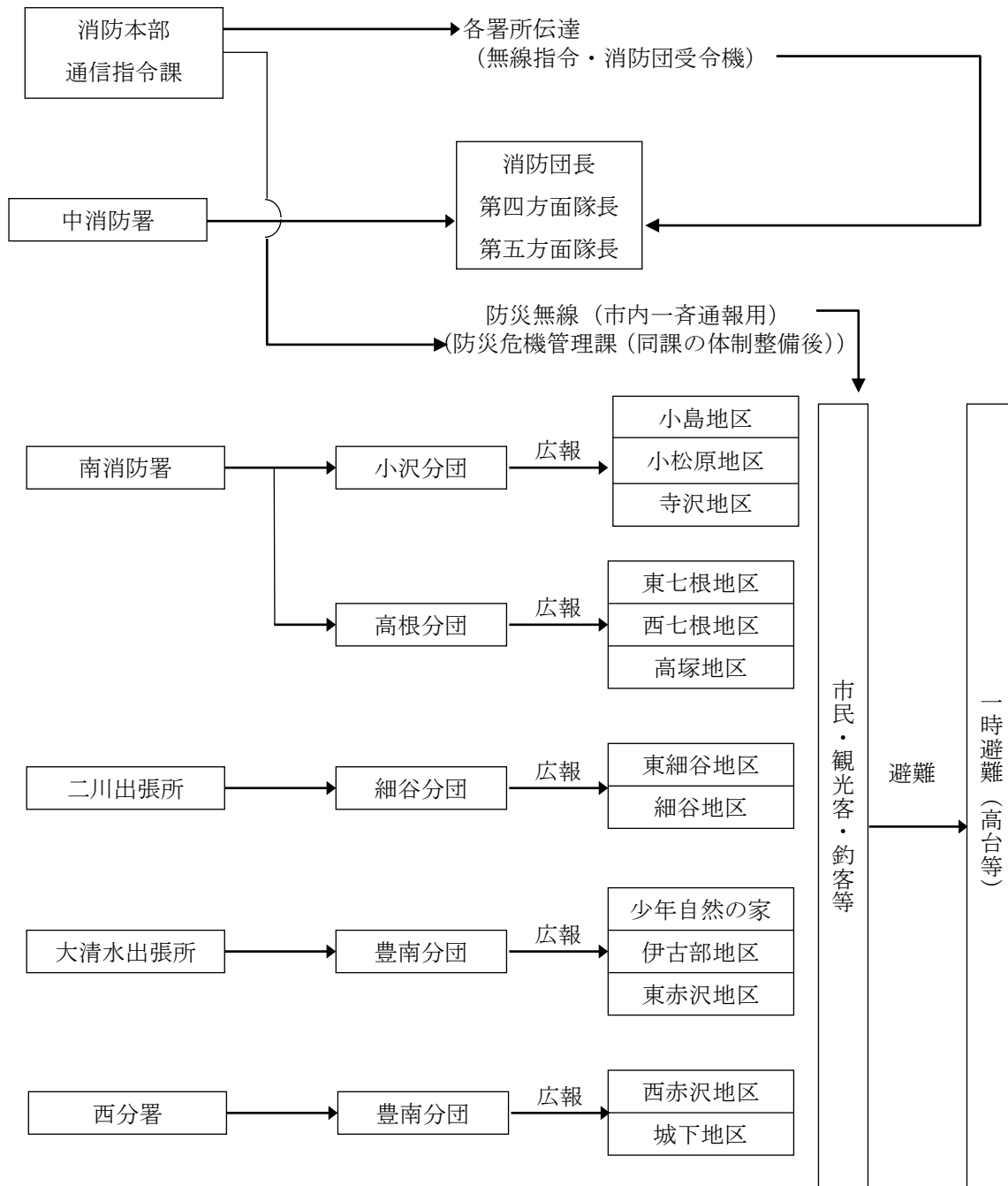
遠州灘沿岸地区の津波伝達系統図及び三河湾沿岸、河川地区の津波伝達系統

遠州灘沿岸地区の津波伝達系統図

1[勤務時間内]

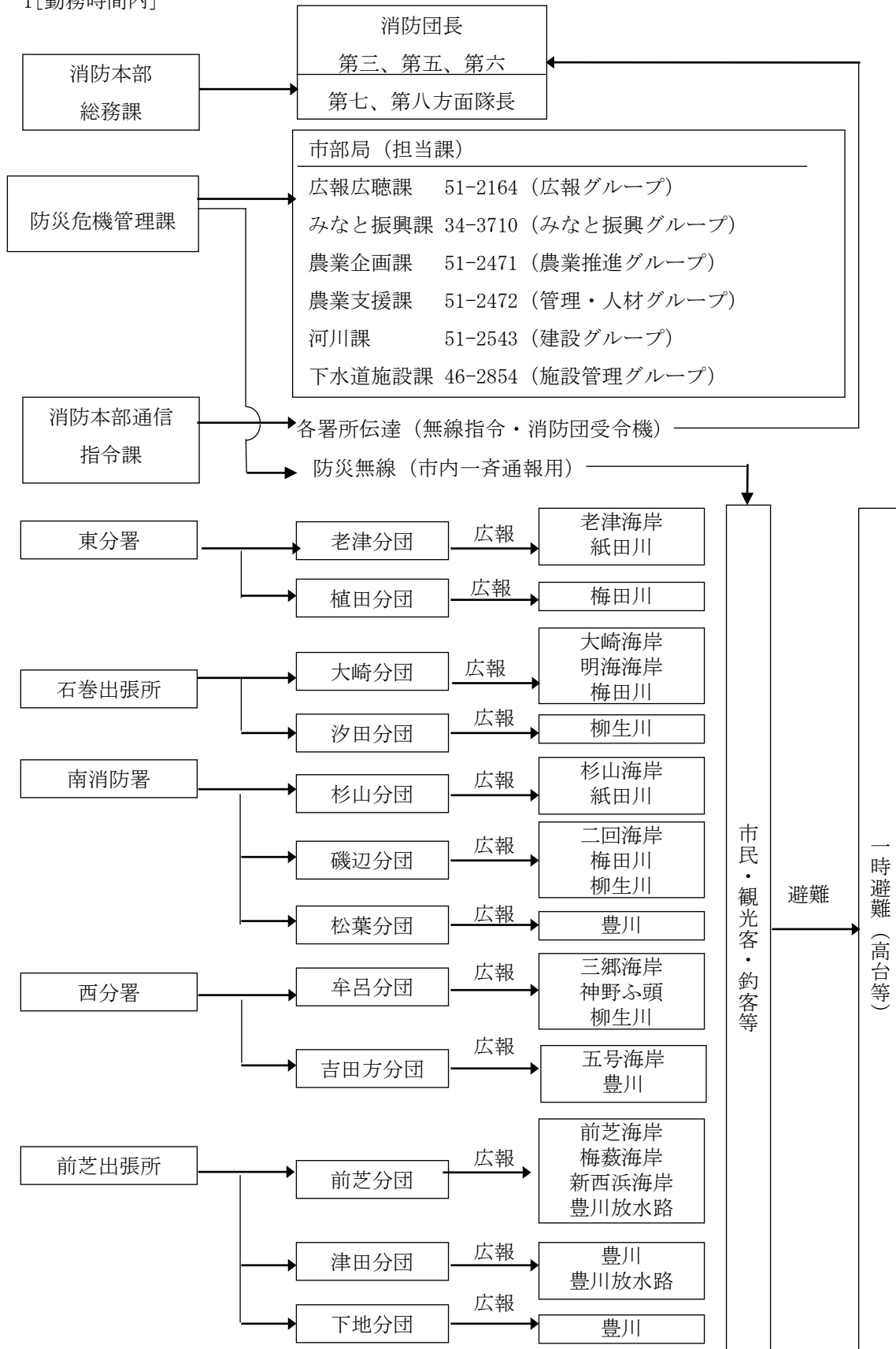


2[勤務時間外]



三河湾沿岸及び河川地区の津波伝達系統

1[勤務時間内]





2[勤務時間外]

